

# 浜松市環境基本計画

水と緑と光が響きあう環境共生都市を目指して

～次世代に、豊かな暮らしを継承するために～



平成 20 年 3 月

## はじめに

平成 17 年 7 月の市町村合併により誕生した新浜松市は、市域の拡大とともに、多様な自然環境、歴史風土、文化を持つ都市となりました。特に、市域の 68% を占める豊かな森林や、天竜川、浜名湖、佐鳴湖、遠州灘といった個性ある水辺環境、またそこに生息する多種多様な動植物など、本市が有する自然環境は、貴重な財産であり、市民に潤いと安らぎを与えています。私たちは、これらの豊かな自然環境を保全・活用する一方、本市を取り巻く、大気汚染・水質汚濁などの公害、佐鳴湖の水質汚濁、遠州灘海岸の侵食、温室効果ガスの排出量の増加などの複雑かつ多様化の一途をたどっている環境問題の改善に、緊急に取り組まなければなりません。



また、世界に目を向けてみますと、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が報告した第 4 次評価報告書では、温暖化の影響が今すでに表れており、この先も化石エネルギーに頼る高度経済成長社会を続けると、干ばつ、熱波、洪水などの深刻な事態に世界は直面すると警告しています。このように環境問題は、世界レベルでも緊急な改善が必要な状況になっています。

そこで、これら大きく移り変わり行く変化に的確に対応し、総合的に施策を推進するため、平成 11 年に策定した「浜松市環境基本計画」を今回、大幅に見直しました。見直し後の計画では、「水と緑と光が響きあう環境共生都市」をその基本目標にし、その実現に向けて 5 つの基本方針と 27 の施策の基本的方向を示しています。その中でも特に、主体性や地域性、緊急性から判断した「環境教育・環境学習の推進」や「森林の保全・活用」、「天竜川・浜名湖流域の活性化」、「公害の改善」、「地球温暖化対策の推進」の 5 項目を、主要施策として位置づけ、市を挙げて重点的に推進していきます。さらに、これらの施策や事業の推進の目安とすべく 59 の環境目標値を設定し、毎年、達成状況を公表することで、市民の皆さまとともに着実に計画を推進してまいります。

今こそ私たちは、「Think Globally, Act Locally」（地球規模で考え、地域から行動する）を実践し、この水と緑と光に満ちた美しい浜松市を、次世代に引き継いでいかなければなりません。そのためには、市だけではなく、市民、事業者の皆さまの連携・協働が何より重要になりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、ご尽力を賜りました「浜松市環境審議会」、「浜松市環境基本計画策定市民検討委員会」、「市民ワークショップ」の各委員や参加者の皆さまをはじめ、数多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成 20 年 3 月

浜松市長 鈴木 康友

## ■ 環境基本計画報告書の目次

<b>第1章 環境基本計画の基本的な事項</b> .....	<b>1</b>
1-1 環境基本計画策定の根拠・目的.....	1
1-2 環境基本計画策定の背景.....	2
1-3 環境基本計画の位置づけ.....	3
1-4 環境基本計画の対象地域.....	4
1-5 環境基本計画の対象環境分野.....	4
1-6 環境基本計画の期間.....	4
1-7 環境基本計画の構成.....	5
<b>第2章 浜松市の環境特性と課題</b> .....	<b>6</b>
2-1 社会経済環境の現状と課題.....	6
(1) 人口.....	6
(2) 土地利用.....	7
(3) 産業.....	8
(4) 交通.....	11
(5) 資源・エネルギー.....	13
2-2 生活環境の現状と課題.....	15
(1) 公害の概況.....	15
(2) 大気.....	15
(3) 水質.....	17
(4) 騒音・振動.....	22
(5) 廃棄物.....	24
2-3 自然環境の現状と課題.....	26
(1) 地形.....	26
(2) 気象.....	27
(3) 動植物.....	27
(4) 各地区の特有な環境資源.....	28
2-4 快適環境の現状と課題.....	30
(1) 緑.....	30
(2) 水辺.....	30
(3) 景観.....	31
(4) 歴史文化.....	32
2-5 地球環境の現状と課題.....	35
(1) 地球環境の現状.....	35
(2) 二酸化炭素排出量.....	36
(3) 酸性雨.....	37
2-6 主要環境資源（森林、天竜川、浜名湖、佐鳴湖、遠州灘）の現状と課題.....	38
(1) 森林.....	38
(2) 天竜川.....	40
(3) 浜名湖.....	42
(4) 佐鳴湖.....	45
(5) 遠州灘.....	47
2-7 浜松市の取り組むべき課題.....	49
(1) 循環.....	49
(2) 生活.....	50
(3) 共生.....	50
(4) 参加・協働.....	52
(5) 地球環境.....	52
<b>第3章 基本目標と施策の体系</b> .....	<b>55</b>
3-1 基本目標.....	55
(1) 基本目標.....	55
(2) 5つの基本方針.....	56
3-2 施策の体系.....	56

<b>第4章 施策の基本的方向</b> .....	<b>58</b>
4-1 循環型社会を創造する.....	58
(1) 森林資源の利活用促進.....	58
(2) 健全な水循環の確保.....	60
(3) 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進.....	62
(4) 産業廃棄物対策の推進.....	64
(5) 省エネルギーの推進.....	67
(6) 新エネルギーの活用促進.....	68
4-2 健全で豊かな生活環境を保全する.....	70
(1) 大気汚染対策の推進.....	70
(2) 水質汚濁対策の推進.....	71
(3) 騒音・振動・悪臭対策の推進.....	74
(4) 土壌・地下水汚染の防止.....	75
(5) 有害化学物質などの対策の推進.....	76
(6) 良好な音・かおり・光の環境保全.....	77
4-3 自然と共生する都市を築く.....	79
(1) 森林・農地の公益的機能の増進.....	79
(2) 河川・湖沼・海岸の環境保全.....	81
(3) 生物多様性の維持.....	83
(4) 水と緑に親しむ空間の創造.....	85
(5) 景観の保全と創造.....	87
(6) 歴史的・文化的遺産の保全と活用.....	89
4-4 市民とともに実践する.....	91
(1) 環境情報の整備と提供.....	91
(2) 環境教育・環境学習の推進.....	92
(3) 市民などの自主的な活動の促進.....	94
(4) 事業者の自主的な活動の促進.....	96
(5) 市の率先行動の推進.....	97
4-5 地球環境の保全に向け行動する.....	100
(1) 地球温暖化対策の推進.....	100
(2) オゾン層保護対策の推進.....	102
(3) 酸性雨対策の推進.....	103
(4) その他対策の推進.....	104
<b>第5章 行動指針</b> .....	<b>106</b>
5-1 主体別行動指針.....	106
(1) 市、市民及び事業者の責務.....	106
(2) 市、市民及び事業者の行動指針.....	106
(3) 市、市民及び事業者が実践する主要な行動.....	108
5-2 地域別行動指針.....	122
(1) 地域区分の考え方.....	122
(2) 地域別行動指針.....	123
<b>第6章 主要施策</b> .....	<b>129</b>
6-1 主要施策の性格.....	129
6-2 主要施策.....	131
<b>第7章 計画の推進</b> .....	<b>146</b>
7-1 計画の推進組織.....	146
7-2 計画の進行管理.....	148
7-3 計画の円滑な推進に向けて.....	149
<b>付属資料</b>	
1 環境基本計画策定の経過.....	150
2 ワークショップ（概要）.....	155
3 アンケート調査（概要）.....	160
4 現地調査（概要）.....	170
5 パブリック・コメント（概要）.....	175
6 関係計画一覧.....	176
7 目標値一覧.....	179
8 用語解説.....	182

◆(\*)が付いている用語は付属資料の用語解説で解説しています。ただし、同じ用語が複数回記載されている場合には、各章の最初の用語にのみ(\*)を付けています。

■環境基本計画について（概要）

※（ ）内の数字は環境基本計画のページ数を示します。

<p><b>【第1章】(P1)</b> 環境基本計画の基本的な事項</p>	<p>●<b>根拠・目的 (P1)</b>：環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること</p> <p>●<b>位置づけ (P3)</b>：市の環境に影響を及ぼすと考えられる各種施策・事業に対し、方向性を示す計画</p> <p>●<b>計画期間 (P4)</b>：平成20年度～平成26年度（見直しは必要に応じて実施）</p>	<p>●<b>背景 (P2)</b>：国や県の環境基本計画の見直しや、各種環境法令の制定、温室効果ガス削減対策の強化、合併による環境・文化等の変化など</p> <p>●<b>対象地域 (P4)</b>：全市域</p> <p>●<b>対象環境分野 (P4)</b>：社会経済環境、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境</p> <p>●<b>構成 (P5)</b>：第1章から第7章までの構成の概要説明</p>
---	--	--



## 第1章 環境基本計画の基本的な事項

### 1-1 環境基本計画策定の根拠・目的

浜松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定は、浜松市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第9条「市長は環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を策定する」に基づいています。

また環境基本条例の第3条には、今日の環境問題をふまえて環境の保全及び創造に関する環境施策の基本理念を定めています。環境基本計画は、こうした基本理念の実現に向けて、本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

#### 浜松市環境基本条例（抜粋）

（平成10年9月30日浜松市条例第49号）

最終改正（平成17年6月1日浜松市条例第142号）

#### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない環境の恵沢を現在及び将来にわたって持続的に享受することができるように行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の特性を活かし、自然と人との共生を旨として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、日常的な生活や事業活動が地球環境の保全にも影響を及ぼすものとの共通認識の下に国際的な協力・協調の下に行わなければならない。

#### （環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定する。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定める。

(1)環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、浜松市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

## 1-2 環境基本計画策定の背景

平成5年に制定された環境基本法は、環境施策の新たな理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための施策の枠組みを示しています。

同法においては、地方公共団体の責務を「基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しており、環境基本法や環境基本計画の枠組みや理念・目標を地域で実現するための環境計画の策定が求められています。

これらの動きの中で、本市においても、平成10年に環境の保全と創造についての基本的な理念を明らかにすることを目的として環境基本条例を制定し、同条例に基づき平成11年に環境基本計画を策定しました。

しかしながら、その後、国では、平成12年12月に第2次環境基本計画を、また平成18年4月に第3次環境基本計画を制定し、静岡県でも、平成14年4月に第2次環境基本計画を、平成18年3月には同計画の中間見直しを行いました。本市では、これら国や県の環境基本計画の改定とあわせて、新たな市の環境基本計画を策定する必要が生じていました。

さらに、前回の市の環境基本計画策定から、環境問題を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。環境に係わる科学的な知見・技術が飛躍的に向上している一方で、「循環型社会形成推進基本法(\*)」をはじめとして、「フロン回収破壊法(\*)」、「PRTR法(\*)」、「外来生物法(\*)」、「景観法(\*)」、「環境保全活動・環境教育推進法(\*)」などの環境問題に関わる様々な法律が制定され、併せて京都議定書に基づく温室効果ガス削減目標の達成が強く求められる状況を迎えました。

こうした中、本市は、平成17年7月の市町村合併により、市域が大きく拡大し、多様な自然環境、歴史風土、文化を持つ都市となり、続いて平成19年4月には、全国16番目の政令指定都市に移行しました。

このように、社会経済状況の変化及びこれに伴う関係法律・制度に的確に対応しつつ、政令指定都市に応じた環境施策を総合的に講じていくため、従来の環境基本計画を全面的に見直し、今回、本環境基本計画を策定しました。



### 1-3 環境基本計画の位置づけ

環境基本計画は、環境基本条例に基づいて策定されるもので、国や県の環境基本計画や、「第1次浜松市総合計画」などの上位計画をはじめとする、環境の保全及び創造などに関連する各分野の基本的な計画、各種実施計画などと連携を図り、本市における環境行政を、総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられます。

したがって、行政の各分野における個別計画で、環境に影響を及ぼすと考えられる施策・事業を定める場合には、この環境基本計画の示す方向性との整合を図ることが必要となります。

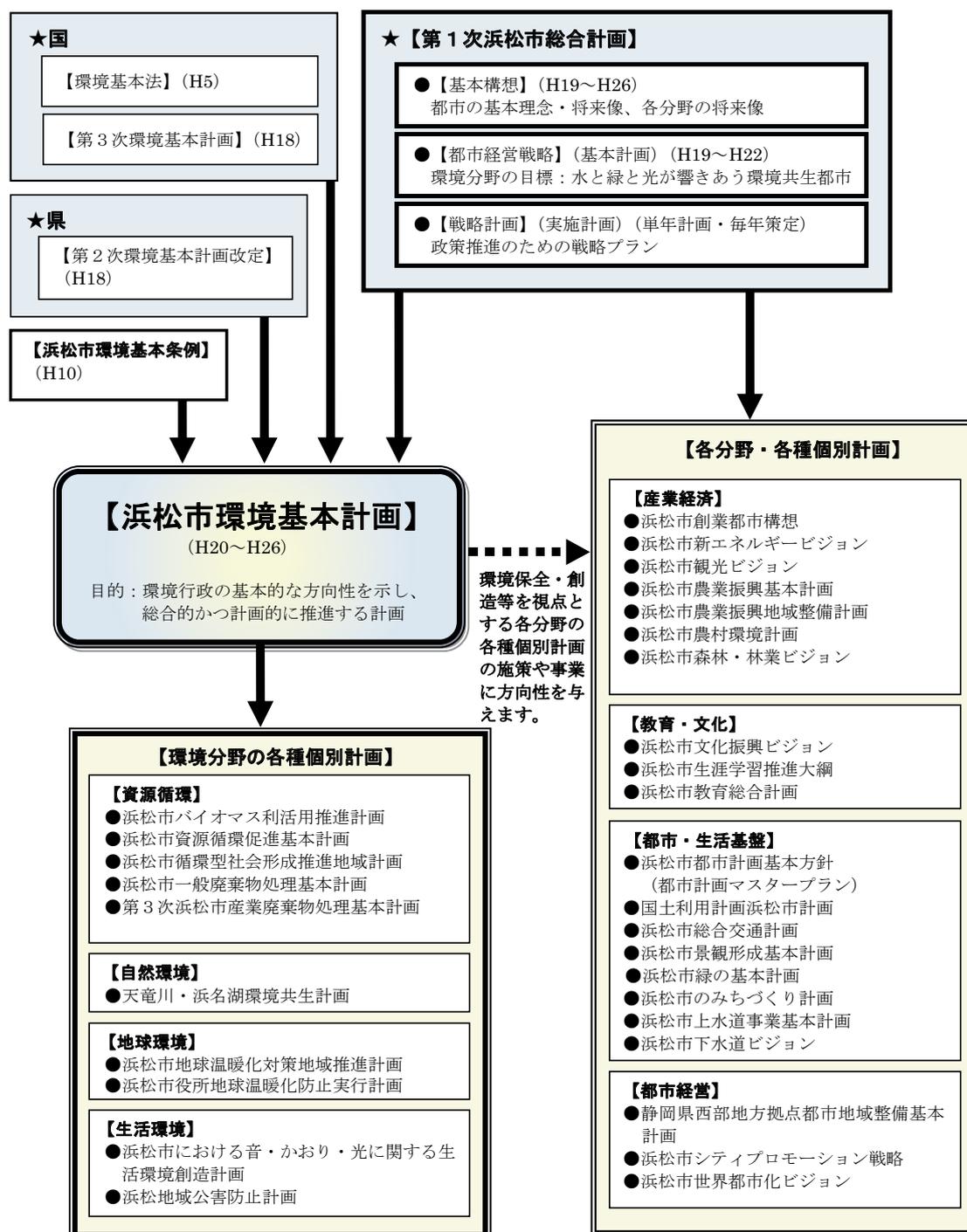


図1-1 環境基本計画の位置づけ

※各計画の概要については付属資料関係計画一覧(P176)で解説しています。

## 1-4 環境基本計画の対象地域

環境基本計画の対象地域は、浜松市全域とします。

なお、温暖化対策などの市域を超えて対応すべき施策や、国、県、周辺自治体と連携することにより効果が得られる施策については、より広域的な観点からの推進を図ります。

## 1-5 環境基本計画の対象環境分野

環境基本計画の対象環境分野を図1-2に示します。

なお、本市の環境については、社会経済環境、生活環境、自然環境、快適環境に区分するとともに、それら全体を含んだ地球環境という5つの枠組みでとらえます。

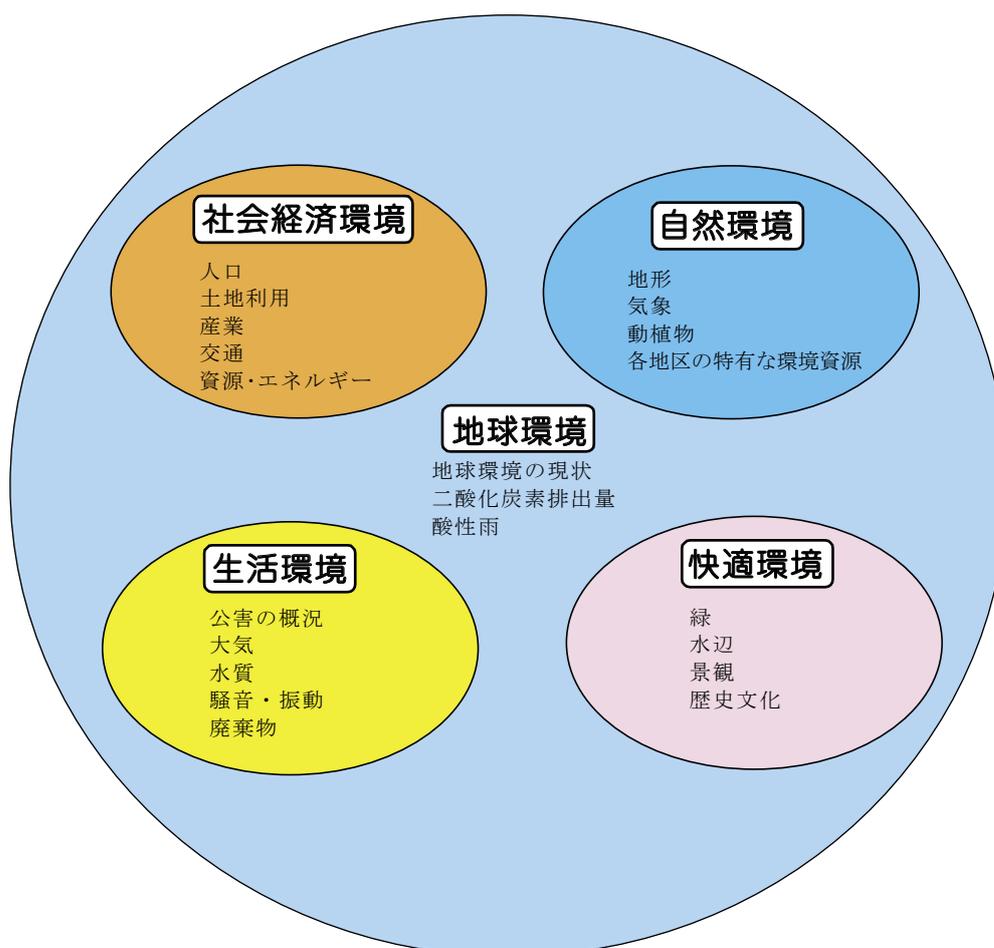


図1-2 環境基本計画の対象環境分野

## 1-6 環境基本計画の期間

環境基本計画の目標年次は、「第1次浜松市総合計画」と整合性を図り平成26年度（2014年度）とします。

なお、環境基本計画は社会経済情勢の変化や科学技術の向上を見ながら必要に応じて見直しを行うものとします。

## 1-7 環境基本計画の構成

環境基本計画の構成を図1-3に示します。

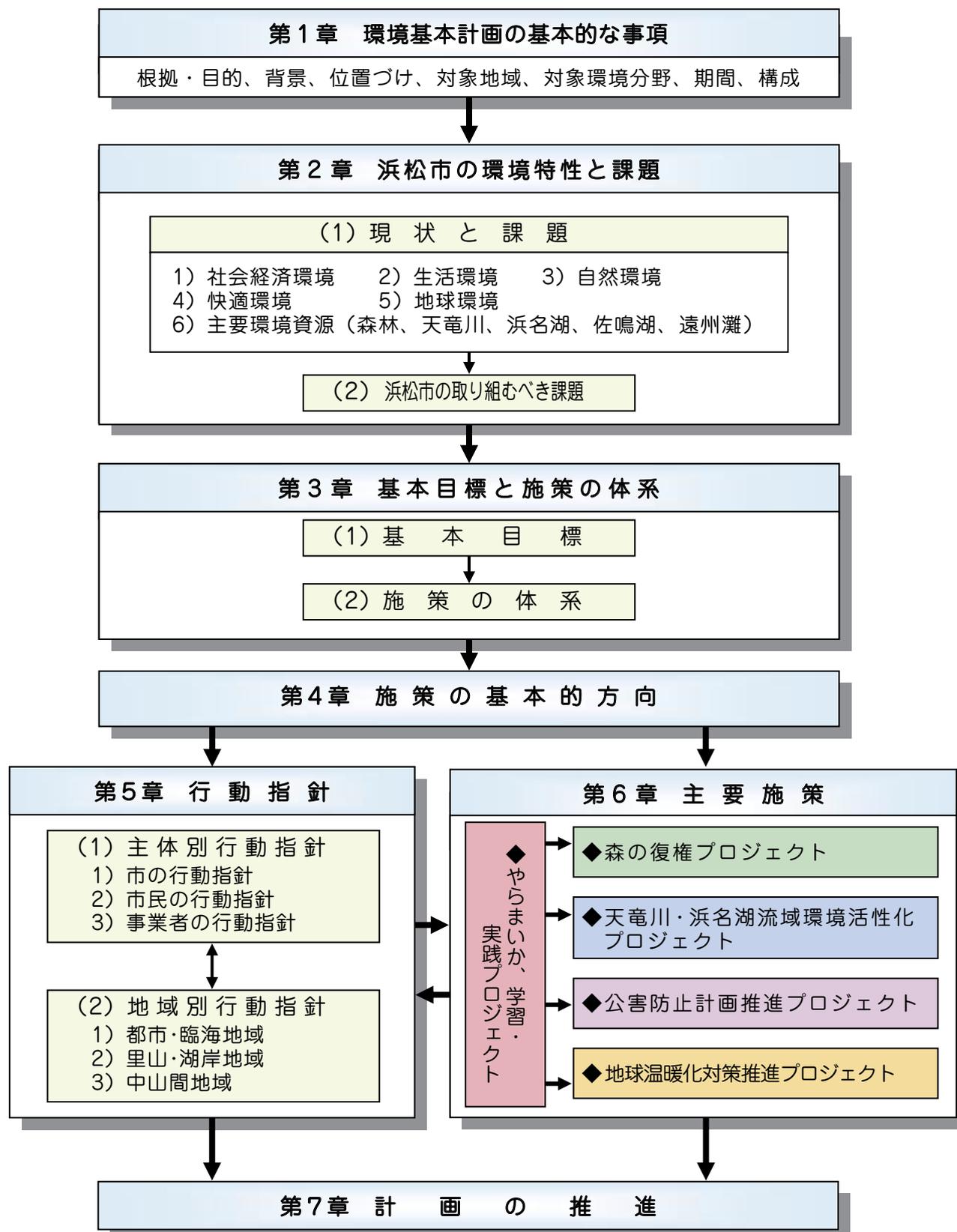
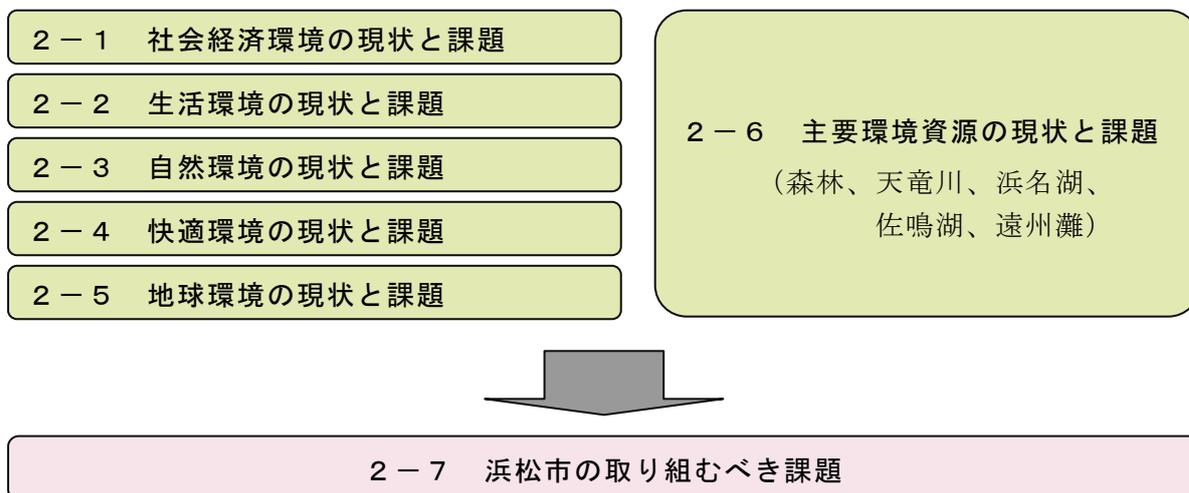


図1-3 環境基本計画の構成

## 第2章 浜松市の環境特性と課題

本章では、社会経済環境、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境の現状と課題及び本市の主要環境資源である森林、天竜川、浜名湖、佐鳴湖、遠州灘の現状と課題を整理し、本市の基本計画策定にかかる主要課題を整理します。

### 《本章の構成》



### 2-1 社会経済環境の現状と課題

#### (1) 人口

本市の人口は、平成17年10月に実施された国勢調査によると804,032人で、全国第16位、県内第1位です。この人口の推移を見ると、これまで一貫して増加を続けてきましたが、国勢調査の調査年の人口増加率は、平成7年には2.0%、平成12年は2.5%、平成17年は2.1%で、最近10年間は2%台の増加が続いています。

旧浜松市とその隣接地などの都市部における人口集中が顕著となっており、人口集中地区（DID）<sup>(\*)</sup>人口が総人口の約6割を占めるに至っています。市街化が進行し人口が増加傾向にある都市部では、市街地の拡大による緑地の減少や交通量の増加に伴う環境悪化、廃棄物の増大などに対する効果的な対策が求められています。

一方、旧天竜市以北の中山間地域では過去から一貫して人口が減少していることに加え、旧雄踏町、旧引佐町、旧三ヶ日町など旧浜松市周辺部において、人口が増加傾向から減少傾向へと変化しています。このように中山間地域における人口減少が一層顕著となってきており、森林や農地の荒廃などが懸念されます。

また、合併により広大な面積となった本市においては、都市部と中山間地域の適切な人口バランスを考慮するとともに、環境政策を講じる上で、両者がお互いの長所と短所を補完し合うような良好な関係構築が必要です。

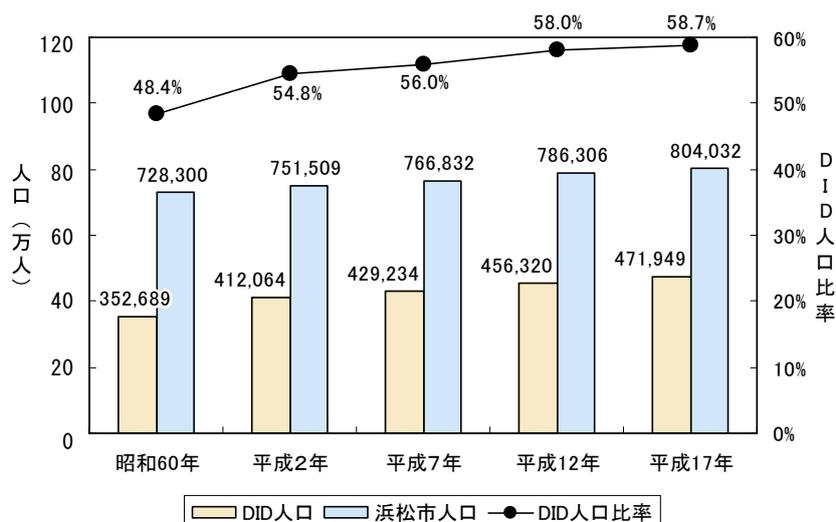


図2-1 人口集中地区（DID）人口と人口集中地区人口比率の推移

資料：国勢調査（総務省） 各年10月1日現在

## （2）土地利用

本市の土地利用構造をおおまかに区分すると、市内を流れる天竜川の上流部に山林、中流部（台地部）に農地、下流部（平野部）に農地と宅地という構成になります。

本市の土地利用面積を見ると、山林・原野が642.82 km<sup>2</sup>（42.5%）と最も多く、これに農地（田・畑）の170.33 km<sup>2</sup>（11.3%）を加えた緑地の面積は、813.15 km<sup>2</sup>（53.8%）となります。宅地は109.41 km<sup>2</sup>で市域の7.2%です。

土地利用面積の推移を見ると、平成12年から18年の6年間に、宅地は3.30 km<sup>2</sup>増加しています。一方、農地（田・畑）及び山林・原野は減少が続いています。これは、市街地の隣接部や郊外において、農地が住宅をはじめとする施設用地に転用されたためと考えられます。

今後の都市再開発、市街地整備、宅地開発にあたっては、人口動向や住宅需要を適正に把握した上で計画的に行い、農地や山林の持つ多様な環境保全機能に配慮した、土地利用計画を立てる必要があります。

さらに、既存の市街地では、環境と調和した土地利用を推進し、環境負荷の低減と快適な環境の創造に努めることが望めます。特に、開発が予想される地域においては、無秩序な開発を防止し、良好な環境を維持するための取組が必要です。



表2-1 土地利用（平成18年1月1日現在）

区分	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比
農地（田・畑）	170.33	11.3%
宅地	109.41	7.2%
池沼	6.74	0.5%
山林・原野	642.82	42.5%
その他	581.87	38.5%
合計	1,511.17	100.0%

資料：土地課税台帳

農地、宅地、池沼、山林・原野は課税地積  
 その他は国有林や道路、公共道路などの非課税地積

### (3) 産 業

本市の就業者数は 423,787 人（国勢調査：平成 17 年 10 月 1 日現在）で、増加を続けています。本市では人口が伸びていることから、就業者は増加傾向にあるものの、全国的な少子高齢化の進展により、その増加は鈍化傾向にあります。しかしながら、総人口に占める就業者の割合（＝就業者比率）は、平成 7 年から減少に転じました。

次に、産業別就業者を見た場合、昭和 60 年から平成 17 年の 20 年間で、第 1 次産業就業者数は、32,282 人から 20,458 人に減少し、この 20 年間でおおむね 3 分の 1（▲36.6%）が減少しています。また、第 2 次産業では、平成 2 年までは増加していましたが、その後減少に転じています。

過去 20 年間で、一貫して増加しているのは第 3 次産業で、177,268 人から 246,683 人と 69,415 人の増加で、その伸び率は 39.2%となっています。

産業別就業者比率	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
第 1 次産業	8.6%	6.7%	6.1%	5.4%	4.8%
第 2 次産業	44.2%	43.6%	41.3%	40.0%	37.0%
第 3 次産業	47.2%	49.7%	52.6%	54.6%	58.2%

図 2 - 2 産業別就業者数・比率の推移

資料：国勢調査（総務省）

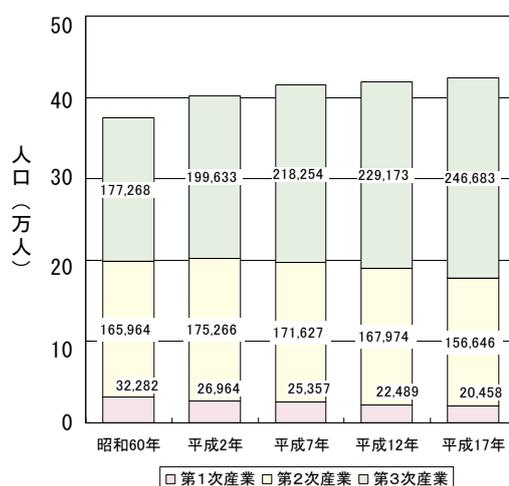
注：「分類不能の産業」は第 3 次産業に含めている。

表 2 - 2 就業者数（各年 10 月 1 日現在）

区分	就業者数	人口	就業者比率
昭和 60 年	375,514	728,300	51.6%
平成 2 年	401,863	751,509	53.5%
平成 7 年	415,238	766,832	54.1%
平成 12 年	419,636	786,306	53.4%
平成 17 年	423,787	804,032	52.7%
伸び率 (昭 60-平 17)	12.9%	10.4%	—

資料：国勢調査（総務省）

注：就業者比率＝就業者数／人口



#### 1) 農林水産業

本市の農業産出額は 524 億円（平成 17 年）と全国的にも高く、田原市（愛知県）、新潟市（新潟県）、都城市（宮崎県）、鉾田市（茨城県）に次いで全国第 5 位の水準にあります。本市の農業は、みかん、米、菊、茶（生葉・荒茶）、鉢物類などに代表される付加価値の高い農産物の生産拠点として、地域経済を支える重要な産業分野となっています。

しかし、農業従事者の高齢化及び後継者不足などを反映し、これら農業産出額は長期的には減少傾向にあり、農家戸数、農業従事者数並びに経営耕地面積の減少が続いています。また農地の減少による環境保全機能の低下も危惧されています。

さらに今後は、生産物の付加価値化にもつながる農薬や化学肥料の軽減など、「人と環境にやさしい農業」の実現に向けた、より一層の取組を推進することが必要です。



市北部の中山間地域に、明治時代における植林事業にはじまる天竜美林が広がっており、民有林の人工林面積割合は県平均を大きく上回っています。しかし、中山間地域における人口の減少、輸入材との競争による木材価格の低迷などにより、木材生産量は経年的には減少しています。

森林は木材の供給地としての役割のみならず、公益的機能としての水源かん養<sup>(\*)</sup>、山地災害の防止、地球温暖化の防止などの役割を果たしています。そのため、林業の再生に向けた振興方策を推進するとともに、森林が持つ公益的機能の増進に取り組むことが求められます。

水産業については、遠州灘におけるシラスやアジなどを漁獲する沿岸漁業、浜名湖におけるアサリの採貝漁業及びウナギやカキの養殖漁業などが行われていますが、経年的には漁獲量が減少しています。農業や林業と同様に水産業においても従業者数の減少も続いており、水産資源の保護、経営の安定などに取り組むことが求められています。

特に水産業は海・湖・河川などの水質の改善と深く関わる産業です。漁業関係者はもとより消費者、事業者とも一体となって、水域の生態系の保全及び水質環境の改善に向けた取組を展開することが求められます。

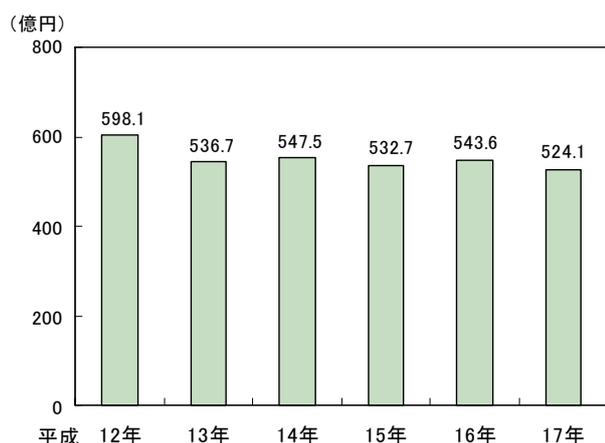


図 2 - 3 農業産出額の推移

資料：静岡農林水産統計年報

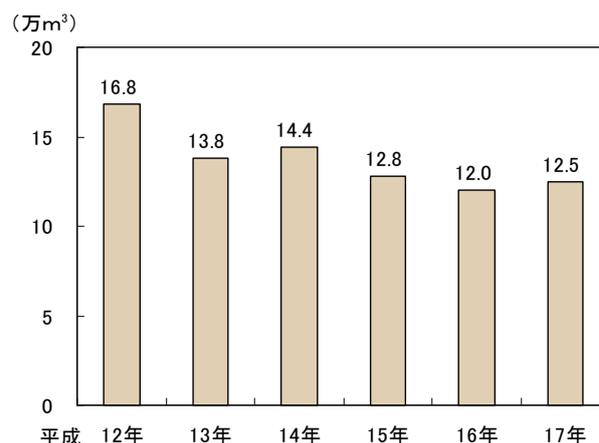


図 2 - 4 木材生産量の推移

資料：北遠・西遠農林事務所調べ

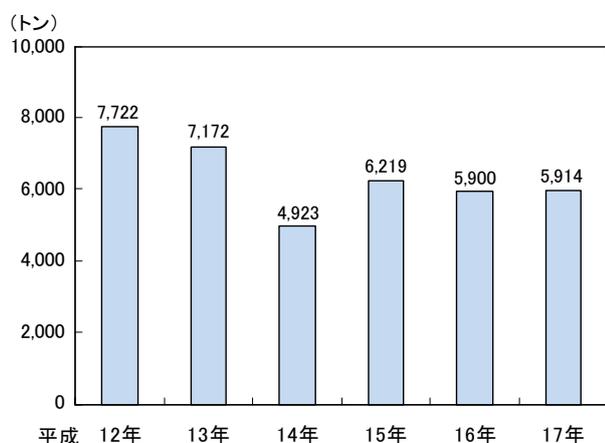
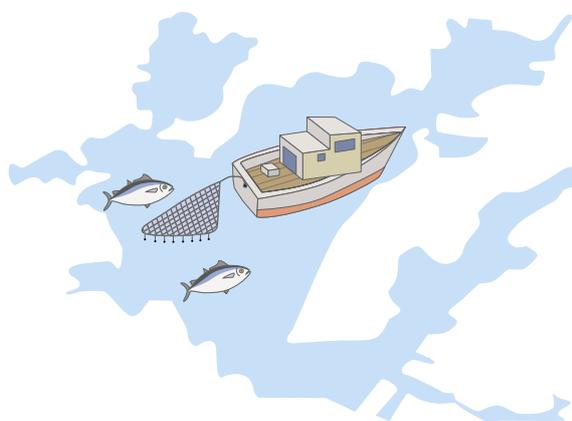


図 2 - 5 漁獲量の推移

資料：静岡農林水産統計年報



## 2) 工業

本市の製造品出荷額は2兆7,533億円（平成17年）で全国9位となっています。これは戦前から続く繊維工業・楽器生産に加え、戦後はこれらの生産技術を活かした輸送機械工業が発展してきたことによります。

過去10年の製造業の現状を見ると、事業所数、従業者数は減少傾向にあるものの、製造品出荷額等は大きな減少は見られず、生産効率が向上している様子が見えます。

前述のとおり、就業構造では第2次産業従業者数が減少していることに加え、経済のグローバル化の進展及びアジア地域の経済の急成長を背景として、国内外の地域間競争は厳しさを増しています。

こうしたことから、高い工業生産力を誇ってきた本市にあっては、企業の国際競争力を高めることが重要な課題となっており、既存産業の高度化、先端技術型産業の育成などを進める必要があります。

また、環境保全の面では、かつて全国的に公害（\*）問題が頻発した1970年代の反省から、大企業や大規模事業所における環境対策は格段に向上してきています。しかし、最近では、有機塩素化合物（\*）や、ダイオキシン類（\*）など様々な有害物質による環境問題に注目が集まっています。

今後は、各産業分野で使用される化学物質の適正処理に対する事業者の努力が重要で、そのための事業者への情報提供、指導・監視を充実することが必要です。さらに、産業廃棄物の処理・処分に伴う環境負荷が各地で大きな社会問題となっているため、事業所におけるゼロエミッション（\*）の促進など、廃棄物に伴う環境負荷が生じないような製造工程の改善などを指導することが求められています。

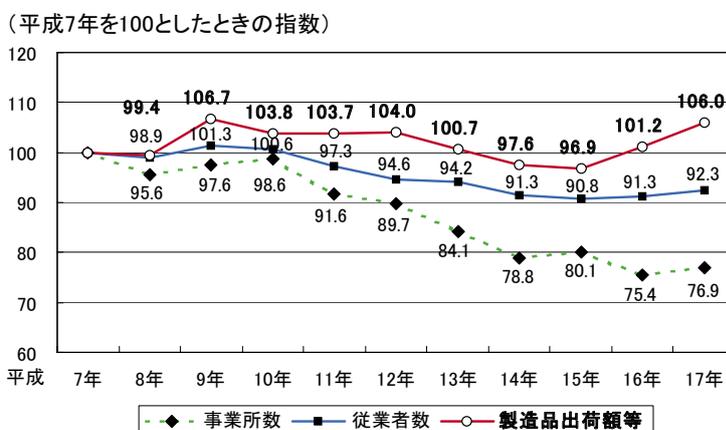


図2-6 製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移  
（平成7年を100としたときの指数） 資料：工業統計

## 3) 商業

本市の年間商品販売額は2兆7,726億円（平成16年）です。商店数、従業者数、年間販売額などの商業指標は過去10年においていずれも減少を続けています。

また全国の諸都市と同様に、中心市街地から郊外の大型店舗に商業集積が移行する傾向が顕著となっています。こうした商店立地は、新たな二酸化炭素排出量の増加や、自動車騒音や大気汚染、交通渋滞の問題を引き起こす可能性があるため、適切な指導をすることが求められています。

また、過剰包装などによる廃棄物量の増加が環境へ与える影響も社会問題として注目されています。消費者が環境への負荷を少なくするためのライフスタイルを習得するよう啓発活動を行うほか、事業者による廃棄物の減量化・リサイクル化を促進するための

取組が商業振興の上でも重要な課題となっています。

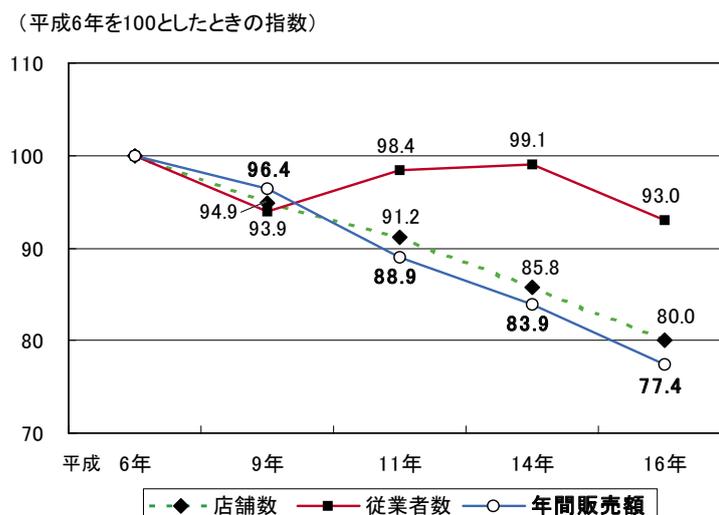


図2-7 商業（卸売業・小売業）の店舗数、従業者数、年間販売額の推移  
(平成6年を100としたときの指数)

資料：商業統計

## (4) 交通

### 1) 公共交通機関

平成7～9年度に実施した西遠都市圏パーソントリップ調査の結果に基づき、交通手段分担率の経年変化を見ると、自動車への分担率は昭和60年には49.9%でしたが、平成7年には61.1%となっており、自動車への分担率が高くなっています。

一方、平成7年の鉄道の分担率は2.9%、バスは2.5%で、両者をあわせても5.4%にとどまっています。

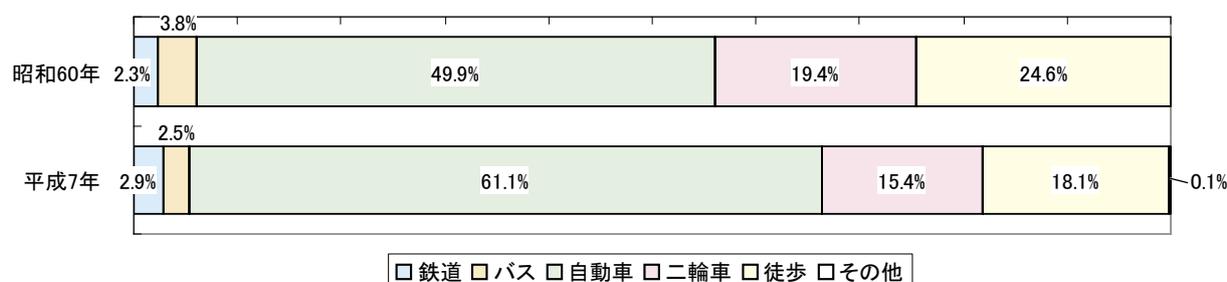


図2-8 交通手段分担率

資料：平成9年度西遠都市圏パーソントリップ調査報告書

経年的に公共交通機関の利用者数を見ても、その数は減少傾向にあり、特にバス利用者が大きな減少を続けています。交通手段が公共交通機関から自動車（自家用車）に移行していることがうかがえます。

鉄道やバスなどの公共交通機関は、地球温暖化の要因となる二酸化炭素排出量の抑制、騒音・交通渋滞などの交通公害の緩和、資源・エネルギーの消費の抑制、酸性雨や喘息・アレルギー鼻炎などの要因となる化学物質の排出抑制など、環境面からみれば非常に重要な交通手段であり、その活用を促進していくことが求められています。



(平成7年を100としたときの指数)

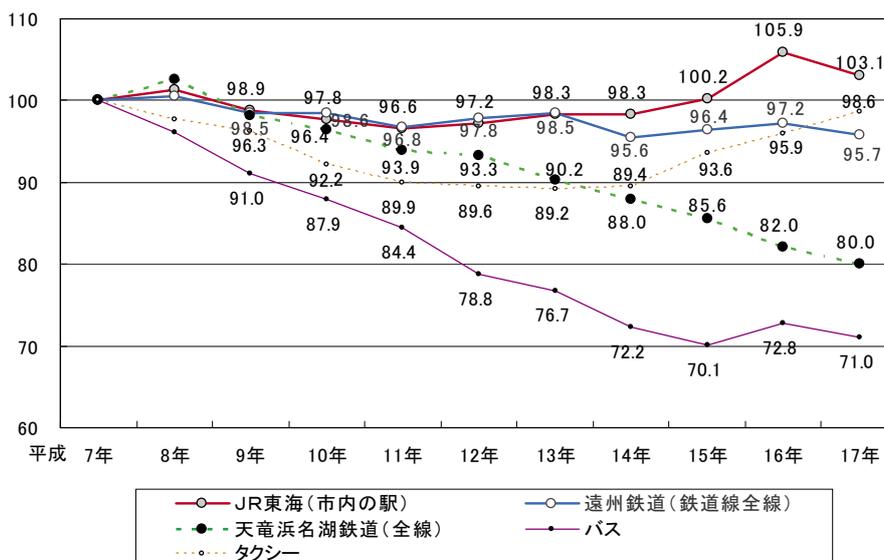


図2-9 公共交通機関利用者数の推移(平成7年を100としたときの指数)

資料：JR東海 遠州鉄道(鉄道線) 天竜浜名湖鉄道 遠州鉄道株式会社(管内)  
 浜松タクシー協会、浜松市個人タクシー協同組合、西部個人タクシー協会 など

## 2) 自動車

本市の自動車保有台数は年間6,000台~7,000台のペースで増加しています。

自動車の交通手段分担率が6割を超えるなかには、公共交通機関の利用促進とあわせて、環境負荷の少ない運転マナーの普及活動や、環境負荷の少ない自動車の普及などにも取り組んでいくことが必要となっています。

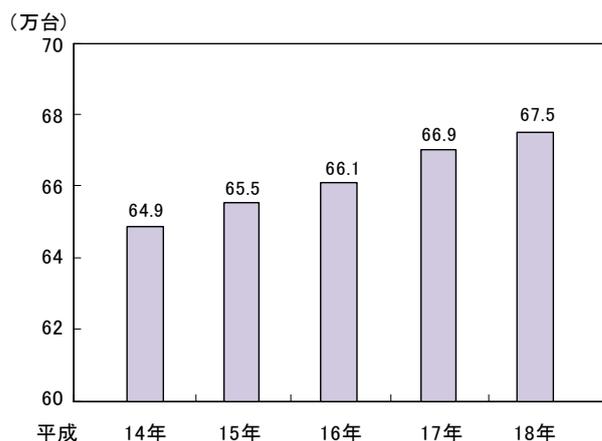


図2-10 自動車保有台数の推移

資料：静岡県生活統計室調べ

注：自動車とは、トラック、バス、乗用車、特殊用途車、二輪車の計、ただし大型特殊自動車は含まない。



## (5) 資源・エネルギー

### 1) 水資源

本市の平成18年度末の上水道給水人口は754,066人で、普及率は95.4%、給水量は8,435万 $m^3$ です。経年的に見た場合、給水人口の増加に伴い上水道給水量は増加傾向にあります。一方、地下水や工業用水の使用量は徐々に減少しています。

本市の人口は鈍化傾向にあるものの増加を続けており、地下水や工業用水の使用量の減少があるとはいえ、水資源の有限性を考慮すると、水の循環利用や節水意識のさらなる向上に向けた取組が望まれます。

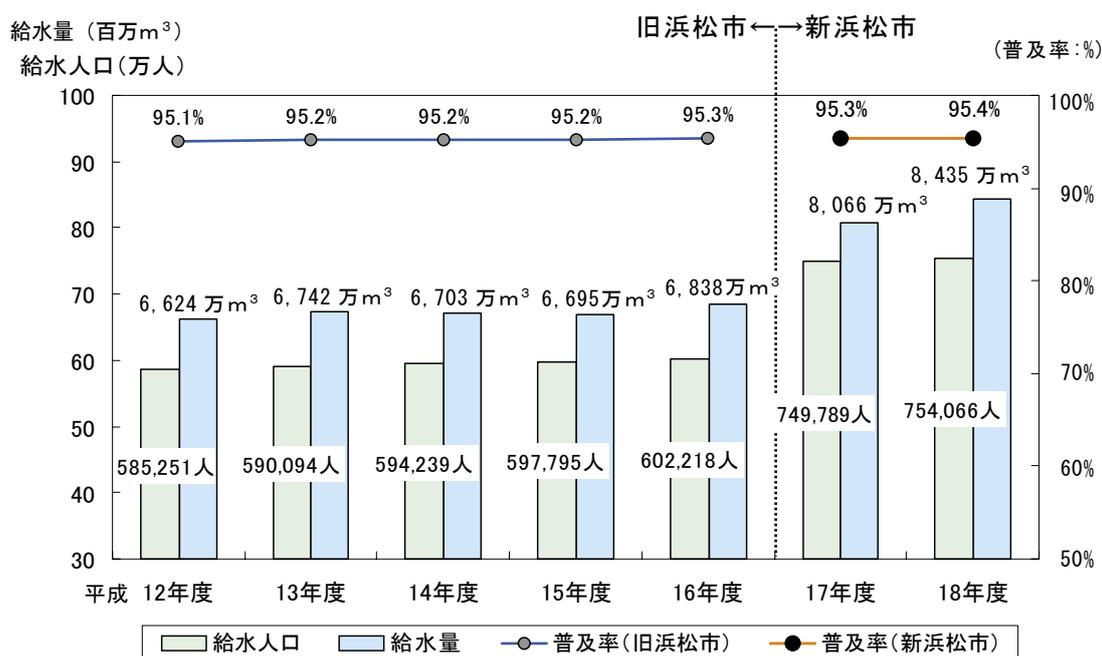


図2-11 給水人口、給水量、普及率の推移 (各年度末現在)

資料：上下水道部調べ

注：平成16年度までは旧浜松市（旧舞阪町・旧雄踏町を含む）の数字を表示 平成17年度以降は新浜松市の数字を表示

### 2) エネルギー

エネルギーは、今日の私たちの生活を支える上で欠くことのできないものとなっていますが、主要なエネルギー源を石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料に大きく依存しているため、燃焼により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス(\*)を発生させ、地球温暖化という地球規模の環境問題を引き起こしています。

その二酸化炭素排出の大きな要因となる電力消費量（旧浜松市分）は、経年的に見た場合、増減を繰り返し横ばい状態でしたが、その内訳を見ると、電灯（一般家庭用、業務用、街路灯用など）が増加傾向にある一方、電力（工場動力用など）は減少傾向にありました。

しかし、合併後の浜松市においては、平成16年度から平成17年度にかけて電灯、電力ともに増加しており、家庭や事業所における省エネをさらに促進する必要があります。



電力消費量とともに二酸化炭素排出に大きく影響しているガソリン・軽油などの自動車用燃料の消費については、前述のとおり、公共交通機関の利用促進、環境負荷の少ない運転マナーの普及活動、環境負荷の少ない自動車の普及などに取り組んでいくことが必要です。

また、本市においては、化石燃料を使用しない太陽エネルギーの活用に向けて「住宅用太陽光発電システム設置費補助事業」に取り組んでいるほか、再生産可能なエネルギーとして期待されるバイオマス(\*)資源の利活用に向けた調査・研究を進めています。

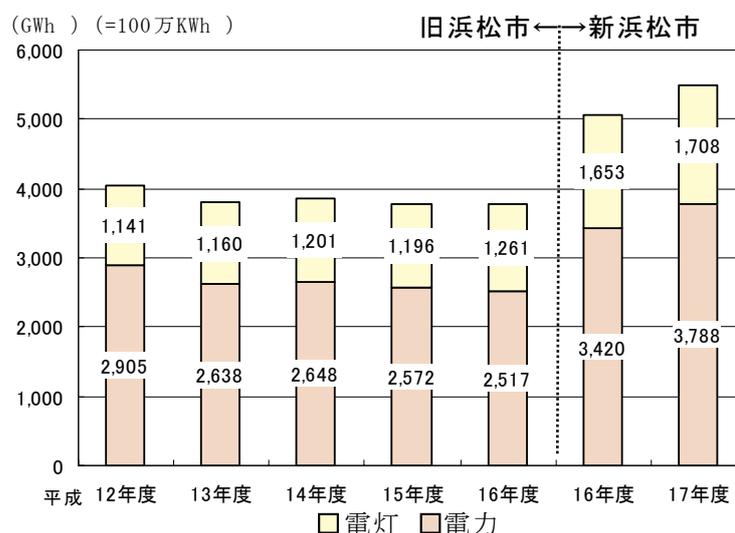


図2-12 電力消費量（電灯・電力）の推移

資料：中部電力株式会社浜松営業所（管内）調べ

注1：電灯とは、一般家庭、業務用、街路灯、防犯灯などの電気をいう（一般家庭は電灯契約が一般的）。

注2：電力とは、工場動力用を主とするものをいう（事業所などは電力契約と電灯契約が多い）。

注3：電力使用量は、電灯と電力を合計したものが実数数値となる。

注4：平成15年度までは旧浜松市の数字を表示

平成16年度は旧浜松市と新浜松市の数字を表示 それ以降は新浜松市の数字を表示

## 2-2 生活環境の現状と課題

### (1) 公害の概況

市民から寄せられる公害の苦情件数は、長期的に見ると、徐々に減少する傾向にあります。

苦情の内容としては、以前は工場などに起因する苦情が多い傾向にありましたが、近年は原因及び被害状況が多様化し、ダイオキシン類問題によるごみの焼却苦情や飲食店からの悪臭苦情、カラオケ騒音苦情など生活に密着したものが多くなっています。

なお、本市は、平成15年度に、環境基本法に基づき「公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域」として公害防止計画の策定をしなければならない全国31地域の1つに指定されました。それに基づき策定された「浜松地域公害防止計画」では、特に重点的な取組が必要と考えられる課題として、自動車交通公害、河川の水質汚濁及び湖沼（佐鳴湖）の水質汚濁が掲げられています。

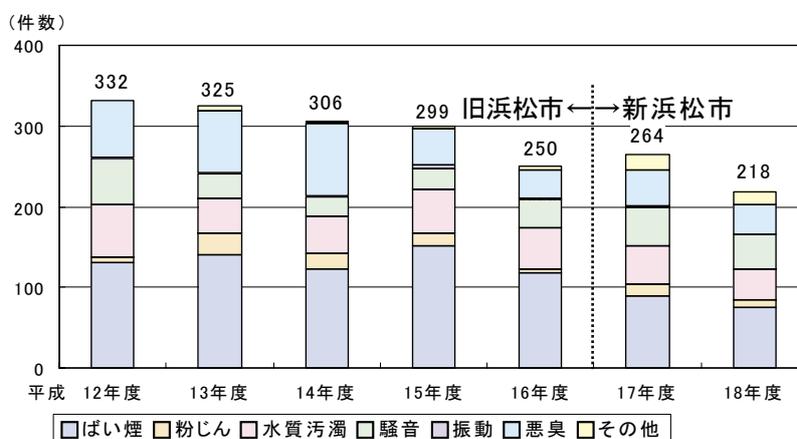


図2-13 年度別公害苦情処理件数

資料：浜松市の環境の現状と対策

注：平成16年度までは旧浜松市の数字を表示  
平成17年度以降は新浜松市の数字を表示

表2-3 浜松市の（平成15年度指定）の公害防止計画策定地域（\*）の状況

公害防止計画策定地域	重点的な取組が必要と考えられる課題						
	大気汚染	自動車交通公害	河川の水質汚濁	湖沼の水質汚濁	海域の水質汚濁	地下水汚染	水底の底質汚染
浜松地域（静岡県）		○	○	○			

資料：環境省 平成15年7月（公害対策会議資料より）

注：○は該当している項目を表す。

### (2) 大気

平成18年度の一般大気汚染物質及び有害大気汚染物質の測定結果によると、光化学オキシダント（\*）を除いて、いずれの物質も環境基準（\*）を達成しています。しかし、光化学オキシダントについては、すべての観測地点で環境基準を達成していません。この光化学オキシダントについては、平成17年度の測定結果を見ても、全国1,184測定局中、環境基準を達成した測定局数は3局のみで達成率はわずか0.3%です。このことから、国の施策などを参考にしながら市としても対策を講じる必要があります。

こうした状況から、今後は、汚染物質排出量の削減に寄与する



設備やシステムの導入を促進するとともに、時差出勤の奨励による交通渋滞の緩和、公共交通機関の利用促進など、大気汚染の防止に向けた施策をより総合的に実施していくことが求められます。

表2-4 大気環境測定局観測状況 環境基準の達成状況 (平成18年度)

区分	測定局	測定点	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質 <sup>(*)</sup>	光化学オキシダント
一般環境大気測定局	中央	西部中	○	○	○	○	×
	東部	蒲小	○	○	—	○	×
	東南部	南陽中	○	○	—	○	×
	西南部	篠原中	○	○	—	○	×
	西部	神久呂小	○	○	—	○	×
	北部	葵が丘小	○	○	—	○	×
	東北部	大瀬小	○	○	—	○	×
	西北部	北庄内小	○	○	—	○	×
	浜北	北浜小	○	○	—	○	×
	引佐	地域自治センター	—	—	—	—	×
自動車排出ガス測定局	R152	市役所前	—	○	○	○	—
	R257	伝馬町	—	○	○	○	—
	R150	相生公園	—	○	○	○	—

資料：浜松市の環境の現状と対策

注1：環境基準が達成されている測定項目については「○」、達成されていない測定項目については「×」とした。「—」については測定を行っていない。

注2：環境基準の達成状況は、環境省大気保全局長通達に基づき評価した。

表2-5 有害大気汚染物質調査結果 (平成18年度) (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

物質名	環境基準値 (年平均)	葵が丘小(一般環境)			R257測定局沿道		
		年平均	最大値	全国平均	年平均	最大値	全国平均
ベンゼン	3	0.95	2.2	1.4	2.4	3.5	2.1
トリクロロエチレン	200	0.22	0.54	0.69	0.25	0.58	0.70
テトラクロロエチレン	200	0.44	1.4	0.27	0.17	0.42	0.31
ジクロロメタン	150	5.9	1.6	1.9	2.4	6.3	2.1

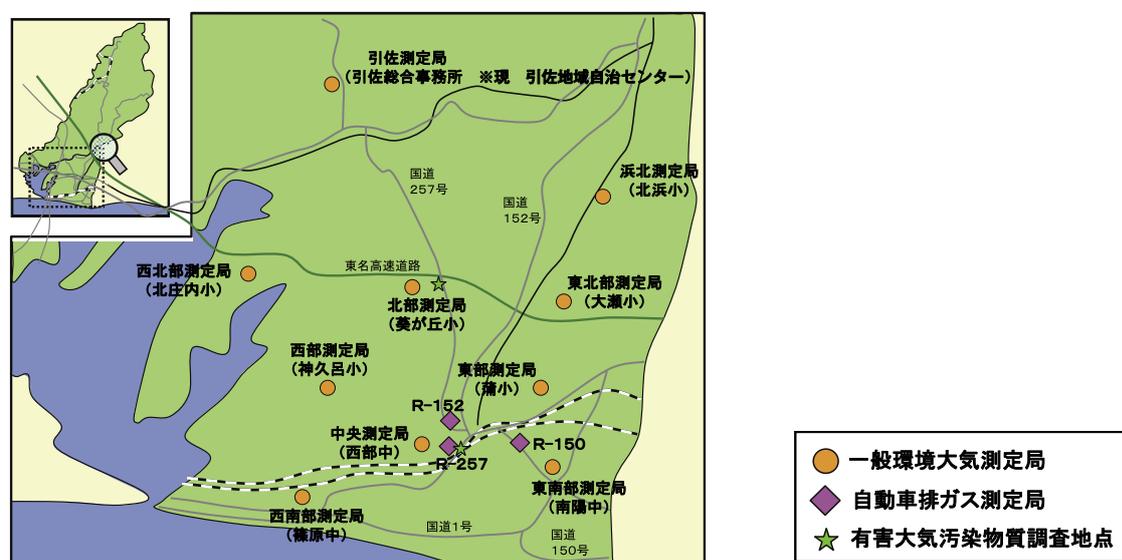
資料：浜松市の環境の現状と対策

注1：環境基準が設定されている4物質のみ掲載した。

注2：環境基準値については大気汚染防止法などによる。

注3：全国平均の値は平成17年度値。

### 【参考】環境調査地点(大気)



### (3) 水質

本市は、公害防止計画により、河川の水質汚濁及び湖沼の水質汚濁に重点的に取り組むことが求められていることは前述のとおりです。

工場排水による汚染は、昭和40年代以降改善されていますが、水質汚濁に関する苦情は製造業に対するものが約2割を占めているため、今後とも、事業者に対する排出基準の遵守指導が必要です。

一方、本市では、し尿処理のみしかできない単独処理浄化槽<sup>(\*)</sup>の割合が比較的高いことから、台所や風呂、洗濯からの生活排水の汚濁負荷量が高いことが問題となっています。

河川・湖沼の水質を改善するため、下水道整備や、し尿に加え生活排水も処理できる合併処理浄化槽<sup>(\*)</sup>の普及促進などの生活排水対策をより一層進める必要があります。

以下に、平成18年度に実施した市内公共用水域の水質調査結果の概要を示します。



#### 1) 天竜川水系の水質

##### ①天竜川の水質

鹿島橋、掛塚橋のBOD<sup>(\*)</sup>75%値<sup>(\*)</sup>はそれぞれ0.5未満、0.6mg/ℓで、水域類型<sup>(\*)</sup>で定められた環境基準(河川AA及び河川A)を達成しています。秋葉ダム取水口は環境基準点ではありませんが、環境基準の河川AAに相当する良好な水質となっています。

表2-6 天竜川の水質(生物化学的酸素要求量=BOD) (平成18年度)

測点		秋葉ダム発電 第2取水口	鹿島橋 (河川AA)	掛塚橋 (河川A)	環境基準	
					河川AA	河川A
BOD [単位: mg/ℓ]	平均値	0.6	0.5	0.6		
	最大値	0.7	0.5	1.0		
	最小値	0.5未満	0.5未満	0.5未満		
	75%値	0.5	0.5未満	0.6	1以下	2以下
	環境基準達成状況	—	○	○		

資料: 浜松市の環境の現状と対策

注1: 環境基準が達成されている測定項目については「○」、達成されていない測定項目については「×」、環境基準点でない場合は「—」とした。

注2: 測点が環境基準点である場合には、測点欄に(河川AA)、(河川A)などのように、類型を表記した。表記のないものは環境基準点でない測点を意味する。

##### ②天竜川佐久間ダム貯水池の水質

佐久間ダム貯水池のCOD<sup>(\*)</sup>75%値は3.1mg/ℓで、環境基準(湖沼A)を達成していません。全リンについては環境基準(湖沼IV)を達成しています。

表2-7 天竜川佐久間ダム貯水池の水質(化学的酸素要求量=COD) (平成18年度)

測点		佐久間ダム 貯水池 ダムサイト (湖沼A)	環境基準	測点		佐久間ダム 貯水池 ダムサイト (湖沼IV)	環境基準
			(湖沼A)				(湖沼IV)
COD [単位: mg/ℓ]	平均値	2.6		全リン [単位: mg/ℓ]	平均値	0.028	0.05以下
	最大値	4.3			最大値	0.043	
	最小値	1.6			最小値	0.016	
	75%値	3.1	3以下		環境基準達成状況	○	
	環境基準達成状況	×					

資料: 浜松市の環境の現状と対策

注1: 環境基準が達成されている測定項目については「○」、達成されていない測定項目については「×」、環境基準点でない場合は「—」とした。

### ③天竜川への流入河川の水質

いずれの河川も環境基準の設定はありませんが、14の地点で水質を調べています。その結果、BOD75%値は、天竜区における流入河川（8地点）の水質はいずれも1.0mg/ℓ以下で良好な状態ですが、その下流域の河川（6地点）では水質が悪くなる傾向があります。

### 2) 馬込川の水質

茄子橋、白羽橋のBOD75%値は、それぞれ1.8、2.5mg/ℓで、環境基準（河川C）を達成しています。

表2-8 馬込川の水質（生物化学的酸素要求量=BOD）（平成18年度）

測点		馬込川茄子橋 (河川C)	馬込川白羽橋 (河川C)	環境基準 (河川C)	
BOD [単位： mg/ℓ]	平均値	1.6	2.2		
	最大値	3.7	4.6		
	最小値	0.8	0.9		
	75%値	1.8	2.5		5以下
	環境基準達成状況	○	○		

資料：浜松市の環境の現状と対策

注1：環境基準が達成されている測定項目については「○」、達成されていない測定項目については「×」、環境基準点でない場合は「-」とした。

### 3) 浜名湖及び流入河川の水質

#### ①浜名湖の水質

浜名湖の調査地点では、湖心が海域A、猪鼻湖、白州（庄内湖）、塩田が海域Bの環境基準点となっています。それぞれの地点のCOD75%値は1.9、2.9、2.6、1.5mg/ℓで、4地点とも環境基準を達成しています。

全窒素及び全リンについては、湖心、猪鼻湖、白州、雄踏が海域Ⅲの環境基準点となっています。猪鼻湖では全窒素が、白州では全窒素、全リンともに環境基準を達成していません。また、気賀（引佐細江湖）は、環境基準点ではありませんが全窒素が海域Ⅲの環境基準値を超えています。

この結果、閉鎖性の強い水域である猪鼻湖、引佐細江湖、庄内湖の全窒素が高濃度となっていることが分かります。

表2-9 浜名湖の水質（化学的酸素要求量=COD、全窒素、全リン）（平成18年度）

測点		湖心 (海域A)	猪鼻湖 (海域B)	白州 (海域B)	塩田 (海域B)	雄踏	湖口	気賀	環境基準	
									(海域A)	(海域B)
COD [単位： mg/ℓ]	平均値	1.8	2.3	1.9	1.3	1.5	1.2	1.9		
	最大値	3.0	4.6	3.3	2.1	2.7	1.7	3.1		
	最小値	0.8	0.9	0.6	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.7		
	75%値	1.9	2.9	2.6	1.5	1.7	1.5	2.3	2以下	3以下
	環境基準達成状況	○	○	○	○	-	-	-		
		(海域Ⅲ)	(海域Ⅲ)	(海域Ⅲ)		(海域Ⅲ)			環境基準(海域Ⅲ)	
全窒素 [単位： mg/ℓ]	平均値	0.32	0.88	1.00	0.29	0.45	0.20	0.74	0.6以下	
	最大値	0.70	3.70	2.70	0.63	1.90	0.37	2.60		
	最小値	0.15	0.26	0.48	0.12	0.16	0.10	0.24		
	環境基準達成状況	○	×	×	-	○	-	-		
	全リン [単位： mg/ℓ]	平均値	0.022	0.047	0.052	0.030	0.036	0.024	0.046	0.05以下
最大値		0.040	0.097	0.100	0.065	0.085	0.054	0.280		
最小値		0.009	0.015	0.026	0.013	0.016	0.009	0.013		
環境基準達成状況		○	○	×	-	○	-	-		

資料：浜松市の環境の現状と対策

注1：環境基準が達成されている測定項目については「○」、達成されていない測定項目については「×」、環境基準点でない場合は「-」とした。

注2：測点が環境基準点である場合には、測点欄に（海域A）、（海域B）のように、類型を表記した。表記のないものは環境基準点でない測点を意味する。

## ②浜名湖への流入河川の水質

浜名湖は2級河川都田川水系の一部です。都田川の水系には28河川が流れています。このうち、都田川については、環境基準点である落合橋におけるBOD75%値は1.4mg/ℓで、環境基準（河川A）を達成しています。また、伊佐地川の中之谷橋についても、BOD75%値は2.7mg/ℓで環境基準（河川B）を達成しています。

一方、潮汐の影響により佐鳴湖へ流出入する河川である新川の志都呂橋では、佐鳴湖水の影響を強く受けるため、BOD75%値は5.9mg/ℓで、環境基準（河川C）を達成していません。

表2-10 都田川・伊佐地川・新川の水質（生物化学的酸素要求量=BOD）（平成18年度）

測点	都田川 落合橋 (河川A)	都田川 東山橋	伊佐地川 中之谷橋 (河川B)	新川 志都呂橋 (河川C)	環境基準			
					(河川A)	(河川B)	(河川C)	
BOD [単位： mg/ℓ]	平均値	1.2	1.2	2.3	5.3			
	最大値	2.0	1.6	3.3	10			
	最小値	0.5	0.8	1.3	2.7			
	75%値	1.4	1.6	2.7	5.9	2以下	3以下	5以下
	環境基準達成状況	○	—	○	×			

資料：浜松市の環境の現状と対策

注1：環境基準が達成されている測定項目については「○」、達成されていない測定項目については「×」、環境基準点でない場合は「—」とした。

注2：測点が環境基準点である場合には、測点欄に（河川A）、（河川B）などのように、類型を表記した。表記のないものは環境基準点でない測点を意味する。

## 4) 佐鳴湖及び流入河川の水質

### ①佐鳴湖の水質

佐鳴湖の湖心及び拓希橋のCOD年平均値は、それぞれ10、11mg/ℓで、平成17年度と比較して横ばいでした。佐鳴湖拓希橋のCOD75%値は13mg/ℓで、環境基準（湖沼B）を達成していません。

佐鳴湖の湖心及び拓希橋のCOD年平均値の経年変化を図2-14に記しています。

昭和49年度の年平均値16mg/ℓをピークとして改善の傾向にあります。近年は横ばいの状況にあります。環境基準の5mg/ℓ以下（湖沼B）は依然として達成できておらず、全国湖沼水質ランキングでは、平成13年度以降ワースト1となっています。

表2-11 佐鳴湖の水質（化学的酸素要求量=COD）（平成18年度）

測点	湖心	拓希橋 (湖沼B)	環境基準
			(湖沼B)
COD [単位： mg/ℓ]	平均値	10	11
	最大値	14	14
	最小値	4.9	6.9
	75%値	12	13
	環境基準達成状況	—	×

資料：浜松市の環境の現状と対策

注1：環境基準が達成されている測定項目については「○」、達成されていない測定項目については「×」、環境基準点でない場合は「—」とした。

注2：測点が環境基準点である場合には、測点欄に（湖沼B）のように、類型を表記した。表記のないものは環境基準点でない測点を意味する。

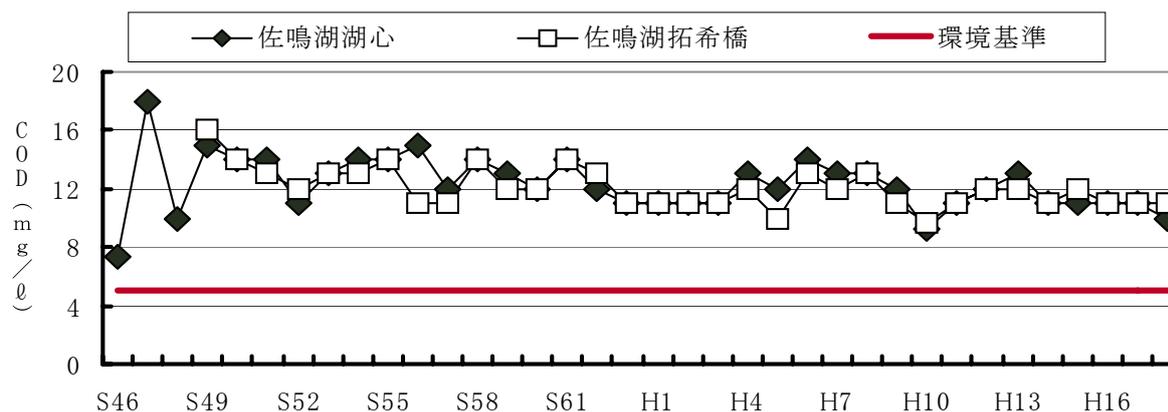


図2-14 佐鳴湖内のCODの経年変化

資料：浜松市の環境の現状と対策

表2-12 湖沼のCOD高濃度水域 -全国-

順位	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	湖沼名	都道府県	年平均値	湖沼名	都道府県	年平均値	湖沼名	都道府県	年平均値
1位	佐鳴湖	静岡県	11	佐鳴湖	静岡県	11	佐鳴湖	静岡県	11
2位	伊豆沼	宮城県	9.6	伊豆沼	宮城県	10	伊豆沼	宮城県	9.0
3位	印旛沼	千葉県	9.4	長沼	宮城県	9.0	八郎湖	秋田県	8.8
4位	手賀沼	千葉県	8.9	油ヶ淵	愛知県	8.6	印旛沼	千葉県	8.6
5位	長沼	宮城県	8.5	春採湖	北海道	8.4	北浦	茨城県	8.4

資料：環境部調べ

注1：CODの年間平均値が高い水域から順位を付した。

注2：数値は、有効数字を2桁として表している。

## ②佐鳴湖への流入河川の水質

いずれの河川も環境基準の設定はありませんが、3の地点（段子川（新富塚橋）、新川（御茶屋橋）、御前谷排水路（無名橋））で水質を調べています。その結果、BOD75%値は、いずれも2.0mg/l以下で比較的良好な数字を示していますが、全窒素については新川で高い数字を示しています。

## 5) 遠州灘の水質

馬込川沖、浜名湖沖とも、COD75%値はそれぞれ1.0、1.5mg/lとなっており、環境基準（海域A）を達成しています。

表2-13 遠州灘の水質（化学的酸素要求量=COD）（平成18年度）

測点	遠州灘		環境基準
	（馬込川沖）	（浜名湖沖）	（海域A）
COD [単位：mg/l]	平均値	0.9	1.4
	最大値	1.2	2.0
	最小値	0.6	0.9
	75%値	1.0	1.5
	環境基準達成状況	○	○

資料：浜松市の環境の現状と対策

注1：環境基準が達成されている測定項目については「○」、達成されていない測定項目については「×」、環境基準点でない場合は「-」とした。

【参考】環境調査地点(水質)

- 環境基準点
- ▲ 環境基準点でない測点



## 6) 生活排水処理

生活排水処理対象人口は 820,336人で、汚水衛生処理率（＝処理人口／生活排水処理対象人口）は 73.5%であるのに対し、残り26.5%が未処理の状態です。そのなかでも、し尿の処理のみしかできない単独処理浄化槽による処理率が20.6%を占めており、台所や風呂、洗濯からの生活排水をあわせて衛生処理できる合併処理浄化槽の普及促進を図っていく必要があります。

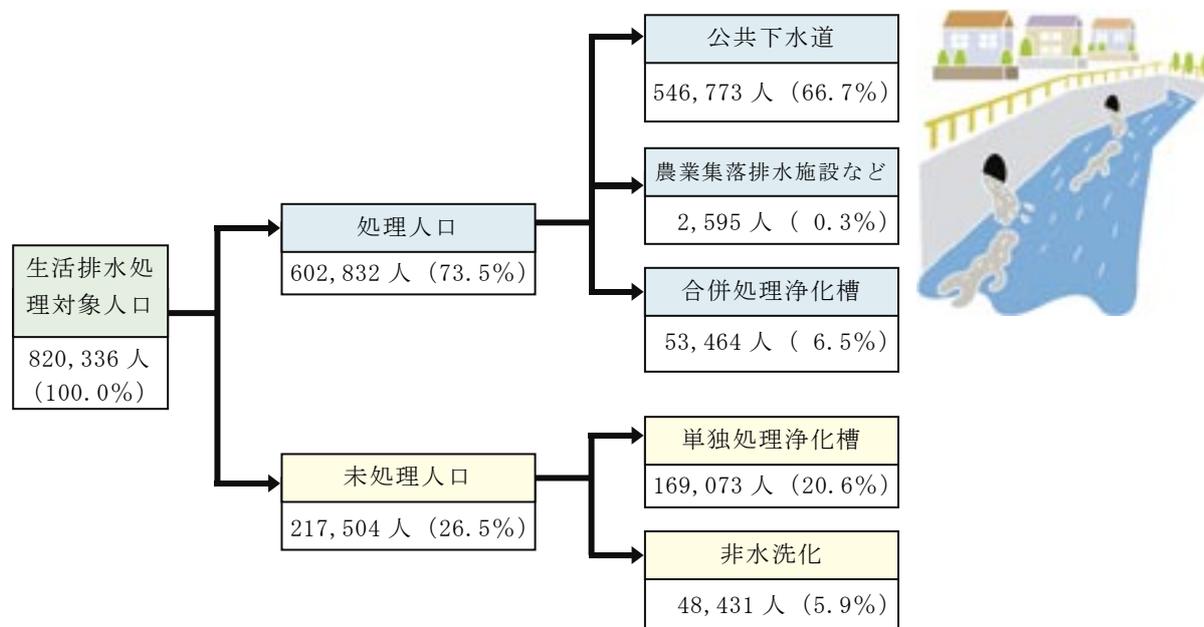


図 2 - 15 生活排水の処理状況 (平成 18 年度)

資料：環境部調べ

注：図中のパーセンテージは、生活排水処理対象人口に対する割合を示す。

## (4) 騒音・振動

平成 18 年度の騒音に関する苦情件数は 44 件で、うち製造業に対する苦情が 19 件 (43.2%) です。また、振動に関する苦情はありませんでした。

本市は、東名高速道路や国道 1 号をはじめとする主要な広域幹線道路が通っていることや製造業が主要産業であることなどから、自動車騒音が多いことと、航空自衛隊基地があるため航空機騒音があることが特徴です。

そのため、騒音レベルの高い市街地の道路や東名高速道路周辺での防音対策や、都市計画による新設道路の適正配置、また監視体制の充実などを進め、対策に取り組んでいく必要があります。さらに前述のとおり、本市は公害防止計画により、河川の水質汚濁及び湖沼の水質汚濁対策とともに、自動車交通公害に重点的に取り組むことが求められています。



表2-14 自動車交通騒音面的評価の結果 — 環境基準を達成した住居などの割合 —  
(平成18年度)

区分	評価区間内戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間達成	1,165戸	958戸	82.2%
昼間のみ達成		165戸	14.2%
夜間のみ達成		0戸	0.0%
昼間・夜間未達成		42戸	3.6%

資料：浜松市の環境の現状と対策

注1：自動車交通騒音の環境基準では、道路に面する地域について、一定地域内の住居のうち騒音レベルが環境基準値を超過する戸数及び割合により評価（「面的評価」という）することとされている。

注2：平成18年度は、市内の「幹線交通を担う道路」5区間（住居など1,165戸・総延長14.9km）について面的評価を行った。

注3：昼間：午前6:00～午後10:00 夜間：午後10:00～午前6:00

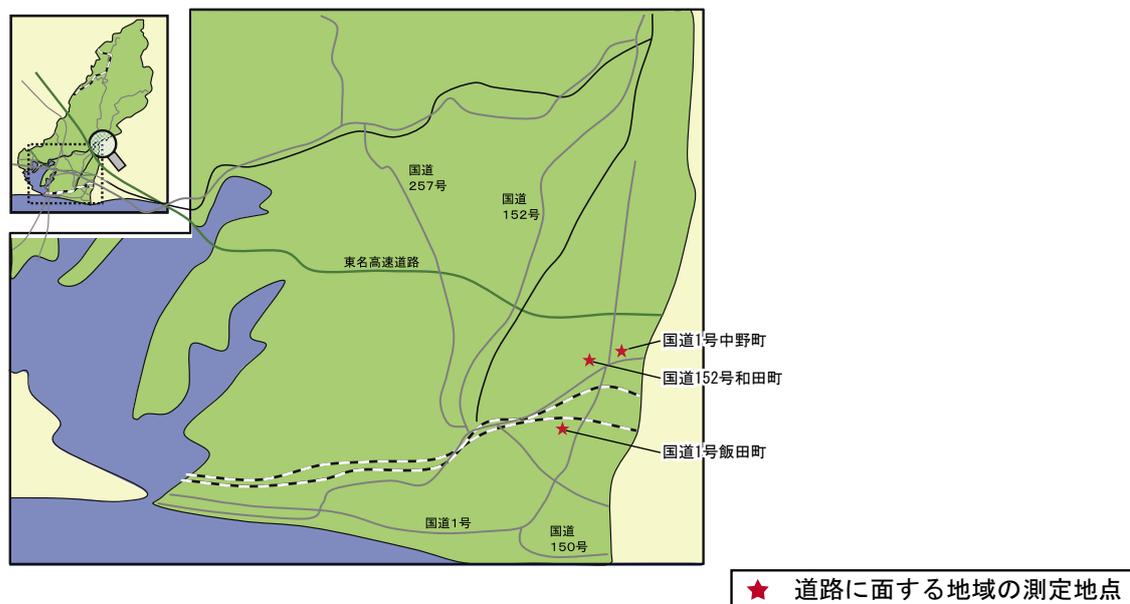
表2-15 自動車交通騒音 騒音測定地点の結果 (平成18年度)

測定地域	区分	騒音レベル(デシベル)	環境基準(デシベル)	環境基準達成状況
国道1号 中野町 (準工業地域、4車線)	昼間	60	70	○
	夜間	60	65	○
国道1号 飯田町 (市街化調整区域、4車線)	昼間	67	70	○
	夜間	66	65	×
国道152号 和田町 (工業地域、4車線)	昼間	72	70	×
	夜間	68	65	×

資料：浜松市の環境の現状と対策

注1：環境基準が達成されている項目については「○」、達成されていない測定項目については「×」とした。

【参考】環境調査地点(騒音)



## (5) 廃棄物

### 1) 一般廃棄物

平成18年度の一般廃棄物の排出、処理状況を見ると、総排出量は322,032 t、これに対して総資源化量は62,437 tで、リサイクル率は19.4%です。中間処理による減量化は213,785 tであり、集団回収量を除いた排出量の73.2%が減量化されています。また、総排出量の14.2%にあたる45,720 tが埋め立てられています。

経年的に見た場合、1日1人当たりの排出量は微減傾向にありますが、総排出量と再生利用量（総資源化量）は増減を繰り返し横ばい状態であり、今後も、ごみの減量化と資源の再利用をさらに推進していく必要があります。



表2-16 一般廃棄物の排出量、再生利用量の推移

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人口(人)	805,026	808,363	812,363	817,548	820,336
総排出量					
ごみ量(t/年)	323,262	324,558	322,526	323,365	322,032
排出量					
ごみ量(t/年)	289,620	292,242	291,112	293,314	292,241
事業系ごみ量(t/年)	114,270	114,217	116,211	115,805	114,711
家庭系ごみ量(t/年)	175,350	178,025	174,901	177,509	177,530
集団回収(t/年)	33,642	32,316	31,414	30,051	29,791
1日1人当たりの排出量(g/人・日)	1100.2	1097.0	1087.7	1083.6	1075.5
再生利用量(総資源化量)(t/年)	64,463	65,156	65,166	63,142	62,437
(リサイクル率(%)) = 再生利用量/総排出量	(19.9%)	(20.1%)	(20.2%)	(19.5%)	(19.4%)
最終処分量(t/年)	44,336	43,616	44,290	44,849	45,720
(最終処分率(%)) = 最終処分量/総排出量	(13.7%)	(13.4%)	(13.7%)	(13.9%)	(14.2%)

資料：環境部調べ

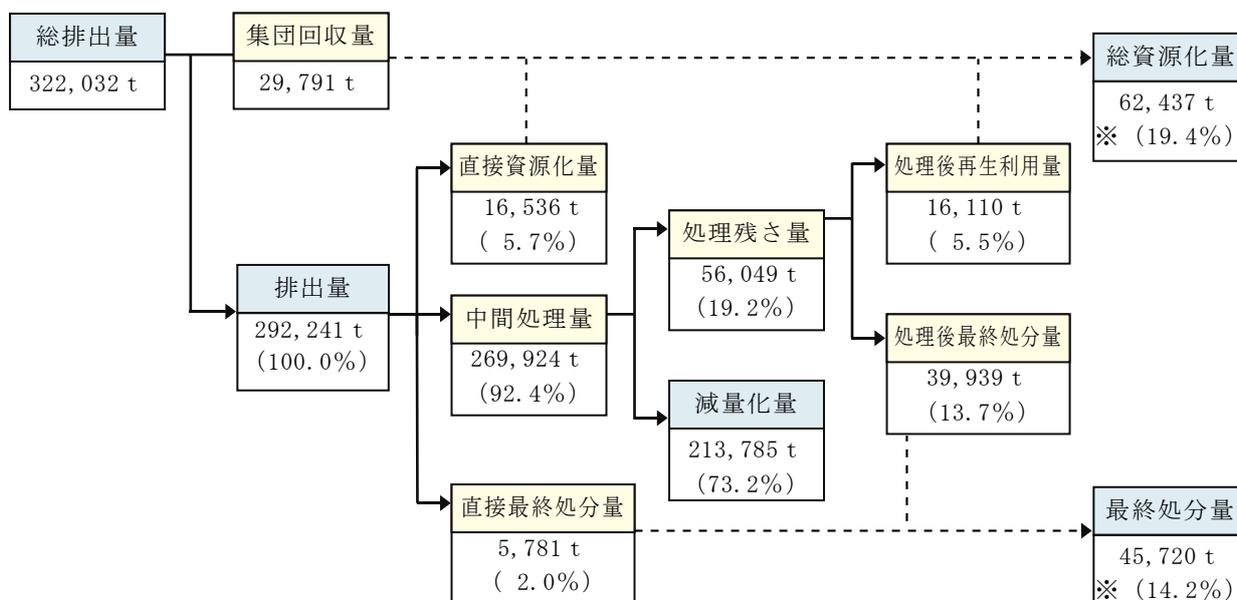


図2-16 一般廃棄物の処理状況 (平成18年度)

資料：環境部調べ

注：図中のパーセンテージは、排出量に対する割合を示す。

※：リサイクル率、最終処分率は、総排出量に対する再生利用量（総資源化量）及び最終処分量の割合を示す。

## 2) 産業廃棄物

平成 16 年度における本市の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の発生量は約 168.0 万 t です。

発生量から金属などの有価物量を除いた排出量は約 155.9 万 t で、そのうち 84.4%にあたる約 131.6 万 t が排出事業者又は産業廃棄物処理業者で中間処理が行われており、この中間処理により約 70 万 t が減量されています。



再生利用量は排出量の 46.4%にあたる約 72.5 万 t で、最終処分量は排出量の 8.5%にあたる約 13.4 万 t となっています。

産業廃棄物の排出量は、一般廃棄物の 5 倍以上の排出量があり、これらを再生資源として有効に活用するなどの取組をさらに推進していく必要があります。

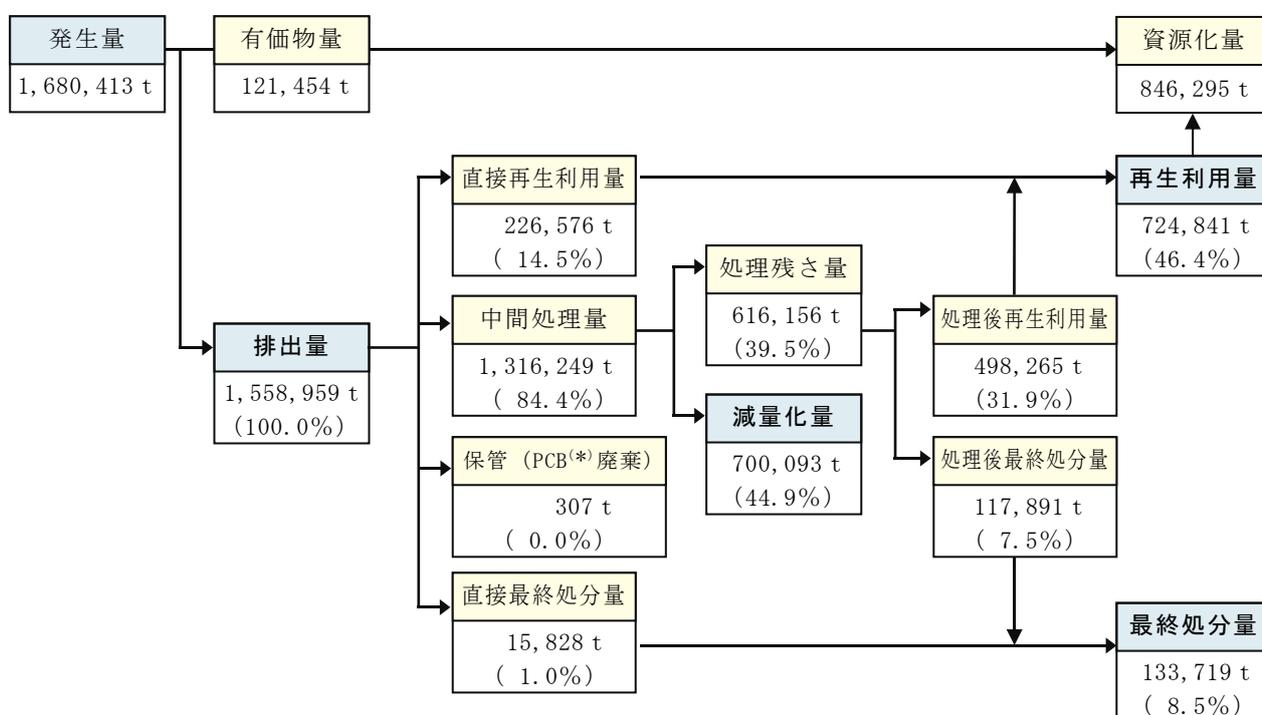


図 2-17 産業廃棄物の発生・排出・処理状況（平成 16 年度）

資料：浜松市産業廃棄物実態調査報告書（平成18年3月）

注：図中のパーセンテージは、排出量に対する割合を示す。

：パーセンテージは小数第二位を切り捨てており合計があわない場合がある。

## 2-3 自然環境の現状と課題

### (1) 地形



図2-18 空から見た浜松市

本市域は、東西 52km、南北 73km、面積 1,511.17km<sup>2</sup>で全国第2位の面積です。その周囲は、北は赤石山地、東は天竜川、南は遠州灘、西は浜名湖があり異なった環境となっています。さらに北から南に向かって天竜川が流れ遠州灘へ注いでいます。地形は、市北部の中山間地、扇状地に広がる天竜川下流域の平野部、河岸段丘の三方原台地、そして浜名湖から太平洋の沿岸部によって構成されています。また本市は、天竜奥三河国定公園、浜名湖県立自然公園、奥大井県立自然公園などの豊かな自然環境に恵まれ、数々の景勝地を生み出しています。市域の多くは天竜川の流域にありますが、市の西部は浜名湖（都田川）の流域に属しており、それぞれの流域圏内における結びつきが強いという特徴があります。



図2-19 浜松市の地形、河川及び自然公園など  
資料：地形図（国土地理院）

## (2) 気象

本市の気候は比較的温暖ですが、冬は「遠州のからっ風」と呼ばれる北西の強い季節風が吹き、気温以上に寒く感じられます。この強い風は広大な遠州灘海岸の砂丘に美しい風紋をつくり出しています。また、年間の日照時間は、2,200時間以上を記録しており、これは全国的にみてもトップクラスの水準です。今後は、こうした地域特性を活用した新エネルギーの利活用の推進を図る必要があります。

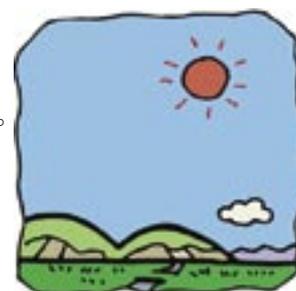


表2-17 気象状況

区分 年	平均 気温 (°C)	最高 気温 (°C)	最低 気温 (°C)	平均 湿度 (%)	平均 風速 (m/s)	最大 風速 (m/s)	風向	降水量 (mm)	日照 時間 (時間)
平成9年	16.3	34.6	-4.3	66	3.4	13.4	南南東	1,528.0	2,421.6
平成10年	17.4	36.5	-1.8	71	3.6	16.0	西北西	2,340.5	1,904.4
平成11年	16.8	34.2	-4.1	72	3.4	14.5	北西	1,721.0	2,264.7
平成12年	16.7	36.7	-1.4	73	3.4	13.5	北西	1,676.5	2,255.1
平成13年	16.5	39.3	-2.4	72	3.4	12.8	北西	1,598.5	2,328.1
平成14年	16.7	36.4	-1.6	70	3.3	13.0	西北西	1,441.0	2,227.1
平成15年	16.3	36.6	-2.8	70	3.3	12.7	西	2,007.5	1,980.1
平成16年	17.4	37.2	-1.7	66	3.4	12.8	南東	2,340.0	2,334.0
平成17年	16.1	34.6	-2.1	66	3.4	11.4	東北東	1,212.5	2,373.4
平成18年	16.4	36.2	-2.3	68	3.2	13.4	西北西	1,828.5	1,990.5
上記の平均	16.7	36.2	-2.5	69.4	3.4	13.4	—	1,769.4	2,207.9

資料：浜松特別地域気象観測所調べ

## (3) 動植物

### 1) 概況

本市の範囲は、南アルプス南端から太平洋に至るため、市の北部と南部ではかなり異なる自然環境となっており、動植物の生息に関しても地域的に多様な広がりが見られます。

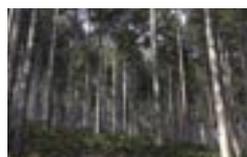
これらを区ごとに見た場合、天竜区は、夏季は高温で、冬季は低温が続く内陸型の気候ですが、準多雨地帯で植物や動物の生育に適した地となっています。

植物は大部分が、天竜美林として知られるスギ、ヒノキの人工林で、一部に亜高山帯の自然植生と落葉広葉樹林域が分布しています。

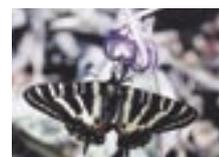
動物は、溪流のアマゴ、ヤマメなどの魚類をはじめ、山中には国の天然記念物に指定されているカモシカや、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマなどが生息するほか、北区と天竜区の境の枯山地区には絶滅危惧種<sup>(\*)</sup>のギフチョウが確認されています。



【山並み】



【天竜美林】



【ギフチョウ】

西区・北区は、浜名湖を中心として温暖な気候と変化に富んだ地形を有しています。遠州灘海岸には海浜植物や絶滅危惧種のコアジサシが、台地斜面には里山<sup>(\*)</sup>の緑が見られます。また、汽水湖である浜名湖は塩分濃度も海水に近く、水深が浅く、ウナギなどの魚類を中心に650を越える魚介類が確認されているほか、各種野鳥の飛来地としても有名です。さらに、佐鳴湖周辺の里山には自然が残されており動植物の生息域として重要な役割を果たしています。



【浜名湖】



【ウナギ】



【浜名湖の野鳥】

中区・南区・東区・浜北区は、大部分が都市部となっていますが、南区の南部が面している遠州灘海岸では、クロマツの防潮林やハマヒルガオなどの海浜植物のほか、絶滅危惧種のアカウミガメやコアジサシが見られます。さらに、天竜川・馬込川河口では各種野鳥が確認できます。



【遠州灘海岸】



【防潮林】



【ハマヒルガオ】

このように、本市は合併により市域が大きく拡大したことから、多様な動植物の生息・生育地となっています。

しかし、本市における動植物に関する調査は十分ではなく、実態が把握されていません。従って、今後は、多様な生物の生息実態についての調査・研究を加えながら、都市計画・土地利用との調整を図り、野生動植物の生息場を確保することが必要となります。

一方、ニホンイノシシなどによる農作物などへの被害や、ブラックバスなどに代表される外来生物<sup>(\*)</sup>による生態系への影響も懸念されるようになっており、有効な防除・管理対策を講じることが求められています。



【カモシカ】



【アカウミガメ】



【コアジサシ】

#### (4) 各地区の特有な環境資源

本市の各地区に分布する主な動植物や自然が豊かな場所・施設などの環境資源について、図2-20に示します。

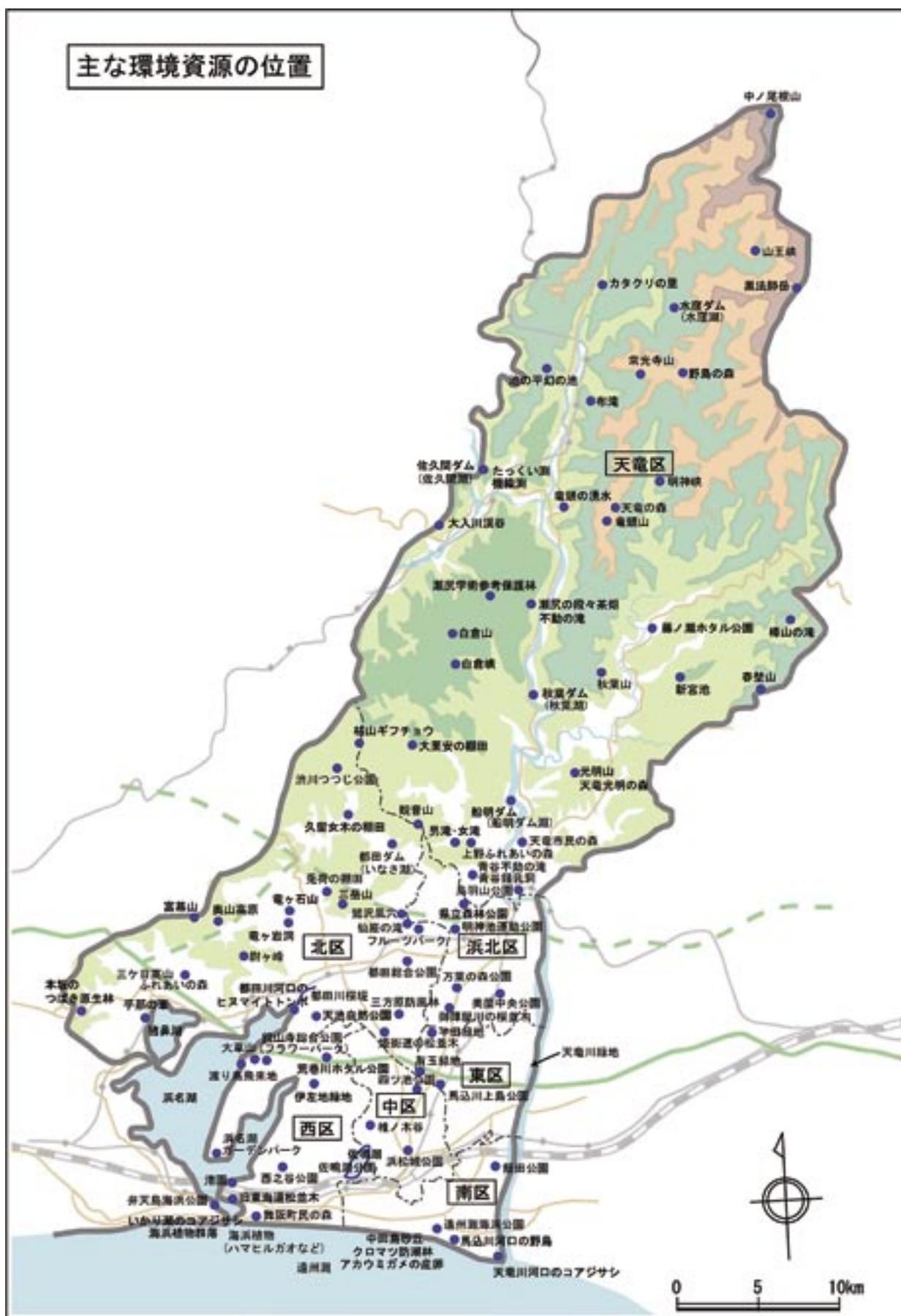


図 2-20 主な環境資源の位置図

参考：天竜川・浜名湖環境共生計画  
文化財については図 2-21 (P34) に詳述します。

## 2-4 快適環境の現状と課題

### (1) 緑

人々にやすらぎやうるおいを与えてくれる緑の空間は、環境保全を求める市民意識の高まりとともに、ますます重要視されてきています。

こうしたことから、本市では、緑豊かな美しい街づくりを推進し、都市景観と快適な生活環境の形成を図るため、「浜松市緑の基本計画」に基づき、公園緑地の整備、道路緑化の整備、緑地協定<sup>(\*)</sup>の締結や樹木の交付などを通じた地域緑化などの取組を展開してきたところです。



表 2-18 市内の街路樹

管理区分	路線数又は箇所数	高木(本)	中木(本)	低木(株)
国	1	500	900	38,800
県	39	9,500	5,000	357,600
市	543	35,000	22,300	1,348,000
浜松市域計	583	45,000	28,200	1,744,400

資料：南・北部公園管理事務所調べ（平成19年4月1日現在）

また、古くから地元住民に親しまれてきた名木や古木、神社仏閣などの森や屋敷林を緑の遺産として継承するため、都市緑地法及び都市景観条例に基づき保存樹木・樹林<sup>(\*)</sup>（各66本・71ヶ所）として指定し、管理者と一体となって保全と拡大に努めています。

今後は、緑を育てる市民運動を一層活発化させながら、市民とともに緑の保全と創造に取り組んでいくことが望まれます。

一方、市北部には市域の68%を占める森林が広がっています。これらの広大な森林を保全していくことも、緑豊かな都市づくりを推進する上での大きな課題です。

そのためには、市民が水源かん養、木材の活用、地球温暖化の防止などの公益的な機能を持つ森林への理解を深め、また、森林と身近にふれあう機会を提供していくことが、非常に重要です。そして、森林ボランティアの育成などを行いながら、自分たちの森林の保全活動を推進していく必要があります。

(※本市の主要環境資源である森林については、本章2-6(P38)に詳述します。)

### (2) 水 辺

遠州灘に面し、天竜川、都田川をはじめとする多数の河川が流れ、浜名湖、佐鳴湖などの湖が存在する本市は、多様な水辺環境に恵まれています。

本市はこれら水辺環境の水質を良好な状態に改善していくことが必要ですが、加えて、市民がこうした恵まれた水辺環境に親むための公園やレクリエーションの場を充実することや、自然の生態系に配慮した水辺空間の保全・創出に取り組んでいくことも重要です。

(※本市の主要環境資源である天竜川(P40)、浜名湖(P42)、佐鳴湖(P45)、遠州灘(P47)については、本章2-6の各ページに詳述します。)



### (3) 景 観

#### 1) 都市景観

本市においては、昭和 62 年に「浜松市都市景観条例」を制定し、魅力ある都市景観や個性ある歩行者空間を創出する事業として、都市景観の形成に取り組んできました。

現在、都市景観形成地区<sup>(\*)</sup>は JR 浜松駅周辺の商業地区、佐鳴湖周辺の住宅地や工業団地などを対象に 16 地区が指定され、その総面積は 343.7ha となっています。

今後、さらに良好な都市景観を形成していくために、それぞれの地域が持つ個性を活かしながら、また、地域住民の意向を反映させながら、美しいまち並み形成、自然と調和した生活空間の創造に継続して取り組んでいく必要があります。



#### 2) 自然景観

本市は、赤石山地、天竜川水系、遠州灘、浜名湖など多様な自然景観をもち、また、みかん畑・茶畑、天竜美林といった個性ある風景、さらにはスーパー林道から眺望する四季折々の風景など、魅力的な自然景観の素材に恵まれています。こうした本市ならではの美しい自然景観を次の世代に確実に継承することも、現代に生きる我々の責務となっています。

そのため、自然環境への配慮に欠けた開発を防止していくことはもちろんのこと、農林業の営みの中で維持されてきた農山村の景観や美林などの伝統的で美しい自然景観の保全について、市民とともに新たな活動を起こしていくことも必要となっています。

なお、遠州灘の海岸線や砂丘が侵食され後退するといった問題が生じており、国や県と協力して調査・研究を行い、適切な対策を講じていく必要があります。



## (4) 歴史文化

### 1) 概況

豊かな自然と温暖な気候に恵まれた本市には、旧石器時代にはすでに人が暮らしていたことが出土品などから明らかとなっています。また、京都・大阪と鎌倉・江戸の間に位置し、古くから人と物が行き交う東西交通の要衝であったことから数々の歴史の舞台となり、歴史的・文化的な遺産が数多く残されてきたことも本市の大きな特徴です。

各地区固有の歴史的・文化的遺産は、本市の個性を演出する上でかけがえのない資産であり、今後の環境政策を推進していく上において、これらを保全するとともに有効に活用していくことが求められています。

### 2) 文化財調査の結果

浜松市の文化財は次のとおりです。

表2-19 指定文化財集計表 (単位：件) (平成19年4月1日現在)

区分 区	天然記念物			史跡			名勝			無形民俗文化財		
	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市
中区		2	3	1	1	3			1			
南区			3			1						
東区		1				1						
浜北区	1		2		1	5						
西区			4			8		1	1		1	
北区		3	19	1	5	24	1	4	1	1	2	1
天竜区	1	10	18		3	23			3	2	2	2
計	2	16	47 <sup>*1</sup>	2	10	64 <sup>*1</sup>	1	4 <sup>*1</sup>	5 <sup>*1</sup>	2 <sup>*1</sup>	5	4 <sup>*2</sup>
	計 65			計 76			計 10			計 11		

この表に示すほか、有形文化財、無形文化財などがあり、合計では425件になる。

\*1 2区にまたがるものがあり、区ごとの計と合計は一致しません。

\*2 遠州大念仏は市内全域にかかるため各区には掲載していません。

### 【主な天然記念物】

●北浜の大カヤノキ (浜北区/国)



樹齢 600 年 (推定)。高さ約 22.3m、根元周り約 15mの雌木。国内のカヤノキとしては最大級とされています。

●ホソバシャクナゲ群落 (天竜区/県)



標高 700mの国有林内に自生し5月下旬に花を付けます。分布上東限にあたります。

●鴨江の根上がりマツ (中区/市)



樹齢 400 年と推定されるクロマツで、根の部分が2m以上も地表から浮き上がっています。

## 【主な史跡】

## ●蜷塚遺跡（中区／国）



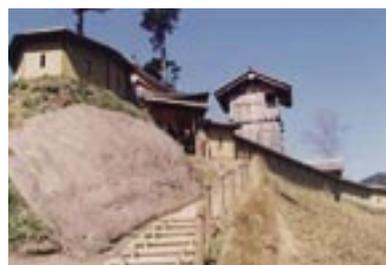
縄文時代後期から晩期にかけて100年間続いた集落、貝塚、墓地などの遺跡です。

## ●光明山古墳（天竜区／県）



全長82m、市内最大の前方後円墳で、出土埴輪の破片から5世紀後半の築造とされています。

## ●高根城址（天竜区／市）



戦国時代に地元の国人領主奥山氏が築いた山城です。

## ●本坂一里塚（北区／市）



江戸日本橋から72里目の一里塚です。

## ●姫街道の松並木（中区／市）



江戸時代の主要街道の別ルートである姫街道沿いにある3kmの松並木です。

## ●米津台場（南区／市）



米津台場は、安政2年（1855）に浜松藩主の命によって築造された砲台で、現在は高さ6mほどの高まりが残存しています。

## 【主な名勝】

## ●龍潭寺庭園（北区／国）



小堀遠州が築いたと伝えられる池泉鑑賞式庭園。東海地方屈指の寺院庭園です。

## ●浜名湖（西・北区／県）



古くは遠淡海「とおつあはうみ」と呼ばれ、淡水湖でしたが、1498年の大地震によって今切口が開け、現在の汽水湖が形成されました。

## ●佐鳴湖（西区／市）



県下第2の面積の湖です。市街地に隣接し、水と緑に恵まれた憩いの場として、市民に親しまれています。

## 【主な無形民俗文化財】

## ●西浦の田楽（天竜区／国）



養老3年に行基菩薩が当地を訪れ、聖観音像や仮面を彫ったのがきっかけで始まったとされ、旧暦1月18日に月の出から日の出まで夜を徹して舞われます。

## ●川合花の舞（天竜区／県）



八坂神社に伝承されている湯立神楽。拝殿前に2間四方の舞処が設営され、その内の釜の周りで芸能が演じられます。

## ●遠州大念仏（市内全域／市）



中世の踊念仏が遊行僧、放下僧によって伝えられたものだが、三方ヶ原の合戦で戦死した将兵の霊を慰めるため、家康が僧に命じたという伝説も残っています。

国及び県指定文化財位置

※「寺野のひよんどり」「川名のひよんどり」「懐山のおくない」はまとめて「遠江のひよんどりとおくない」として指定されています。



図 2-21 国及び県指定文化財位置図

## 2-5 地球環境の現状と課題

### (1) 地球環境の現状

環境汚染の中には、オゾン層の破壊や温暖化にともなう気候変動、熱帯雨林などの森林破壊、海や河川、湖沼などにおける水質の汚染といった地球規模の広がりを持つ問題があります。被害や影響が大気、海や河川などを通じて、発生した地域や国から周辺地域、国境を越えて地球規模に広がることが顕著になってきました。また、環境汚染は長期間に及ぶために、現在の世代から未来の世代へと時間を越えて、悪影響が深まる場合や規模が広がるといった状況が生まれています。

このように悪影響が地球的な規模で広がり、世代を越え、しかも被害が深刻化するという特徴を持つ点に地球環境問題の難しさがあります。

地球環境問題を引き起こす主な要因は、先進国における経済社会活動の活性化や高度化、発展途上国における産業の工業化や人口の急増などにあります。

こうした背景から、平成4年(1992年)には「地球サミット」が開催され、環境問題の解決が人類共通の課題であること、先進国から発展途上国までの各国が連携をとり、解決にあたる必要があることについて等しく認識されました。

なかでも特に、地球温暖化がこのまま進行すると地球規模で地球や生命体に取り返しのつかない重大な影響を及ぼすことが予測されることから、この問題に国際的に協調して取り組む第一歩として、平成9年(1997年)12月に先進国は京都議定書を採択しました。平成20～24年(2008～2012年)の第1約束期間における温室効果ガス排出量を平成2年(1990年)と比べて先進国全体で少なくとも5%削減することを目標とし、日本としては6%削減することを約束しました。平成17年(2005年)2月16日の京都議定書発効により、この約束に法的拘束力が発生し、6%削減が義務となりました。

しかし、日本の温室効果ガス排出量は平成17年度(2005年度)時点で既に平成2年(1990年)と比べて7.8%増加しており、京都議定書で約束した6%削減の達成が危うくなっています。

また、京都議定書は平成24年(2012年)に終わりますが、これは地球温暖化防止に向けた取組の第一歩を踏み出したに過ぎません。政府は、平成19年(2007年)6月に「21世紀環境立国戦略」を閣議決定して世界の排出量を2050年までに半減することを提唱し、この日本の提案がG8サミット場で話し合われるなど、2013年以降のポスト京都議定書時代に向けて動き出しています。

表2-20 温室効果ガス排出量削減目標(京都議定書第3条より)

対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6
基準年	平成2年(1990年)[HFC、PFC、SF6については1995年としている]
吸収源の取り扱い	限定的な活動(1990年以降の新規の植林、再植林及び森林減少)を対象とした温室効果ガス吸収量を加味
目標期間	2008年から2012年
削減目標	<p>附属書I締約国全体の対象ガスの人為的な総排出量を、目標期間中に基準年に比べ全体で少なくとも5%削減する。</p> <p>附属書I締約国は、目標期間中の対象ガスの人為的な排出量が、個別の割当量を超過しないことを確保する。例えば、</p> <p>日本の割当量：基準年の94%(6%削減)</p> <p>米国の割当量：基準年の93%(7%削減)</p> <p>EUの割当量：基準年の92%(8%削減)</p>
バンキング	目標期間中の割当量に比べて排出量が下回る場合には、その差は、次期以降の目標期間中の割当量に加えることができる。

資料：環境白書(環境省)(平成16年度版)

## (2) 二酸化炭素排出量

本市の平成17年度の温室効果ガスの95%を占める二酸化炭素排出量は6,332,000tで全国の0.49%に相当する量です。京都議定書の基準年度である平成2年度の排出量と比べて15.0%増加しています。また、1人当たり排出量については、平成17年度は7.8tで、平成2年度と比べて6.8%増加しています。



部門別の割合は、全国平均と比較して産業部門が低く、その分、運輸部門と民生部門（家庭系）、民生部門（業務系）が高くなっています。産業部門が全国平均より低いのは、本市の主要産業が輸送用機械器具製造業などであり、鉄鋼・化学・電力・製紙などのエネルギー消費量の多い業種が少ないためであると考えられます。平成2年度と比較すると、全国的な傾向と同様に、民生部門（家庭系）と民生部門（業務系）が著しく増加しています。

今後は、市域を挙げて、排出量の増加を食い止め削減対策に取り組むことが重要です。

表2-21 二酸化炭素排出量 浜松市と全国の比較 (単位 t)

部 門	基準年度 (平成2年度)		算定年度 (平成17年度)		増加率
	排出量	排出割合	排出量	排出割合	
浜松市					
エネルギー転換部門	0	0%	0	0%	0%
産業部門	1,797,000	32.7%	1,840,000	29.1%	2.4%
運輸部門	1,592,000	28.9%	1,651,000	26.1%	3.7%
民生部門 (家庭系)	677,000	12.3%	984,000	15.5%	45.3%
民生部門 (業務系)	1,087,500	19.7%	1,567,000	24.7%	44.1%
廃棄物	354,500	6.4%	290,000	4.6%	-18.2%
その他	0	0%	0	0%	0%
二酸化炭素 合計	5,508,000	100.0%	6,332,000	100.0%	15.0%
浜松市/全国	0.48%		0.49%		
人口	751,509人		817,000人		
1人当たり排出量	7.3		7.8		6.8%
全 国					
エネルギー転換部門	67,858,000	5.9%	78,479,000	6.1%	15.7%
産業部門	544,430,000	47.6%	509,568,000	39.4%	-6.4%
運輸部門	217,371,000	19.0%	256,809,000	19.9%	18.1%
民生部門 (家庭系)	127,443,000	11.1%	174,271,000	13.5%	36.7%
民生部門 (業務系)	164,292,000	14.4%	237,625,000	18.3%	44.6%
廃棄物	22,699,000	2.0%	36,678,000	2.8%	61.6%
その他	37,000	0.0%	39,000	0.0%	5.4%
二酸化炭素 合計	1,144,130,000	100.0%	1,293,469,000	100.0%	13.1%
1人当たり排出量	9.3		10.1		9.3%

注1：浜松市の値は、平成19年度「浜松市地球温暖化対策地域推進計画策定のための基礎調査」中間報告から引用。人口は国勢調査の各年10月1日現在の人数。

注2：全国値はUNFCCC（気候変動に関する国際連合枠組み条約）のGreenhouse Gas Inventory Dataから引用。

注3：その他の数値は、民生部門の電熱配分誤差に工業プロセスと燃料からの漏出を加えた数値。

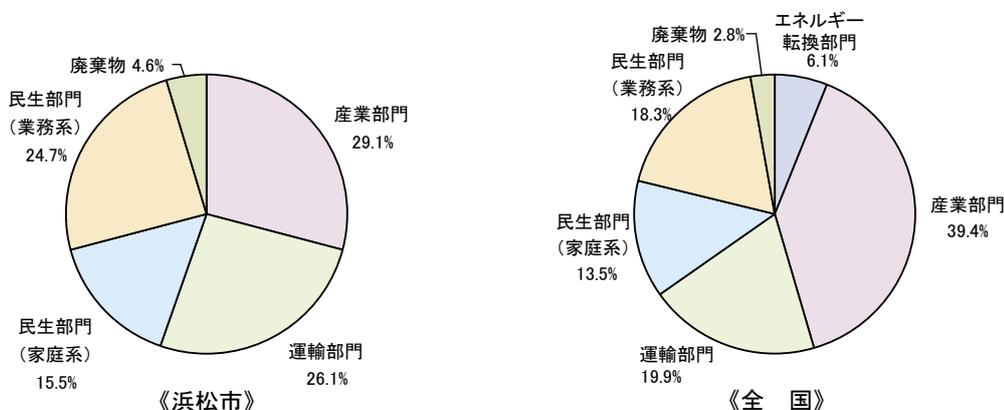


図2-22 部門別の二酸化炭素排出量 (平成17年度)

資料：表2-21に同じ。

### (3) 酸性雨

本市においては、昭和50年代はじめより酸性雨の測定を開始しています。初期降雨（降り始めの1mm目～5mm目）におけるpH3.5未満（目や皮膚に痛みなどの刺激を与える恐れのある降雨）の回数は、平成14年度において5回を数えましたが、平成15年度は2回、平成16～18年度は0回でした。

しかしながら、平成18年度における初期降雨109回についての測定結果から、酸性雨といわれるpH5.6未満の降水の出現率は92.0%（389検体／423検体）であり、本市に降る雨は酸性の状況にあります。



表2-22 雨水のpHなどの性状に係る経年変化

年度	年間降水回数 (回)	1降雨に対するpH値 (最大～最小)	初期降雨における pH3.5未満の回数
平成6年度	64	6.1～3.8	2
平成7年度	57	5.9～3.8	1
平成8年度	60	6.1～3.6	2
平成9年度	59	5.9～3.6	3
平成10年度	77	5.9～3.6	0
平成11年度	74	6.7～4.0	0
平成12年度	85	6.7～3.5	3
平成13年度	77	5.3～4.0	2
平成14年度	60	6.0～3.0	5
平成15年度	116	6.2～3.4	2
平成16年度	103	6.1～3.6	0
平成17年度	94	6.5～3.5	0
平成18年度	109	7.2～3.6	0

資料：浜松市の環境の現状と対策

## 2-6 主要環境資源（森林、天竜川、浜名湖、佐鳴湖、遠州灘）の現状と課題

ここでは、本市における主要環境資源として、森林、天竜川、浜名湖、佐鳴湖、遠州灘を取り上げ、それぞれについて、生活環境、自然環境、快適環境の特性並びに環境保全及び創造に向けた課題を整理します。

### (1) 森林

本市の森林面積は 10.3 万 ha であり、森林率は 68% で、市域のほぼ 3 分の 2 を森林が占めています。

このうち民有林は 8.1 万 ha で、その人工林面積は 6.2 万 ha になり、民有林の人工林率は 76% と県平均を大きく上回っています。そして、これら人工林のほとんどが伐採に適した林齢を迎えています。

また、民有林の天然林面積は 1.9 万 ha で、里山、人工林の中の植林不適地や奥山に分布しています。里山の天然林は、常緑広葉樹林化や管理されない竹林が増え、生物多様性の低下や景観の悪化などが懸念されています。

これら市北部の天竜区に集中している森林は、長い歴史の中で生まれ、良質な木材の供給による地域経済の活性化、森林の水源かん養などの働きにより市民生活を支えてきた重要な資源です。



【森林】

表 2-23 森林面積

区分	面積 (万 ha)	森林面積 (万 ha)	森林率 (%)	民有林		
				面積 (万 ha)	人工林面積 (万 ha)	人工林率 (%)
浜松市	15.1	10.3	68	8.1	6.2	76
静岡県	77.8	50.2	65	40.7	24.2	60

資料：浜松市森林・林業ビジョン（平成 17 年 3 月 31 日現在）

### 1) 生活環境（森林の公益的機能の評価）

森林には、水源かん養、国土保全などの公益的機能があります。

本市の森林が持つこれらの機能の評価を日本学術会議の試算をもとに算出すると、約 4,000 億円となり、本市の総予算額に匹敵するほどの額になります。

こうした森林の機能は、森林が適切に手入れされてはじめて発揮されるものです。林業の低迷などによって、林業家の経営意欲の減退や経営放棄が増えることで、間伐などの適切な手入れが行われなくなり、これら森林の公益的機能の発揮に支障が出る可能性があります。

表 2-24 森林の持つ公益的機能の評価額  
～浜松市～

項目	評価額（億円）
①水質の浄化	1,327.5
②水資源の貯留	813.9
③表面侵食の防止	750.4
④洪水の緩和	383.3
⑤表層崩壊の防止	349.2
⑥野生鳥獣の保護	156.2
⑦保健やレクリエーション機能	93.2
⑧二酸化炭素の吸収	64.5
⑨化石燃料の代替	16.0
計	3,954.2

資料：浜松市森林・林業ビジョン

：日本学術会議の試算をもとに算出

## 2) 自然環境

市北部の森林では、下表のような貴重な動植物を見ることができます。なお下表は県版レッドデータブック植物編、動物編から北遠地域で確認されている貴重種<sup>(\*)</sup>を抽出したものです。なお、カモシカはわが国の固有種で、国の特別天然記念物に指定されています。

表2-25 北遠の森林の主な貴重種

区分	主な貴重種
植物	マツバラシダ、スギラン、ヒモラン、ヤマソテツ、タキミシダ、ナカミシラン、イチョウシダ、ヒロハアツイタ、ヒロハヤブソテツ、ツクシヤブソテツ、ヌカイタチシダマガイ、アツギノヌカイタチシダマガイ、ヒトツバシケンダ、コガネシダ、クラガリシダ、ミョウギシダ、ヒロハヒメウラボシ、ミヤマツチトリモチ、オオヤマレンゲ、シロモジ、フクジュソウ、オキナグサ、セツブンソウ、カギガタアオイ、ベニバナヤマシャクヤク、エゾハタザオ、コウヤミズキ、マツノハマネンゲサ、ヤシヤビシヤク、ミヤマトベラ、エンシュウツリフネ、チョウセンナニワズ、サクラスミレ、ミズキカシグサ、カインササラサドウダン、キョウマルシヤクナゲ、オオヤマツツジ、クリンソウ、シナノコザクラ、ハシドイ、ホソバツルリンドウ、ラショウモンカズラ、センリゴマ、コゴメヒョウタンボク、アキノハハコグサ、タカサゴソウ、チャボシライトソウ、コシノバイモ、キバナノアマナ、チャボホトトギス、ヒメシャガ、ミギワトダシバ、ヒナラン、イワチドリ、キンセイラン、ナツエビネ、ホテイラン、カンラン、ナギラン、コアツモリソウ、クマガイソウ、イチョウラン、ハルザキヤツシロラン、ヒロハツリシユスラン、ムカゴトンボ、エンシュウムヨウラン、セイタカズムシソウ、クモイジガバチ、フウラン、カモメラン、ウチョウラン、ガンゼキラン、ツレサギソウ、オオヤマサギソウ、マツラン、モミラン、ムカデラン、イイヌマムカゴ、キバナノシヨウキラン
魚類	アカザ、ウツセミカジカ、カジカ、スナヤツメ、ホトケドジョウ、ヤマトイワナ
昆虫類	アオハダトンボ、オオイトトンボ、オオカワトンボ、キイロサナエ、タベサナエ、ウラナミアカシジミ、ウラジャノメ、ウラナミジャノメ、オオチャバネセセリ、オオムラサキ、オオヒカゲ、オナガシジミ、ギフチョウ、クモマツマキチョウ、クロシジミ、クロツバメシジミ、スジグロチャバネセセリ、シルビアシジミ、チャマダラセセリ、ヘリグロチャバネセセリ、ベニモンカラスシジミ、ホシミスジ、スルガセモンササキリモドキ
鳥類	アオバズク、アカシヨウビン、オオタカ、クマタカ、コノハズク、サシバ、サンコウチョウ、サンシヨウクイ、ハイタカ、ハチクマ、ブッポウソウ、ミゾゴイ、ミヤマホオジロ、ヤマセミ、ヨタカ
両生類	アカイサンシヨウウオ、アズマヒキガエル、ナガレタゴガエル、ハコネサンシヨウウオ、ヒダサンシヨウウオ
哺乳類	カワネズミ、キクガシラコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、カモシカ、ニホンザル、ヤマネ

資料：「まもりたい静岡県の野生生物」－県版レッドデータブック－ 植物編・動物編 2004年  
静岡県自然保護室 羽衣出版

## 3) 快適環境

天竜区の森林には、スーパー林道天竜線が整備されています。天竜区東雲名から水窪ダムまでの総延長 52.9km のこの林道は、秋葉山 (866m)、竜頭山 (1,352m)、井戸口山 (1,335m)、門桁山 (1,384m)、麻布山 (1,685m) の尾根づたいに連なり、とても見晴らしがよくハイキングやもみじ狩りも楽しめる「森の回廊 (かいろう)」として、市民に親しまれています。スーパー林道の途中には、火伏せの神様として有名な秋葉神社や、山住神社、天竜の森・野鳥の森など、地域の歴史・文化や森の生



【天竜の森 (天竜区佐久間町)】

態にふれることのできるレクリエーション・スポットがたくさんあります。

天竜の森は、いまある森林をそのまま未来に伝えながら、市民・観光客が森と親しめるように遊歩道などが整備された、歩きやすい森となっています。ところどころの木々には名札や解説が付けられ、森を歩く人が学びながら楽しめるようになっています。

これらのほかにも、竹細工が体験できる竹の家（天竜区）や、木工作、野鳥観察、自然散策などができる県立森林公園（浜北区）など多くの拠点施設が整備されており、森や森林資源、森林環境に親しむ環境が充実しています。

#### 4) 主要課題

市域の3分の2を占める森林は、「緑のダム」や「二酸化炭素の巨大な貯蔵庫」などにたとえられる水源かん養などの公益的機能を維持するうえで非常に重要な役割を担っています。そのため、市北部の中山間地域の地域経済を支える産業としての林業の振興とともに、森林の公益的機能を適切に維持していくことができる持続可能な森林経営を目指すことが求められています。

また、木材をはじめとする森林資源は再生産が可能な資源であるという特性にも着目して、森林資源の利活用による循環型社会を形成していくことも重要な視点です。

さらに、ここには、多くの動植物が生息しており、特に数の少なくなった貴重種を保護する一方で、ニホンザル、ニホンイノシシ、ニホンジカなどによる鳥獣被害対策も求められています。そのため、動植物の生息・生育環境を維持することと鳥獣被害の防止を両立させるための対策が必要になります。

そして、そのためには、市民が森林にふれ、森林のことをより深く学ぶような場や機会を増やし、市内天竜川の上流部と下流部が一体となった森林保全・利活用などの取組を展開することが重要です。

## (2) 天竜川

天竜川は、国（国土交通省）が直轄管理する1級河川です。水源は長野県の諏訪湖で、幹川流路延長213km、流域面積5,090km<sup>2</sup>に及ぶ日本を代表する河川の一つです。

我が国屈指の急流河川である天竜川は、木曾山脈（中央アルプス）と赤石山地（南アルプス）の間を多くの支川を合わせながら南流し、遠州平野を経て太平洋に注いでいます。流域には多くの断層が走っており、急峻な地形とあいまって土砂流出の多い河川として知られています。



【天竜川】

市内を流れる天竜川の延長は95km、支流は42河川でその延長は305kmに及びます。また、市内の天竜川水系には以下の4つのダムが建設されており、天竜川の豊かな水は水力発電に加えて、佐久間ダムからは豊川用水に、秋葉ダムからは三方原用水に、船明ダムからは天竜川下流用水にそれぞれ利用されています。

[天竜川水系のダム（浜松市内）]

- ・佐久間ダム（天竜区佐久間町佐久間）
- ・水窪ダム（天竜区水窪町地頭方）
- ・秋葉ダム（天竜区龍山町戸倉）
- ・船明ダム（天竜区船明）

## 1) 生活環境（水質）

天竜川本川の平成 18 年度の水質（BOD75%値）は、秋葉ダム発電第 2 取水口、鹿島橋、掛塚橋で、いずれも 1 mg/ℓを下回っており、良好な状態が維持されています。

しかしながら、水の流れが滞る佐久間ダム貯水池の水質（COD75%値）は 3.1mg/ℓで、環境基準（湖沼 A）を達成していません。

また、市内を流れる天竜川に流入している支流のうち、浜北区以南の流入河川は、その上流部の支流よりも水質が悪くなる傾向があります。

（水質観測結果については、「P17、2-2. (3) .1)天竜川水系の水質」参照。）

## 2) 自然環境

天竜川流域の植生について見ると、市内の天竜川の上流部では古くから植林が行われ、スギやヒノキの人工林が広がっています。溪流部の急峻な崖地にはシデ林やアカマツなどの自然林も多くみられます。また、下流部には、河畔や固定化した中洲にヤナギ群落などの樹林が形成されています。

天竜川には、貴重な淡水魚であるアマゴ、カワムツをはじめ多くの魚類が生息しています。また、遠州灘に注ぐ天竜川河口部は川幅が 1 kmほどの広さがあり、河川内の砂礫地は、カモメ科に属する小型の夏鳥で、国のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）に指定されているコアジサシなどの営巣地にもなっています。水際にはヨシ原があり、干潮時には砂質の干潟がごく狭い範囲に形成されます。このため野鳥が集まりやすく、カモメ類、ワシタカ類、カモ類などの冬鳥、秋の小鳥類やタカ類などの様々な野鳥を観察することができます。さらに、河口部は掛塚橋付近までは汽水域となっており、多様な動物が生息しています。

なお、平成 13～17 年度に実施された河川水辺の国勢調査によると、静岡県内の天竜川では植物 729 種、鳥類 92 種、魚類 56 種、昆虫類 1,560 種、両生類 4 種、爬虫類 6 種、哺乳類 9 種が確認されています。

表 2-26 天竜川沿いの主な動植物

区分	主な動植物
植物	スギナ、ワラビ、アカマツ、ネコヤナギ、ケヤキ、イタドリ、オシロイバナ、カワラナデシコ、コブシ、クスノキ、ナンテン、アケビ、ドクダミ、マタタビ、サカキ、ナズナ、ユキノシタ、ヘビイチゴ、ミヤコグサ、カタバミ、エノキグサ、サンショウ、ハゼノキ、カラスウリ、ヤツデ、ミツバ、カキノキ、ヒルガオ、エゴマ、オオバコ、キキョウソウ、コスモス、ヒガンバナ、ナガイモ、ツククサ、ススキ
鳥類	カワウ、マガモ、カルガモ、トビ、キジ、カモメ、ウミネコ、アジサシ、コアジサシ、キジバト、カッコウ、ホトトギス、カワセミ、ヒバリ、ツバメ、モズ、ツグミ、ウグイス、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、スズメ、ムクドリ、ハシボソカラス
魚類	ウナギ、コイ、ギンブナ、タイリクバラタナゴ、オイカワ、ウグイ、ニゴイ、カワムツ、アブラハヤ、ギギ、ナマズ、アユ、アマゴ、スズキ、シマイサキ、クロダイ、ボラ、ボウズハゼ、ゴクラクハゼ、ウキゴリ、シマヨシノボリ、トウヨシノボリ、ヌマチチブ
昆虫類	オニグモ、ギンヤンマ、キリギリス、エンマコウロギ、トノサマバッタ、アブラゼミ、アメンボ、ツマグロヒョウモン、ナガサキアゲハ、モンシロチョウ、ハナアブ、キイロシヨウジョウバエ、セスジゲンゴロウ、ヒメコガネ、ナナホシテントウ
両・爬・哺乳類	アマガエル、ウシガエル、シマヘビ、ヤマカガシ、アオダイショウ、コウベモグラ、ノウサギ、アカネズミ、タヌキ、キツネ、ニホンイノシシ、イタチ、ニホンジカ

資料：「平成 13～17 年度河川水辺の国勢調査」報告書

### 3) 快適環境

市内を流れる天竜川の上流部では、周囲の緑豊かな山並みの中、観光川下りやカヌーなどの水面レジャーを体験することができます。また、佐久間ダムを始めとする発電ダムが連続して存在し、その一つである船明ダムの湖面では、漕艇場や漕艇競技の付属施設が設置され、広く活用されるとともに、湖畔には公園が整備され桜の開花に合わせた各種イベントが行われています。



【天竜舟下り】

下流部に下ると、河川敷が広く公園・緑地として利用され、市民に開放されています。野球やサッカーなど各種スポーツ施設が整備され、市民のスポーツ、レクリエーション、憩いの場として利用されています。

このほか、浜北区の「遠州はまきた飛竜まつり」では、河川敷が大凧をあげる会場として利用されており、大勢の観客が訪れています。また、グライダーの滑空場があり、天竜川を背景にゆったりと大空を飛ぶグライダーを見ることができます。

### 4) 主要課題

天竜川は、合併によって拡大した本市域をつなぐシンボリックな存在で、本市を代表する貴重な環境資源であることから、市内の天竜川上流部と下流部が連携した環境施策が求められています。

また、天竜川は、豊かな歴史や伝統文化をはぐくむ基盤となってきたといっても過言ではありません。こうした歴史や伝統を後世に伝えるために人材や基盤環境を守り育てることも求められています。

一方、暮らしの視点では、特に市内の天竜川下流部において、天竜川本流に流入する河川の水質改善が必要です。前述のとおり、天竜川本流の水質は比較的良好な状態を維持していますが、下流部の流入河川は必ずしも良好な状態とはいえません。生活排水対策などを中心に、水質改善の取組をさらに強化していく必要があります。

また、天竜川が地域に暮らす人々の生活に役立つよう、豊かな環境を活かした産業振興の取組や、市民が貴重な環境資源としての理解を深めるために環境教育・環境学習を推進していくことも重要な課題といえます。

なお、天竜川のダムで進行している大量の土砂の堆積は、貯水容量の低下を引き起こすほか、遠州灘海岸の侵食の一因として考えられています。これに対し生態系への影響に配慮しながらダムの堆砂対策への早急な対応が求められています。

## (3) 浜名湖

かつては「とおつあはうみ」と呼ばれ、遠江の語源となった浜名湖は、天竜川とならんで本市を代表するシンボルであり、貴重な環境資源です。

現在の浜名湖は、幅 200m の今切口で遠州灘とつながり 1 日 2 回の潮位変動によって海水が出入りする汽水湖で、湖水面積は 70.4km<sup>2</sup> (全国 10 位)、周囲は 128km (全国 3 位) です。

その形は、五指を広げたような入りくんだ姿をしていることが特徴で、市の西部を流

れる都田川水系の一部を構成しています。

浜名湖の最大水深は湖心部で 13.1mですが、大半は 5 m前後で全体的に浅く、この浅瀬には縦横に濤筋（航路）があり、これを伝わって外海からの潮が動いています。今切口では干満によって 1日に約 4,000 万トンの海水が出入りし、その流速は毎秒約 2 mに達しています。

浜名湖は海に近い湖でしたが、もとは湖面の方が海面より高く、浜名湖より流れ出る川を海水が逆流するようなことはありませんでした。

しかし、明応 7 年（1498 年）に起きた大地震に伴う地盤沈下により、湖面が下がって海水が流入しやすくなり、その後の度重なる暴風雨による土砂災害のために浜名湖から流れ出ている川が埋まり、浜名湖に水が溜まるようになりました。その結果、浜名湖と海を隔っていた地面の弱い部分が決壊し現在のような汽水湖となったという歴史を持っています。 [附属湖] 庄内湖、引佐細江湖、猪鼻湖、松見ヶ浦



【浜名湖】

## 1) 生活環境（水質）

本市区域の浜名湖の調査地点では、湖心が海域 A、猪鼻湖、白州、塩田が海域 B の環境基準点となっており、平成 18 年度の水質観測（COD75%値）によると、4 地点とも環境基準を達成しています。また、環境基準点となっていない雄踏、湖口、気賀においても、おおむね良好な水質にあるといえます。

流入河川の水質を見ると、都田川については、環境基準点である落合橋では環境基準（河川 A）を、伊佐地川は中之谷橋で環境基準（河川 B）を達成しています。

猪鼻湖、引佐細江湖、庄内湖など、浜名湖内湾でも特に閉鎖性が強い水域は、一旦汚濁物質が入り込むと蓄積されやすい構造となっています。特に猪鼻湖は、浜名湖の湖心と比較すると水質観測値（COD75%値）が依然高いことから、一層の浄化対策を講じることが求められています。

（水質観測結果については、「P18、2-2. (3) .3 浜名湖及び流入河川の水質」参照。）

## 2) 自然環境

海水、淡水の影響を受ける浜名湖には魚類 401 種、エビ類 51 種、カニ類 93 種、軟体類 105 種の計 650 種の魚介類が生息しています。浜名湖は県内唯一のノリ、カキ、クルマエビの漁場で、また、日本で数少ないノギリガザミ（ドウマン）の漁場の一つです。

浜名湖の周辺には養魚池、水田、草地や森林が接し、水深も 10m 近い湖北部と 1～2 m 程度で干潟が現れる湖南部とで差があり、変化に富む環境が多く野鳥の生息を可能にしています。さらに沿岸の水域には、魚のゆりかごと言われるアマモ場が広がり、多くの魚介類の生息場になっています。一方、浜名湖は塩水化が進む傾向にあり、汽水環境を好む魚種の減少や、外海環境を好む魚種の増加が目立つようになっています。

湖北部の引佐細江湖、猪鼻湖、松見ヶ浦、内浦は鳥獣保護区に指定されていて、冬期には 10 数種のカモ類が湖面に姿を現しています。スズガモやホシハジロでは 1 万を超える大群がみられたこともあります。沿岸の大部分でコンクリート堤防が築かれていますが、後背の水田や草地は小鳥類の生息場所となっています。

表2-27 浜名湖にみられる主な魚介類及び鳥類

区分	主な魚介類・鳥類
魚類	コノシロ、マイワシ、カタクチイワシ、スズキ、クロダイ、コトヒキ、ヒイラギ、キチヌ、ネンブツダイ、キュウセン、シマイサキ、シロギス、マアジ、ウナギ、マアナゴ、コイ、サヨリ、ボラ、セズジボラ、ヨウジウオ、タツノオトシゴ、ハオコゼ、アサヒアナハゼ、アイナメ、コチ、ギンポ、イソギンポ、マハゼ、ヒメハゼ、スジハゼ、シマハゼ、チチブ、アミメハギ、ウマヅラハギ、クサフグ、ネズミゴチ、ハタタテヌメリ、マコガレイ、イシガレイ、アイゴ、ゴンズイ
エビ類	クルマエビ、ヨシエビ、イソスジエビ、テッポウエビ
カニ類	ケフサイソガニ、イシガニ、ジャノメガザミ、ガザミ、ノコギリガザミ、ホンヤドカリ、ツメナガヨコバサミ、ユビナガホンヤドカリ
貝類	アサリ、バカガイ、カガミガイ
鳥類	コアジサシ、カワウ、コサギ、スズガモ、キンクロハジロ、ホシハジロ、オナガガモ、カルガモ、チュウシャクシギ、ハマシギ、メダイチドリ、シロチドリ、セグロカモメ、ユリカモメ

資料：「はまな湖」（平成17年3月改訂／浜名湖の水をきれいにする会）

湖南部では、弁天島周辺で干潮時に干潟が現れ、春・秋季にシギ、チドリ類の格好の休息場となっています。また、絶滅危惧種のコアジサシが、弁天島沖のいかり瀬で集団的営巣地（コロニー）をつくることがよく知られています。

なお、浜名湖の沿岸には廃養鰻池が点在し、これに適度にアシ原が生じ、湿地や沼地を好むカモ類、シギ類などの鳥類には好適な生息場所となっています。しかしながら、これら廃養鰻池の多くは現在埋め立てられ減少してきているのが現状です。

### 3) 快適環境

浜名湖は、複雑な入り江、背後の山並みなど地形的にも非常に美しく、訪れる季節や時刻によって多彩な景観を提供しています。

ノリ、カキ、ウナギ、アサリ、クルマエビ、ガザミ、ノコギリガザミといった魚介類などの漁場でもある浜名湖では、潮干狩り、海水浴、釣りのほか、ヨットやモーターボートなどのレクリエーションも非常に盛んです。



【潮干狩り】

北部には、フラワーパーク、動物園、遊園地、館山寺温泉などが位置し、市を代表する観光拠点の一つとなっています。

### 4) 主要課題

浜名湖は、天竜川と並んで本市の貴重な環境資源であり、その豊かな環境を保全するとともに、失われた環境を再生しながら、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では、浜名湖の豊かな水環境を守るため、「うるおい」と「やすらぎ」のある浜名湖を創造するための基本計画となる「浜名湖水環境保全計画」を平成13年3月に策定しました。本市も国、県はもとより、関連自治体、市民、事業者、関係団体などと協力して、浜名湖の保全・活用に総合的に取り組んでいく必要があります。

そのためには、浜名湖の汚濁物質の負荷量を調査し、流域住民、事業者などとともに

水質保全対策を推進することが必要です。また、健全な水の循環と多様な生態系を確保・維持するために、干潟などの湿地や、流域の森林や緑地を保全し、動植物の保護・育成に取り組むとともに、市民が水辺に親しむ機会を確保するために、親水空間の保全・創造、水辺の管理などに取り組むことも求められています。

#### (4) 佐鳴湖

佐鳴湖は、二級河川新川の中流部に位置し、長さ 2.3km、幅 0.6km、周囲 5.5km、湖水面積 1.20km<sup>2</sup>、平均水深約 2 m（最大水深 2.5m）の天然湖沼で、全体として浅い舟底型をしています。

満潮時には浜名湖の海水が新川に沿って遡上することから、海水が混じる汽水湖となっています。主な流入河川は、段子川、新川、御前谷排水路の 3 河川で、流出河川は新川です。



【佐鳴湖】

市街地の近郊という交通の便の良いところに位置する一方で、多くの自然が残っていることから、散歩、ジョギング、釣り、バードウォッチングなどの自然観察など、市民の憩いの場として親しまれています。

##### 1) 生活環境（水質）

佐鳴湖の水質は、昭和 49 年度をピークとして改善されてはきたものの、環境基準（湖沼 B）は依然として達成できていません。佐鳴湖拓希橋の平成 18 年度の COD75%値は 13mg/l で、環境基準（湖沼 B）の 5 mg/l にはほど遠い状況です。

佐鳴湖への流入河川は、BOD 75% 値はいずれも比較的良好な数字ですが、全窒素については高い数字を示している河川もあります。また、佐鳴湖に流出入する新川（志都呂橋）は、環境基準（河川 C）を達成できていません。これは、佐鳴湖と新川が潮汐の影響により連動して、水質汚濁が進んでいることが原因と考えられます。

こうした佐鳴湖の水質汚濁の原因としては、窒素やリンの濃度が高まる富栄養化現象<sup>(\*)</sup>が生じていること、流域の市街化が進行したことにより流入水量が減少し湖水の入れ替わりが悪くなってきていることなどが考えられています。しかし悪臭の原因となりうるアオコについては塩分濃度の上昇が一因となり減少しています。

（水質観測結果については、「P19、2-2. (3) .4 佐鳴湖及び流入河川の水質」参照。）

##### 2) 自然環境

佐鳴湖周辺の里山には身近な自然が残されており、動植物の生息地としてまた、環境学習の場として貴重な存在となっています。魚類や鳥類のほかにもモグラやアブラコウモリなどのほ乳類の生息も確認されています。

水生昆虫ではトンボ類が多く確認されています。また、湖面は鳥獣保護区に、周辺は狩猟禁止区域に指定され野鳥の楽園となっています。季節毎に様々な鳥が飛来し、冬期には越冬のために渡ってくる冬鳥が数多く生息しています。

魚類については、浜名湖とほとんど水位差がないことから、淡水性魚類のほかに汽水性魚類も生息していることが特徴です。

表2-28に、佐鳴湖でみられる代表的な動植物を記します。

表2-28 佐鳴湖の主な動植物

区分	主な動植物
植物	クロマツ、アカマツ、ヤマザクラ、ゴンズイ、タブノキ、スギナ、カニクサ、イヌシダ、ベニシダ、トウゴクシダ、トウカイタンポポ、セイヨウタンポポ、シロツメグサ、ノコンギク、テイカカズラ、キツタ、アケビ、スイカズラ、サネカズラ、ヨシ、マコモ、ダンチク、ガマ、ヒメガマ、ヒトモトススキ、フトイ、ウキヤガラ、クロモ
魚類	モツゴ、ニゴイ、コイ、ゲンゴロウブナ、ギンブナ、ナマズ、ボラ、シマイサキ、ウナギ、ハクレン
甲殻類	ヌマエビ、アメリカザニガニ、テナガエビ、モクズガニ
昆虫類	アオモンイトトンボ、シオカラトンボ、ノシメトンボ、ウチワヤンマ、オオシオカラトンボ、コフキトンボ、モンキアゲハ、キアゲハ、モンキチョウ、ツマキチョウ、シマゲンゴロウ、ヒメゲンゴロウ、ミズスマシ、アメンボ、ユスリカ
鳥類	カワウ、コサギ、マガモ、ハシビロガモ、ミコアイサ、カワセミ、ユリカモメ
両生類	アマガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ヒキガエル
爬虫類	クサガメ、ミシシippアカミミガメ、イシガメ、シマヘビ、マムシ、ニホンイモリ
哺乳類	コウベモグラ、アブラコウモリ、ノウサギ、アカネズミ、タイワンリス、ニホンタヌキ、ホンDOIタチ、ハクビシン

資料：「よみがえれ佐鳴湖」（平成16年9月発行／環境保全課）

### 3) 快適環境

佐鳴湖は、市街地に近いことから、市民にとって非常に身近な憩いの場です。

佐鳴湖の周囲には、42.65haの佐鳴湖公園があり、自然環境に重点を置いて整備され、緑も多く、野鳥の観察スポットとしてもよく知られる公園となっています。水遊びや釣りを楽しむこともでき、西岸には根川湿地と呼ばれる人工的に復元した湿地帯が広がり、多くの小動物が観察できる環境も整えられています。

また、市民の憩いの場・レクリエーションの場のほかに、様々なイベントや自然保護団体などの活動の場として利用されています。

公園を中心とした佐鳴湖の周囲は本市の桜の名所で、毎年の花見シーズンには多くの花見客が訪れます。また、佐鳴湖の水質浄化事業の一環として、毎年夏には佐鳴湖花火大会が催され、湖と花火のマッチングが美しく評判の花火大会となっています。



【佐鳴湖公園】

### 4) 主要課題

佐鳴湖は、全国湖沼水質ランキング（化学的酸素要求量＝COD）で平成13年度以降ワースト1が続いています。この水質を改善していくことが緊急の課題です。

佐鳴湖は、平成5年7月に全国24ヶ所の一つとして、清流ルネッサンス21事業の対象地域に選定され、水環境改善のための事業に精力的に取り組み、平成12年度に事業は終了しました。引き続き平成13年度からは清流ルネッサンスⅡ事業<sup>(\*)</sup>が国に認められ、清流ルネッサンスⅡ佐鳴湖地域協議会によって、平成16年6月には「清流ルネッサンスⅡ行動計画」が策定され水環境改善に取り組んでいます。

同計画では、将来の佐鳴湖の姿を、「水がゆたかのできれいな佐鳴湖」、「美しい佐鳴湖」、「楽しい佐鳴湖」、「誇れる佐鳴湖」、「ホタルやシジミがいる佐鳴湖」と設定し、この目指す姿を実現するために、『水質』、『水辺環境』、『環境意識』の3点を掲げ、水質改善目標、水辺環境保全目標、環境意識向上目標を設定しています。

そこで、本市としても、「清流ルネッサンスⅡ行動計画」の目標を達成するため、公共下水道整備、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え、高度処理型合併処理浄化槽<sup>(\*)</sup>の普及、さらには家庭でできる生活排水対策の普及など、生活排水の未処理排出を防止するための取組をさらに推進していくことが必要です。

また、県との連携により、湿地型浄化施設の設置、下流新川の河道に溜まっている汚泥の浚渫・除去など、流入河川の環境整備・浄化事業に積極的に取り組むことも求められています。

## (5) 遠州灘

遠州灘は、御前崎から伊良湖岬まで 117km におよぶ、全国でも有数の長大な砂浜海岸となっています。中田島砂丘に代表される砂丘の幅は 50～200m もあり、海岸防災林で覆われています。これらは、古来より悩まされてきた海岸災害から背後地を守る盾として営々と築き上げられてきたものです。



【遠州灘】

### 1) 生活環境（水質）

馬込川沖、浜名湖沖とも、平成 18 年度の COD75% 値はそれぞれ 1.0 mg/l、1.5mg/l で、環境基準（海域 A）を達成しており良好な水質を維持しています。

（水質観測結果については、「P20、2-2. (3) .5) 遠州灘の水質」参照。）

### 2) 自然環境

遠州灘沿岸の砂浜にはコウボウムギ、ハマヒルガオ、ハマエンドウ、ハマニガナ、汀線付近にはオカヒジキなどの海浜性植物がみられます。砂丘の背後には防潮林としてクロマツ林が広がっています。

遠州灘沿岸はまた、全国的にも有数のアカウミガメの上陸・産卵地であることでよく知られています。アカウミガメは、国のレッドデータブックでは絶滅危惧ⅠB 類（近い将来における絶滅の危険性が高い種）に指定されています。

その他の動物では、同じく絶滅危惧Ⅱ類に指定されているコアジサシが産卵に訪れます。また、馬込川河口付近のヨシ原は日本最大級のツバメのねぐらともなっています。

### 3) 快適環境

天竜川河口部から浜名湖今切口までの約 16.5km の海岸線は全国的にも有数の砂浜海岸です。広々とした砂浜と松林は雄大な太平洋の景観とともに、市民に愛されています。

馬込川と芳川の合流点の中田島北地区には、遠州灘に連なる中田島砂丘の周辺地区をあわせて総延長約 1.5km、面積 670ha の遠州灘海浜公園が整備されています。ここには遠州灘海岸の海浜環境を活かした、野鳥の森やピクニック広場、サッカー場などがあり、日常的なスポーツ・レクリエーションの場として、広く市民に利用されています。また、ここは毎年 5 月に、凧揚げ合戦で有名な、本市を代表する伝統行事である浜松まつりの会場となり、多くの観客で賑わいます。

この遠州灘海浜公園に接して日本三大砂丘の一つである中田島砂丘があり、遠州灘から吹く風により形成された美しい風紋を見ることができます。

#### 4) 主要課題

遠州灘海岸は、ダムによる天竜川からの土砂供給の減少などが原因となって砂浜が急速に後退しています。この海岸侵食は景観を損なうばかりでなく、砂浜の持つ自然防護機能を低下させ、高潮などにより沿岸住民に浸水被害を及ぼす危険性があります。これに対し県では離岸堤の設置や養浜工事を、あわせて国ではダムに貯まった土砂を排出する対策を実施・計画しています。この問題は被害も対策も大きな広がりを持つため、生態系への影響を考慮し市民の理解を得ながら、国や県に協力し早急な対応を図る必要があります。



【海岸侵食】

一方で、市民団体による砂丘の維持を目的とした堆砂垣の設置や、市民参加による松林の中にたまった砂を浜に戻すためのバケツリレーの開催などの市民活動のさらなる推進を図ることも必要になります。

また、全国的にも有数のアカウミガメの上陸・産卵地としての自然環境を守り、美しい海岸を保全することがもう一つの課題となっています。

## 2-7 浜松市の取り組むべき課題

2-1～2-4において、本市の社会経済環境、生活環境、自然環境、快適環境の現状と課題を整理するとともに、2-5では地球環境の問題について、また2-6では本市の主要環境資源である森林、天竜川、浜名湖、佐鳴湖、遠州灘の現状と課題について整理してきました。

ここでは、これらを総括して、今後、環境問題に関して本市が取り組むべき課題を体系的に整理します。

### (1) 循環

- ① **水の循環**をキーワードに市内を流れる天竜川の上流部と下流部が共存共栄できる都市づくりを進める必要があります。
- ② 一般廃棄物は「3R+2」（発生抑制、再使用、再生利用、拒否、再生品購入）、産業廃棄物は「3R」（発生抑制、再使用、再生利用）の視点に立ち、**廃棄物の循環システムを構築**する必要があります。
- ③ 環境負荷低減の観点から、省資源・省エネルギーの推進と、浜松市の地域性を活用した新エネルギーの利活用を進め、**資源・エネルギーの総量削減**を実現する必要があります。

環境問題に取り組む上で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会・経済のあり方を改め、持続可能な社会を構築することが大きな課題となっています。

このため、人間による生産、流通、消費、廃棄（分解）という活動のプロセスにおいて物質が循環するシステムをつくとともに、これら人間の諸活動が自然の健全な循環プロセスに適合し許容されるような社会に変えていくことにより、環境負荷が少なく循環を基調とする社会（＝循環型社会）を構築することが必要となっています。

#### 【水の循環】

本市は、合併によって市域が大きく拡大しましたが、同時に、天竜川流域・浜名湖（都田川）流域を中心に、市内を流れる天竜川上流部と下流部が同じ行政区域となり上・下流部が一体となった施策を展開することのできる条件を備えることとなりました。

その意味で、自然の循環システムの最も基本となる「水の循環」をキーワードとして、市内を流れる天竜川上流部と下流部がお互いを補完し合い、共存共栄できる都市づくりを進める必要があります。

例えば、下流部の都市部の水源かん養の場となる森林を上流部において適切に保全するとともに、上流部の森林保全には欠かせない地域材の利用を人口が集積する下流部において促進するといった事が想定されます。

#### 【廃棄物の循環システムの構築】

本市の一般廃棄物の総排出量と再生利用量（総資源化量）は増減を繰り返し横ばい状態であり、さらなるごみの減量化、資源の再利用の促進は今後の大きな課題です。また、産業廃棄物の排出量は一般廃棄物の5倍以上になり、これらを再生資源として有効に活用するための取組をさらに推進していく必要があります。

環境への負荷をできる限り少なくするためには、まずは廃棄物のもとになるものを断ったり、買わないようにすることがなにより重要です。そして、循環を基調とした社会経済システムづくりとは、単に廃棄物の循環を促進させるという考え方ではなく、廃棄

物を循環させる過程で新しい付加価値のある商品を生み出すことにより、廃棄物処理コストや環境対策コストを低減し、同時に経済成長あるいは雇用の促進にもつなげるという考え方です。

現在本市では、一般廃棄物は「3R+2」（発生抑制、再使用、再生利用、拒否、再生品購入）、産業廃棄物では「3R」（発生抑制、再使用、再生利用）の推進を行っています。今後も環境と経済の両立を目指した廃棄物の循環システムを構築する必要があります。

#### 【資源・エネルギーの総量削減】

環境への負荷をできる限り少なくするため、省資源・省エネルギーに向けた取組を充実・強化することが必要です。

本市においては、電力消費は増加しており、自動車交通への依存度も高いため、省エネの推進や公共交通機関の利用促進など、省資源・省エネルギーのための取組に一層積極的に望み、総量としてのエネルギー消費を削減することが必要です。

また、本市は温暖な気候とともに、全国的にトップクラスの日照量があり、あわせて、“遠州の空っ風”に代表される強い風が吹くという特性があることから、こうした地域特性を活用した新エネルギーの利活用を一層推進し、資源・エネルギーの総量削減に寄与することも求められます。

## （2）生活

①健康かつ安全で快適な生活環境を確保するため、自動車排気ガス削減対策、生活排水対策をはじめとする**有害物質・汚濁物質などの排出抑制**のための取組を強化する必要があります。

私たちが暮らす身の回りの環境には様々な環境汚染が存在しています。安全な生活を確保するためには、これら環境汚染の除去並びに汚染の未然防止が必要です。

#### 【有害物質・汚濁物質などの排出抑制】

本市は環境基本法に基づく公害防止計画の策定指示を受ける全国31地域の1つであり、主要課題として自動車交通公害、河川の水質汚濁及び湖沼の水質汚濁が掲げられています。

そこで、これらの問題を解決し健康かつ安全で快適な生活環境を確保するために、時差出勤などの奨励などによる交通渋滞の緩和や公共交通機関の利用促進、汚染物質排出量の削減に寄与する設備やシステムの導入、さらには、下水道整備や合併処理浄化槽の普及促進による生活排水対策など、有害物質・汚濁物質などの排出抑制のための取組を強化する必要があります。

## （3）共生

- ①**森林や身近な緑の保全と緑化の推進**を図るとともに、市民が期待する**きれいな水辺環境の創造**に向けて、取組を充実していく必要があります。
- ②豊かな自然を守り、**野生動植物の生息場の確保**を進める必要があります。
- ③自然環境への影響に配慮し、市民が日常の暮らしの中で**自然と親しむ場の整備**を進めていく必要があります。
- ④**歴史的・文化的な資源の保存・継承**に努め、より質の高い環境を創造していく必要があります。

自然の生態系は、多様な生物種が大気、水、土といった自然物質と密接な関係を保持しながら、また、生物間での様々な物質交換を繰り返すという、微妙な相互関係の上に成り立っています。私たちの人間社会もこうした自然界の秩序を軽視しては、持続的な発展を望むことはできません。

したがって、これまでの自然に対する悪影響を認識し、社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、自然と人との間に豊かな交流を保ち、健全な生態系を維持、回復することで、自然と人間との共生を実現していくことが必要です。

#### 【森林や身近な緑の保全と緑化の推進ときれいな水辺環境の創造】

合併により市域は大きく拡大し、本市は市域の68%という広大な森林を持つこととなりました。森林は二酸化炭素の吸収・固定機能を持つ貴重な市民の財産であり、その機能を有効に発揮できるよう保全することが必要です。

一方、本市の人口は増加を続けていますが、その人口集積は都市部に集中する傾向が見られ、人口集中地区への集積が全体の約6割を占めるに至っています。こうした人口増加が続く市街地部にあっては、都市の快適性を効果的に演出するように、身近な緑の保全並びに緑化の推進を図ることが求められます。

加えて、天竜川、浜名湖、佐鳴湖、遠州灘などに代表されるように、本市は豊かな水辺環境を擁する都市です。こうした都市のシンボルとなる水辺を中心に、きれいな水辺環境の創造に向けた取組を充実することも必要です。

#### 【野生動植物の生息場の確保】

自然と人間との共生を実現する上では、豊かな自然を守り、野生動植物の生息場の確保を進める必要があります。

特に本市においては、市北部の中山間地域に生息するカモシカやギフチョウ、遠州灘海岸のアカウミガメやコアジサシ、ハマヒルガオをはじめとする海浜植物など、貴重な動植物の生息地を多数抱えており、その適切な保全が望まれます。これに対し、多様な生物の生息実態についての調査・研究を加えながら、都市計画・土地利用との調整を図り、野生動植物の生息場を確保することが必要となっています。

一方、野生鳥獣による農作物などへの被害や、外来生物による生態系への影響も懸念され、有効な防除・管理対策を講じることが求められています。

#### 【自然と親しむ場の整備】

自然と人間との共生を実現し、市民が豊かな生活環境を創造するためには、市民が自然環境への理解を深めることが不可欠であり、そのためには、自然と身近にふれあう機会を提供することが必要です。

本市には、野生生物観察小屋、かわな野外活動センター、カモシカと森の体験館などの環境教育・環境学習のための拠点施設がいくつか整備されているほか、憩いの場、レクリエーションの場として、自然と親しむ施設は充実しています。

こうした拠点施設を核としながら、自然環境への影響に配慮し、市民が日常の暮らしの中で自然と親しむ場・機会の整備を一層充実することが必要です。

#### 【歴史的・文化的な資源の保存・継承】

本市には、東西交通の要衝としての歴史が培ってきた歴史的・文化的遺産が数多く残されています。また、近年にあっては音楽のまちづくりや国際交流といった新たな文化施策を展開してきています。

これら地域固有の歴史的資源や文化的資源は、都市の個性を演出する上でかけがえのないものであり、その保存・継承に努め、より質の高い環境を創造する姿勢が求められます。

#### (4) 参加・協働

- ①環境の保全及び創造に向けた取組に、**市民・事業者・NPOなどの積極的な参加**を促すための施策を充実する必要があります。
- ②環境の保全及び創造活動に取り組む**市民団体との連携強化**、また**新たな活動団体の育成**に努める必要があります。

環境負荷の低減や自然環境の保全、また歴史的・文化的資源の保存・継承には、社会的な合意を得て進める必要があります。

行政のみならず、市民・事業者を含め、あらゆる主体が環境への負荷の低減や賢明な利用などに自主的に取り組み、環境の保全及び創造に関する行動に主体的に参加する社会を実現していく必要があります。その意味で「参加・協働」は重要なキーワードです。

##### 【市民・事業者・NPOなどの積極的な参加】

今日の地球温暖化などの環境問題の特質は、市民一人ひとりが被害者であるとともに、原因者でもあるという点に着目する必要があります。

したがって、環境の保全及び創造に向けた取組には、市民・事業者・NPOなどの意識改革が不可欠であり、その取組を推進するにあたっては積極的な参加がなくては効果は期待できません。

そのため、市民はもとより、事業者・NPOなどの様々な主体の積極的な参加を促すための施策を充実する必要があります。

##### 【市民団体との連携強化と新たな活動団体の育成】

本市においても、市民の参加による環境改善の取組が増えています。こうした市民の主体性を尊重した環境の保全及び創造の取組を充実することが重要であり、今後は、それらの活動に取り組む市民団体との連携強化、また、新たな活動団体の育成に努める必要があります。

#### (5) 地球環境

- ①世界に貢献する政令指定都市として、国際交流や国際協力などの諸活動を通じて**地球環境の保全への積極的な貢献**を行うことが求められます。

平成4年(1992年)には「地球サミット」が開催され、環境問題の解決が人類共通の課題であること、先進国から発展途上国までの各国が連携をとり、地球規模で解決にあたる必要があることについて等しく認識されました。

さらに、平成9年(1997年)12月に採択された京都議定書では、先進国は平成20～24年(2008～2012年)の第1約束期間に、温室効果ガスの排出量を平成2年(1990年)基準から各国が定めた削減率目標を達成することが定められました。平成17年(2005年)2月に京都議定書が発効したことにより、その約束に法的拘束力が発生し、わが国においても京都議定書目標達成(6%削減)のための取組を着実に推進していくことが緊急の課題となっています。

**【地球環境の保全への積極的な貢献】**

国は、地球環境の保全のため、国際的取組を推進していくことを長期的な目標の一つに掲げています。

今後、世界に貢献する政令指定都市として、国際交流や国際協力などの諸活動を通じて、地球環境の保全に対しても積極的に貢献していくことが必要となっています。

特に、本市においては、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量の増加が顕著であるため、今後は、排出者である市民一人ひとりに対して削減に向けた取組を促進することなどで、早急な削減対策に取り組むことが求められています。

図2-2-1 浜松市における現状分析（総括図）



## 第3章 基本目標と施策の体系

本章では、第2章で整理した本市の環境特性と課題を踏まえ、計画の基本目標及び本市が目指す環境の5つの基本方針を定めるとともに、この基本目標・基本方針に基づく施策の体系を整理します。

### 3-1 基本目標

#### (1) 基本目標

平成17年7月1日に天竜川・浜名湖地域12市町村が合併し、人口約80万人の新浜松市が誕生しました。また、平成19年4月には政令指定都市への移行を実現しました。

合併協議を通じて定められた都市ビジョンは、第1次浜松市総合計画に受け継がれ、本市が目指す都市の将来像を次のように定めています。



【第1次浜松市総合計画（戦略計画2007）】

《都市の将来像》

**市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」**

☆ HAMAMATSU : CITY OF CREATIVITY ☆

さらに、環境分野の将来像については、『水と緑と光が響きあう環境共生都市』を目指すこととしています。

こうした将来像を着実に実現していくため、環境施策に関わる行政・市民・事業者などの共通のビジョンが求められています。環境基本計画では、第1次浜松市総合計画の環境分野の将来像と整合を図り、基本目標を次の通りとします。

#### ■環境基本計画の基本目標■

**水と緑と光が響きあう環境共生都市**

～次世代に、豊かな暮らしを継承するために～

※「水と緑と光が響きあう」

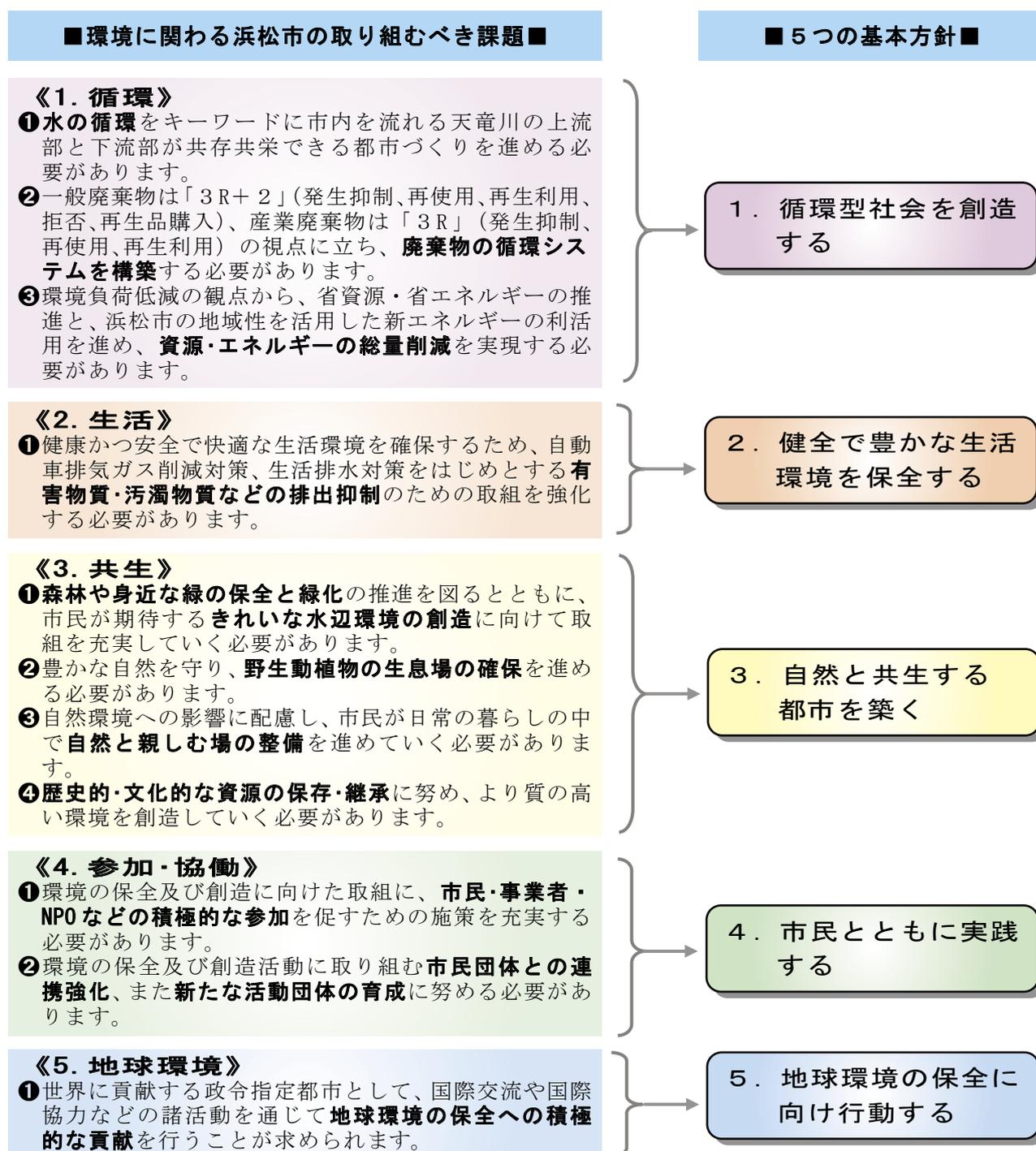
生命の源である清らかな「水」、それをはぐくむ「緑」、さらに豊かな日照に代表される「光」が、それぞれに響き調和しあって伸びていく都市を目指します。

※「次世代に、豊かな暮らしを継承する」

大量生産・大量消費・大量廃棄というライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を構築し、自然と文化に囲まれた豊かな暮らしを市民一人ひとりが築きあげ、次世代に継承する都市をイメージしています。

## (2) 5つの基本方針

基本目標のもとに、次の5つの基本方針を定めます。第2章で整理した『環境に関わる浜松市の取り組むべき課題』と5つの基本方針との関係は次のとおりです。



### 3-2 施策の体系

基本目標・基本方針に基づく施策の体系を図3-1に整理します。



図3-1 施策の体系 ※( )内の数字は環境基本計画のページ数を示します。

## 第4章 施策の基本的方向

### 4-1 循環型社会を創造する

#### (1) 森林資源の利活用促進

##### ■主要課題

- 木材は再生産が可能な循環型資源であり、環境負荷が少ない素材です。広大な木材の生産地であるとともに木材の消費地を抱えた本市は、森林を適正に管理し、木材を生産するとともに、木材を活用することによって、循環型社会の形成を促進していくことが可能です。
- 市北部の中山間地域における人口の減少、輸入材との競争による木材価格の低迷などにより、林業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。森林資源の循環利用の担い手となる林業・木材産業の振興を図りながら、木材の利活用の促進につなげていく必要があります。

##### ◆循環型資源としての木材

- 木材は再生産が可能な資源です。
- 太陽エネルギーにより生産される資源です。(省エネ資源)
- 多段階の利用が可能な資源です。(例：木材→ボード→紙→燃料)
- 自然にやさしい資源です。
  - ：生産、消費、分解の物質循環に沿っています。分解が容易で、それに伴う有害な物質の発生もありません
- 固定された炭素を保管し続ける資源です。
  - ：木材は製造時の炭素放出量が少ないばかりでなく、木材として利用されている期間、炭素を保管し続けます。
  - ：1993年の我が国の全住宅に使用されている木材が貯蔵する炭素量は約1億4000万tです。これは我が国の全森林に貯蔵されている炭素量(7億8000万t)の約18%にも及びます。そのため、木造住宅群は「都市の森林」とも言われます。

##### ■施策

#### 1 林業の振興

##### ①低コスト林業の推進

- 林業の労働生産性を高めることによって、木材価格の変動に関わらず、計画的に木材を生産し、売る林業の生産体制を作ります。
- 森林所有者の合意形成と、森林経営・管理の集約化を促し、木材生産の事業規模の拡大と、森林の境界の明確化を進めます(「小規模・分散」から「大規模・一体」へ)。
- 周辺環境に配慮した林道、作業道や作業路の効果的な開設とともに、林業機械などの導入により木材の生産性を高め、計画的な木材生産体制を確立します。



【木材の伐採】

##### ②新しい人材の育成・確保

- 林業事業体の経営・管理能力を高め、林業事業体が森林所有者から長期に渡る森林経営・管理権を得ることにより、安定的な事業量の確保を推進します。
- 意欲があり、先駆的な取組を行う林業事業体への支援策を充実して、林業技術員の雇用

の確保、技術の習得、定着化を図ります。

- シイタケなどの特用林産物の生産を振興して、複合経営を推進します。

## 2 木材の安定供給と需要拡大

### ①木材の安定供給

- 林業・木材産業が連携することで合意に基づく計画的な木材供給を促すとともに、品質の確かな製材品の安定供給体制をつくります。
- 品質の確かな製材品である「しずおか優良木材」(\*)を消費者に安定供給するため、人工乾燥などの高度加工施設を整備するとともに、木材産業の再構築（規模拡大、共同出荷体制など）を推進します。

### ②木材の需要拡大

- 市民の地域材に対する理解を図り、木材の地産地消を図ります。
- 持続可能な森林経営・管理を明らかにし、消費者の信頼を高めるために、森林認証(\*)の取得を支援します。
- 林業、木材産業、大工・工務店などの連携強化により、地域材を使った安全・安心な家づくりを推進します。
- 「しずおか優良木材」と森林認証材の普及に加え、それらを活かした家づくりを推進します。
- 地域材利用推進事業により、地域材を使用した住宅の建設を促進します。
- 公共施設や事業所などでの地域材の利用を促進します。



【地域材を利用した春野地域自治センター】



【地域材を利用したベンチ（南区役所）】

## 3 森林資源を活用した新産業の創出

### ①森林療法(\*)への活用

- 森林や天然素材としての木材が持つ健康回復効果に着目し、森林療法への活用について、調査研究を進め、その実用化を目指します。

### ②木質バイオマス(\*)の利用促進

- 間伐材や樹皮などの木質資源をエネルギーとして、有効活用していくシステムの構築に向けた調査研究を進め、その実用化を目指します。

### ③消費者ニーズに合った木製品の創出

- 消費者ニーズに合った製品づくりのために、木製品のデザイン性を向上するとともに、新規の木製品を創出します。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①木材生産量 民有林からの木材伐採材積量	[平成 17 年度実績] 12.5 万 m <sup>3</sup>	15.7 万 m <sup>3</sup>
②間伐実施面積 市内の民有林のうち、行政や林業者が実施した間伐面積	[平成 17 年度実績] 1,894ha	2,000ha
③森林認証取得面積（累計） 市内の民有林で森林認証を取得した森林面積	0ha	27,000ha

## (2) 健全な水循環の確保

### ■主要課題

- 水の循環は河川や湖の水量の確保、水質の浄化、生態系の保全、水辺環境の形成などに大きな役割を果たしています。
- 市域の多くは天竜川又は、浜名湖（都田川）の流域に属し、それぞれの流域圏内の結びつきが強いことが大きな特徴です。市域の68%を占め、“緑のダム”と言われる森林の水源かん養<sup>(\*)</sup>機能の保全・回復はもちろんのこと、流域を単位としてとらえた水循環の健全化が必要です。
- 都市化の進展とともに、農地の減少、舗装道路の増加、河川護岸のコンクリート化などが進み、自然の持つ水源かん養機能の低下が懸念されます。今後は、水源かん養機能の保全や回復に配慮した都市整備を実施することが必要です。
- 本市においては、人口の伸びとともに給水人口、給水量も伸びを示しています。水の安定的な確保と供給が求められますが、同時に、自然の水の循環と調和した水利用を実現することが必要です。
- 地下水の水位、塩水化現象は近年横ばい傾向にありますが、揮発性有機化合物や重金属による地下水汚染が生じています。地下水の適正利用に向けた取組を推進するとともに、地下水の汚染防止や浄化対策が必要です。
- 県環境部が平成9年に実施した地盤沈下調査によれば、市内では顕著な沈下は発生していません。しかしながら、本市には沖積低地が広く分布していることから、地盤沈下が生じやすい環境にあり、地下水位の観測、地下水揚水量の調査など、監視活動に継続して取り組むことが必要です。

#### ◆ 緑のダム

- 地表に達した降水は、地表を流下するものと地中に浸透するもの、蒸発により大気中に戻るものに分かれます。このような循環過程そのものを人間が制御することは不可能ですが、この循環の速度を変えることによって、水の利用率を高めることは可能です。特に森林は、降水を地下浸透させ、徐々に河川などへ流出させることで、水の利用率を高めることから「緑のダム」といわれています。

## ■施策

### 1 森林、農地が有する水源かん養機能などの公益的機能の増進

- 森林や森づくり活動の推進、各種基金の活用などによる計画的な土地利用、耕作放棄地の発生予防など、適正な森林、農地の整備・保全を行います。

[詳細は P79、4-3 「(1)森林・農地の公益的機能の増進」 1、2 に掲載]

### 2 地下水のかん養

#### ①雨水の地下浸透の促進

- 護岸工事を自然素材である木材を利用して行うなどの自然にやさしい多自然な川づくりや道路の透水性舗装など、雨水の地下浸透を促す都市基盤整備を推進します。
- 公共施設・工事において、雨水の地下浸透や洪水対策を目的に雨水浸透ます<sup>(\*)</sup>を設置するとともに、市民や事業者に対する積極的な PR などにより雨水浸透ますの設置を促します。またあわせて、雨水の地下浸透を図るため、透水性舗装や樹木の植栽なども促します。



【多自然川づくり実施河川(豊田川)(東区豊西町)】



【雨水浸透ます】

#### ②水田の保全

- 地下水かん養に大きな役割を果たす水田の保全に努めます。

#### ③地下水利用の適正化

- 地下水位の観測や塩水化調査に継続的に取り組みます。
- 「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水の揚水の規制・指導を行います。
- 地下水を利用している各事業者の自主的な取組について、継続して協力を求めています。

#### ④湧水の保全

- 健全な水循環を示す湧水について、情報を収集するとともに、保全に向けた取組を進めます。

### 3 地下水汚染対策の充実

- 地下水の水質調査の実施や、地下水汚染源への継続的な浄化対策の指導を行います。

[詳細は P76、4-2 「(4)土壌・地下水汚染の防止」 2 に掲載]

### 4 用水の安定供給

- 生活用水については、上水道・簡易水道などの施設整備を進め、安定供給に努めます。
- 工業用水・農業用水については、関係機関や広域的な連携のもと、利水者間の水利調整を図りながら、安定した水供給に努めます。

### 5 水資源の有効活用

#### ①節水意識の普及啓発

- 市民や事業者に対して、健全な水循環の重要性などについて情報提供を行うとともに、節水意識の普及啓発に努めます。

## ②雨水・下水処理水などの活用

- 雨水活用については、啓発活動を通じて、洗車用の水や散水用などへの使用を目的とした雨水利用施設・設備の導入促進に努めます。
- 下水処理水については、下水処理施設内の散水用などとしての活用を推進します。

### ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①雨水浸透ます設置箇所数（累計）	126 ヶ所	156 ヶ所
②地下水位の上昇 観測を開始した時点と比較して、地下水位が上昇した井戸の本数割合 (開始時点：昭和 30 年～平成 6 年)	78% (14/18)	83% (15/18)

## (3) 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

### ■主要課題

- 一般廃棄物の分別、収集、処分方法は、合併前の市町村によって異なっていたために、現在でも地域により、分別、収集、処分方法に違いがあります。平成 19 年度に一部見直しを実施しましたが、全市における分別方法の統一を早急に図る必要があります。
- 最終処分場などの廃棄物処理施設の確保は難しいことなどを考えると、資源を無駄にせず有効に活用し、廃棄物の増加を食い止めることが重要です。このため、ごみの減量化と資源の再利用の推進は当然ながら、なにより廃棄物のもとになるものを断ったり、買わないようにすることが必要です。

### ■施策

#### 1 発生抑制・再使用・再生利用・拒否・再生品購入の推進

##### ①啓発活動の推進

- ごみ減量運動をはじめとした各種運動・イベントを行います。
- 買い物袋持参、ごみになるものを買わない、資源物の店頭回収、リユース活動及びグリーン購入<sup>(\*)</sup>の促進など、市民・事業者の自発的な行動を促すための啓発活動を行います。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や個別リサイクル法など、法律の正しい知識を普及させるため、啓発活動を行います。

##### ②市民の活動促進

- 一般家庭における生ごみ処理機の導入促進やコンポストの利用促進など、ごみの減量のための各種助成事業を実施します。
- 資源物集団回収などの活動を通じてごみの減量に取り組む各種団体に対して、必要に応じて協力金などの支援を行います。
- 家庭から排出されるせん定枝などの再利用を目的とする緑のリサイクル事業を実施します。
- 紙類の資源物の回収を促進します。

##### ③事業者への減量・資源化指導

- 事業者が排出するごみについては、減量・リサイクルを徹底し、資源回収システムを整

備するよう求めていきます。

- 多量排出事業者に対しては、ごみ減量化計画の策定を求めるなど、ごみの減量・資源化のための指導を進めます。

#### ④民間事業者との協働

- ごみの資源化や生活用品のリサイクルを目的に、資源回収が容易な容器の使用や包装紙の簡素化、発泡トレイやペットボトル、電池の店頭回収などに対する協力を民間事業者に求めていきます。
- スーパーマーケットをはじめとする事業者と市民との理解や協力を得ながら、レジ袋の有料化に向けた検討を行います。

#### ⑤経済的手法の検討

- ごみの減量・再利用を確実に進めるための手段として、ごみ処理の有料化（ごみ処理手数料の徴収）について調査・研究を進めます。
- 商品を販売する際に、代金に一定の預り金を上乗せして販売し、消費者が不用になった容器などを返却した時に預かり金を払い戻すデポジット制度の導入について調査・研究を進めます。

## 2 適正な廃棄物処理

### ①収集方法などの見直し

- 現在、地域によって異なっているごみの分別方法（品目、区分、排出方法、回収回数）については、平成24年度を目標に統一します。
- 分別方法の統一にあたっては、市民・事業者に必要な広報活動を行い、分別排出の徹底を図ります。
- 資源物回収拠点となるリサイクルステーション<sup>(\*)</sup>の拡充を進め、一層の資源化を目指します。



【リサイクルステーション】

### ②処理施設の整備・再編

- 北部清掃工場及び南部清掃工場の老朽化に対応し、西部清掃工場を建設します。なお、西部清掃工場の建設により、ごみ処理能力の増強や、埋立処理していた焼却灰を熔融し土木建材として利用できる熔融スラグを生成することで最終処分場の延命化を図ります。また、施設の余熱や余剰電力を活用した新水泳場も併設します。
- 市町村合併以前に旧市町村が保有していた処理施設の整理・統合を進めます。



【西部清掃工場(完成予定図)(西区篠原町)】

### ③処理方法の見直し

- 今後は、資源回収や熱回収をより一層推進できるような処理方法について、調査研究を重ね、可能なものから導入を進めます。
- 焼却施設では、下水道汚泥をあわせて焼却処理することで、最終処分量を削減します。
- 焼却施設で生成する熔融スラグの有効利用を、環境汚染がないよう配慮しつつ進めます。

### ④不法投棄対策

- 県、警察、市民などと連携を図り、不法投棄の監視体制を強化します。また、不法投棄

に対して、適切かつ迅速な現状回復を推進します。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①廃棄物総排出量 (1人1日当たりのごみ排出量) [一般廃棄物] 総排出量:市が収集した廃棄物量と集団回収量の合計 1人1日当たりのごみ排出量: 本市人口により1日当たりの一般廃棄物排出量を算出したもの	322,032 t (1,075.5 g/人・日)	305,000 t (996 g/人・日)
②廃棄物再生利用量・(リサイクル率) [一般廃棄物] 再生利用量:市により再生利用された量と自治会などの民間団体により回収された集団回収量の合計 リサイクル率:上記の量を総排出量で除した率	62,437 t (19.4%)	89,000 t (29%)
③廃棄物最終処分量・(最終処分率) [一般廃棄物] 最終処分量:発生した廃棄物のうち、再生利用などができずに最終処分した量 最終処分率:上記の量を総排出量で除した率	45,720 t (14.2%)	16,000 t (5%)

## (4) 産業廃棄物対策の推進

### ■主要課題

○産業廃棄物の排出量は、一般廃棄物と比べて5倍以上の排出量があり、これらを再生資源物として有効に活用していくなどの取組を、さらに推進していく必要があります。

### ■施策

#### 1 発生抑制・再使用・再生利用の推進

##### ①廃棄物の発生抑制(減量化)

- 排出事業者責任の原則に基づき、事業活動において発生する産業廃棄物発生量を最小化するように、啓発活動を進めます。
- 産業廃棄物発生量が年間1,000t以上又は、特別管理産業廃棄物発生量が年間50t以上の事業所に対しては、産業廃棄物処理計画の策定やその具体化を指導します。またその実績については、縦覧により市民に公開します。
- 事業者が自主的に環境保全に関する取組を行い、環境に関する方針や目標などを自ら設定するための取組として、ISO14001<sup>(\*)</sup>などの環境マネジメントシステム<sup>(\*)</sup>の導入を支援します。
- 市が排出事業者となる公共工事などにおいては、廃棄物の発生抑制に努めます。

##### ②再使用・再生利用の推進

- 生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、ライフサイクルアセスメント(LCA)<sup>(\*)</sup>の手法を用

いて、生産工程の見直しや使用原材料の転換を図り、ゼロエミッション<sup>(\*)</sup>システムを構築する事業者の取組の促進を図ります。

- 再生利用品（廃棄物から再資源化された製品）などを優先的に使用するグリーン購入の促進を図ります。
- 「建設リサイクル法」に基づく現場などへの立入検査を実施し、適正な分別解体・特定建設資材廃棄物の再資源化を図ります。
- 「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法<sup>(\*)</sup>」、「自動車リサイクル法<sup>(\*)</sup>」などのリサイクル関連法の適正な運用指導を図ります。
- 下水汚泥、浄水汚泥などの大量に発生する廃棄物の再生利用などを積極的に促進します。

## 2 適正管理、適正処理の推進

### ①適正管理の推進

- 排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の活用により、処理状況などを正確に把握・管理するよう指導します。
- 産業廃棄物行政を的確に推進するため実態調査を定期的実施し、産業廃棄物の発生量、処理実態の把握を行います。

### ②適正処理の推進

- 産業廃棄物の処理が、法令を遵守し適正に行われるように監視・指導を行います。
- 市内の排出事業者、産業廃棄物処理業者への立入検査を実施します。
- 廃棄物不法投棄防止パトロール事業を精力的に実施し、不法投棄の監視体制を強化します。また、不法投棄者に対しては、厳格に対処します。



【事業者への立入検査】



【不法投棄防止キャンペーン】

### ③適正処理施設の確保

- 産業廃棄物処理施設設置については、「浜松市産業廃棄物処理施設の設置などに係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、事業者と住民との意見交換を行うことで、施設設置に係る紛争の予防と調整を図り、適正な処理施設の確保に努めます。
- 広域的な処理体制の確保を図る必要性から、県と連携しつつ、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を検討します。

## 3 資源循環システムの高度化

- バイオマスの利用促進から、下水汚泥、畜産糞尿、食品廃棄物などの産業廃棄物を利活用した新規のエネルギー利用方法について検討します。特に産業廃棄物としての排出量が多い下水汚泥については、燃料化（炭素など）を通じた新規の環境産業の創出の可能性について検討します。

#### 4 包括的な対応に向けた連携の推進

##### ① 排出事業者、処理業者の連携の推進

- 産業廃棄物の適正処理を図るため、排出事業者間、処理業者間及び排出事業者と処理業者間の連携の推進に対して指導を行います。
- 共同化、協業化による再資源化施設、再資源物利用システムの研究・開発に協力します。

##### ② 自治体との連携

- 排出事業者や処理業者に対する一貫した指導を行うため、県と共同して施策の展開を図ります。
- 産業廃棄物の適正処理にあたっては、広域的な対応、全国的な対応も求められることから、必要に応じて他の県や政令指定都市とも連携し、産業廃棄物の再生利用などについての、技術、実態などに関する情報収集・情報交換を進めます。

##### ③ 産学官の連携による調査・研究

- 資源循環システムの高度化に向けて、高度な技術を有する事業者との連携や、国などが進める技術開発研究事業に積極的に働きかけるなど、産学官の連携による研究開発プロジェクトを各種の支援制度を活用しながら促進します。

##### ④ 市民への周知活動の推進

- 産業廃棄物対策についての市民の理解を深めるため、インターネットなどを通じて、産業廃棄物管理、処理・処分の実態についての情報の公開・発信を進めます。
- 排出事業者や処理業者、市民に対して、産業廃棄物を身近な問題としてとらえる社会教育の機会を提供し、循環型社会を形成するための自主的な活動を促します。

#### ■ 環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
① 廃棄物排出量 [産業廃棄物] 発生量から有価物量を除いた排出量	[平成 16 年度実績] 155.9 万 t	166.7 万 t (下水道普及に伴う下水汚泥の増加分を除き、全ての廃棄物において、現状値以下になることを目標とする。)
② 廃棄物再生利用量・(再生利用率) [産業廃棄物] 再生利用量：産業廃棄物の排出量うち、セメント原料、肥料、燃料などとして再利用した量 再生利用率：上記の量を廃棄物排出量で除した率	[平成 16 年度実績] 72.5 万 t (46.4%)	80 万 t (48%)
③ 廃棄物最終処分量・(最終処分率) [産業廃棄物] 最終処分量：発生した廃棄物のうち、再生利用などができずに最終処分した量 最終処分率：最終処分した量を廃棄物排出量で除した率	[平成 16 年度実績] 13.4 万 t (8.5%)	8.3 万 t (5%)
④ 産業廃棄物不法投棄件数 市内で発見された産業廃棄物の不法投棄件数	5 件	0 件

※ ①、②、③の現状値は、平成 16 年度の実績（浜松市産業廃棄物実態調査報告書：平成 18 年 3 月）による。

## (5) 省エネルギーの推進

### ■主要課題

○主要な温室効果ガス<sup>(\*)</sup>である二酸化炭素の排出には電力消費が大きく関係します。このため、家庭や事業所における省エネの促進を推進する必要があります。また、同じく大きな排出要因となっているガソリン・軽油などの自動車用燃料の消費削減に対しては、公共交通機関の利用促進、環境負荷の少ない運転マナーの普及活動、環境負荷の少ない自動車の普及などに取り組むことが必要です。

### ■施策

#### 1 市民・事業者への意識啓発

##### ①各種啓発活動の推進

- 市民・事業者に向けて、環境家計簿の配布などによる啓発活動、広報、キャンペーン、環境教室などを通じた省エネルギーのための情報提供を行い、省エネルギーに配慮したライフスタイルの定着を促します。
- 省エネラベル<sup>(\*)</sup>の普及啓発を通じて、省エネルギー型の家電製品の普及を促進します。

##### ②市の率先行動

- 市民や事業者に省エネルギー型の暮らし方、事業活動の定着を促進するため、市の公共施設において冷暖房温度の適正化や消灯運動など、省エネルギーの推進に向けた取組を率先して行います。

#### 2 省エネルギーに配慮した都市整備

##### ①エネルギー効率を高める都市整備の推進

- 無秩序な市街地の拡大を抑制し、合併前の旧市町村の中心部や交通結節点などの各拠点の特性に応じた都市機能の集積を進めるとともに、各拠点相互のネットワークを構築することで、相互に補完し合うコンパクトシティ<sup>(\*)</sup>の考え方を取り入れたまちづくりを推進します。
- 都市内でエネルギーを有効利用するため、省エネルギー対策に十分配慮し、環境負荷の少ない市街地形成を誘導します。
- 民間の都市開発については、地域のエネルギー需要に応じた地域熱供給システム、コージェネレーションシステム（熱電併給システム）などの導入や都市排熱の有効利用などに協力を求めています。

##### ②建築物の省エネルギー化の促進

- 省エネルギー型の施設・設備の導入、省エネルギー型の生産工程の導入を事業者に働きかけることで、建築物の省エネルギー化を促進します。またあわせてESCO<sup>(\*)</sup>やBEMS<sup>(\*)</sup>の普及を促進します。
- 県との連携による一般住宅を対象とした省エネルギー診断<sup>(\*)</sup>の普及を促進します。

##### ③建築物の緑化の促進

- 建築物の屋上や壁面の緑化は、建物の断熱性を高め省エネルギー効果も期待できることから、市街地における建築物の緑化の促進を図ります。



【建物の屋上緑化】

### 3 交通部門における省エネルギーの推進

#### ①環境にやさしい運転マナーの普及

- エコドライブ（アイドリングストップ、空気圧・オイルなどの点検、急発進・急ブレーキの回避など）によるエネルギー効率の良い、無駄のない運転を奨励します。

#### ②総合的な公共交通対策の推進（交通需要マネジメント<sup>(\*)</sup>（TDM）の実施）

- 公共交通機関のダイヤ改正やパークアンドライド<sup>(\*)</sup>の導入を推進し、1人当たりのエネルギー効率が良い公共交通機関の利用促進を図ります。

[詳細は P70、4-2「(1)大気汚染対策の推進」2に掲載]

#### ③低公害車<sup>(\*)</sup>の普及

- 低公害車を公用車へ率先導入するとともに、市民・事業者への普及を促進します。

### ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①公共交通機関（電車・バス）利用者数 遠鉄バス、遠鉄電車、JR 東海道線、天竜 浜名湖鉄道の利用者数	[平成 17 年度実績] 5,802 万人	5,802 万人 (公共交通機関利用者数は減少傾向にあるため、これ以上減少しないことを目標とする。)

### (6) 新エネルギーの活用促進

#### ■主要課題

- 循環型社会の構築を目指していく上では、化石燃料によるエネルギー消費の削減と効率的利用が課題であるとともに、自然エネルギーや未利用エネルギーへの転換という視点も重要です。
- 再利用可能なエネルギーとして期待されるバイオマス資源については、「浜松市バイオマス利活用推進計画」に基づき、本市の特性に応じた利活用に取り組むことが必要です。
- 市内には風力発電施設を建設する構想や計画が複数あるため、「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」に則して、周辺環境や景観へ悪影響を及ぼすことなく導入されるよう適正な誘導が必要です。
- 風が強いことや日照時間が長いことなどの本市の特徴を活かして、化石燃料に依存しない新しいエネルギー利用についての調査・研究を行い、新エネルギーへの転換を促進することが求められています。

### ■施策

#### 1 バイオマスエネルギーの利活用

##### ①既存利活用システムの推進

- 家畜ふん尿、建築廃木材、木くずなど、既存の方法やシステムを利用し、その活用を推進します。

##### ②新規利活用モデルの確立に向けた調査・研究

- 「浜松市バイオマス利活用推進計画」において優先利活用バイオマスとして位置づけられている木質バイオマス（間伐材、木くず、建設廃木材など）、せん定枝、食品残さ、

家畜ふん尿、バイオ燃料（廃油、BDF<sup>(\*)</sup>）を対象として、長期的な視点から、利活用システムの構築に向けた調査・研究、事業化テストを実施します。

- 関係者間の理解と連携を深め、バイオマス利活用の推進体制を整えます。
- 調査・研究、事業化テストの結果を踏まえ、新規利活用モデルの確立を図ります。

## 2 新エネルギーの導入促進

### ①新エネルギーの導入

- 公共施設への太陽光発電などの新エネルギーの導入に努めます。
- ごみ焼却施設の余熱による熱エネルギーの有効活用に努めます。
- 民間事業者が市内各地で建設計画を検討している風力発電施設について、積極的な情報収集を行い、施設建設にあたっては、「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」に基づき市民・有識者の意見を参考に環境影響に対する評価を行うなどして、指導・助言を行います。
- 住宅用太陽光発電や事業者向けの太陽光発電・風力発電などの導入に対する補助制度の充実や、太陽熱利用に関する情報提供により、新エネルギーの導入促進を図ります。
- バイオマスエネルギーや風力・太陽光などの自然エネルギーはもとより、エネルギーの新しい利用形態として期待されているクリーンエネルギー自動車<sup>(\*)</sup>、天然ガスコージェネレーション、燃料電池などの新エネルギーについて、啓発活動やインターネットなどを通じた情報提供を進め、導入促進を図ります。



【太陽光発電】

### ②その他の新エネルギー活用に向けた調査・研究

- 小規模河川の水流が持つ水力エネルギー、井戸水などの温度差エネルギー、地中熱エネルギーなど、多様なエネルギー活用の可能性を検討します。
- 都市の排熱やごみの焼却熱などを活用した熱供給システムの可能性を検討します。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①バイオマス新規利活用モデルの創出 件数（累計）	0 件	3 件

## 4-2 健全で豊かな生活環境を保全する

### (1) 大気汚染対策の推進

#### ■主要課題

○環境基本法に基づく公害<sup>(\*)</sup>防止計画の策定指示を受け策定された「浜松地域公害防止計画」では、汚染物質排出量の削減に寄与する設備やシステムの導入を促進するとともに、交通渋滞の緩和、公共交通機関の利用促進など、大気汚染の防止に向けた施策を総合的に実施していくことが求められています。

#### ■施策

#### 1 固定発生源対策

##### ①工場・事業所における排出削減対策の推進

- 工場・事業所における各種排出物質の規制基準の遵守はもとより、一層の排出削減のため、工場・事業所に対する規制・指導を行います。
- 工場・事業所のボイラーなどへの低NO<sub>x</sub>型燃焼機器の導入や、大気汚染防止設備・技術の導入、燃料使用の適正化・効率化などの事業者の自主的な排出削減対策について、支援・協力を行います。

##### ②家庭における排出削減対策の推進

- 家庭の暖房機器・給湯器への低NO<sub>x</sub>型燃焼機器の導入など、家庭における排出削減対策を促進するための情報提供、啓発活動を行います。

#### 2 移動発生源対策

##### ①自動車排出ガスの削減

- 市民・事業者に対して、自動車の利用の自粛や相乗り、エコドライブ、自転車の利用促進などの協力を呼びかけます。また、自転車の利用促進を目的とした自転車道の整備も進めます。
- 低公害車を公用車に率先導入するとともに、市民・事業者への普及を促進します。
- バス・トラックなどの大型ディーゼル車については、低公害車への転換やエコドライブの徹底、物流の効率化などを要請し、窒素酸化物・浮遊粒子状物質<sup>(\*)</sup>の排出量の削減を図ります。

##### ②総合的な公共交通対策の推進（交通需要マネジメント（TDM）の実施）

- 自動車への依存度を軽減するため、バス・鉄道事業者に対し、既存公共交通機関の運行システムやダイヤ編成の見直しなどを求めています。
- 公共交通の利用を支援するため、駅へのアクセス道路の整備やバスレーンの設置などを推進します。
- 時差通勤を奨励して時間的な交通集中の改善を目指します。
- パークアンドライドの導入や、最寄の駅やバス停などへの自転車の利用促進による公共交通の活用促進についても検討を加え、総合的な公共交通対策を推進します。
- 人と環境に優しい公共交通であるとともに、定時性や速達性、快適性などの面ですぐれた特徴を有する新交通システムの導入に関し



【バス実証実験におけるパーク  
アンドバスライド駐車場】

ては、関係機関との調整や事業の採算性、道路空間の制約などの課題もあるため、今後、公共交通対策の推進を図るなかで、検討します。

### ③環境負荷を低減する道路整備の推進

- 長期計画に基づいて、交通ターミナルへのアクセス道路の整備、バイパス整備を推進します。
- 渋滞が常態化している交差点の改良などに取り組むほか、自動車排出ガスによる大気汚染濃度を常時監視し、その濃度が高くなならないように渋滞などにおける自動車交通量をコントロールする交通公害低減システムの活用を図ります。

### 3 アスベスト<sup>(\*)</sup>の大気環境への排出防止

- 解体工事に伴う周辺環境への飛散防止など「大気汚染防止法」などの法令に基づく適正処理を周知・指導します。

### 4 大気汚染状況の的確な監視

#### ①観測局の再配置

- 大気汚染の観測を開始して以来、工場の立地状況や道路交通状況などが変化していることから、観測局の配置の見直しを進めます。

#### ②継続的な観測の実施

- 大気汚染の実態を的確に把握するため、継続的に観測を実施し、観測結果を公表します。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
①大気汚染に係る環境基準 <sup>(*)</sup> の達成状況 (SO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> 、CO、浮遊粒子状物質) 市内の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局のうち、大気環境基準を達成した測定局の割合(達成地点数/測定地点数)	100% (12/12)	100% (12/12)
②有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン) 市内の有害大気汚染物質の測定地点(2地点)のうち、環境基準を達成した地点の割合(達成地点数/測定地点数)	100% (2/2)	100% (2/2)

## (2) 水質汚濁対策の推進

### ■主要課題

- 「浜松地域公害防止計画」においても、河川と湖沼の水質汚濁対策が重点的に取り組む課題のひとつとして位置づけられています。
- 単独処理浄化槽<sup>(\*)</sup>の処理人口の割合が20.6%と高いため、下水道整備とあわせ合併処理浄化槽<sup>(\*)</sup>の普及促進を図ることが大きな課題となっています。
- 湖沼などの閉鎖性水域においては、産業系・生活系を中心とした特定汚染源の負荷削減対策に加えて、市街地、農地、山林などの非特定汚染源<sup>(\*)</sup>からの汚濁負荷に対する対策を

強化することも必要となっています。

○芳川への着色排水の流入や、猪鼻湖への耕作土流入といったそれぞれの地域が抱える課題についても効果的な対策を講じる必要があります。

## ■ 施策

### 1 水質保全条例の運用

- 良好な清流環境を将来世代に引き継ぐために「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」の運用により、河川流域の自然環境の保全を推進します。また、条例の実効性を高めるため、河川パトロールなどを実施します。
- 市民共有の財産として、浜名湖や佐鳴湖などの水質を改善し、良好な水辺環境を保全していくための「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」の運用により、産業排水、非特定汚染源など汚濁源に係る調査、対策を進めます。また、猪鼻湖、引佐細江湖、庄内湖など、浜名湖内湾でも特に閉鎖性が強い水域の水質改善を図るため、水質調査を実施し、有効な浄化対策を検討するとともに、効果的な対策の推進を図ります。

### 2 生活排水対策の推進

#### ① 下水道整備の推進

- 下水道区域の整備を推進し、下水道普及率の向上や、下水道への接続促進のための啓発活動の推進を図ります。
- 汚濁物質を含んだ未処理放流水の削減を図るため、合流式下水道<sup>(\*)</sup>の改善を進めます。

#### ② 合併処理浄化槽の設置

- 下水道区域及び農業集落排水処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽の設置に対する補助事業を継続し、その普及促進を図ります。
- 補助金の上乗せなどの対策により、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを促進します。
- 上水道水源及び閉鎖性水域へ排出する地域に対しては、高度処理型合併処理浄化槽<sup>(\*)</sup>の設置を促進します。



【合併処理浄化槽】

#### ③ 生活排水の汚濁負荷削減

- 生活排水の汚濁負荷を削減するため、広報、インターネットなどによる情報提供やイベント・教室の開催を通じて、三角コーナーネット、微細目ストレーナ、廃食用油拭取紙利用の普及、洗面時の節水、風呂水の再利用といった家庭でできる生活排水対策の啓発を図ります。

### 3 工場・事業所における排水対策の推進

- 工場・事業所における排水基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のために、工場・事業所に排水対策の強化への協力を求めています。
- 排水の自主測定の実施など、特定事業場<sup>(\*)</sup>以外の事業所の自主的な対策について助言・指導を行います。
- 良質な水質を守るため、公共用水域における着色排水対策に取り組みます。



【着色排水が流入する河川】

#### 4 非特定汚染源対策の推進

- 路面の清掃や道路側溝、排水溝の清掃により堆積・蓄積した汚濁物質の除去を推進します。
- 堆積・蓄積した汚濁物質の流出を防ぐため、雨水浸透ますや透水性舗装の整備により雨水を地下に浸透させ雨水流出量の低減を図ります。
- 降水や水田の水管理に伴い農地からの流出する肥料の一部や作物残さなどの水質汚濁原因物質の流出量を抑制するために、農地で使用する化学肥料・農薬の低減や耕作土の流出防止対策を推進します。

#### 5 土木技術による対策の推進

- 河川の水面清掃や浚渫、水質浄化のための環境用水の確保や湧水の保全などに取り組みます。

#### 6 市民や各種団体との連携による活動の推進

- 「川や湖をきれいにする運動」、「浜名湖の水をきれいにする会」、「佐鳴湖ネットワーク会議」の取組を通じて、各活動の参加者や参加団体と連携を図りながら、清掃活動や植生・生物の保全活動、勉強会やフォーラムなどの開催を行い、河川、浜名湖や佐鳴湖などの水質改善対策事業を推進します。

#### 7 水質汚濁状況の的確な監視

- 河川・湖沼など、公共用水域の測定点や、測定回数、測定項目を見直すなど、水質の実態を的確に把握する体制を整え、継続的な観測を実施し、観測結果を公表します。

### ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
<b>①水質汚濁に係る環境基準の達成状況</b> (河川) BOD (湖沼) COD (佐久間ダム・佐鳴湖) (海域) COD 公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準を達成した測定地点の割合(達成地点数/測定地点数)	(河川) 85.7% (6/7) (湖沼) 0% (0/2) (海域) 100% (6/6)	(河川) 100% (7/7) (湖沼) 50% (1/2) (海域) 100% (6/6)
<b>②汚水衛生処理率</b> 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理人口を生活排水処理対象人口で除した率	73.5%	84%
<b>③合流式下水道改善達成率</b> 降雨時に雨水が下水道に流れ込み、下水が公共用水域に溢れ出さないようにした施設の改善達成率	14.7%	32%

### (3) 騒音・振動・悪臭対策の推進

#### ■主要課題

- 「浜松地域公害防止計画」においても、自動車交通公害（騒音）が重点的に取り組む課題のひとつとして位置づけられています。
- 騒音レベルの高い市街地の道路や東名高速道路周辺での防音対策、都市計画による新設道路の適正配置、また監視体制の充実などを進め、自動車騒音対策に取り組んでいくことが大きな課題です。
- 悪臭対策としては、平成14年1月からの臭気指数規制<sup>(\*)</sup>への変更により、基準不適合となる施設が年に数件発生するようになっていることから、適正な指導を行うことが求められています。

#### ■施策

##### 1 自動車騒音・振動対策の推進

###### ①騒音緩和対策の推進

- 良好な住居環境を保全する必要があると認められる地域を通過する主要な幹線道路については緩衝帯（環境施設帯）を設け、自動車騒音・振動の緩和対策を進めます。
- 自動車騒音を低減する高機能舗装の整備を推進します。

###### ②総合的な公共交通対策の推進 [詳細はP70、4-2「(1)大気汚染対策の推進」2に掲載]

- 自動車への依存度を軽減するため、公共交通機関のダイヤ改正やパークアンドライドの導入を推進し、公共交通機関の利用促進を図ります。

##### 2 固定発生源による騒音・振動対策の推進

###### ①工場・事業所対策の推進

- 工場・事業所からの騒音・振動を抑制するため、「騒音・振動規制法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制・指導を行います。
- 低騒音型設備の導入や防音対策の徹底を指導します。

###### ②航空機騒音対策の推進

- 浜松飛行場周辺の航空機による騒音に対しては、必要に応じて、県などと協力し、管理者に対して騒音の低減対策の推進、防音工事の実施を図るよう求めています。

###### ③建設作業における騒音・振動対策の推進

- 特定建設作業現場における騒音・振動の規制基準の遵守など、「騒音・振動規制法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づく指導を徹底します。

###### ④生活騒音に対する指導、啓発活動

- 住宅地の周辺において発生する空調機やピアノ、カラオケ、街頭宣伝・演説などの生活騒音については、「騒音・振動規制法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」、「浜松市音・かおり・光環境創造条例」に基づき、発生者に対して指導します。
- 生活騒音を生じさせないように、広報やパンフレットなどを通じた啓発活動に努めます。

##### 3 悪臭対策の推進

- 地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して「悪臭防止法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」、「浜松市音・かおり・光環境創造条例」に基づく指導を行います。
- 旧浜松市以外の市域についても臭気指数規制を



【嗅覚による臭気測定（臭気指数規制）】

導入していくことを目標に、地域による規制基準の設定なども含め悪臭規制方式の見直しについて、検討を進めます。

- 畜産経営に起因する悪臭を防止するため、悪臭防止用資材や施設改善の導入を促進し、畜産経営の環境改善に取り組みます。

#### 4 騒音・振動の的確な監視

- 騒音・振動に係る観測を継続して実施し、観測結果を公表します。

### ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
騒音に係る環境基準の達成状況 (自動車騒音) 一定地域内の住居などのうち騒音レベルが環境基準を達成した割合	(自動車騒音) 82.2%	(自動車騒音) 95%
(航空機騒音) 騒音に関する環境基準を達成した測定地点の割合 (達成地点数/測定地点数)	(航空機騒音) 50% (2/4)	(航空機騒音) 100% (4/4)

### (4) 土壌・地下水汚染の防止

#### ■主要課題

- 科学技術の進展に伴い、新たな有害化学物質が確認されたり、未規制物質により土壌が汚染されていたりする可能性は否定できません。
- トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物や重金属による地下水汚染が全国的に問題となっていますが、本市においても平成 18 年度現在、10 件の地下水汚染が確認されています。
- 市南部の一部の水田では、河川への海水遡上により農作物の生育に悪影響が生じているケースが見られ、こうした農地では塩水化防止対策が望まれています。

#### ■施策

##### 1 土壌汚染対策の充実

###### ①工場・事業所などの敷地土壌の汚染防止

- 有害物質を扱う工場・事業所などに対する監視・指導の徹底を図るとともに、廃止などによる利用形態の変更や移転に際しては、「土壌汚染対策法」に基づく地下水・土壌調査を実施し、汚染が判明した場合には、事業者に必要な汚染浄化対策を図るように指導します。
- 産業廃棄物最終処分場の地歴情報の活用を推進します。

###### ②農地の汚染防止

- 肥料・農薬による農地の土壌汚染を防止するため、土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う環境保全型農業を推進します。
- 農地の塩水化を防止するため、塩水化の調査と対策を進めるとともに、高潮時の樋門の管理を徹底することなどにより、浜名湖からの塩水の遡上を予防します。

## 2 地下水汚染対策の充実

### ① 地下水の水質調査と浄化対策の徹底

- 地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を適正に実施します。
- 汚染井戸が発見された場合には、汚染の範囲、程度、汚染原因の究明などの調査を実施するとともに、汚染源に対して、継続的な浄化対策の実施を指導します。また、定点モニタリング調査により、地域の地下水の経年的な変化を監視します。

### ②工場・事業所に対する指導

- 有害物質取扱工場・事業所に対して、有害物質の地下水への浸透の防止策を指導します。
- 地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ土壤汚染対策法に基づく調査を命令します。

### ③地歴情報の整備

- 水質汚濁防止法上の特定施設や有害物質に関する地歴情報の整備に向けた検討を進めます。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①地下水汚染地区数（累計） これまでに汚染が判明した地区（定点モニタリングにより継続監視する地区）の数	10	10 (汚染個所は解消に時間を要するため、これ以上増加しないことを目標とする。)

## (5) 有害化学物質などの対策の推進

### ■主要課題

- 本市では、平成 11 年度より、環境基準点など 6 地点で湖沼・河川水を対象に内分泌かく乱作用の疑いのある化学物質の測定を行っており、6 つの物質が微量ながら検出されています。
- 有害物質や疑いのある物質については、監視体制の充実を図りながら、正確なデータを収集していくことが必要です。
- 現在、社会では非常に数多くの化学物質が利用されています。しかし、化学物質の人体への影響は、年齢、個人により、一律ではないため、各々の立場に立った対策が必要です。また、PRTR 制度<sup>(\*)</sup>（化学物質排出移動量登録制度）に基づき、化学物質の環境リスクについて、市民・事業者とともに情報を共有していくことも求められています。
- 長期にわたり処分されてこなかったポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB<sup>(\*)</sup> 廃棄物」という。）は、法令に基づき平成 17 年から処理が始まりました。国の計画では、平成 28 年 3 月までに処理を完了させることとなっています。

## ■施策

### 1 汚染対策の推進及び有害物質の適正処理

#### ①工場・事業所の監視と指導

- 「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づく排出規制の対象となっている有害化学物質について、排出抑制のための規制・指導を行います。

## ② PCB、アスベスト廃棄物の適正処理

- PCB、アスベスト廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などにに基づき適切に処理されるよう、監視・指導を行います。

## ③ 農薬類の適正な使用・管理

- 農地などでの薬剤の適正使用を指導し、使用量の低減を促します。

## ④ 野焼き<sup>(\*)</sup>の防止

- 違法な野焼きを予防するための監視・指導を行います。



【PCB が含まれているコンデンサ】

## 2 化学物質の的確な監視

### ① ダイオキシン類<sup>(\*)</sup>に関する監視

- 河川水、河川の底質、大気などを対象としたダイオキシン類の観測を継続して実施し、観測結果を公表します。

### ② PRTR制度の推進

- PRTR 制度に基づき、対象事業者に化学物質排出量などの報告を徹底させ、地域別、事業者別などにおける化学物質の種類や排出量、移動量、移動先などの詳細な情報を、市民に提供することで、事業者の自主的な化学物質の管理改善を促進します。

### ③ 内分泌かく乱化学物質<sup>(\*)</sup>に関する監視

- 湖沼・河川水を対象とした内分泌かく乱化学物質の疑いのある物質の観測を継続して実施し、観測結果を公表します。なお、評価方法や対策については、今後の研究成果を踏まえて検討します。

### ④ 居住空間中の有害化学物質の監視

- 公共施設の室内空気環境の適正化のため、揮発性有機化合物の監視を行い、問題がある場合には対策を図ります。

## ■ 環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
① ダイオキシン類に係る環境基準の達成状況 (大気) (公共用水域 水質) (公共用水域 底質) (地下水) ダイオキシン類に係る環境基準を達成した測定地点の割合 (達成地点数/測定地点数)	(大気) 100% (4/4) (水質) 100% (6/6) (底質) 100% (7/7) (地下水) 100% (6/6)	(大気) 100% (4/4) (水質) 100% (6/6) (底質) 100% (7/7) (地下水) 100% (6/6)
② 市内の PCB 廃棄物の処分率 (累計)	0 %	80% (平成 27 年度 : 100%)

## (6) 良好な音・かおり・光の環境保全

### ■ 主要課題

- 近年では、都市化の進展や住宅の密集化、近所づきあいの希薄化などを背景に、人に不快感を与える騒音、悪臭、光害(ひかりがい)などの感覚公害に関する苦情が増加しています。
- 一方、音、かおり、光は、人の心を和ませたり、時の変化を感じさせたりします。そこで

本市では、平成16年10月に「浜松市 音・かおり・光環境創造条例」を施行し、感覚公害の防止とあわせ、生活にうるおいや安らぎを与えてくれる本市固有の音・かおり・光を環境資源として選定・保全する取組を進め、平成19年度には「浜松市 音・かおり・光環境資源百選」として選定しました。今後は、これらの環境資源を市民に広く周知し保全することで、静穏で悪臭や光害のない生活環境をつくっていくことが必要です。



## ■ 施策

### 1 生活騒音、悪臭公害の防止

[詳細は P74、4-2 「(3)騒音・振動・悪臭対策の推進」 2、3 に掲載]

#### ①生活騒音に対する指導、啓発活動

- 「騒音・振動規制法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」、「浜松市 音・かおり・光環境創造条例」に基づく指導、啓発活動を推進します。

#### ②悪臭対策の推進

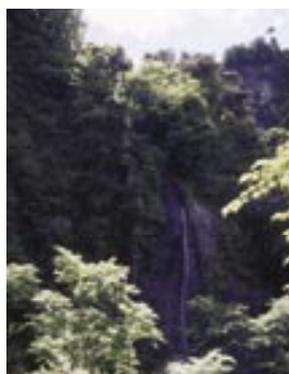
- 「悪臭防止法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」、「浜松市 音・かおり・光環境創造条例」に基づく指導や、臭気指数規制の全市域への導入に向けた検討を進めます。

### 2 光害の防止

- 「浜松市 音・かおり・光環境創造条例」の規制に基づき、照明器具などの減灯などの協力要請、照明器具などの設置などにおける配慮、営業時間外における減灯又は消灯の奨励、投光器などの使用の制限について、市民・事業者にも協力を求めます。

### 3 環境資源となる音・かおり・光の保全

- 「浜松市 音・かおり・光環境創造条例」に基づき選定した音・かおり・光の環境資源を保全し、広く市民に周知します。



【(音)切通し峡と布滝(天竜区水窪)】



【(かおり)みかんの花(北区三ヶ日)】



【(光)秋葉山の火踊り(天竜区春野)】

※「浜松市 音・かおり・光環境資源百選」より

## ■ 環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
浜松市 音・かおり・光環境創造条例の認知度 同条例を知っていると回答した市民の割合 (アンケート調査による)	12.4%	60%

## 4-3 自然と共生する都市を築く

### (1) 森林・農地の公益的機能の増進

#### ■主要課題

- 本市は北遠地域など林業が盛んな地域を抱えています。しかしながら、林業従事者の減少や高齢化、輸入材との競争による木材価格の低迷などにより、林業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。その結果、森林所有者の森林への意識や林業に対する意欲が低下し、適切な管理が行き届かなくなり荒廃が進んでいる森林も見受けられます。
- 森林は木材の供給地としての役割のみならず、公益的機能としての水源かん養、山地災害の防止、地球温暖化の防止といった役割を果たしています。そのため、林業の再生に向けた振興方策を講じるとともに、森林が持つ公益的機能の増進に向けて、市のみならず市民・事業者もともに取り組んでいくことが求められています。
- 本市の農業産出額は長期的には減少傾向にあり、農家戸数や農業従事者数、経営耕地面積の減少が続いています。こうした農地の減少により環境保全機能の低下が危惧されています。
- 生産物の付加価値化にもつながる農薬や化学肥料の軽減など、「人と環境にやさしい農業」の実現に向けて、積極的な取組を講じることが必要です。

#### ■施策

#### 1 森林が有する水源かん養機能などの公益的機能の増進

##### ①森林の整備・保全

- 森林資源の利活用（林業）の推進による適正な森林の整備・保全を行います。

[詳細は P58、4-1「(1)森林資源の利活用促進」に掲載]

- 公共事業などを活用し、保安林<sup>(\*)</sup>機能の向上や荒廃した森林の整備・保全を行います。

##### ②森林づくり活動の推進

- 森林ボランティア講座の開催などにより、森林・林業体験の機会提供や市民が主体的に取り組む森林づくり活動を支援して、「緑のダム」として重要な役割を担う森林についての理解を深めます。

- 里山<sup>(\*)</sup>の竹林などの経済性を持たない森林や、生態系などの保全を図る必要がある森林などは、地域社会やNPO、事業者などの多様な主体の参加を求め森林の保全を図ります。



【森林づくり活動】

##### ③森林に対する意識の向上

- 森林や林業に関する情報提供とともに、出前講座などによる学習機会の充実を図ります。
- 子供たちに対する森林環境教育を充実します。
- 森林や林業に対する市民意見の反映の機会をつくります。

##### ④各種基金の活用

- 本市において創設した「森林環境基金」を活用して、森林、河川などの自然環境を守り育て、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、これらに寄与する林業の振興を図ります。

- 森林づくり県民税を財源にした「森の力再生事業」を積極的に実施し、荒廃森林や放任竹林を整備します。

## 2 農地の保全

### ①計画的な土地利用

- 住宅地や工場用地などの整備に際しては、農地転用許可制度<sup>(\*)</sup>の適正な運用により、計画的な土地利用の確保を図ります。
- 市街化区域内における一定規模以上の農地については、その緑地機能を評価し、生産緑地地区<sup>(\*)</sup>として指定することにより、良好な都市環境を形成します。

### ②耕作放棄地の発生予防

- 耕作放棄地発生を未然に防止するため、農業委員会、農業協同組合などとの連携のもと、担い手への農地の利用集積を促進します。
- 農地やその周辺的环境保全を図るため、農地・水・環境保全向上対策<sup>(\*)</sup>などにより、農家だけでなく、地域や学校、NPOなどの保全活動参加を促します。
- 生産条件が不利な中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度<sup>(\*)</sup>などの活用によって、耕作放棄地の発生を予防し、水源かん養など公益的機能の確保を図ります。

### ③農地の有効活用

- ほ場の大規模区画化や集団化を進めるとともに、農地の流動化を促進して、農地の有効活用、保全を進めます。
- 農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用を図ります。



【市民農園（中区富塚町）】

## 3 環境保全型農業の普及

- 土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業を推進することで、持続性の高い農業生産活動に向けた取組を促進します。また、環境保全に配慮した農業生産者をエコファーマー<sup>(\*)</sup>として認定するなどの支援を行います。
- 家畜ふん尿の有効利用などによる堆肥などを活用した土づくりを進め、環境への負荷の少ない農業を推進します。
- 耕作土の流出を防止するため、傾斜地・急傾斜地園対策や植栽工の実施などを進めます。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
①森林ボランティア活動者数 森林づくりボランティアなどに参加した人数	[平成17年度実績] 7,000人	8,000人
②エコファーマー認定数（累計） 持続性の高い農業生産方式の導入計画について、市長から認定を受けた市内の農業者の認定者数	534人	800人
③市民農園数（累計） 市が認定する市民農園の箇所数	38農園	66農園

## (2) 河川・湖沼・海岸の環境保全

### ■主要課題

- 本市は天竜川、浜名湖、佐鳴湖、遠州灘などに代表される、豊かな水辺環境を有していますが、一部、生活排水などの流入によって水質の悪化が進み、水質浄化に積極的に取り組むことが求められています。
- 昭和 30 年代頃からはじまった天竜川のダムの建設は、遠州灘に流下する土砂量を減少させ、遠州灘沿岸の砂丘侵食の一因として考えられています。そのため、海岸は越波による浸水被害が顕著となり、海岸侵食の防止が至急の課題です。
- 水辺環境は、それ自体が都市の環境のシンボルであり、また、空間は野生生物の貴重な生息地でもあります。そこで、これら水辺の環境保全を推進していくことも必要です。
- 河川・湖沼・海岸の環境保全に向けた取組は、すでに行政のみならず市民や事業者、研究者なども参画して行われるようになってきています。こうした取組をさらに発展させることが望まれます。

### ■施策

#### 1 水辺の環境保全

##### ①河川の環境保全と創出

- 「(仮称) 浜松市 川や湖を守る条例」により、良好な清流環境を保全します。
- 河川の水辺環境の保全、河畔の緑の保全、河川に生息する生物が生息しやすい空間の保全など、河川環境の保全を推進します。
- 市民・事業者が参加する「天竜川クリーン作戦」、「阿多古川クリーン作戦」などの河川の清掃活動の促進による環境改善に努めます。
- 生態系に与える影響を配慮しながら時期や手法を検討した浚渫や、清掃による河川の環境改善に努めます。
- 河川改修にあたっては、親水性、生態系の保全、美しい自然景観の創出に配慮して、自然にやさしい多自然な川づくりを進めます。
- 河川における生態系や環境の保全のため、国・県が行う事業に対して配慮を求めるとともに事業の推進に協力します。

##### ②湖沼、湿地などの環境保全と創出

- 「(仮称) 浜松市 川や湖を守る条例」により、佐鳴湖や浜名湖などの水質改善や良好な水辺環境を保全します。
- 佐鳴湖第二期水環境改善緊急行動計画「清流ルネッサンスⅡ行動計画」に基づき、県と協力して佐鳴湖の水質改善を推進します。
- 市民・事業者が参加する「浜名湖クリーン作戦」、「佐鳴湖クリーン作戦」などの湖畔の清掃活動の促進による環境改善に努めます。
- 湖岸の整備にあたっては、自然素材の活用や生態系へ配慮した工法・技術の採用に努めます。
- 生物の貴重な生息地となっている湿地について、無秩序な開発防止や、特別緑地保全地区(\*)や緑地保全地域(\*)の指定などによる環境保全の推進に努めます。
- 浜名湖における藻場の保全・回復など、県が事業主体となって取り組む事業に対して協力します。

### ③海岸及び海浜地域の環境保全と創出

- 海岸の侵食被害から海浜を保全するための方策について、有識者や事業者などの協力を得ながら、調査・研究活動を行います。
- 「ウェルカメクリーン作戦」などの実施を目的とした「遠州灘海浜の健全な利用と自然保全対策連絡会議」の活動を推進します。
- 国・県が実施する侵食防止対策や関連するダム堆砂対策の事業、海辺生物の生息・生育環境と海水の浄化機能を確保するための干潟・藻場の保全対策、松林の保全や造成などの取組に協力します。



【ウェルカメクリーン作戦】  
(中田島砂丘の清掃活動)

## 2 生活排水対策の推進

- 生活排水による汚濁負荷を削減するため下水道整備や合併処理浄化槽の設置を推進します。また上水道水源や閉鎖性水域に排水する地域に対しては、高度処理型合併浄化槽の設置を推進します。 [詳細は P72、4-2 「(2)水質汚濁対策の推進」2 に掲載]
- 浜名湖においては、流域の自治会や消費者団体などから生活排水対策指導員を養成し、地域に密着した生活排水対策の啓発や実践活動を推進します。

## 3 工場・事業所における排出水対策の推進

[詳細は P72、4-2 「(2)水質汚濁対策の推進」3 に掲載]

- 工場・事業所への排出水対策強化とあわせて、特定事業場以外の事業所の自主的な対策に対する助言・指導を行います。

## 4 非特定汚染源対策の推進

[詳細は P73、4-2 「(2)水質汚濁対策の推進」4 に掲載]

- 道路や農地などから流出する汚濁物質の排出抑制及び除去対策を推進します。

## 5 市民や各種団体との連携による活動の推進

[詳細は P73、4-2 「(2)水質汚濁対策の推進」6 に掲載]

- 市民や各種団体と連携を図りながら、河川・湖沼・海岸の清掃活動や生物保全活動、勉強会などを推進します。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①佐鳴湖の COD 年間平均値 (拓希橋における測定) ※平成 26 年度の目標数値は、今後見直される予定である「清流ルネッサンス II 行動計画」にあわせ定めます。	11 mg/ℓ	[平成 23 年度目標値] 8 mg/ℓ
②佐鳴湖の透明度 ※平成 26 年度の目標数値は、今後見直される予定である「清流ルネッサンス II 行動計画」にあわせ定めます。	0.5m	[平成 23 年度目標値] 0.6m
③(仮称)浜松市 川や湖を守る条例(平成 20 年度制定)の認知度 同条例を知っていると回答した市民の割合(アンケート調査による)	平成 21 年度に実施予定のアンケート調査の結果より、現状値・目標値を定めます。	

### (3) 生物多様性の維持

#### ■主要課題

- 本市は多様な自然環境を擁することから、貴重な動植物の生息地が多数存在し、豊かな動植物相を誇っています。国や県のレッドデータに該当する生物も多数確認されていますが、一部では絶滅や減少の危機にさらされているものも少なくありません。今後はこうした動植物の生息・生育の実態やその保護対策の調査・研究を深めることが必要です。
- 私たち市民も生物種の一つです。生物の多様性は人間の生存基盤にとっても非常に重要なものであることを良く理解して、今後の都市整備・開発に際して動植物の保護対策に十分に配慮することが必要です。
- 一方、農林水産業への鳥獣被害が増加しています、また、外来生物<sup>(\*)</sup>も多数確認されており、生態系への影響が心配されています。こうした被害を及ぼす生物についても、その実態を調査・研究して、有効な防除・管理対策を講じることが求められています。

#### ■施策

##### 1 貴重な動植物の保護・保全

###### ①貴重動植物に関する調査・研究

- 国・県・市の天然記念物や、レッドデータブックに記載されている貴重種<sup>(\*)</sup>の保護のための調査・研究を進めます。

###### ②保護・保全対策の充実

- ギフチョウ、ヒヌマイトトンボ、ミカワバイケイソウ、シブカワツツジなどの貴重種の保護、生物多様性の確保を目的として、多様な生息地の保護や失われた自然環境の回復に向けた取組を展開します。



【ギフチョウ】



【ギフチョウの保護パトロール】

- 絶滅のおそれのあるアカウミガメの保護のため、アカウミガメ産卵地の監視活動の強化、海岸保全区域における車両乗り入れ規制の関係機関への働きかけを進めます。

##### 2 水と緑のネットワーク形成

###### ①河川・湖沼・海岸などの保全

[詳細は P81、4-3「(2) 河川・湖沼・海岸の環境保全」に掲載]

- 身近な動植物の生息・生育空間を保全・創出するため、河川、湖沼、海岸、湿地などの水辺の環境保全に取り組みます。

###### ②自然の連続性に配慮した水と緑のネットワークの形成

- 生物の多様性の確保や生態系の回復のためには、水辺と緑は相互に密接に関係する重要な要素であることに留意し、水辺環境の保全と緑の保全・創造を一体的な取組としてとらえて、自然の連続性に配慮した水と緑のネットワークを形成します。

### 3 身近な動植物の保護

#### ① 動植物に関するデータベースの作成（自然環境マップの有効活用）

- 現在の自然環境情報を調査・記録し、これらの情報をホームページで公表している自然環境マップについて、その範囲を全市域に拡大して運用します。
- 市民に対して、自然環境マップを広くPRして、より多くの自然環境情報の収集が行われるように努めます。

#### ② 身近な緑地の保全と創出 [詳細は P85、4-3「(4)水と緑に親しむ空間の創造」2に掲載]

- 特別緑地保全地区、市民の森<sup>(\*)</sup>、生産緑地地区などの指定や、丘陵地や傾斜地、里山や農地などの保全により身近な緑地の保護・整備を推進します。

#### ③ 緑のまちづくりの推進 [詳細は P85、4-3「(4)水と緑に親しむ空間の創造」2に掲載]

- 街路樹などの緑化や、住民参加・協力による地域の森づくり、植栽活動、緑の愛護活動などを推進します。

#### ④ 公共空間の緑化 [詳細は P85、4-3「(4)水と緑に親しむ空間の創造」2に掲載]

- 計画的な公園・緑地の整備や、道路・河川などのオープンスペースや公共施設の緑化を推進します。

#### ⑤ 環境影響評価条例の制定

- 事業者が事業の実施に伴い、環境保全について適切な配慮を行うことを定める環境影響評価条例の制定について検討します。

### 4 動植物とふれあう場づくり

#### ① ビオトープ<sup>(\*)</sup>の整備

- 動植物とふれあう自然空間をつくるため、公園や河川などの公共施設あるいは学校敷地内・隣接地などにおいてビオトープの整備に取り組みます。

#### ② 自然観察施設などの整備

- 浜名湖や天竜川河口にやってくる野鳥や北部森林地帯に生息する動物などを対象にした自然観察施設などの整備・充実や、その積極的な活用を図ります。



【ビオトープ(荒巻川ほたる公園)(西区桜台)】

### 5 被害を及ぼす生物の管理・防除

#### ① 農林水産物などへの鳥獣被害の防止

- 特別天然記念物のカモシカによる被害については、防護柵の設置や忌避剤処理などにより被害防止対策を行うとともに、「特定鳥獣保護管理計画」に基づき計画的な個体数調整を行います。その他のニホンジカ、ニホンイノシシ、ニホンザルなどの被害対策も同様の被害防止対策を行うとともに、適正な有害鳥獣捕獲を行います。また魚類に被害を及ぼすカワウや、アサリに被害を与えているツメタガいの駆除にも取り組みます。

#### ② 外来生物の防除及び適正管理

- 県と協力して、地域固有の生態系に大きな影響を及ぼすような外来生物の調査・研究及び防除、管理対策を進めます。
- 外来生物の適正な飼育に係る情報の普及や啓発活動の推進に努めます。また、輸入された個体などから感染するカエルツボカビ症などの病気についても適正な情報提供を行い感染防止に努めます。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
①アカウミガメのふ化率 ふ化小屋に保護した卵のふ化率 【浜松篠原海岸】	74.0% 【昭和62年～平成18年 度までのふ化率の平均】	70%程度の維持
②鳥獣保護区面積（累計） 鳥獣保護法に基づき、鳥獣の保護を図る 必要があるとして指定された地域	56,329ha	56,329ha (毎年増減があるため、これ以上 減少しないことを目標とする。)

## (4) 水と緑に親しむ空間の創造

### ■主要課題

○自然と人間との共生を実現し、市民が豊かな生活環境を創造するためには、市民が水辺や緑といった自然環境と親しみ、理解を深めることが不可欠です。市民の意向調査によると、居住地周辺の水辺や緑とのふれあいについての満足度は決して高くないことから、市民が日常的に水辺や緑と親しむ空間をさらに創出していくことが求められています。

### ■施策

#### 1 親しみやすい水辺づくり

##### ①水辺の親水機能の整備

- 河川の水質浄化対策や水量確保対策を推進します。
- 身近なところにある小河川や池沼などの整備にあたっては、緩傾斜護岸や親水性護岸などにより、市民が水と親しむことのできる機能整備に努めます。
- 整備にあたっては、その場を利用する市民との意見交換を行い、市民との協働による親しみやすい水辺づくりに努めます。

##### ②市街地における親水空間の創出

- 都市部の市街地における親水空間を確保するため、公園や緑地、公共施設用地などにおいて、池、噴水、ビオトープなどの設置を促進します。

#### 2 身近な緑の保全と創出

##### ①身近な緑や農地などの保全

- 特別緑地保全地区や緑地保全地域、市民の森、保存樹木・樹林<sup>(\*)</sup>、生産緑地地区の指定により、身近な生活圏にある豊かな緑の保全を進めます。
- 人と動植物が共生できる環境を保全していくため、丘陵地や傾斜地などの自然植生の保全に取り組みます。
- 緑地機能を維持する貴重な生産緑地である水田などの農地や里山の保全を図ります。



【特別緑地保全地区（椎ノ木谷）の  
緑地保全活動（中区富塚町）】



【蒲神明宮の保存樹林（東区神立町）】

## ②緑のまちづくりの推進

- 街路樹の植栽や住宅地における緑化を推進します。緑化の推進にあたっては、地域の特性を考慮するとともに、地元の意見を聞き樹種を決めていきます。また、街路樹などの病虫害防除にあたっては、周辺環境に配慮し、適正な薬剤使用に努めます。
- 公共広場などの緑化を図るため、地域住民の参加・協力を得ながら、地域の森づくりや植樹活動、緑の愛護活動などを推進します。
- 宅地開発や区画整理において、緑地保全や緑化推進を目的とした緑地協定<sup>(\*)</sup>を結び、緑の創出を図ります。
- 都市部においては、道路沿い民有地の緑化や屋上緑化を推進します。また、公園や河川などの既存の緑を街路樹のある道路で結ぶなどして、生物の移動ルートに配慮した水と緑のネットワークづくりを行うことにより、市民の憩いの地、自然と親しむ場づくりを推進します。

## ③公共空間の緑化

- 「浜松市都市計画基本方針」、「浜松市緑の基本計画」などの計画に沿って、計画的な公園・緑地の整備を進めます。
- 道路・河川などのオープンスペースや公共施設の緑化を推進します。

## ④開発による緑の保全・創出

- 住宅団地や工業団地などの開発行為においては、緑の確保に留意し、計画的な土地利用を図ります。
- 良好な風致景観を有している地区について風致地区<sup>(\*)</sup>の指定に取り組むことで、開発や都市化に対し風致の維持を図ります。

## 3 自然とふれあう場と機会の確保

### ①自然とふれあう施設などの整備

- 市民が森林、里山などの緑にふれあうことのできる施設として、ふれあいの森、トレッキングルートなど、森林レクリエーションの拠点整備を進めます。
- 市民が農業を体験できる市民農園などの設置を促進します。
- 水辺の環境保全との共存を図り河川、湖沼、海浜を活用した親水施設の整備を進めます。

### ②自然とふれあう機会の提供

- 森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムを用意し、豊かな自然環境を活かしたグリーン・ツーリズム<sup>(\*)</sup>、エコツーリズム<sup>(\*)</sup>などの体験・学習型のレクリエーション振興を推進します。
- 豊かな自然環境を活用し、訪れる人々のニーズに則したプログラムを創出して、本市全体を自然満喫型観光のフィールドとするエコミュージアム<sup>(\*)</sup>づくりを推進します。



【カヌー教室（天竜川）】



【農業体験（芋掘り）】

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①水辺の交流拠点整備箇所数（累計） 水辺の交流拠点として、生態系に配慮した散策路や河川敷を利用した公園・緑地などの整備数	7ヶ所	9ヶ所
②市民の森指定面積率（累計） 市民の森候補面積（約 52.5ha）に対する市民の森指定面積の割合	62.4% (10 地区)	65%
③保存樹木・樹林指定数（累計）	保存樹木 66 本 樹林指定数 71ヶ所	保存樹木 73 本 樹林指定数 74ヶ所
④街路樹の本数（累計）	高木 45,000 本	高木 47,000 本
⑤市民 1 人当たりの公園面積（累計）	7.82 m <sup>2</sup>	8.58 m <sup>2</sup>
⑥浜名湖地域における観光交流客数	[平成 17 年度実績] 514 万人	670 万人

## （5）景観の保全と創造

### ■主要課題

#### 【都市景観】

- 良好な都市景観の形成を図るため、それぞれの地域が持つ個性を活かし、地域住民の意向を反映させながら、美しいまち並みと緑豊かな生活空間の創造に取り組む必要があります。

#### 【自然景観】

- 豊かな自然環境に恵まれた本市は、魅力的な自然景観の素材に恵まれており、これらを次世代に継承していくことが求められています。
- 農林業の営みの中で維持されてきた農山村の景観や、美林などの自然景観を維持するために、市民とともに協力して保全活動を行う必要があります。

## ■ 施策

### 1 総合的な景観行政の推進

- 市・市民・事業者の共通の目標・方針・指針となる「浜松市景観形成基本計画」に沿って、総合的な景観行政の推進を図ります。
- 「景観法」に基づく施策のほか景観形成に係る施策を「浜松市景観条例」に位置づけ、各地域の自然的条件や社会的条件に応じた景観行政を推進します。

### 2 魅力的な都市景観の形成

#### ① 中心市街地の景観形成

- JR 浜松駅周辺の都心市街地においては、風格のあるランドマーク（目印・象徴）、心地よいスカイラインの形成に努めます。
- 広域交流圏の拠点市街地にふさわしい、風格と魅力のあるまち並み景観の形成に配慮します。

#### ② 市街地景観の形成

- 浜松の顔となっている多くの事業所の景観は、本市の特徴を表すものであり、地域の景観と調和した魅力的な景観形成に配慮します。
- 既存の市街地にあっては、それぞれの地域の個性や、活力と魅力が感じられる市街地景観の形成に配慮します。
- 建築物や屋外広告物などの色彩や意匠は、まち並みとの調和に努めるほか、街の中心部や商店街では、花による演出や光害とならないライトアップなどの修景により、個性的でにぎわいが感じられる景観づくりを促進します。
- 歩行者が利用する公共空間においては、歩道の拡幅、段差の解消、電柱や電線の地中化といったユニバーサルデザイン<sup>(\*)</sup>化などを推進することで、歩きやすさや心地よさとともに、楽しみが多く魅力を感じる歩行者空間の形成を進めます。
- それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを進める地区計画<sup>(\*)</sup>などにより住宅地などの景観形成を推進します。



【市街地のまち並み景観】

#### ③ うるおいのある都市景観の創造

[詳細は P85、4-3「(4) 水と緑に親しむ空間の創造」に掲載]

- 親しみやすい水辺づくりや身近な緑地の保全、緑のまちづくりの推進、公共空間の緑化などに取り組み、魅力ある緑地空間を創造するとともに、水辺環境の保全や水辺空間の整備などにより、うるおいのある都市景観を創造します。

### 3 美しい自然景観の保全と創造

#### ① 河川・湖沼・海岸などの保全

- 身近な動植物の生息・生育空間を保全・創造するため、河川、湖沼、海岸、湿地などの水辺の環境保全に取り組みます。
- 浜名湖における良好な景観を保全するため係留基盤施設を整備し、放置艇の適正な係留・保管を推進します。



【船明ダムの夕暮れの景観】

## ②美しい水辺空間の創造

- 豊かな水辺の空間を、より魅力的な景観となるように、レクリエーションの場として活用するなどして、美しい水辺空間を創造します。

## ③森林景観の保全と活用

- 魅力的な環境や景観として、森林や里山などの美しい景観を保全し、市民が自然とふれあう空間として有効に活用します。

## ④ふるさとの美しい景観の保全

- 里山や屋敷林・社寺林、水車、棚田、石積みの水路など、ふるさとの美しい景観について、これらを守り育てる活動を推進します。

## 4 市民・事業者の合意・協力に基づく事業の推進

- 市民・事業者自らが地域の景観形成のルールづくりを行うような取組や、そのための協議活動を支援します。
- 法令や条例に基づく景観誘導方策についての市民・事業者の理解を促すため、PR活動や啓発活動を進めます。
- こうした取組を通じて、市民・事業者の合意と協力に基づいた景観行政の推進を目指します。

### ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①景観に関する啓発事業の進捗率 (累計) 市内にある主な集会施設数に対する景観 出前講座開設数の割合	0 %	100%

## (6) 歴史的・文化的遺産の保全と活用

### ■主要課題

- 古くから東西交通の要衝であった本市は、数々の歴史の舞台となり、歴史的・文化的な遺産が数多く残されています。
- 本市は、三遠南信文化圏の一角として、国の重要無形文化財である「西浦田楽」、「懐山のおくない」、「寺野・川名のひよんどり」をはじめとした数多くの伝統芸能を有しています。また、先端産業都市としての性格を活かした「ものづくりのまち」や、楽器の生産地を活かした「音楽のまち」などの個性ある都市づくりにも取り組み、文化政策や国際交流を積極的に展開してきました。
- 各地区固有の歴史的・文化的遺産は、本市の個性を演出する上でかけがえのない資産であり、今後の都市政策を推進していく上で、これらを保全するとともに有効に活用していくことが求められています。

## ■ 施策

### 1 文化財保護の推進

#### ①文化財の指定

- 文化財の調査を進め、指定基準に沿った文化財の指定を推進します。

#### ②文化財の保護・保全

- 「文化財保護法」などに基づき、事業者の開発行為に対する指導を徹底します。
- 指定された文化財の現状調査、維持管理の徹底などを進めます。
- ホームページなどを活用して、文化財の情報提供を図り、市民の理解を深めます。

#### ③地域の伝統芸能の継承

- 各地域に伝承されている伝統芸能（無形民俗文化財）は、地域のつながりや人を育てる文化であることを再認識し、自治会や保存会などとの連携を密にして、子どもたちが地域とその伝統芸能を大切にする心を育て受け継ぐように支援します。

### 2 歴史的・文化的遺産の活用

- 文化財や歴史的なまち並み、美しいふるさとの風景など、歴史的・文化遺産を活用した周遊ルートなどを整備します。またツアー・プログラムとして提供するなどして、地域の歴史や伝統にふれ、学習し交流する機会を提供します。



【個人所有の指定文化財の調査】



【伝統芸能に取り組む少女】

## ■ 環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
①文化財指定・登録・選定件数（累計） 文化財保護法などに基づいて指定された市内の文化財の総数（国・県・市指定文化財）	425 件	445 件
②文化財に関する学習会・交流会参加者数 ・親子ウミガメ教室（生涯学習課） ・ふるさと博物館（博物館） ・博物館講座（博物館） ・市民学芸員（博物館） ・出前講座など（博物館）	1,423 人	1,700 人

## 4-4 市民とともに実践する

### (1) 環境情報の整備と提供

#### ■主要課題

- 本市では、大気や水質の最新の環境測定結果をホームページで公表するとともに、その他の測定結果とあわせて「浜松市の環境の現状と対策」（冊子）として毎年取りまとめ、広報や市のホームページを通じて公表しています。このほか、市の環境施策や環境マネジメントシステムに基づく環境管理活動の概要などをとりまとめた「環境報告書」、自然環境情報に関する調査結果をまとめた「自然環境マップ」のホームページでの公表などに取り組んできました。
- 今後も、環境情報の収集・整理を行い、市民・事業者に分かりやすい形で提供することで、環境保全や共生に対する理解を深めてもらう必要があります。

#### ■施策

##### 1 環境情報の収集

###### ①定期的な観測の徹底

- 大気、水質、騒音などの観測にあたって、確実に監視できる体制を維持します。
- 大気の測定局の配置や公共用水域の測定地点を見直すなど、環境の実態を的確に把握する監視体制を整えます。

###### ②関係行政機関などとの連携による情報収集

- 国、県、近隣市町など他の行政機関や活動団体、事業者などとの連携により、広範な環境情報の収集、整理に努めます。

###### ③市民との連携による情報収集（自然環境マップの有効活用）

[詳細は P84、4-3「(3)生物多様性の維持」3に掲載]

- 動植物に関するデータベースである自然環境マップを市域全体に拡大し、市民と連携して内容の充実を図ります。

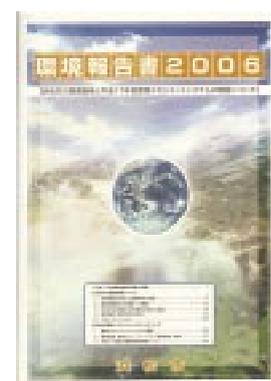
##### 2 環境情報の提供

###### ①多様なメディアの活用

- 大気、水質、自然環境、廃棄物処理など、環境問題に関する現状、施策の取組状況などをまとめた、「浜松市の環境の現状と対策」や「環境報告書」などの報告書を定期的に発行します。
- 市の広報、ホームページ、パンフレットなどを活用して、環境に関する情報の提供を進めます。このほか、新聞・テレビなどのマスメディアを活用した情報提供や、地区報、会員誌などコミュニティ単位や活動単位での情報提供メディアを活用した、きめの細かい情報提供など、効果的な情報提供を行います。



【浜松市の環境の現状と対策】



【環境報告書】

- シティプロモーション戦略に基づき、各界で活躍する「浜松市やらまいか大使(\*)」や浜松応援団「浜松サポーターズクラブ(\*)」会員など、人的ネットワークを十分活用し国内外に浜松市の情報を広く発信します。

## ②環境情報の共有化

- 市の環境に関わる情報や各種施策の成果に関して、市民・事業者などに分かりやすい形で情報を提供します。

### ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
①環境に関する市ホームページのアクセス数（月平均値）	2,516件	3,000件

## (2) 環境教育・環境学習の推進

### ■主要課題

- 環境教育・環境学習に関しては、市の関係課や、関係団体などが個々に対応しているため、必ずしも効率・効果的ではありません。そこで、それぞれの役割分担を明確にし協働体制を確立することで、効率・効果的な環境教育・環境学習の推進を図ることが重要です。
- 小・中学生を対象とした環境教育・環境学習の推進とあわせて、今後は、一般市民向けの学習機会を増やし、各年齢層を対象とした環境教育・環境学習の場を設ける必要があります。また、様々な場所や季節などに対応した環境教育・環境学習を実施するために、各種プログラムの作成が求められています。
- 浜松市環境学習指導員登録制度<sup>(\*)</sup>を通して、浜松市環境学習指導員として活躍する人材の確保を進めています。今後は、この指導員などの協力を得ながら、環境教育・環境学習の推進を図る必要があります。
- 食の安全や自給率の向上がさげられる中、環境教育・環境学習において食育や地産地消の重要性をテーマとして取り上げていく必要があります。



【浜松市環境学習指導員養成講座】

表4-1 主な環境教育・環境学習の取組

事業名	概要	平成18年度実績
ストップ地球温暖化！浜松の森について考えよう 移動環境教室の開催	市民・事業者などの森林に関する理解・知識の向上を図り、森林保全などに関するネットワークの形成を目的として実施しています。	平成18年10月開催 参加：6事業者 11団体 入場者250人
環境副読本の作成・配布	小中学校を対象に、環境問題に関する授業と空き教室を利用した展示を行っています。	小学校22校 221回
子どもエコクラブ活動支援	「はままつ環境ウォッチング」を作成し、小学校5年生に配布しています。	8,500部作成
エコスクールの開催	子どもエコクラブ（環境省実施）の活動を支援し、参加する機会を増やしています。	27団体（468人）
里山体験セミナーの開催	小学生を対象に屋外での自然体験プログラムを実施し、あわせて指導員の養成を図っています。	3回 のべ55人
自然環境マップのインターネット公開	佐鳴湖西岸の里山保全モデル地区において、小学生以上の市民を対象に実施しています。	4回 のべ129人
親子ウミガメ教室の開催	浜松市の身近な動植物などの自然環境情報を公開し、環境教育、環境学習への有効活用を図るとともに、情報提供などによる市民参加を勧めています。	自然観察会 2回 のべ27人
	アカウミガメの保護活動に参加して、天然記念物であるアカウミガメへの理解を深めてもらいます。	実参加：66家族、227人 のべ：252家族、771人

資料：環境企画課、生涯学習課

## ■ 施策

### 1 (仮称) 環境教育基本方針の策定

- 「(仮称) 環境教育基本方針」の策定により、環境教育・環境学習における、家庭、地域、学校、事業者、市民団体、行政などのそれぞれの役割分担を明確にし協働体制を確立することで、効率・効果的な環境教育・環境学習を推進します。

### 2 環境教育・環境学習プログラムの拡充

#### ① 環境教育・環境学習プログラムの体系化

- 総合的な環境教育・環境学習の推進を図るために、環境教育・環境学習のあり方についての調査・研究を行い、そのプログラムを体系化します。

#### ② 環境教育・環境学習プログラムの拡充

- 教室・講座形式のプログラム以外にも、現場を見学したり、実際に体験したりするような、体験型のプログラムの提供を進めます。
- 市民参加による環境調査や、その調査成果を環境マップなどに活用していけるような連携のしくみづくりを進めます。

#### ③ 小中学校における環境教育の推進

- 小中学校では、環境教育を校務分掌に位置づけ、環境教育の推進に努めます。
- 小中学校の指導計画の中では、「総合的な学習の時間」を中心に、教科・道徳・特別活動の時間を使って、環境問題に関する基礎的な知識の習得、環境を守る態度の育成を基本目標として、実践的な環境教育を行います。
- 副読本などの学習教材の作成・配布を行うほか、教員のための研修を充実します。
- 学校と連携して行う移動環境教室や出前講座の実施体制の充実を図ります。



【里山体験セミナー】

#### ④ 家庭や地域における環境教育の推進

- 里山体験セミナーやエコスクール、出前講座の開催、森林観察、農林業体験、自然学習などの体験型プログラムの提供を通じて、環境教育・環境学習の推進に努めます。
- 食の安全や健康維持、地元農業の理解の観点から、家庭や地域における地産地消の推進に取り組みます。
- 環境にやさしい生活をしているかチェックする環境家計簿の普及・促進を図ります。
- 外国語版も含めた各種パンフレット、手引きなどの啓発用資料の作成、充実を努め、公民館や図書館などへ配布します。

### 3 推進体制の拡充

#### ① 環境学習指導員の確保

- 地域や学校、事業所などで行われる環境教育・環境学習活動を促進するため、環境教育・環境学習に深い知識を持つ浜松市環境学習指導員を養成・登録します。また、養成後も研修などを通じて指導技術の向上に努めます。

#### ② 環境ネットワークづくりの推進

- 環境教育・環境学習を協働して取り組んでいけるようにするために、関係者及び関係団体間による人的ネットワーク及び活動のネットワークのための体制づくりを進めます。

#### ③ 環境学習・情報発信のための拠点整備

- 環境保全などを行っている自治会、NPO、ボランティア団体、既存組織などと協力しな

がら、環境教育・環境学習のための情報発信の拠点となる機能の整備を進めます。

- 環境保全に関する学習、研修、情報提供の場として、資源物回収拠点（リサイクルステーション）や西部清掃工場、自然体験施設などに場を確保して、環境情報などの提供や環境関連展示コーナーの整備を進めます。
- 保健環境研究所において、特色ある本市の自然環境に関する調査研究を進め、市民への科学的な解説による情報提供を図ります。また、研究施設の業務の特色を活かし、科学的な視点に立ったサイエンススクールや体験学習会などの開催を推進します。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①浜松市環境学習指導員登録人数 (累計)	96 人	130 人
②体験型環境学習講座参加者数 里山体験セミナー、エコスクール参加者数	184 人	250 人
③こどもエコクラブ参加者数 環境省が実施している「こどもエコクラブ」の市内登録者数（年間）	468 人	550 人

## （3）市民などの自主的な活動の促進

### ■主要課題

- 環境負荷の低減や自然環境の保全、また歴史的・文化的資源の保存・継承は、社会的な合意を得て進める必要があります。
- 行政のみならず、市民・事業者を含め、あらゆる主体が環境への負荷の低減や賢明な利用などに自主的に取り組み、環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を実現する必要があります。
- 本市においては、地元自治会や市民団体、事業者の協力により、遠州灘海岸、浜名湖岸、佐鳴湖周辺地などでのクリーン作戦や環境美化、清掃活動が行われるようになり、数千人規模の市民の参加が得られています。また、道路・河川愛護制度<sup>(\*)</sup>に基づき多くの団体が道路、河川の環境保全活動などに取り組んでいます。
- このように、環境問題への関心の高まりとともに、市民や団体などが主体的に関わる活動が増えています。こうした市民の主体性を尊重した環境保全・創造活動の取組を充実することが重要であり、今後は、環境保全・創造活動に取り組む市民団体との連携強化、また、新たな活動団体の育成に努める必要があります。

### ■施策

#### 1 市民・団体などの活動の促進

##### ①市民活動への支援

- 道路・河川愛護制度などを積極的に進めます。
- 自治会・町内会、学校・PTA、家庭などで行われている資源物回収活動、緑化活動、清掃活動、



【河川愛護活動】

水質浄化対策などの環境保全・創造活動に対して、必要な支援を講じます。

- 地域の環境保全活動に積極的に取り組んでいる個人や団体を表彰します。
- 自主的な市民活動の促進を図ることを目的とした活動助成制度の導入について、調査・研究し導入を目指します。

### ②専門的な知識を持った人材の育成と活用

- 市民の環境保全・創造活動を支援するために、浜松市環境学習指導員の養成・登録を行います。
- 環境学習指導員の登録制度を活用して、移動環境教室などへの講師の派遣を行います。

### ③活動団体などへの支援

- 新たな活動団体の立ち上げなどの際に助言・指導を行います。
- 環境保全・創造活動に携わっている環境NPOや様々な市民団体を育成、支援します。

### ④活動団体間の交流と連携

- 環境保全・創造活動を行っている自治会、NPO、ボランティア団体、既存組織などに対して、活動団体間の交流や連携を促すような、情報提供を進めます。
- こうした活動団体の活動の拠点となる場の整備について、市民とともに検討し、確保を目指します。

## 2 市民マナー条例の運用

- 歩きたばこやポイ捨てなどの迷惑行為を禁止した「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例（通称：市民マナー条例）」に関する啓発活動を推進し、条例に定める迷惑行為の排除に取り組めます。



【市民マナー条例キャラクター】  
ハマナちゃん

## 3 行政との協働の推進

- 「浜松市市民協働推進条例<sup>(\*)</sup>」に基づき、環境行政に関わる各種の行政計画の策定に当たっては、広く市民の参加を求め、計画後の事業実施段階においても市民と行政との協働が図られるように努力します。
- 環境関連イベントやボランティア活動への市民や団体などの積極的な参加を促します。
- アンケート調査やヒアリング調査、モニター制度の活用などにより、市民からの広聴活動を充実します。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①クリーン作戦などへの市民の参加人数 浜名湖クリーン作戦とウエルカメクリーン作戦の参加者合計	25,139 人 浜名湖クリーン作戦 18,526 人 ウエルカメクリーン作戦 6,613 人	30,000 人
②道路・河川愛護制度の協定締結団体数（累計）	道路：15 団体 河川：16 団体	道路：39 団体 河川：40 団体
③浜松市環境学習指導員の移動環境教室などへの派遣回数	79 回	140 回
④市民マナー条例の認知度 同条例を知っていると回答した市民の割合（アンケート調査による）	52.3%	75%

## (4) 事業者の自主的な活動の促進

### ■主要課題

- 今回行った市内の事業者を対象としたアンケート調査によると、回答のあった事業者の62%が環境への取組は社会貢献の一つと回答しており、環境問題に対する事業者の関心が高いことがわかります。そのため、こうした関心を具体的な行動・取組へとつなげるための対策を講じることが求められています。
- 本市は、全国トップクラスの農業生産額を誇るとともに、広大な山々と森林を抱えており、農林業や環境分野、さらにはエネルギー分野との連携・融合により、当地域独自の分野で世界に通用する産業を創出できる可能性を秘めています。このため、新産業の創出に向けた積極的な活動が必要です。
- また、本市では、中小事業者に対し、環境にやさしい事業活動の促進を目的として、補助金制度などにより活動を支援してきました。さらに今後は、事業者における自主的な環境保全などへの取組を促すための施策の充実が求められています。

### ■施策

#### 1 事業者への活動支援（活動促進のための支援策の充実）

- 事業者の環境保全に対する意識高揚を図り、企業の社会的責任（CSR）<sup>(\*)</sup>の一環としての環境保全・創造のための行動を促します。このため、事業者向けに、活動機会に関する情報、グリーン購入の普及啓発のための情報など、必要な情報提供を行います。
- 事業者における先進的な環境改善などに関する取組を表彰する顕彰制度の導入を検討します。
- 本市の環境特性を活かした環境分野をはじめとする各種新産業の創出に向けた支援をします。
- 環境改善活動に取り組んでいる事業者に優位性を与える総合評価落札制度<sup>(\*)</sup>の活用を推進します。
- 事業者の自主的な活動の参考となるような、先進的な環境改善活動の取組に関する情報をホームページなどを通じて発信します。
- 事業者が行う太陽光発電・風力発電などの導入に対する補助制度の充実を図ります。

#### 2 環境マネジメントシステムの導入の促進

##### ① ISO14001 などの認証取得の促進

- 環境マネジメントシステムである ISO14001 やエコアクション 21<sup>(\*)</sup>の認証取得が促進されるよう、講習会の開催、専門家の派遣、情報提供による意識啓発などに取り組みます。
- ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得を目指す事業者に対して、情報提供や支援、補助を行います。

##### ②事業者の環境情報の公表促進

- 環境報告書などによる事業者の環境に配慮した事業活動や環境情報の公表を促進します。



【エコアクション 21 取得支援講習会】

### 3 行政との協働の推進

- 環境関連イベントやボランティア活動への事業者などの積極的な参加を促進します。
- アンケート調査やヒアリング調査などにより、事業者からの広聴活動を充実します。

#### ■環境指標

環境指標	現状値		目標値
	平成 18 年度 (2006 年)		平成 26 年度 (2014 年)
①IS014001 又は、エコアクション 21 取得事業者数（累計）	総数	219 件	総数 500 件
	IS014001	165 件	
	エコアクション21	54 件	

### (5) 市の率先行動の推進

#### ■主要課題

- 市は、事業者でもあり消費者でもあるとの立場から、環境に配慮した物品購入や工事施工などの環境保全や環境管理活動について、市民・事業者の模範となるように積極的に取り組む必要があります。
- 本市は、平成11年度に環境管理及び監査に関する国際規格であるIS014001環境マネジメントシステムの認証を取得し、以後、基本理念である環境方針に基づき、環境影響に配慮した各種事務事業を実施してきました。今後は、この環境方針を、以下に示すように環境基本計画の基本方針と整合させることで、環境基本計画の推進を、環境マネジメントシステムの運用とリンクさせ、より効率的なシステムの運用を図っていく必要があります。また、これらの実施については、環境を取り巻く社会情勢に配慮し、継続的に改善を図りながら取り組むことも重要です。

#### IS014001環境マネジメントシステムの環境方針

環 境 方 針	二次環境方針
①循環型社会を創造する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源の利活用促進</li> <li>・健全な水循環の確保</li> <li>・一般廃棄物の減量とリサイクルの推進</li> <li>・産業廃棄物対策の推進</li> <li>・省エネルギーの推進</li> <li>・新エネルギーの活用促進</li> </ul>
②健全で豊かな生活環境を保全する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染対策の推進</li> <li>・水質汚濁対策の推進</li> <li>・騒音・振動・悪臭対策の推進</li> <li>・土壌・地下水汚染の防止</li> <li>・有害化学物質などの対策の推進</li> <li>・良好な音・かおり・光の環境保全</li> </ul>
③自然と共生する都市を築く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・農地の公益的機能の増進</li> <li>・河川・湖沼・海岸の環境保全</li> <li>・生物多様性の維持</li> <li>・水と緑に親しむ空間の創造</li> <li>・景観の保全と創造</li> <li>・歴史的・文化的遺産の保全と活用</li> </ul>
④市民とともに実践する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の整備と提供</li> <li>・環境教育・環境学習の推進</li> <li>・市民などの自主的な活動の促進</li> <li>・事業者の自主的な活動の促進</li> <li>・市の率先行動の推進</li> </ul>
⑤地球環境の保全に向け行動する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進</li> <li>・オゾン層保護対策の推進</li> <li>・酸性雨対策の推進</li> <li>・その他対策の推進</li> </ul>

#### ■施策

### 1 環境に配慮した事務事業の推進

#### ①環境保全に配慮した物品などの購入（グリーン購入）

- 低公害車、環境やリサイクルに配慮した商品、再生品など、環境配慮型商品を率先して購入するグリーン購入を推進します。

## ②環境保全に配慮した公共工事の実施

- 本市が発注する公共工事においては、環境への負荷を最小限にするための配慮を講じるとともに、失われた環境の復元や代替措置を講じるよう、環境への配慮に努めます。

## ③市役所施設への環境対策

- 市役所の各施設において省エネルギー診断の実施を推進します。その上で、省エネ対策の一環として ESCO や BEMS の導入を検討します



【ハイブリット自動車（低公害車）】

- 施設への太陽光発電などの新エネルギーの導入や、ごみ焼却施設の余熱エネルギーの有効活用に努めます。

## ④環境保全に配慮した事務活動の推進

- 冷暖房の温度管理、節水、文具の使用量削減などにより、省エネルギー、省資源の推進を図ります。
- フロン使用の削減、家電・公用車の適正処理、一般ごみの分別など廃棄物の適正処理を徹底します。
- ごみを最小量にするため、不要物の受け取り回避、コピー用紙などの使用量制限、用紙・封筒などの再使用、資源の再生利用など、庁内リサイクルの推進を図ります。
- 庁内の事務スペースの美化、事務の効率化に努めます。

## ⑤環境保全に配慮した庁外での行動の推進

- エコドライブの徹底、カーナイデー（毎月 10、20、30 日）の推進、近距離移動での公用車の利用禁止、移動時における相乗りの推進など、庁外で行動する際にも環境保全に配慮した行動をとるよう指導を徹底します。

## ⑥環境保全に関する職員への研修・啓発

- 職員の行動意識の向上を図るため、環境保全に関する職員研修・啓発活動を進めます。

## ⑦地球温暖化対策の推進

[詳細は P100、4-5「(1)地球温暖化対策の推進」1 に掲載]

- 市役所自らの温室効果ガス排出削減を目的とした「浜松市役所地球温暖化防止実行計画」を推進します。

## 2 環境マネジメントシステムの継続的な運用

### ①環境管理活動の確実な推進

- 環境基本計画の基本方針を、基本理念である環境方針として位置づけた ISO14001 環境マネジメントシステムの運用により、事務事業の実施における環境配慮を徹底します。また各課において環境管理実施計画（環境保全などに関する事業の目標を定めたプログラム）を策定することで、目標を定めた環境管理活動計画を推進します。

### ②環境監査の適切な実施

- ISO14001 環境マネジメントシステムの運用に対して外部の第三者審査機関による審査を定期的実施します。
- 内部環境監査員（市職員）による内部環境監査を毎年実施し、環境管理活動の是正や、システムの見直しに反映させ、継続的なシステムの改善を図ります。



【ISO14001環境マネジメントシステム外部審査】

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
<b>①環境管理実施計画の策定数</b> 各課において環境保全などに関する事業の目標を定めたプログラムの策定数	260 件	400 件
<b>②市の施設から排出される温室効果ガスの量（二酸化炭素換算量）</b> 市のすべての機関から排出される温室効果ガス 6 物質の量  <small>※平成 26 年度の目標数値は、平成 22 年度に見直される予定である「浜松市役所地球温暖化防止実行計画」で定めます。</small>	172,824 t	[平成 22 年度目標] 162,375 t
<b>③市における環境配慮型商品購入率</b> 市における物品購入数などのうち、環境配慮型商品購入数などの占める割合	97.1%	100%
<b>④公用車における低公害車の普及台数（累計）</b> 平成 18 年度浜松市グリーン購入適合車両数	99 台	300 台

## 4-5 地球環境の保全に向け行動する

### (1) 地球温暖化対策の推進

#### ■主要課題

- 国の第3次環境基本計画では、今後の環境政策の方向として、戦略を持った国際的取組の強化、長期的な視野からの政策形成を掲げ、さらに、「地球温暖化対策」、「国際的枠組みやルール形成への貢献」を重点施策の分野として位置づけています。
- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2007年に発表した第4次評価報告書では、これまでの予想を越えるペースでの温暖化の進行を示しています。このような状況のなか、京都議定書で国が約束した温室効果ガス6%削減（対平成2年（1990年）比）を実現し、地球や生命に対して、長期的に危険のない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるためには、市・市民・事業者が連携して実効性のある取組を進める必要があります。
- 本市では、温室効果ガスの95%を占める二酸化炭素の排出量が増加しています。特に、民生部門（家庭系、業務系）の増加率が高いことが特徴です。
- 今後は、産業部門の排出量削減とともに、低公害車の導入、公共交通機関の利用促進などによる運輸・交通部門での取組、そして市民の理解と協力に基づくライフスタイルの転換などによる民生部門での取組を中心として、地域レベルでの温室効果ガスの排出抑制に真剣に取り組む必要があります。

#### ■施策

#### 1 総合的な地球温暖化防止対策の推進

##### ①計画的な施策の推進（「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」に基づく施策の推進）

- 市民生活や事業活動などによって排出されている温室効果ガスの削減を目指すための計画として「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」を策定します。
- この計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制のための取組を総合的かつ計画的に推進します。
- 各分野の参加者から構成される「地球温暖化対策地域協議会」の設置などを通じて、市民の力を結集した地球温暖化問題に取り組める体制づくりに努め、この計画の推進を図ります。



【ストップ温暖化アクションキャンペーン】

- 県が取り組む「ストップ温暖化アクションキャンペーン」に協力し、地球温暖化防止活動の推進を図ります。

##### ②「浜松市役所地球温暖化防止実行計画」の推進

- 市民や事業者が率先して市役所自らが温室効果ガス排出削減に取り組むために「浜松市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、推進します。

##### ③進捗状況の点検と情報公開

- 市・市民・事業者が温暖化に関する情報を共有することが必要であるため、温室効果ガスの定期的な把握を行い、温暖化防止対策の進捗状況を点検するとともに、その結果を公表します。

## 2 二酸化炭素の発生抑制対策の推進

### ①産業部門における発生抑制

- 地球温暖化についての情報を整理・提供して、事業者への普及啓発活動を強化します。
- 事業者が温室効果ガス排出削減計画を提出し、その計画に基づき排出削減に取り組む制度について、県に協力し推進を図ります。
- 省エネルギー型の施設・設備や生産工程などの導入を事業者に働きかけることにより、省エネルギーを促進します。
- 省エネルギー・新エネルギー対策技術の導入のための補助制度などにより、化石燃料の消費の抑制を図ります。
- 特に中小事業者について、自主的な活動や環境マネジメントシステムの導入に対する支援を行い、環境にやさしい事業活動の促進を図ります。
- 「ものづくり」を基軸として成長発展してきた地域特性を活かして、省エネルギー・新エネルギー技術の開発・普及に取り組む事業者を応援します。

### ②運輸部門における発生抑制

- 自動車利用の自粛、低公害車の普及促進、公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、自動車への依存を小さくして、自動車による二酸化炭素の排出量の削減を進めます。
- 事業者が、通勤車両削減計画や自動車環境管理計画を作成・提出し、その計画に基づき自動車への依存を小さくする取組について、県に協力し推進を図ります。
- 自動車を利用する際のエコドライブについて、市民や事業者への浸透を図ります。

### ③民生部門における発生抑制

- 家庭用機器の省エネルギー性能の急速な発達を活かしていくために、省エネルギー型の家電製品や照明機器などの普及を目指します。そのために、パネル展やイベント、出前講座などを通じて最新の情報の紹介に努めるとともに、消費者が省エネルギー型製品を適正に選択できるよう家電量販店等と連携し、省エネラベルの適正な運用を図ります。
- 省エネルギー型の住宅や建築物の普及を目指します。そのために、建築会社・建築士との連携を図るなかで省エネルギー設計を追求するとともに、省エネルギー診断について広報宣伝し、その利用を促進します。
- マイバックキャンペーンや自転車利用キャンペーン、環境家計簿などを通じて、省エネルギー型のライフスタイルの浸透を図ります。
- 市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、省エネ行動に取り組めるよう、教育・啓発します。その際、様々な立場の人に配慮し、取組内容やその効果を理解・実感しやすいような表現に努めます。

## 3 二酸化炭素の吸収と固定

### ①吸収源としての森林の整備

- 二酸化炭素の吸収源としての森林の役割を正しく理解するため、温暖化防止の上で森林が果たす役割を定性的・定量的に分析し、その結果を公表します。
- 森林が持つ二酸化炭素の吸収・固定機能を高めるために、森林の適正な管理と整備を行うとともに、森林資源の有効活用を通じて木材の再生産を促進します。

### ②市街地緑化の促進

- 市街地の緑は、夏季には、蒸散作用により気温の上昇を抑え、冷房に必要なエネルギーの削減に寄与することから、市街地における緑の保全・創出を促進し、二酸化炭素の発生抑制に努めます。

## 4 その他の温室効果ガスの排出抑制対策

### ①調査・研究の推進

- メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) については、排出量の定期的な把握を行います。
- 排出抑制方策についての情報収集、調査・研究に努めます。

### ②フロン回収

[詳細は P102、4-5「(2)オゾン層保護対策の推進」1に掲載]

- 「家電リサイクル法」、「フロン回収破壊法<sup>(\*)</sup>」及び「自動車リサイクル法」に基づき、フロンの回収を推進します。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①市域からの温室効果ガス排出量	※浜松市地球温暖化対策地域推進計画(平成 20 年度)の策定にあわせ、現状値・目標値を定めます。	

## (2) オゾン層保護対策の推進

### ■主要課題

- 地球を取り巻く成層圏に多く存在するオゾンは、太陽光線に含まれる有害な紫外線を吸収して、我々人間など地球の生物を守っています。このオゾン層が、エアコンの冷媒、電子部品の洗浄剤、発泡スチロールの発泡剤に幅広く利用されてきたフロン (CFC: クロロフルオロカーボン) によって破壊され、減少しています。このため、有害な紫外線が地表に届く量が増大し、照射量の増大に伴って皮膚ガンや白内障などの健康被害や生態系への影響が生じていると指摘されています。
- フロン及び代替フロンの削減問題は、市民の健康や生活に非常に密着した問題です。そのため、本市においてはフロン類を用いない環境にやさしい家電製品の普及やフロンの回収を進めるなどして、オゾン層の破壊を食い止めるための対策を行っていく必要があります。

### ◆オゾン層保護対策に関連する法制度の動向

- わが国では、昭和 63 年 (1988 年) 5 月に制定した「オゾン層保護法」<sup>(\*)</sup>に基づき、モントリオール議定書で規制対象とした物質を特定物質としてフロンなどの生産量及び消費量を段階的に削減し、最終的に全廃するための枠組みを定めました。
- 平成 13 年 (2001 年) 4 月に施行された「家電リサイクル法」や、平成 14 年 (2003 年) 4 月に施行された「フロン回収破壊法」によって、現在は、冷媒として用いられているフロン類については、家庭用・業務用のすべてのフロン使用機器からの回収・破壊が行われています。また、断熱材として用いられている家庭用冷凍庫・冷蔵庫も平成 16 年 (2004 年) より回収・破壊が行われています。
- カーエアコンからのフロン回収・破壊については、「フロン回収破壊法」によって実施されてきましたが、平成 17 年 (2005 年) 1 月からは「自動車リサイクル法」により回収・破壊が義務づけられています。

## ■施策

### 1 フロン類対策の推進

#### ①市民への正しい知識の普及・啓発

- 移動環境教室や啓発パンフレットなどを通じて、啓発活動を展開します。

## ② フロンの回収・処理の推進

- 「家電リサイクル法」、「フロン回収破壊法」及び「自動車リサイクル法」に基づき、各主体の費用負担の下に、フロンの回収・破壊を推進します。
- 「フロン回収促進連絡会議（県及び県下主要市、事業者で構成）」に参画し、各主体が実施するフロンの回収・破壊に協力するとともに、必要に応じて適切な回収・破壊のための監視・指導を行います。

### ■ 環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
① フロン類の回収量 浜松市に本社がある事業者において、冷凍空調機器を破棄する際に回収するフロン類の年間回収量	21.4 t	39t

## (3) 酸性雨対策の推進

### ■ 主要課題

○ 酸性雨とは、化石燃料の燃焼などによって大気中に排出される硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>) や窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) が、大気中で複雑な化学反応をすることにより、硫酸イオンや硝酸イオンに変化し、強い酸性を示す雨となって降下する現象を言います。酸性雨には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいて、一般的には pH が 5.6 未満の雨のことを酸性雨と呼んでいます。

○ 雨が酸性化する要因としては火山から出る硫黄酸化物もありますが、重油などの燃料を燃焼させる工場や自動車排気ガスなどによる要因が大きな発生要因です。

○ このような酸性雨が地上に多く降りかかると、湖水が酸性化して魚が死滅したり、森林が枯れたりするなど生態系に大きな影響を与えます。また、歴史的な建造物や石像を腐食させたりするといった文化財への被害が出ています。さらに、地中の金属などが酸性雨によって溶出されることにより、地中や地表面などに生息する生物に対する影響も懸念されています。

○ 本市においては、北部の森林や各所に点在する文化財、そして湖沼の生態系などを酸性雨から守るために、現状調査などに加えて、自動車や工場から出る排気ガスによる大気汚染を防ぐための取組が必要です。



【酸性雨で溶けた銅像】

### ◆ 酸性雨対策に関連する国際的動向

- この酸性雨の原因物質は気流などによって移動するため、国境を越えて他の国や地域に被害をもたらす、国際的な環境問題となっています。欧米諸国では、酸性雨による影響を防止するために 1979 年に「長距離越境大気汚染条約 (ウィーン条約)」が締結され、関係国が酸性雨原因物質の削減を進めるとともに、共同で排出防止技術の研究開発、モニタリング、影響の解明に努めています。
- わが国を含む東アジア地域では、わが国が提唱して実現した「アジア酸性雨モニタリングネットワークに関する専門家会議」が平成 5 年 (1993 年) から開催され、平成 13 年 (2001 年) からは「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」による観測が行われています。

## ■ 施策

- 1 **固定発生源対策** [詳細は P70、4-2「(1)大気汚染対策の推進」1に掲載]
  - 工場・事業所のボイラーなどへの低 NO<sub>x</sub> 型燃焼機器の導入、家庭の暖房機器・給湯器への低 NO<sub>x</sub> 型燃焼機器の導入など排出削減対策を行います。
- 2 **移動発生源対策** [詳細は P70、4-2「(1)大気汚染対策の推進」2に掲載]
  - 自動車、バス、トラックから排出される窒素酸化物の削減を図ります。また、公共交通機関の利用促進を図ります。
- 3 **酸性雨調査の実施**
  - 酸性雨の実態を的確に把握するため、酸性雨調査を継続して実施します。

## (4) その他対策の推進

### ■ 主要課題

- 熱帯林の保護対策については、国レベルでの取組の一方、市・市民・事業者においても、地球的規模での森林保全に向けた活動に取り組む必要があります。例えば、使い捨てされている熱帯木材を使ったコンクリート型枠の使用削減、家庭やオフィスでの紙資源の節約・リサイクルなどの身近な活動も、地球的規模での森林保全に貢献することにつながります。
- 地球環境問題の解決のためには、世界各国が協力して取り組むことはもちろんですが、地方自治体においても、開発途上国の自治体などと連携し当該地域の環境問題の解決に取り組むことなどが期待されています。

#### ◆ 熱帯林保護対策に関連する国際的動向

- FAO（国連食料農業機構）の調査（1990年）によると、世界の森林面積は43億ha、陸地面積の約32%で、このうち熱帯林は約17億haで、森林面積のおよそ40%を占めています。
- この熱帯林には、地球上の生きた植物の現存量（バイオマス）の50%が存在するといわれる巨大な二酸化炭素の貯蔵庫であり、同時に地球への重要な酸素供給源でもあります。さらに、熱帯多雨林地域は種の多様性に富み、これらの生物種は「遺伝子資源」として農作物の品種改良や医薬品の開発への応用が期待されています。
- 熱帯林はこのような機能が強く評価されながらも、過度の焼き畑耕作や過剰な薪炭材の採取などにより、著しい速度で減少しています。熱帯林の消失速度は、他の気候帯の森林より非常に早く、FAO（国連食料農業機関）の調査によれば、1981年から1990年の間に、地球上で毎年1,540万haずつが減少し、1990年から95年の間にも5,630万haもの森林が減少しています。
- こうした地球的規模での森林破壊の拡大を受けて、国際的には、ITTA（国際熱帯木材協定）が1997年1月に発効し、熱帯木材や熱帯木材製品の輸入に関しては、持続可能に経営されている供給源からしか行わないことが2000年までに締約国内で約束されました。
- わが国は木材輸入量で世界第1位、消費量で世界第3位の国であることから、熱帯林の保全と持続可能な管理などに向けて、二国間協力や国際機関への支援とともに、マレーシアなどにおける熱帯林生態系の基礎的な調査研究などを実施しています。

## ■ 施策

### 1 熱帯林保護対策の推進

#### ① 公共工事における熱帯材の使用抑制

- 市が発注する土木、建築工事においては、熱帯材合板型枠の使用を削減し、代替材の使用拡大を推進します。
- 熱帯材に代わって地域材で代用できる用材については、地域材の利用拡大に努めます。

**②民間事業者への啓発**

- 建設廃材や間伐材の有効利用を促すことなどにより、事業者による熱帯材使用の削減を促進します。

**2 国際協力の推進****①環境保全に関わる技術協力**

- 国際協力機構（JICA）<sup>(\*)</sup>などと連携し、開発途上国などの海外諸都市から研修員を受け入れます。また、市民や市民活動団体に対して、国際協力に関する啓発活動や情報提供を行います。

**②国際機関などを通じた協力・連携**

- 都市・自治体連合（UCLG）<sup>(\*)</sup>を通じた交流や、国外の都市との連携による環境施策などの事例の収集・情報交換を行い、国際協力や自治体間連携に努めます。
- 国内外の都市との環境施策の事例の収集・情報交換や、環境分野における国際協力及び連携などを目的に、国際的な環境関連の連合組織への加入を検討します。

**③市民・事業者による国際協力などの促進**

- 市民やNPO、事業者が行う国際協力・交流を促進するため、環境情報の提供や、学校で使用していたピアノを再生し、希望する地域に送る活動などを支援します。



【モジダスクルーゼス市（ブラジル）への再生ピアノの寄贈】

## 第5章 行動指針

本章では、第4章に掲げた施策・事業の推進にあたって、その活動の主体となる市、市民、事業者が取り組むべき行動指針を示します。あわせて、市域をその特性から大きく3つの地域に区分し、各地域の環境特性に応じた市の行動指針を示します。

### 5-1 主体別行動指針

#### (1) 市、市民及び事業者の責務

環境基本条例では、その基本理念において、『環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行われなければならない。』と定め、あわせて市、市民及び事業者の責務を次のように定めています。

#### 浜松市環境基本条例（抜粋）

（平成10年9月30日浜松市条例第49号）

最終改正（平成17年6月1日浜松市条例第142号）

##### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

##### （市民の責務）

第5条 市民は、第3条に定める基本理念にのっとり、その日常生活において、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

##### （事業者の責務）

第6条 事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

市、市民、事業者は、この環境基本条例が示す責務にのっとり行動しなくてはなりません。

#### (2) 市、市民及び事業者の行動指針

##### 1 環境方針における市の行動指針

環境基本条例において定められているように、市には、「総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務」があります。すなわち、環境の保全及び創造に関する様々な計画・施策を定め、これらに基づく事業を推進する役割を担っています。

環境に関わる問題は、非常に広範な分野にわたり、重層的な検討を要することも少なくありません。したがって、本計画に定める環境の保全及び創造に関する施策については、総合的かつ計画的に取り組めます。

また、計画の推進には、市民、事業者の協力が不可欠であり、計画策定及び事業推進の過程を通じて、市民、事業者の合意形成を図ることにも留意して取り組むこととします。

さらに市は、事業者でもあり消費者でもあるとの立場から、環境への負荷を低減する活動についても率先して取り組めます。

## 2 市民の役割と行動指針

環境基本条例において、『市民は、～中略～、その日常生活において、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。』と定めているように、市民は、環境負荷の少ない生活を実践する役割、行政の施策に協力する役割があります。

### ■市民の行動指針

- 市民は、浜松市全体の環境保全・創造のためには、市民一人ひとりの実践・行動の積み重ねが不可欠であることを自覚して、日常生活においてどのようなことができるのかについて、常に主体性を持って学習し、具体的な行動を実践します。
- 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加、協力します。

## 3 事業者の役割と行動指針

環境基本条例において、『事業者は、～中略～、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害(\*)の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら積極的に請ずるよう努めなければならない。』、『事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。』と定めています。

このように、事業者には、自ら環境の保全及び創造のための取組を実践する役割、行政の施策に協力する役割があります。

### ■事業者の行動指針

- 事業者は、法規制を遵守し公害防止、廃棄物の適正処理などに取り組むとともに、日常の事業活動において、省資源・省エネルギー、自然環境の保全、地球温暖化防止対策などの環境負荷軽減のための取組を実践します。
- 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加、協力します。



### (3) 市、市民及び事業者が実践する主要な行動

ここでは、第3章、第4章で示した基本方針、施策の基本的方向に沿って、市、市民、事業者に期待される取組（行動）の代表例を示します。

《基本方針1》 循環型社会を創造する			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
<b>(1) 森林資源の利活用促進</b>			
1. 林業の振興	○低コスト林業を推進するとともに、新しい人材の育成・確保への取組を支援します。		○低コスト林業を推進するとともに、新しい人材の育成・確保に取り組みます。
2. 木材の安定供給と需要拡大	○木材の安定供給、木材の需要拡大に向けた取組を支援します。	○地域材を使用した木造住宅の建築や、木製品の利用を図ります。	○木材の安定供給、木材の需要拡大に向けた取組を推進します。 ○地域材を使用した施設の建築や、木製品の利用を図ります。 ○小径木（間伐材）の利用を増やします。
3. 森林資源を活用した新産業の創出	○森林療法 <sup>(*)</sup> への活用、木質バイオマス <sup>(*)</sup> の利用促進、消費者ニーズにあった木製品の創出を進めます。	○森林や木質資源への理解を深め、健康回復機能やエネルギーとしての活用を図ります。	○木質資源の各種エネルギー活用に向けた調査研究を進めます。 ○木質資源をエネルギーとして活用します。
<b>(2) 健全な水循環の確保</b>			
1. 森林が有する水源かん養 <sup>(*)</sup> 機能などの公益的機能の増進	○森林や森づくり活動の推進、各種基金の活用などによる計画的な土地利用、耕作放棄地の発生予防など、適正な森林、農地の整備・保全を行います。	○森林環境基金などの充実・運用に協力・参加します。 ○森林づくり活動に参加し、森林の維持・管理に協力します。	○森林環境基金などの充実・運用に協力・参加します。 ○森林づくり活動に、より主体的に参加する「企業の森」活動に取り組みます。
2. 地下水のかん養	○雨水の地下浸透を促進するとともに、水田の保全や、地下水利用の適正化を進めます。	○地下水の効率的な使用に努め揚水量の削減を図ります。 ○住宅敷地において、透水性舗装、雨水浸透ます <sup>(*)</sup> の設置や樹木の植栽などで、雨水の地下浸透を促します。 ○水田の適正な保全に努めます。	○地下水の効率的な使用に努め揚水量の削減を図ります。 ○事業所敷地において、透水性舗装、雨水浸透ますの設置や樹木の植栽などにより、雨水の地下浸透を促します。
3. 地下水汚染対策の充実	○地下水の水質調査を実施するほか、工場、事業所に対する指導を行います。		○有害物質の地下水への浸透防止対策を徹底します。
4. 用水の安定供給	○水源を確保し安定供給を図ります。		
5. 水資源の有効活用	○節水意識の普及啓発に努めるほか、雨水・下水処理水などの活用を進めます。	○家庭での節水や水の再利用に努めます。 ○雨水貯水槽を設置し、散水などの雨水の利用を進めます。	○事業所での節水や水の再利用に努めます。 ○雨水再利用施設などの導入に努めます。

《基本方針1》 循環型社会を創造する（つづき）			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
<b>（3）一般廃棄物の減量とリサイクルの推進</b>			
1. 発生抑制・再使用・再生利用・拒否・再生品購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発活動の推進、ごみの減量などに取り組む市民の活動促進、事業者への減量・資源化指導を行います。</li> <li>○民間事業者との協働を進めます。</li> <li>○ごみの削減に向けた経済的手法の検討を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発活動などに参加し、ごみの排出削減などに関する理解に努めます。</li> <li>○物を購入する際、ごみとなるものは買わないようにします。また、ごみとなるものを削減するよう生活様式を改善します。</li> <li>○買い物袋を持参します。</li> <li>○食材は、調理くずが出ないよう心がけます。</li> <li>○生ごみの堆肥化に取り組みます。</li> <li>○資源回収に積極的に取り組みます。</li> <li>○不要品の再使用、再生利用に取り組みます。</li> <li>○フリーマーケットに参加・協力します。</li> <li>○エコマーク、グリーンマークなど環境ラベルのついた商品の購入・使用に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所における廃棄物の発生抑制、減量化のための環境管理を行い、従業員の行動を徹底します。</li> <li>○瓶、缶、トレイなどの容器・包装の回収を進めます。</li> <li>○社員食堂などから排出される生ごみの堆肥化に取り組みます。</li> <li>○物を製造又は販売する際には、廃棄・リサイクルを考慮して必要な対策を進めます。</li> <li>○資源回収に積極的に取り組みます。</li> <li>○不要品の再使用、再生利用に取り組みます。</li> <li>○エコマーク、グリーンマークなど環境ラベルのついた商品の購入・使用に努めます。</li> <li>○レジ袋を有償で提供するなど排出抑制に取り組みます。</li> </ul>
2. 適正な廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収集方法などの見直し、処理施設の整備・再編、処理方法の見直し、不法投棄対策を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの分別を徹底し、ごみ出しルールを遵守します。</li> <li>○資源物回収を目的としたリサイクルステーション<sup>(*)</sup>の活用を図ります。</li> <li>○外出先ではごみ処理のルールに従い、ごみを持ち帰ります。</li> <li>○違法な野焼き<sup>(*)</sup>によるごみの不適正処理をしません。</li> <li>○廃棄物の不法投棄をしません。</li> <li>○所有又は管理している土地に不法投棄されないよう、適正な管理に努めます。</li> <li>○廃棄物の不法投棄を発見した時には、直ちに市へ通報します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正処理が困難な材料の使用を自粛します。</li> <li>○ごみを分別し、適正に処理します。</li> <li>○違法な野焼きや廃棄物の不法投棄などをしません。</li> <li>○所有又は管理している土地に不法投棄されないよう、適正な管理に努めます。</li> <li>○廃棄物の不法投棄を発見した時には、直ちに市へ通報します。</li> </ul>

《基本方針1》 循環型社会を創造する（つづき）			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
<b>（4）産業廃棄物対策の推進</b>			
1. 発生抑制・再利用・再生利用の推進	○廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用を推進します。		○事業所における廃棄物の発生抑制、減量化のための環境管理を行い、従業員の行動を徹底します。 ○ISO14001（*）などに関する講習会などに参加し、認証取得について検討します。 ○食品廃棄物などは、循環資源としての利用を促進します。 ○物を製造又は販売する際には、廃棄・リサイクルを考慮して必要な対策を進めます。 ○不要品の再使用、再生利用を行います。
2. 適正管理、適正処理の推進	○廃棄物の適正管理、処理が行われるよう、監視、指導、調査などを実施します。 ○適正処理施設の確保に努めます。	○所有又は管理している土地に不法投棄されないよう、適正な管理に努めます。 ○廃棄物の不法投棄を発見した時には、直ちに市へ通報します。	○特定条件以上の事業所にあつては、産業廃棄物処理計画を策定し、計画に基づく処理を実践します。 ○廃棄物の処理完了までの処理状況を把握し管理します。 ○廃棄物処理状況についての情報を公開します。 ○廃棄物処理による環境影響の監視を行います。 ○産業廃棄物処理に関して行政が行う実態調査に協力します。 ○所有又は管理している土地に不法投棄されないよう、適正な管理に努めます。 ○廃棄物の不法投棄を発見した時には、直ちに市へ通報します。
3. 資源循環システムの高度化	○産業廃棄物を利活用したエネルギー利用、産業創造などについて検討します。		○食品廃棄物などのエネルギー活用に向けた調査研究を進めます。
4. 包括的な対応に向けた連携の推進	○排出事業者、処理業者、自治体との連携を進めます。 ○産学官の連携による調査・研究を進めます。 ○市民への周知活動を推進します。	○啓発活動などに参加し、廃棄物に対する正しい理解に努めます。	○啓発活動などに参加し、廃棄物の適正処理などに関する理解に努めます。 ○排出事業者、処理業者との連携に努めます。

《基本方針1》 循環型社会を創造する（つづき）			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
<b>（5）省エネルギーの推進</b>			
1. 市民・事業者への意識啓発	○各種啓発活動を推進します。 ○率先して省エネルギーに取り組みます。	○家庭での省資源・省エネルギーを進めます。 ○省エネルギー型の電化製品の購入・使用に努めます。	○事業所での省資源・省エネルギーを進めます。 ○省エネルギー型の電化製品の購入・使用に努めます。
2. 省エネルギーに配慮した都市整備	○エネルギー効率を高める都市整備の推進や建築物の省エネルギー化・緑化の促進に取り組みます。	○住宅の敷地内緑化や生け垣化、壁面緑化などに取り組みます。 ○住宅を対象とした省エネルギー診断 <sup>(*)</sup> を受けることで、住宅の省エネ化に努めます。	○コージェネレーション、排熱の利用促進を図ります。 ○省エネルギー型の施設・設備や生産工程の採用に努めます。 ○事業所敷地内や建物の壁面・屋上などの緑化を進めます。
3. 交通部門における省エネルギーの推進	○環境にやさしい運転マナーの普及、総合的な公共交通対策の推進、低公害車 <sup>(*)</sup> の普及を行います。	○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○パークアンドライド <sup>(*)</sup> などに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○低公害車の購入・使用に努めます。	○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○低公害車の購入・使用に努めます。
<b>（6）新エネルギーの活用促進</b>			
1. バイオマス <sup>(*)</sup> エネルギーの利活用	○すでに何らかのかたちで利活用が行われているバイオマスについては、既存の方法やシステムを利用し、その活用を推進します。 ○新規利活用に向けた調査・研究を実施します。 ○新規利活用推進体制の整備及び利活用モデルの確立に取り組みます。	○バイオマスに関する理解を図り、エネルギーとして活用します。 ○廃油の提供などを通して、バイオマスの利活用に向けた調査研究に協力します。	○家畜ふん尿、木くずなどのバイオマス利活用に向けた調査研究を進めます。 ○バイオマスをエネルギーとして活用します。
2. 新エネルギーの導入促進	○新エネルギーの導入促進や、その他の新エネルギー活用に向けた調査・研究を進めます。	○太陽光・風力発電、太陽熱利用のほか、燃料電池、コージェネレーションシステムなどの新エネルギーの理解を図り、利用に努めます。	○太陽光・風力発電、太陽熱利用のほか、燃料電池、コージェネレーションシステムなどの新エネルギーの理解を図り、利用に努めます。

《基本方針2》 健全で豊かな生活環境を保全する			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
<b>（1）大気汚染対策の推進</b>			
1. 固定発生源対策	○工場・事業所や家庭における排出削減対策を推進します。	○低 NOx 型燃焼機器の導入などの汚染物質排出削減に取り組みます。	○工場・事業所のばい煙の適正処理を徹底します。 ○低 NOx 型燃焼機器の導入などの汚染物質排出削減に取り組みます。 ○石油燃料から天然ガスへの転換を進めます。
2. 移動発生源対策	○自動車排出ガスの削減に向けた対策、総合的な公共交通対策を推進します。 ○環境負荷を低減する道路整備を推進します。	○低公害車の購入・使用に努めます。 ○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○時差出勤を行います。 ○適切な自動車の整備・点検を行います。	○低公害車の購入・使用に努めます。 ○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○時差出勤を行います。 ○適切な自動車の整備・点検を行います。 ○共同配送などのシステムを導入して、貨物自動車の交通量削減を進めます。
3. アスベスト(*)の大気環境への排出防止	○法令に基づく適正処理を周知・指導します。		○適切なアスベスト飛散防止対策を実施します
4. 大気汚染状況の的確な監視	○観測局の配置を見直し、継続的な観測を実施します。		
<b>（2）水質汚濁対策の推進</b>			
1. 水質保全条例の運用	○「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」の効果的運用を行います。	○河川、湖沼での利用マナーを守り周辺環境の保全に努めます。 ○河川、湖沼への排水にあたっては「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」を遵守します。	○河川、湖沼への排水にあたっては「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」を遵守します。
2. 生活排水対策の推進	○下水道整備の促進や、合併処理浄化槽(*)の設置促進を図ります。  ○生活排水の汚濁負荷削減を推進します。	○下水道が整備された地域では速やかに下水道に接続します。 ○下水道未整備地域では、合併処理浄化槽を設置します。 ○くみ取り便槽や単独処理浄化槽(*)を使用している場合は、合併処理浄化槽への設置替えに努めます。  ○調理くずや食用油を適正に処理します。 ○風呂水の再利用などにより、排水の削減に努めます。	○下水道が整備された地域では速やかに接続します。 ○下水道未整備地域では、合併処理浄化槽などを設置します。 ○くみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽への設置替えに努めます。  ○事業所における排水処理対策を徹底します。

<b>《基本方針2》 健全で豊かな生活環境を保全する (2) 水質汚濁対策の推進 (つづき)</b>			
	<b>市の取組 (施策の基本的方向)</b>	<b>市民の取組 (代表例)</b>	<b>事業者の取組 (代表例)</b>
3. 工場・事業所における排水対策の推進	○工場・事業所における排水対策を推進します。 ○事業所の自主的な対策について助言・指導を行います。		○法規制に基づく排水基準を遵守します。 ○法規制に該当しない事業所においても自主的な排水処理対策に努めます。
4. 非特定汚染源(*)対策の推進	○都市地域、農業地域における非特定汚染源対策を推進します。	○自宅周辺を定期的に清掃します。 ○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。	○事業所周辺を定期的に清掃します。 ○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。
5. 土木技術による対策の推進	○水質汚濁対策技術の導入推進を図ります。		
6. 市民や各種団体との連携による活動の推進	○市民や各種団体と連携しながら水質改善対策事業を展開します。	○水質改善対策の活動などに参加・協力します。	○水質改善対策の活動などに参加・協力します。
7. 水質汚濁状況の的確な監視	○測定点や、測定回数などを見直すなどして、継続的な観測を実施します。		
<b>(3) 騒音・振動・悪臭対策の推進</b>			
1. 自動車騒音・振動対策の推進	○騒音緩和対策、総合的な公共交通対策を推進します。	○公共交通機関の利用を増やし、自動車の使用を減らします。	○公共交通機関の利用を増やし、自動車の使用を減らします。
2. 固定発生源による騒音・振動対策の推進	○工場・事業所の騒音・振動対策、航空機騒音対策、建設作業における騒音・振動対策を推進します。 ○生活騒音に対する指導、啓発活動を行います。	○楽器、音響機器などの使用に際しては、使用方法・音量などに配慮して近隣の迷惑にならないように努めます。 ○ペットの鳴き声により近隣に迷惑をかけないようにします。	○低騒音・低振動型の整備・機器の導入を進めます。 ○カラオケ店などでは、建物の防音設計・構造を進めます。 ○車両の積み下ろし作業、街頭宣伝などにおいて、近隣へ騒音を与えないようにします。
3. 悪臭対策の推進	○悪臭の発生源に対して法令・条例に基づく指導を行います。	○悪臭を発生するようなごみを放置しないように努めます。	○悪臭物質の発生防止に努めます。 ○臭気発生成分のある製品や原材料の適正管理に努めます。 ○悪臭防止用資材などにより家畜や肥料の悪臭防止を図ります。
4. 騒音・振動の的確な監視	○観測を継続し、観測結果を公表します。		
<b>(4) 土壌・地下水汚染の防止</b>			
1. 土壌汚染対策の充実	○工場・事業所などの敷地土壌の汚染防止、農地の汚染防止に取り組みます。	○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。 ○井戸水の異変を発見した時には、直ちに市へ通報します。	○事業所敷地内の土壌汚染の状況を正確に把握します。 ○土壌汚染の原因となる物質の使用量削減を進めます。利用に際しての管理を徹底します。
2. 地下水汚染対策の充実	○地下水の水質調査と浄化対策の徹底を図るほか、工場・事業所に対する指導を行います。		○有害物質の地下水への浸透防止対策を徹底します。

《基本方針2》 健全で豊かな生活環境を保全する（つづき）			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
<b>（5）有害化学物質などの対策の推進</b>			
1. 汚染対策の推進及び有害物質の適正処理	○有害物質の適正処理のため監視・指導を行います。	○農薬などの適正利用を図ります ○違法な野焼きをやめ、ダイオキシン類 <sup>(*)</sup> の発生を抑制します。	○農薬などの適正利用を図ります ○有害化学物質汚染の原因となる物質の使用量削減を進めます。 ○違法な野焼きをやめ、ダイオキシン類の発生を抑制します。 ○廃棄物焼却炉などからのダイオキシン類などの発生対策に努めます。 ○PCB <sup>(*)</sup> やアスベスト廃棄物を法律に従い適正に処理します。
2. 化学物質の的確な監視	○化学物質の的確な監視を行います。	○化学物質に関する正しい知識を身につけます。	○有害化学物質汚染の原因となる物質の管理を徹底します。 ○PRTR制度 <sup>(*)</sup> に基づき、指定化学物質排出量などを報告します。
<b>（6）良好な音・かおり・光の環境保全</b>			
1. 生活騒音、悪臭公害の防止	○工場・事業所の騒音・振動対策、航空機騒音対策、建設作業における騒音・振動対策を推進します。 ○生活騒音に対する指導、啓発活動を行います。  ○悪臭の発生源に対して法令・条例に基づく指導を行います。	○楽器、音響機器などの使用に際しては、使用方法・音量などに配慮して近隣の迷惑にならないように努めます。 ○ペットの鳴き声により近隣に迷惑をかけるないようにします。  ○悪臭を発生するようなごみを放置しないようにします。	○低騒音・低振動型の整備・機器の導入を進めます。 ○カラオケ店などでは、建物の防音設計・構造を進めます。 ○車両の積み下ろし作業、街頭宣伝などにおいて、近隣へ騒音を与えないようにします。  ○悪臭物質の発生防止に努めます。 ○臭気発生成分のある製品や原材料の適正管理に努めます。 ○悪臭防止用資材などにより家畜や肥料の悪臭防止を図ります。
2. 光害の防止	○「浜松市音・かおり・光環境創造条例」の周知に努め、市民・事業者に協力を求めます。	○照明器具などの設置に十分な配慮をします。	○営業時間外における滅灯又は消灯の奨励、投光器などの使用の制限などに取り組みます。
3. 環境資源となる音・かおり・光の保全	○「浜松市音・かおり・光環境創造条例」に基づき選定した環境資源を保全します。	○「浜松市音・かおり・光環境創造条例」を理解し、遵守します。 ○条例に基づき選定された音・かおり・光の環境資源の保全に協力します。	○「浜松市音・かおり・光環境創造条例」を理解し、遵守します。 ○条例に基づき選定された音・かおり・光の環境資源の保全に協力します。

<b>《基本方針3》 自然と共生する都市を築く</b>			
	<b>市の取組（施策の基本的方向）</b>	<b>市民の取組（代表例）</b>	<b>事業者の取組（代表例）</b>
<b>（1）森林・農地の公益的機能の増進</b>			
1. 森林が有する水源かん養機能などの公益的機能の増進	○森林の整備・保全を推進します。 ○森林づくり活動の推進、森林に対する意識の向上、各種基金の活用を図ります。	○森林環境基金などの充実・運用に参加・協力します。 ○森林づくり活動に参加し、森林の維持・管理に協力します。	○森林環境基金などの充実・運用に協力・参加します。 ○森林づくり活動に、より主体的に参加する「企業の森」活動に取り組みます。
2. 農地の保全	○計画的な土地利用の確保を図ります。 ○耕作放棄地の発生を予防し、農地の有効活用、保全を進めます。	○農地の適正管理に努めます。 ○市民農園などを活用します。	○農業転用許可制度の適正な運用により計画的な農地の土地利用を図ります。
3. 環境保全型農業の普及	○環境への負荷の少ない農業を推進します。	○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。 ○家畜ふん尿による堆肥などを活用した土づくりを進めます。	○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。 ○家畜ふん尿による堆肥などを活用した土づくりを進めます。
<b>（2）河川・湖沼・海岸の環境保全</b>			
1. 水辺の環境保全	○河川、湖沼、湿地、海岸及び海浜地域の環境保全と創出を進めます。	○河川、湖沼、海岸などの清掃・美化活動に参加・協力します。 ○河川、湖沼、海岸などでの利用マナーを守り周辺環境の保全に努めます。 ○自宅周辺の水辺環境の保全に努めます。	○河川、湖沼、海岸などの清掃・美化活動に参加・協力します。 ○河川、湖沼、海岸などでの利用マナーを守り周辺環境の保全に努めます。 ○事業所周辺の水辺環境の保全に努めます。
2. 生活排水対策の推進	○下水道整備、合併処理浄化槽の設置促進を図ります。  ○生活排水の汚濁負荷削減を推進します。	○下水道が整備された地域では速やかに下水道に接続します。 ○下水道未整備地域では、合併処理浄化槽などを設置します。 ○くみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽への設置替えに努めます。 ○調理くずや使用済みの食用油を適正に処理します。 ○風呂水の再利用などにより、排水の削減に努めます。	○下水道が整備された地域では速やかに接続します。 ○下水道未整備地域では、合併処理浄化槽などを設置します。 ○くみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽への設置替えに努めます。  ○事業所における排水処理対策を徹底します。
3. 工場・事業所における排水対策の推進	○工場・事業所における排水対策を推進します。 ○事業所の自主的な対策について助言・指導を行います。		○法規制に基づく排水基準を遵守します。 ○法規制に該当しない事業所においても自主的な排水処理対策に努めます。
4. 非特定汚染源対策の推進	○都市地域、農業地域における非特定汚染源対策を推進します。	○自宅周辺を定期的に清掃します。 ○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。	○事業所周辺を定期的に清掃します。 ○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。

<b>《基本方針3》 自然と共生する都市を築く (2) 河川・湖沼・海岸の環境保全 (つづき)</b>			
	<b>市の取組 (施策の基本的方向)</b>	<b>市民の取組 (代表例)</b>	<b>事業者の取組 (代表例)</b>
5. 市民や各種団体との連携による活動の推進	○市民や各種団体と連携しながら水質改善対策事業を展開します。	○水質改善対策の活動などに参加・協力します。	○水質改善対策の活動などに参加・協力します。
<b>(3) 生物多様性の維持</b>			
1. 貴重な動植物の保護・保全	○貴重動植物の保護のための調査・研究を進めます。 ○貴重動植物の保護・保全対策の充実を図ります。	○自然観察会などの行事に参加・協力します。 ○野生生物の捕獲・採取に関する法令を遵守します。	○周辺の自然環境に配慮した事業活動や土地利用を進めます。
2. 水と緑のネットワーク形成	○河川、湖沼、海岸、湿地などの水辺の環境保全に取り組めます。 ○自然の連続性に配慮した水と緑のネットワークを形成します。	○河川、湖沼、海岸などの清掃・美化活動に参加・協力します。 ○河川、湖沼、海岸などでの利用マナーを守り周辺環境の保全に努めます。	○河川、湖沼、海岸などの清掃・美化活動に参加・協力します。
3. 身近な動植物の保護	○動植物に関するデータベースを作成します。 ○身近な緑地の保全・創出、緑のまちづくりの推進、公共空間の緑化などの対策を推進します。	○身近な動植物を大切にします。 ○自然環境マップの情報収集に協力します。 ○動植物の保護、生息域の保全のための事業に参加・協力します。	○周辺の自然環境に配慮した事業活動や土地利用を進めます。 ○動植物の保護、生息域の保全のための事業に参加・協力します。
4. 動植物とふれあう場づくり	○ビオトープ <sup>(*)</sup> などの整備に取り組めます。 ○自然観察施設などの整備・充実を図ります。	○学校などにおけるビオトープづくりに参加します。 ○自然観察施設などの活用を図ります。	○事業所内のビオトープづくりを進めます。
5. 被害を及ぼす生物の管理・防除	○農林水産物などへの鳥獣被害の防止、外来生物 <sup>(*)</sup> の防除及び適正管理を推進します。	○自主的な鳥獣被害防止対策に取り組めます。 ○動植物の飼育に関するマナーを守ります。 ○外来生物を適切に管理します。	○自主的な鳥獣被害防止対策に取り組めます。 ○動植物の飼育に関するマナーを守ります。 ○外来生物を適切に管理します。
<b>(4) 水と緑に親しむ空間の創造</b>			
1. 親しみやすい水辺づくり	○水辺の親水機能の整備、市街地における親水空間の創出に取り組めます。	○公園・緑地、親水空間の計画や整備に当たり、ワークショップなどへ参加し、意見を提示します。 ○公園・緑地、親水空間の清掃・美化活動に参加・協力します。	○公園・緑地、親水空間の清掃・美化活動に参加・協力します。
2. 身近な緑の保全と創出	○身近な緑や農地などの保全、緑のまちづくりの推進、公共空間の緑化などの対策を推進します。	○身近な緑の保全に努めます。 ○住宅の敷地内緑化や生け垣化、壁面緑化などに取り組めます。 ○地域の緑化活動に参加・協力します。	○事業所の敷地内や建物の壁面・屋上などの緑化を進めます。また周辺の緑の保全にも努めます。 ○地域の緑化活動に参加・協力します。 ○開発行為を行う場合は、緑の確保に留意し、計画的な土地利用を図ります。

<b>《基本方針3》 自然と共生する都市を築く (4) 水と緑に親しむ空間の創造 (つづき)</b>			
	<b>市の取組 (施策の基本的方向)</b>	<b>市民の取組 (代表例)</b>	<b>事業者の取組 (代表例)</b>
3. 自然とふれあう場と機会の確保	○自然とふれあう施設などの整備及びふれあう機会の提供を進めます。	○自然とふれあう森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムに参加・協力します。	○自然とふれあう森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムに参加・協力します。
<b>(5) 景観の保全と創造</b>			
1. 総合的な景観行政の推進	○「浜松市景観形成基本計画」に沿って、総合的な景観行政を推進します。	○景観の保全と創造に関する理解を図ります。	○景観の保全と創造に関する理解を図ります。
2. 魅力的な都市景観の形成	○風格と魅力のある中心市街地の景観を形成します。 ○地域の景観と調和した魅力的な市街地景観を形成します。 ○魅力ある緑地空間の創造や水辺空間の整備などによりうるおいのある都市景観を創造します。	○家を建築する場合は、周囲の景観との調和に配慮します。 ○身近な空間を花や緑で彩るように努めます。 ○「浜松市景観条例」などに基づく地域の景観形成に協力します。	○事務所などの建物を建築したり、広告塔・看板を設置する場合は、周囲の景観との調和に配慮します。 ○身近な空間を花や緑で彩るように努めます。 ○「浜松市景観条例」などに基づく地域の景観形成に協力します。
3. 美しい自然景観の保全と創造	○河川・湖沼・海岸などの保全や美しい水辺空間の創造、森林景観の保全と活用、ふるさとの美しい風景の保全に取り組みます。	○河川・湖沼や森林、里山 <sup>(*)</sup> などの身近な自然景観の保全に努めます。	○河川・湖沼や森林、里山などの身近な自然景観の保全に努めます。 ○森林や里山などを開発する場合は、周囲の景観との調和を考慮し、美しい景観形成に努めます。
4. 市民・事業者の合意・協力に基づく事業の推進	○市民・事業者の自主的な景観誘導を支援し、市民・事業者の合意と協力に基づいた景観行政の推進を目指します。	○景観を守り、育てるための活動に参加・協力します。	○景観を守り、育てるための活動に参加・協力します。
<b>(6) 歴史的・文化的遺産の保全と活用</b>			
1. 文化財保護の推進	○文化財の調査・指定を推進します。また、文化財の保護・保全を図ります。 ○地域の伝統芸能の継承に取り組みます。	○歴史的・文化的遺産についての正しい知識を身につけます。 ○歴史的・文化的遺産の保全に協力します。 ○伝統的な祭りや芸能に参加・協力します。	○歴史的・文化的遺産の保全に協力します。 ○伝統的な祭りや芸能に参加・協力します。
2. 歴史的・文化的遺産の活用	○歴史的・文化的遺産を活用して、地域にふれ、学習し交流する機会を提供します。	○歴史・文化を学ぶツアー・プログラムなどの行事に参加・協力します。	○歴史・文化を学ぶツアー・プログラムなどの行事に参加・協力します。

《基本方針4》 市民とともに実践する			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
<b>（1）環境情報の整備と提供</b>			
1. 環境情報の収集	○定期的な観測を徹底するほか、関係行政機関などとの連携による情報収集、市民との連携による情報収集を進めます。	○自然環境マップの情報収集に協力します。	○事業所の活動や環境保全への取組などについて、積極的に情報を公開します。
2. 環境情報の提供	○多様なメディアを活用し、市の情報を広く発信します。 ○環境情報を共有化するため、市民、企業などに積極的に情報を提供します。	○各種環境情報を収集し、環境についての知識を身につけます。 ○浜松サポーターズクラブ <sup>(*)</sup> へ会員登録し、浜松市の環境などの情報発信をします。	○各種環境情報を収集し、従業員への環境情報の提供を行います。
<b>（2）環境教育・環境学習の推進</b>			
1. (仮称) 環境教育基本方針の策定	○「(仮称) 環境教育基本方針」を策定し、効率・効果的な環境教育・環境学習を推進します。	○「(仮称) 環境教育基本方針」を理解し、家庭や地域でできる取組を行います。	○「(仮称) 環境教育基本方針」を理解し、事業所内でできる取組を行います。
2. 環境教育・環境学習プログラムの拡充	○環境教育・環境学習プログラムの体系化、拡充を進めます。 ○小中学校、家庭、地域における環境教育を推進します。	○講演会やセミナーなどに参加します。 ○地域で行われる環境教育・環境学習に参加・協力します。 ○家庭内で環境について話し合う機会を増やします。	○講演会やセミナーなどに参加します。 ○事業所内での環境教育・環境学習を進めます。
3. 推進体制の拡充	○環境学習指導員の確保や、環境教育・環境学習関係者における環境ネットワークづくりの推進に取り組みます。 ○環境学習・情報発信のための拠点機能の整備を進めます。	○浜松市環境学習指導員養成講座へ参加・登録し、講師として環境教育・環境学習の推進に協力します。 ○環境教育・環境学習拠点機能の整備に対し協力します。	○環境教育・環境学習の場や機会・人材・ノウハウなどを提供します。  ○環境教育・環境学習拠点機能の整備に対し協力します。
<b>（3）市民などの自主的な活動の促進</b>			
1. 市民・団体などの活動の促進	○市民活動や活動団体などへの支援や人材の育成と活用、活動団体間の交流と連携といった取組を推進します。	○環境保全活動に主体的に取り組めます。	○従業員の様々な市民活動への参加・協力を奨励します。
2. 市民マナー条例の運用	○「市民マナー条例」に関する啓発活動を推進し、迷惑行為の排除に取り組めます。	○ごみのポイ捨て、歩きタバコ、犬・猫のふんの放置、落書き、身体障害者用駐車場の不適切な利用などのマナー違反をしないように努めます。	○空き缶や吸い殻の散乱防止のため、消費者への啓発活動に取り組めます。
3. 行政との協働の推進	○「浜松市市民協働推進条例」 <sup>(*)</sup> に基づき、行政計画の策定から事業実施段階において、市民と行政との協働が図られるように努力します。	○環境行政に関わる計画の策定や、その事業実施に対して積極的に参加し、意見を言います。 ○環境関連イベントなどに参加します。 ○行政が実施するアンケート調査などに協力します。	

<b>《基本方針4》 市民とともに実践する（つづき）</b>			
	<b>市の取組（施策の基本的方向）</b>	<b>市民の取組（代表例）</b>	<b>事業者の取組（代表例）</b>
<b>（4）事業者の自主的な活動の促進</b>			
1. 事業者への活動支援 （活動促進のための支援策の充実）	○事業者に対して、環境保全・創造のための行動への支援策の充実を図ります。		○環境保全活動に主体的に取り組めます。 ○市の環境特性を活かした各種新産業の創出に努めます。
2. 環境マネジメントシステム <sup>(*)</sup> の導入の促進	○ISO14001などの認証取得の促進、事業者の環境情報の公表促進に取り組めます。	○環境報告書などを通じて、事業者の環境保全の取組についての理解を深めます。	○ISO14001などに関する講習会などに参加し、認証取得について検討します。 ○環境報告書などによる環境保全活動の状況などの環境情報の公表に努めます。
3. 行政との協働の推進	○環境関連イベントやボランティア活動への事業所の積極的な参加を促進します。		○環境関連イベントやボランティア活動に参加します。 ○行政が実施するアンケート調査などに協力します。
<b>（5）市の率先行動の推進</b>			
1. 環境に配慮した事務事業の推進	○環境配慮型商品を率先して購入するグリーン購入 <sup>(*)</sup> を推進します。 ○公共工事においては、環境保全への配慮に努めます。 ○市役所各施設へ新エネルギーの導入などの環境対策を推進します。 ○環境保全に配慮した事務事業や、庁外での行動を推進します。 ○環境保全に関する職員への研修・啓発を進めます。 ○「浜松市役所地球温暖化防止実行計画」に基づき、実行します。	○市の率先行動について理解を深め、日常生活において取り入れることの出来る事項については、取り入れるように努めます。	○市の率先行動について理解を深め、事業活動において、取り入れることが出来る事項については、取り入れるように努めます。
2. 環境マネジメントシステムの継続的な運用	○ISO14001環境マネジメントシステムの効果的な運用を図ります。		

《基本方針5》 地球環境の保全に向け行動する			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
<b>（1）地球温暖化対策の推進</b>			
1. 総合的な地球温暖化防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浜松市域を対象とした「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、これに基づき、総合的かつ計画的な対策を推進します。</li> <li>○「浜松市役所地球温暖化防止実行計画」に基づき、実行します。</li> <li>○地球温暖化対策の進捗状況の点検とその結果公表を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」を理解し、家庭や地域でできる取組を行います。</li> <li>○家庭内での省資源・省エネルギーを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」を理解し、事業所内でできる取組を行います</li> <li>○事業所での省資源・省エネルギーを推進します。</li> </ul>
2. 二酸化炭素の発生抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業部門、運輸部門、民生部門における発生抑制対策を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光（熱）・風力などの新エネルギーの利用を推進します。</li> <li>○省エネルギー型家電製品などの購入・使用に努めます。</li> <li>○住宅を対象とした省エネルギー診断を受けることで、住宅の省エネ化に努めます。</li> <li>○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。</li> <li>○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。</li> <li>○低公害車の購入・使用に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光（熱）・風力などの新エネルギーや排熱などの未利用エネルギーの利用を推進します。</li> <li>○省エネ型設備、生産工程の導入に努めます。</li> <li>○ISO14001などの認証取得を検討します。</li> <li>○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。</li> <li>○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。</li> <li>○低公害車の購入・使用に努めます。</li> <li>○共同配送などのシステムを導入して、貨物自動車の交通量削減を進めます。</li> </ul>
3. 二酸化炭素の吸収と固定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○二酸化炭素吸収源としての森林の適正な管理と整備を行うとともに、市街地緑化を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林づくり活動に参加し、森林の維持・管理に協力します。</li> <li>○住宅の敷地内緑化や生け垣化、壁面緑化などに取り組みます。</li> <li>○地域の緑化活動に参加・協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林づくり活動に、より主体的に参加する「企業の森」活動に取り組みます。</li> <li>○事業所の敷地内や建物の壁面・屋上などの緑化を進めます。</li> <li>○地域の緑化活動に参加・協力します。</li> </ul>
4. その他の温室効果ガスの排出抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排出抑制方策についての情報収集、調査・研究に努めます。</li> <li>○フロンの回収・破壊を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フロン使用製品の購入を控えるように努めます。</li> <li>○フロン使用製品の適正な廃棄処理をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フロンを使用しない製品の開発・販売を進めます。</li> <li>○フロン使用製品の適正な廃棄処理に協力します。</li> </ul>
<b>（2）オゾン層保護対策の推進</b>			
1. フロン類対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民に正しい知識を普及するため、啓発活動を展開します。</li> <li>○フロンの回収・破壊を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フロンに関する正しい知識を身につけます。</li> <li>○フロン使用製品の購入を控えます。</li> <li>○フロン使用製品の適正な廃棄処理をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フロンを使用しない製品の開発・販売を進めます。</li> <li>○フロン使用製品の適正な廃棄処理に協力します。</li> </ul>

《基本方針5》 市民とともに実践する（つづき）			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
<b>（3）酸性雨対策の推進</b>			
1. 固定発生源対策	○工場・事業所や家庭における排出削減対策を推進します。	○低NOx型燃焼機器の導入などの汚染物質排出削減に取り組みます。	○事業所・工場のばい煙の適正処理を徹底します。 ○低NOx型燃焼機器の導入などの汚染物質排出削減に取り組みます。 ○石油燃料から天然ガスへの転換を進めます。
2. 移動発生源対策	○自動車排出ガスの削減に向けた対策、総合的な公共交通対策を推進します。	○低公害車の購入・使用に努めます。 ○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○時差出勤を行います。 ○適切な自動車の整備・点検を行います。	○低公害車の購入・使用に努めます。 ○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○時差出勤を行います。 ○適切な自動車の整備・点検を行います。 ○共同配送などのシステムを導入して、貨物自動車の交通量削減を進めます。
3. 酸性雨調査の実施	○酸性雨の実態を的確に把握するため、酸性雨調査を継続して実施します。		
<b>（4）その他対策の推進</b>			
1. 熱帯林保護対策の推進	○公共工事における熱帯材の使用を抑制します。 ○民間事業者に対する啓発を行い、熱帯材使用の削減を促進します。	○熱帯材の使用抑制に協力するため、古紙の回収と再生紙の使用を進めます。 ○国内産材、間伐材を利用した製品の購入・使用に努めます。	○土木・建築工事では、熱帯材の合板型枠の使用を抑制します。 ○国内産材、間伐材を利用した製品の購入・使用に努めます。
2. 国際協力の推進	○開発途上国からの研修員の受け入れや、市民・事業者に対して国際協力に関する啓発活動などを行います。 ○国際機関などを通じて国際協力を行うほか、市民・事業者が行う国際協力を促進します。	○環境問題に関する国際的な支援活動、イベントやシンポジウムなどに参加・協力します。	○環境問題に関する国際的な支援活動、イベントやシンポジウムなどに参加・協力します。

## 5-2 地域別行動指針

### (1) 地域区分の考え方

地域別の市の行動指針を整理するにあたり、本市の自然的条件や、市内を流れる天竜川の上流部と下流部、中山間地域と都市地域など社会的条件の違いを考慮して、社会経済特性や生活環境、自然環境、快適環境が共通する地域区分として、図5-1に示す都市・臨海地域、里山・湖岸地域、中山間地域の3地域に区分しました。

この地域区分の考え方は、第1次浜松市総合計画の都市経営戦略に示すゾーニングの考え方と対応させています。なお、それぞれの3地域は明確に境界線で区分されるという考え方ではなく、その境界域は重なり合ったものとなります。表5-1に3地域の概要を示します。

#### 《地域区分と都市経営戦略に示すゾーニングとの関係》

地域区分	第1次浜松市総合計画の 都市経営戦略のゾーニング
都市・臨海地域	都市機能集積ゾーン
里山・湖岸地域	産業・観光振興ゾーン
中山間地域	森林活用・保全ゾーン

表5-1 地域区分の概要

面積、構成比率、人口、世帯数、人口密度は主な区のデータにもとづいています。

地域区分	都市・臨海 地域	里山・湖岸 地域	中山間地域
主な区	中、東、 南、浜北区	西、北区	天竜区
面積	204km <sup>2</sup>	363km <sup>2</sup>	944km <sup>2</sup>
*1 構成 比率			
農地	28.9%	34.8%	4.2%
宅地	36.5%	11.3%	1.3%
池沼	0.0%	1.5%	0.4%
山林・原野	3.7%	37.6%	74.5%
その他	30.8%	14.8%	19.6%
人口*2	560,776人	205,736人	37,520人
世帯数*2	210,371世帯	66,450世帯	12,700世帯
人口密度	2,749人/km <sup>2</sup>	566人/km <sup>2</sup>	40人/km <sup>2</sup>
平均気温*3	16.4℃	—*4	14.8℃
降水量*3	1,829mm	2,003mm	2,093mm
測定地	①浜松特別地 域気象観測所	②三ヶ日地域 気象観測所	③佐久間地域 気象観測所

\*1：法務局に登録されている面積の比率です。

\*2：国勢調査（総務省）平成17年10月1日

\*3：平均気温、降水量は平成18年（1月～12月）の値です。

\*4：三ヶ日地域気象観測所では気温は未測定です。

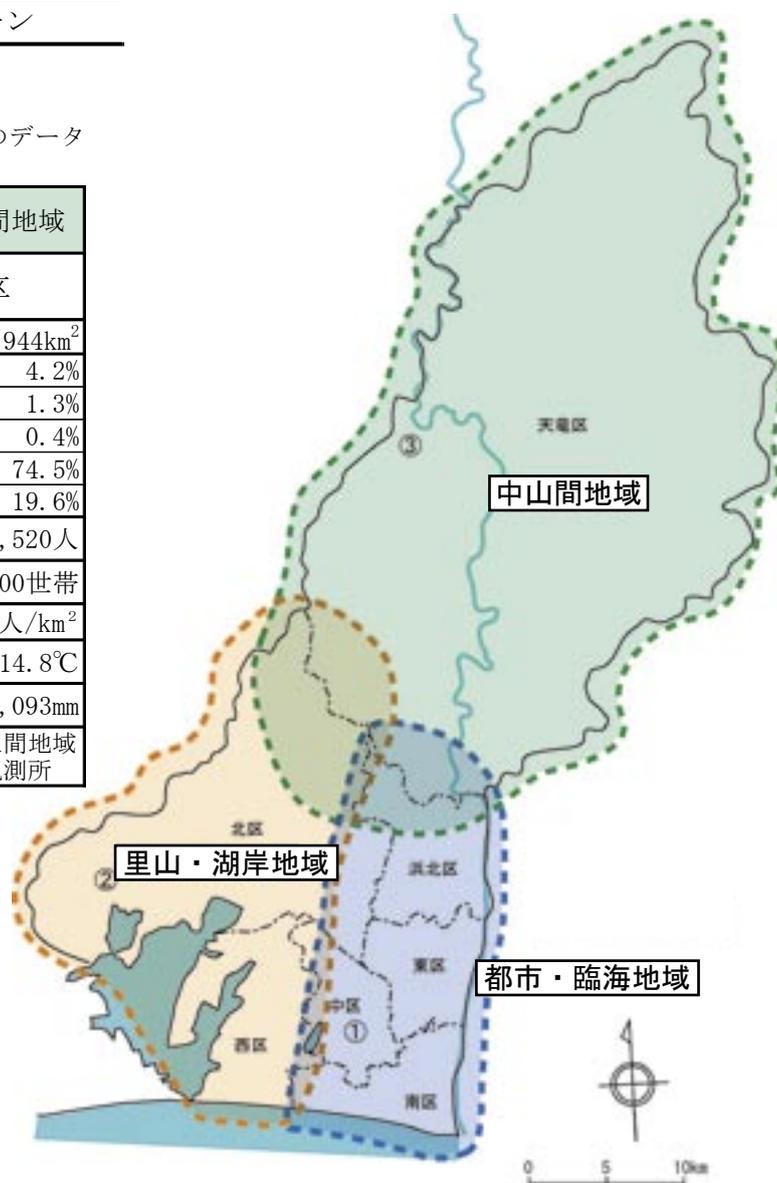


図5-1 地域区分

- ①：浜松特別地域気象観測所
- ②：三ヶ日地域気象観測所
- ③：佐久間地域気象観測所

## (2) 地域別行動指針

### 1 都市・臨海地域の行動指針

#### [地域の概況]

- 都市・臨海地域は、天竜川の扇状地が隆起して形成された三方原台地、天竜川の氾らんと土砂の堆積作用によって形成された平地、そして天竜川が運んだ土砂と海からの風・潮の作用により形成された砂丘・低地から構成されています。
- 古来より、東海道・姫街道を軸とした東西交通と秋葉街道・水運による南北交通の交わる交通の要衝として栄え、その恵まれた交通条件のもと、工業都市としての発展を牽引してきた地域でもあります。
- 業務・商業施設が集積した中心市街地を中心に、その周囲に住宅地や工場、自衛隊基地が存在しています。周辺部には田畑も残っており、斜面地を中心に林地も点在しています。
- 本市の人口と企業の大半はこの地域の市街地に集中していますが、中心市街地よりもむしろその周辺部における人口増加が顕著であり、市街地が分散する傾向がうかがえます。
- 人口や業務・商業施設、工場などが集積する市街地では、自動車交通公害や河川の水質汚濁に代表される都市型の生活環境汚染が大きな問題となっています。
- 市の南部に位置する臨海地域は、天竜川水系、馬込川水系の下流域に位置し、本市を代表する環境資源である天竜川、遠州灘の水辺環境に近接する地域です。とくに、遠州灘沿岸は全国でも有数の長大な砂浜海岸となっています。
- こうした豊かな水辺空間を持つ臨海地域は、生物相が豊かな地域であり、貴重な海浜植物や鳥類・魚介類の生息地となっています。

#### [地域住民の意向] (平成17年度アンケート調査結果より)

- 居住地域周辺の環境に対する評価では、市街地の中心部（旧浜松市中央）を除くと、「日当たりの良さ」の満足度が非常に高く、概ね7割から8割程度の割合を示しています。
- 市街地の中心部（旧浜松市中央）では、「日当たりの良さ」に対する満足度は57%と低く、「土地の豊かさ」とふれあい、「自然林や田畑の緑の豊かさ」、「川、湖、海などの水とのふれあい」といった項目でも満足度が相対的に低い傾向があります。
- 市の南部に広がる地域（旧浜松市南部）では、流域の最下流部のため、「近くの川、水路などの水のきれいさ」について「不満・やや不満」が57%を占め、評価が低くなっています。

#### [主な環境資源]

区分	主な環境資源（代表例）
自然・景勝地	遠州灘、椎ノ木谷、中田島砂丘
動植物	アカウミガメの産卵、馬込川河口の野鳥、天竜川河口のコアジサシ、北浜の大カヤノキ、姫街道の松並木、雲立のクス、法橋のマツ、御陣屋川の桜並木、クロマツ防潮林、海浜植物（ハマヒルガオなど）
伝統文化・史跡	遠州大念仏、浜松城跡、犀ヶ崖古戦場、蜷塚遺跡、赤門上古墳
観光・レクリエーション地	太平洋自転車道、県立森林公園（バードピア浜北）、明神池運動公園、万葉の森公園、美蘭中央公園、半田緑地、有玉緑地、馬込川上島公園、四ツ池公園、浜松城公園、天竜川緑地、飯田公園、遠州灘海浜公園
催事・イベント	浜松まつり、農林水産まつり、浜松ゆかたまつり、バイクのふるさと浜松、浜松夢づくりフェスタ、はままつ冬の螢フェスタ、エア・フェスタ浜松、虚空蔵様とだるま市、浜北植木まつり、遠州はまきた飛竜まつり、浜北万葉まつり、浜北産業祭

#### [主な課題]

- 無秩序な市街地の広がりを抑制し、都市の成長と環境の保全を両立させる持続可能な市街

地形成を計画的に誘導していくことが必要です。

- 中心市街地には都市機能が集積し、大量の資源・エネルギーが消費されています。環境への負荷の少ない都市づくりを行うことが求められています。
- 自動車交通への依存度が高いため、大気汚染、騒音公害などの自動車交通公害に対しては早急に対応することが求められています。また、生活排水対策を中心とした水質汚濁対策を講じることも緊急の課題となっています。
- 市街地の拡大により緑は減少しています。新たな緑を増やしていくことも課題です。
- 天竜川、遠州灘周辺の優れた水辺環境を本市の大切な自然環境、快適環境として守り育てていく必要があります。
- 天竜川は多数の支川を持ち、市の上流域から下流域を流下しています。流域の健全な水循環を実現するための取組が求められています。
- 遠州灘海岸は、アカウミガメの産卵地としても有名ですが、砂浜の侵食が顕著となり、海岸の保全対策が緊急の課題となっています。

## 〔行動指針〕

### 1. 環境負荷の少ない都市形成

- 都市機能が高度に集中する市街地にあっては、地域熱供給システム、コージェネレーションシステム（熱電併給システム）などの導入や都市排熱の有効利用、建築物の壁面・屋上緑化などを促します。
- 中心市街地の活性化対策の一環として、歩いて楽しめるまちづくりを推進します。
- 周辺部の市街地にあっては、日常の生活に必要な諸機能がコンパクトに集積するような拠点形成を誘導します。

### 2. 公共交通対策などの推進

- 交通公害低減システムの活用、交通需要マネジメント<sup>(\*)</sup>（TDM）の実施などにより、自動車の渋滞解消を進めます。あわせて、バス運行システムの見直し（ミニバスターミナル構想の推進）など、総合的な公共交通対策を推進します。
- 道路の高機能舗装の実施、植栽帯の設置など、騒音緩和対策を推進します。

### 3. 水質汚濁対策の推進

- 下水道整備及び合併処理浄化槽の設置、雨水浸透ますの設置などに取り組むとともに、川や湖をきれいにする運動、環境美化活動などを積極的に進めます。

### 4. 水と緑の再生とネットワーク

- 椎ノ木谷などの新川流域の斜面林、三方原台地と平野部の境に残された緑地の保全に取り組みます。また、良好な一団の農地などの緑地の保全にも取り組みます。
- 市街地において豊かな自然環境を再生するため、水質浄化対策の推進とあわせて、小河川などの水辺を保全し、美しい水系を取り戻すための取組を展開します。また、公園、緑地、樹林・樹木など、新たな緑を増やす取組についても積極的に展開し、水辺と緑が有機的につながる水と緑のネットワークの形成を推進します。

### 5. 豊かな水辺空間の保全と創造

- 天竜川、馬込川、遠州灘をはじめとした水辺空間を保全します。
- 三方原台地と平野部の境に点在する貴重な湧水を保全します。
- 貴重な動植物の生息域となっている場所では、保護対策を図るなどして、豊かな自然環境の保全・再生を目指します。
- 親水公園として天竜川緑地などの活用を図ります。また、市街地を流れる中小河川においても多自然な川づくりを進め、水辺と親しめる空間整備を推進します。
- 遠州灘海岸については、アカウミガメの産卵地としての環境保全を進めます。
- 遠州灘の海岸侵食問題については、抜本的な対策を講じるために調査・研究活動を行います。また、市の天竜川上流部と協調して取り組んでいく必要があることから、上流部と連携した自然環境保全のための諸活動を展開し、相互の理解を深めていきます。

## 2 里山・湖岸地域の行動指針

### 【地域の概況】

- 里山・湖岸地域は、概ね浜名湖に流れる都田川の水系に属する地域で、中山間地域の南に広がる山地・丘陵地と都田川水系の河川がつくり出した谷底平野で構成されています。
- 丘陵地は比較的緩やかで山麓の台地には、斜面を利用した果樹園（みかん園）が広がり、平野には水田と宅地がみられます。山林は人工林が主で二次林が混在しています。
- 近年になって人口が減少傾向へと転じています。都市・臨海地域に近いところでは、住宅団地や工業団地などの都市的な土地利用の進展が見られますが、農地や森林・林地も混在し、美しい田園景観や里山の環境が住宅地や集落の近くにまだまだ残されています。
- 都市地域に隣接するこれらの自然環境は、都市住民にとっては非常に身近な自然地といえ、自然保護と利用の両面で、その活用が期待される地域となっています。
- 一方、浜名湖周辺の一帯は、温暖な気候と浜名湖がもたらす恵みのもとで、古代より人間社会が発達し、近世になって東海道が東西交通の大動脈となったこともあって、歴史的遺産が豊富で、また農業・漁業をはじめとした産業が大きく発展したところです。
- 入り組んだ浜名湖の地形がつくり出す景観は美しく、本市の主要な観光地として様々な拠点施設が多数立地しています。
- 市の中心部に近い佐鳴湖は、水量が多く自然も豊かなため、身近な自然として市民に親しまれている一方、湖沼水質全国ワースト1という状況にあります。
- 浜名湖のノリ、カキ、ウナギの養殖や、遠州灘で獲れるトラフグ、なだらかな斜面を利用したみかん栽培は、本市を代表する地域産業となっています。近年では、浜名湖東岸地域を中心とした花卉栽培が盛んで、美しい景観を背景に発展した観光産業とともに、個性的な産業が展開されています。

### 【地域住民の意向】（平成17年度アンケート調査結果より）

- 居住地域周辺の環境に対する評価では、細江、引佐、三ヶ日において、「自然の恵み」、「空気のさわやかさ」についての満足度が概ね8割と高く、舞阪、雄踏、旧浜松市北部・西部においても「自然の恵み」に対する評価は比較的高くなっています。
- 細江、引佐、三ヶ日では、「自然林や田畑の緑の豊かさ」の満足度が概ね7割程度と他地域と比べかなり高い割合を示しているのが特徴で、旧浜松市北部・西部でも比較的高い割合を示しています。

### 【主な環境資源】

区分	主な環境資源（代表例）
自然・景勝地	観音山、三岳山、竜ヶ石山、富幕山、尉ヶ峰、奥山高原、大草山、都田川、都田ダム（いなさ湖）、浜名湖、猪鼻湖、佐鳴湖、久留女木の棚田、兔荷の棚田、龍潭寺庭園、長楽寺庭園、大福寺庭園、摩訶耶寺庭園、乎那の峰、鷺沢風穴、仙巖の滝
動植物	いかり瀬のコアジサシ、渡り鳥の飛来地（カモ類）、ギフチョウ、都田川河口のヒヌマイトトンボ、シブカワツツジ群落、天台烏薬群落地、鶴代のマンサク群落、本坂のつばき原生林、三方原の防風林、都田川桜堤、旧東海道松並木、いかり瀬の海浜植物群落
伝統文化・史跡	寺野のひよんどり、川名のひよんどり、滝沢の放歌踊り、横尾歌舞伎、呉松の大念仏、雄踏歌舞伎、三岳城跡、只木遺跡、千頭峯城跡、三方原古戦場、陣座ヶ谷古墳、渭伊神社境内遺跡、滝峯才四郎谷遺跡、姫街道、気賀関所、舞阪宿脇本陣、息神社例祭、奥山半僧防火まつり、井伊谷宮大祭、細江神社祇園まつり、三ヶ日まつり、館山寺火まつり
観光・レクリエーション地	奥浜名田園空間博物館、奥浜名オレンジロード、浜名湖周遊自転車道、浜名湖遊覧船、竜ヶ岩洞、館山寺温泉、弁天島温泉、ゆうとう温泉、三ヶ日温泉、弁天島温泉、みかん狩り、たきや漁、養鰻、潮干狩り、てんでんゴーしぶ川、浜松市かわな野外活動センター、

	浜名湖体験学習施設ウォット、渋川つつじ公園、三ヶ日高山ふれあいの森、天池自然公園、滝沢展望台、都田総合公園、荒巻川ホテル公園、伊左地緑地、佐鳴湖公園、佐鳴湖漕艇場、西之谷公園、舞阪町民の森、弁天島海浜公園、渚園、フルーツパーク、浜名湖ガーデンパーク、館山寺総合公園（フラワーパーク、動物園）
催事・イベント	引佐あじさいまつり、渋川つつじまつり、いなさ人形劇まつり、いなさほおずき市、姫様道中、気賀関所祭り、ゆかた祭り（細江）、大太鼓まつり、みかんの里まつり、うなぎまつり、渚園フェスティバル、えんばい朝市、浜名湖サイクル・ツーリング チャリ・DE・浜名湖、浜名湖一周駅伝、弁天島海開き花火大会、かんざんじ温泉灯籠流し花火大会、三ヶ日花火大会

### 【主な課題】

- 都市・臨海地域に近接する里山・湖岸地域は、美しい田園景観が残されているとともに、豊かな里山が集落の近くに残されています。これら身近な緑を保全して、快適性を高めるとともに、野生生物と人が共存する空間を創造していくことが求められています。
- かんきつ類など果樹を中心とした農業がさかんで、畑地の面積が大きいことが特徴です。これらの農地を環境資源として有効に活かしていくことが求められています。
- 豊かな田園空間の形成を誘導するとともに、市街地の形成については、周辺の農地・里山との調和を図る必要があります。
- 浜名湖や佐鳴湖は優れた水辺環境であり、美しい景観を形成しています。また、野生生物の生息域としても貴重な存在です。これらの自然環境を守り育てていく必要があります。
- 浜名湖では閉鎖性が強い水域での水質浄化が大きな課題です。沿岸域の重要な産業である観光や水産業にも大きな影響を及ぼすことから、早急な改善が求められています。また、湖沼水質全国ワースト1である佐鳴湖の水質改善も緊急な対策が必要です。

### 【行動指針】

#### 1. 身近な里山・水辺の緑の保全・回復

- 身近な自然環境についての理解を深めるため、市民が里山や水辺にふれあう機会・場としての環境教育・学習プログラムを企画し実践します。
- 市街地の拡大とともに失われている市街地近郊の里山や水辺を保全するため、公園・緑地としての整備、市民の森の指定などといった取組を展開します。
- 市・市民・事業者などの協働により、これらの身近な里山や水辺などの自然環境を保全・回復するための活動を盛り上げます。またこれを推進するための新たなしくみを構築します。

#### 2. 美しく環境にやさしい農地の形成

- 全国ブランドとして知られている三ヶ日みかんや細江のネーブルなど果樹を中心とする農地（農園）は、山の斜面部一帯に広がり、本市を象徴する景観の一つとなっていることから、遊休農地の活用を促進するなど、美しい農的景観の保全・育成を進めます。
- 農業体験や直売施設を拡充し、市民と農業生産者との交流を深め、地産地消を推進します。
- エコファーマー制度<sup>(\*)</sup>の普及を進めるほか、樹園地特有の傾斜地農地における耕作土流出防止対策を徹底し、環境保全型農業の普及を図ります。

#### 3. 豊かな水辺空間の保全と創造

- 浜名湖、佐鳴湖、都田川をはじめとした水辺空間を保全します。
- 浜名湖内湾でもとくに閉鎖性が強い水域では、水質についての調査を実施することで効果的な対策を推進します。
- 佐鳴湖では、湖沼水質全国ワースト1からの脱却を目指して効果的な対策を推進します。
- 貴重な動植物の生息域となっている場所では、保護対策を図るなどして、豊かな自然環境の保全・再生を目指します。
- 遠州灘海岸については、アカウミガメの産卵地としての環境保全を進めます。

#### 4. 市街地の適正誘導と生活拠点形成

- 市街地形成については計画的な土地利用を推進し、周辺の農地や里山と調和を図ります。
- 無秩序な市街地の拡張を抑制しつつ、日常の生活に必要な諸機能がコンパクトに集積するような拠点の形成を誘導します。

### 3 中山間地域の行動指針

#### [地域の概況]

- 中山間地域は、面積の多くを森林が占め、起伏に富んだ地形をしています。日本有数の流域面積・流量を有する天竜川が流れ、昔から山地の風化や侵食による斜面崩壊、豪雨による洪水といった自然災害を繰り返し経験してきた歴史があります。
- 古くから林業と農業に依存するところが大きく、近年の若年層の都市部への流出に伴う過疎化と高齢化が大きな問題となっています。その結果、森林や農地の管理が十分にできず森林や農地の公益的機能の低下が懸念されています。
- 天竜美林に代表される豊かな森林環境をはじめとして、清らかな水辺、貴重な動植物などの豊かな自然環境が残されており、また、人々の暮らしの中には自然と調和した生活様式が根付いています。
- 歴史的には、奥三河や南信濃との関わりが深く、秋葉信仰や山住信仰をはじめ、天竜川はぐくんだ共通の民俗芸能や生活文化が各所に存在しています。
- 豊かで多様な自然環境が残されていることに加えて、都市地域に近いという地理的条件から、都市近郊型の観光・レクリエーション地としての役割を担う地域となっています。

#### [地域住民の意向]（平成17年度アンケート調査結果より）

- 居住地域周辺の環境に対する評価では、「自然の恵み」、「空気のさわやかさ」についての満足度が概ね8割と高く、「自動車による空気の汚れやうるささの少なさ」、「臭い（悪臭）がなく、季節の香りが感じられる」といった項目の満足度も概ね7割程度を示しています。このほかでは、「鳥や昆虫とのふれあい」、「川、湖、海など水とのふれあい」といった項目で概ね6割程度と比較的高い満足度を示しています。しかし、「日当たりの良さ」では、相対的に満足度は低くなっています。

#### [主な環境資源]

区分	主な環境資源（代表例）
自然・景勝地	中ノ尾根山、黒法師岳、常光寺山、竜頭山、秋葉山、春埜山、白倉山、光明山、青崩峠、天竜川、水窪ダム（水窪湖）、船明ダム（船明ダム湖）、佐久間ダム（佐久間湖）、秋葉ダム（秋葉湖）、池の平幻の池、新宮池、山王峡、明神峡、白倉峡、大入川溪谷、たっくい淵、機織淵、布滝、不動の滝、樽山の滝、男滝・女滝、青谷不動の滝、竜頭の湧水、カタクリの里、瀬尻の段々茶畑、大栗安の棚田、ホウジ峠の中央構造線、青谷鍾乳洞
動植物	カモシカ、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンイノシシ、ツキノワグマ、ギフチョウ、アユ、アマゴ、ヤマメ 水窪小学校のイチイガシ、山住神社のスギ、京丸のアカヤシオ及びシロヤシオの群生地、佐久間のヒムロ、竜山・浦川のホソバシヤクナゲ群落、春埜スギ、柴のタブノキ、米沢諏訪神社のイチイガシ、将軍スギ、瀬尻学術参考保護林
伝統文化・史跡	西浦の念仏踊、西浦の田楽、川合・峯・今田の花の舞、懐山のおくない、浦川歌舞伎、勝坂神楽、山住神社の大祭、秋葉の火祭り、秋葉古道、高根城址、犬居城跡、二俣城址、光明山遺跡、光明山古墳
観光・レクリエーション地	スーパー林道天竜線、東海自然歩道、カモシカと森の体験館、野鳥の森、天竜の森、天竜光明の森、天竜市民の森、くんま水車の里、上野ふれあいの森、湖畔の森、天竜ボート場、気田川（カヌー）、天竜舟下り、藤ノ瀬ホテル公園、鳥羽山公園、佐久間レールパーク、さくま電力館、天竜浜名湖鉄道
催事・イベント	みさくぼ祭、峠の国盗り綱引き合戦、天竜産業観光まつり、フェスタさくま、ほっとぴあ龍山産業祭、はるの産業まつり、駅伝大会、全国高校選抜ボート大会、BEGIN THE 美林！天竜サイクル・ツーリズム、鹿島花火大会

## 【主な課題】

- 本地域にある豊富な森林資源を保全し、同時に活用していくことが必要です。
- 少子高齢化の進展が最も顕著で、若者定住とそのため産業振興が求められています。
- 豊かな自然環境と調和した暮らしが根付いており、これらの暮らしの文化を環境共生都市の形成に有効に活かしていくことが必要です。

## 【行動指針】

### 1. 森林を中心とした豊かな自然環境の維持・増進

- 本地域の大部分を占める森林は、水源地であるとともに、二酸化炭素の吸収源でもあり、かけがえのない環境資源です。より良い環境を創造するためには、こうした森林の公益的機能を維持・増進していくことが不可欠です。したがって、人工林の保全・管理や、林業再生に向けた取組を積極的に推進します。
- 貴重な動植物が数多く生息している森林などでは、貴重な自然環境を将来にわたって保全するため、動植物の実態調査や捕獲の禁止などといった環境保全対策を図ります。その一方で、農林業への鳥獣被害も増加しているため、こうした被害を及ぼす生物について、その実態を調査・研究して、有効な防除・管理対策を講じていきます。
- 大きな森林を抱える市内の天竜川上流部と人口集積が大きい下流部が、ともに森林の役割を理解して、互いに協力しあうことができるよう、森づくりの市民活動を盛り立てていきます。

### 2. 地域振興に結びつく自然環境・自然資源の有効活用

- 豊かな自然環境・自然資源を活用して、地域の活力向上につながる産業振興が求められています。林業再生に取り組むとともに、木材の需要拡大、森林療法などの新産業の育成に取り組めます。
- 新鮮で安心な食材（農林産物・同加工品など）を生産し、都市部（消費地）へ供給するようなシステムの構築を目指します。
- 消費者が、地域材や地場の食材の生産過程を知る機会を提供することで、相互理解を深め、循環型社会の構築のための取組を促進します。
- 中山間地域への定住促進につながるよう、周辺の豊かな自然環境を活かした企業誘致を推進していきます。

### 3. 自然と調和した暮らしの実践と継承

- 中山間地域においては、農林業が基幹産業であったことから、自然と暮らしとの関わりが深く、自然と調和して暮らしていくための知恵や技術がまだ残されています。こうした知恵や技術を見直し、また今日的な生活様式にうまく取り入れることで、自然と調和して、かつ環境にやさしい暮らし方を体験・学習するプログラムを用意し、多くの市民に提供するような取組を進めます。

### 4. 生活排水の浄化

- 中山間地域の集落は森林地帯の水源地に位置するため、生活排水の浄化対策を推進します。

## 第6章 主要施策

### 6-1 主要施策の性格

#### ■主要施策の役割

##### [基本目標実現のために戦略的かつ重点的に推進する施策・事業]

本章では、第4章「施策の基本的方向」で整理した5つの基本方針に属する施策の中から、環境基本計画の基本目標『水と緑と光が響きあう環境共生都市』を実現するために、戦略的かつ重点的に推進する施策・事業を明らかにし、これらを主要施策として位置づけます。

なお、この主要施策は、5つの基本方針から必要な施策・事業を横断的に抽出し、再構築することで設定します。

##### [施策の基本的方向に掲げるすべての施策・事業の推進の先導・牽引]

ここで整理する主要施策は、環境基本計画を代表する施策・事業であり、施策の基本的方向に掲げたすべての施策・事業の推進を先導し牽引する役割を担うものです。

いわば、環境基本計画を象徴するシンボリックな事業としての役割を担います。

#### ■主要施策の抽出

これらの主要施策・事業の抽出にあたっては、以下の3つの視点に着目しました。

##### ①主体性

環境問題を解決するには、行政だけではなく、市民・事業者の協力が必要不可欠です。そこで、市民・事業者の環境問題に対する意識の向上を図り、主体的な行動を促進する取組が必要です。

- 環境教育や環境学習の推進
- エコライフの促進

##### ②地域性（浜松らしさ＝地域の優位性）

本市が持つ環境上の優位性（プラス要因）については、これを積極的に活用し、地域の優位性をさらに高めることが必要です。

- 天竜川・浜名湖流域圏の多様な自然の活用
- 全国第2位の市域面積とその68%を占める森林の活用
- 天竜川、浜名湖、佐鳴湖、遠州灘といった個性ある水辺環境の活用

##### ③緊急性

本市が抱える環境上の重要課題（マイナス要因）については、改善に向けて緊急かつ積極的に取り組むことが必要です。

- 公害防止計画策定地域<sup>(\*)</sup>としての環境改善の推進
- 佐鳴湖における湖沼水質全国ワースト1の現状からの脱却
- 遠州灘海岸の侵食対策の推進
- 京都議定書目標達成に向けた地球温暖化防止対策の推進

これらの3つの視点をもとに浜松市が取り組むべき5つの主要施策を抽出しました。

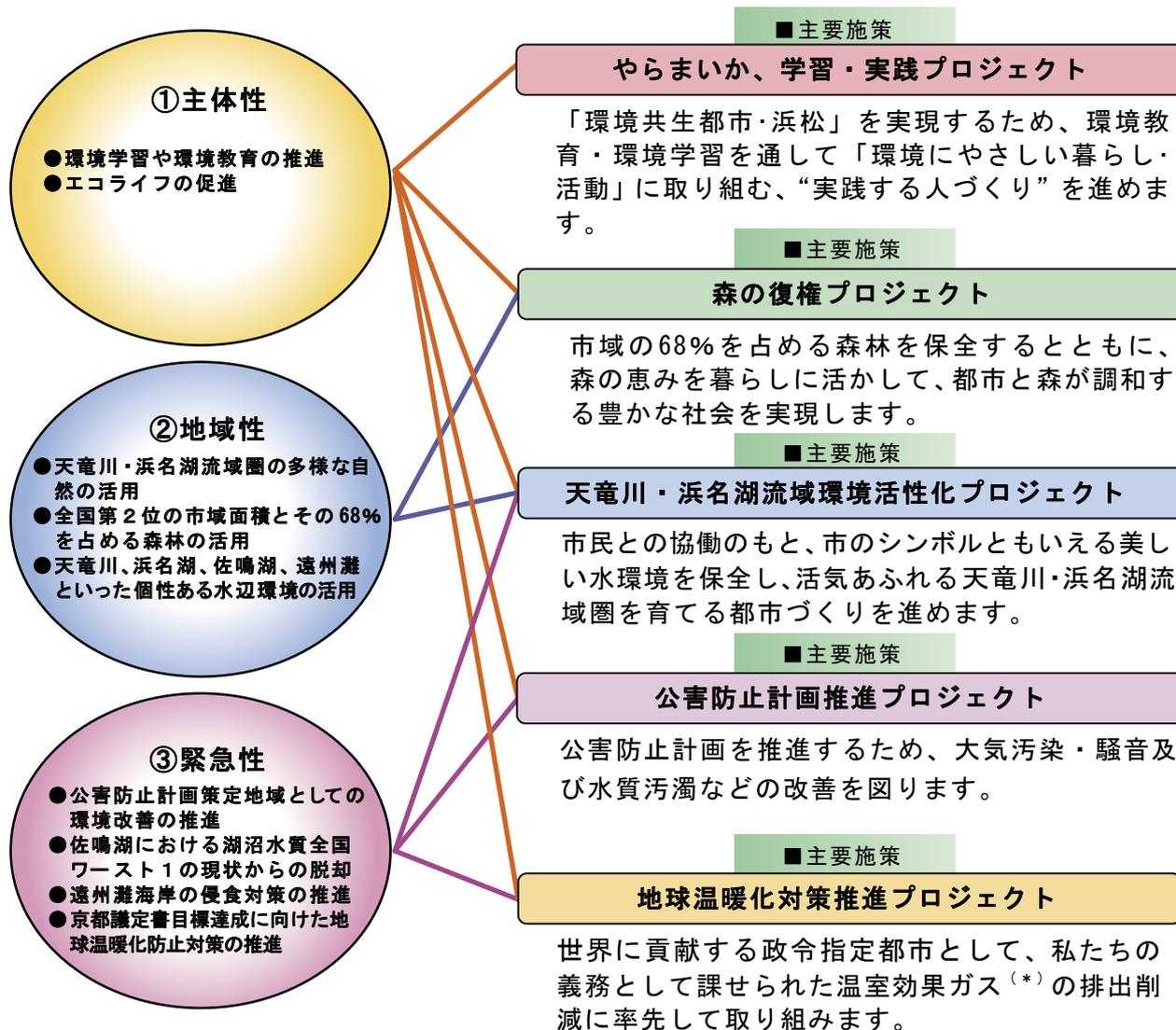


図6-1 主要事業の抽出

5つの主要施策の関係を示すと以下ようになります。環境問題解決のためにはまず、市、市民、事業者の主体的な取組が必要です。そのために実践する人づくりを目的とした「やらまいか、学習・実践プロジェクト」があり、これをベースに4つの主要施策が実施されます。

<b>やらまいか、学習・実践プロジェクト</b> ・環境教育 ・環境にやさしい暮らしの実践 ・環境学習の推進	<b>森の復権プロジェクト</b>	・森林環境の保全と活用 ・動植物との共生
	<b>天竜川・浜名湖流域環境活性化プロジェクト</b>	・天竜川環境の保全と流域の活性化 ・浜名湖環境の保全と流域の活性化 ・遠州灘海岸の保全
	<b>公害防止計画推進プロジェクト</b>	・佐鳴湖の水質改善 ・水質汚濁の改善 ・自動車交通公害の改善 ・地下水汚染の改善
	<b>地球温暖化対策推進プロジェクト</b>	・温室効果ガス排出抑制の推進 ・新エネルギーの活用

図6-2 主要施策の関係

## 6-2 主要施策

### ◆やらまいか、学習・実践プロジェクト

～エコライフを学び、実践する～

#### ■背景と目的

##### 背景

○自動車交通による大気汚染や騒音問題、生活排水に起因する水質汚濁、増加する廃棄物の処理問題などは、市民の日常生活に直結した環境問題です。これらの問題解決のためには、市民・事業者が主体性をもって行動するとともに、それぞれの活動が結集され、各主体が一丸となって取り組んでいく必要があります。そして、なにより環境にやさしい社会をつくり、次の世代に引き渡すことが我々の義務として求められています。

○そのためには、各主体への環境配慮に対する理解を深め、学習の機会を提供することが必要です。そして、それぞれの環境配慮への取組を地域や流域圏への活動へとつなげるとともに、人材を育成して活動をより深めていくような取組が求められています。

○すでに環境問題に関わって、様々な場面で活動を展開する市民団体・市民グループが生まれ育っています。また、環境問題に自らが主体的に取り組む事業者も増えています。こうした市民・事業者などと手を携えながら、環境教育・環境学習を推進し、環境に対する市民一人ひとりの意識の向上を図り、環境保全・改善に対する実践活動へとつなげていくことが望まれます。

##### 目的

○「環境共生都市・浜松」を実現するため、環境教育・環境学習を通して「環境にやさしい暮らし・活動」に取り組む、“実践する人づくり”を進めます。



#### ■主要施策・事業

##### ■主要施策（1） 環境教育・環境学習の推進

環境問題の解決のためには、行政のみならず、市民や事業者の主体的な行動が不可欠です。まずは、学校、学習施設、地域、事業所など、様々な場面での環境教育・環境学習の機会を提供し、環境問題に対する情報提供や普及啓発活動に積極的に取り組みます。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
①（仮称）環境教育基本方針の策定 [4-4-(2)環境教育・環境学習の推進]	○環境教育・環境学習における関係者及び関係団体の役割分担を明確にし協働体制を確立させることにより、効率・効果的な環境教育・環境学習の推進を目的とした「（仮称）環境教育基本方針」を策定します。
②環境教育・環境学習の推進 [4-4-(2)環境教育・環境学習の推進]	○総合的な環境教育・環境学習の推進を図るために、環境教育・環境学習のあり方についての調査・研究を行い、教室・講座型や体験型のプログラムの提供、各種学習教材や啓発用資料の作成・配布などを進めます。 ○移動環境教室や出前講座などの実施を通じて、学校の児童・生徒や一般市民を対象とする環境学習を推進します。 ○小中学校において、「総合的な学習」の時間を中心に、教科、道徳、特別活動の時間を活用し、生命や自然の大切さを踏まえつつ、自然保護や環境美化、環境保全などの実践的な環境教育を推進します。 ○学校生活で児童・生徒が環境にやさしい行動を率先して実践するよう「学校 ISO」(*)の導入を進めます。

<b>③環境ネットワークづくり事業</b> [4-4-(2)環境教育・環境学習の推進]	○環境教育・環境学習を市民・事業者が協働して取り組んでいくために、市はもとより、市民ボランティアやNPOなどの民間団体、事業所・企業などとの人的ネットワーク及び活動のネットワークのための体制づくりを進めます。
<b>④浜松市環境学習指導員の活用</b> [4-4-(2)環境教育・環境学習の推進] [4-4-(3)市民などの自主的な活動の促進]	○地域や学校、事業所などで行われる環境教育・環境学習活動を促進するため、環境問題に深い知識を持つ「浜松市環境学習指導員」を養成し、移動環境教室などへ講師として派遣します。
<b>⑤環境分野における事業者の社会貢献活動の促進</b> [4-4-(2)環境教育・環境学習の推進]	○環境分野における事業者の社会貢献活動（企業環境ボランティア）の事例を情報提供することにより、事業者の環境ボランティア活動への積極的な参画を促します。 ○事業者が実践している環境保全活動への市民の理解を深めるために、事業者が保有する施設を活用した環境教育・環境学習の実践を進めます。 ◆リサイクル施設めぐり事業
<b>⑥環境教育・環境学習拠点の整備</b> [4-4-(2)環境教育・環境学習の推進]	○環境保全・創造活動を行っている自治会、NPO、ボランティア団体などと協力しながら、環境教育・環境学習のための情報発信や実践活動の拠点となる機能の整備を進めます。

### ●関係課・関連個別計画

関係課	: 生涯学習課②、環境企画課①②③④⑤⑥、指導課②
関連個別計画	: 浜松市生涯学習推進大綱 [生涯学習課] 浜松市教育総合計画 [教育総務課]

## ■主要施策（2） 環境にやさしい暮らしの実践

環境問題の解決のためには、市民や事業者の取組の一つひとつを広く実践行動へとつなげていくことが重要です。そこで、市民や事業者が実践活動に取り組む“きっかけ”を提供し、実践活動の輪を広げていくための支援を推進します。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>①ごみ減量運動の推進</b> [4-1-(3)一般廃棄物の減量とリサイクルの推進] [4-1-(4)産業廃棄物対策の推進]	○ごみの発生抑制、再使用、再生利用、拒否、再生品購入に向けた市民・事業者の取組を促進するために、ごみ減量運動を展開し、総合的な廃棄物減量対策を推進します。 ◆各種啓発事業 ◆生ごみ処理機の導入などに対する各種助成事業 ◆緑のリサイクル事業 ◆リサイクルステーション(*)の拡充 など
<b>②エコライフ促進のための普及・啓発活動の推進</b> [4-1-(3)一般廃棄物の減量とリサイクルの推進] [4-1-(4)産業廃棄物対策の推進] [4-1-(5)省エネルギーの推進] [4-4-(1)環境情報の整備と提供] [4-4-(3)市民などの自主的な活動の促進] [4-4-(4)事業者の自主的な活動の促進]	○大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルから、大切な資源を上手に使い、環境負荷の少ないエコロジカルなライフスタイルへの転換を促すため普及・啓発事業を推進します。 ◆発生抑制、再使用、再生利用などの啓発運動 ◆省エネルギー啓発事業 ○市民・事業所で先進的な取組を行っている事例を取り上げ、ホームページや冊子などで紹介する事業に取り組みます。 ○事業者による先進的な環境改善などに関する取組を表彰する顕彰制度の導入を検討します。 ○地域の環境保全活動に積極的に取り組んでいる個人や団体を表彰します。

<b>③環境管理手法の導入の推進</b> [4-4-(4)事業者の自主的な活動の促進]	○環境マネジメントシステム(*)である ISO14001(*) やエコアクション 21 (*) の認証取得の促進を目的に、事業者に対して、講習会の開催、専門家の派遣、情報提供による意識啓発などに取り組みます。 ○ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得を目指す事業者に対して、情報提供や支援、補助を行います。
--	---

### ●関係課・関連個別計画

関係課	: 環境企画課 <b>①②③</b> 、環境保全課 <b>③</b> 、資源循環推進課 <b>①②</b> 、産業廃棄物対策課 <b>①②</b>
関連個別計画	: 浜松市資源循環促進基本計画 [資源循環推進課] 浜松市循環型社会形成推進地域計画 [資源循環推進課] 浜松市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理編) [資源循環推進課] 第3次浜松市産業廃棄物処理基本計画 [産業廃棄物対策課]

### ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
●環境教育、環境学習などの取組 《市政満足度(市民アンケート)》	11.7%	25%

## ◆森の復権プロジェクト

～森林と森の文化を活かした環境共生都市の実現～

## ■背景と目的

## 背景

- 本市は 1,511.17km<sup>2</sup> の広大な面積をもち、その 68%は森林です。全国第 16 位の人口集積を抱えつつ、その背後に 1,000km<sup>2</sup> 以上の広大な森林と豊かな動植物相を擁していることは本市の大きな特徴です。
- 環境共生都市を実現するための取組は、市街地からなる都市地域と森林に囲まれた中山間地域では自ずと異なります。しかしながら、それぞれの取組が同時・並行的に展開され、両者の不可分な連携・支援関係が構築されることが必要です。
- 本市においては、広大な森林と豊かな動植物について十分理解のうえ、中山間地域などの特性を最大限活かしつつ、「水と緑と光が響きあう環境共生都市」を目指して、独自の取組を展開していくことが望まれます。



## 目的

- 市域の 68%を占める森林を保全するとともに、森の恵みを暮らしに活かして、都市と森が調和する豊かな社会を実現します。

## ■主要施策・事業

## ■主要施策（１） 森林環境の保全と活用

市北部に広がる広大な森林は本市の大きな財産です。市域の 68%を占める豊かな森林環境を健全な自然環境として保全・有効活用し、森林を最大限に活かした環境共生都市の実現を目指します。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>①各種基金の運用</b> [4-1-(2)健全な水循環の確保] [4-3-(1)森林・農地の公益的機能の増進] [4-4-(3)市民などの自主的な活動の促進]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「森林環境基金」を活用して、森林、河川などの自然環境を守り育て、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、これらに寄与する林業の振興を図ります。</li> <li>○森林づくり県民税を財源にした「森の力再生事業」を積極的に実施し、荒廃森林や放任竹林を整備します。</li> </ul>
<b>②森林環境教育の推進</b> [4-1-(2)健全な水循環の確保] [4-4-(2)環境教育・環境学習の推進]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林や林業に関する情報提供とともに、講座開催や出前講座などによる体験や学習の機会の充実を図ります。</li> <li>◆森林をテーマとした童話を全国から募集し、森林の大切さを子供たちに伝える「森のまち童話大賞」普及啓発事業</li> <li>◆間伐材を利用した木工講座</li> <li>◆小中学校の生徒を対象とした植林・間伐・枝打ち体験 など</li> </ul>
<b>③森林づくり活動の推進</b> [4-1-(2)健全な水循環の確保]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林ボランティア講座の開催などにより、森林・林業体験の機会提供や市民が主体的に取り組む森林づくり活動を支援します。</li> <li>○里山<sup>(*)</sup>の竹林などの経済性を持たない森林や、生態系の保全を図る必要がある森林などは、地域社会や NPO、事業者などの多様な主体の参加を求め森林の保全を図ります。</li> </ul>
<b>④林業の振興</b> [4-1-(1)森林資源の利活用促進] [4-3-(1)森林・農地の公益的機能の増進]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低コスト林業の推進や、担い手の育成、木材産業の再構築を図り、「売る林業」の生産体制をつくります。また、地域材の地産地消を図り、持続可能な森林経営・管理を目指します。</li> <li>◆集約化型林業の推進</li> <li>◆林業技術員の雇用の確保、技術の習得</li> <li>◆木材加工施設整備の支援</li> <li>◆森林認証<sup>(*)</sup>取得</li> <li>◆地域材利用の推進 など</li> </ul>

<b>⑤森林産業の創出</b> [4-1-(1)森林資源の利活用促進] [4-1-(6)新エネルギーの活用促進] [4-3-(4)水と緑に親しむ空間の創造]	○木材や木材以外の森林資源の活用を図ることによって、山村の活性化を推進します。 ◆森林療法 <sup>(*)</sup> の活用に向けた調査研究 ◆木質バイオマス <sup>(*)</sup> の利活用に向けた調査研究及び利活用モデルの確立 ◆森林や清流などを活用したエコツーリズム <sup>(*)</sup> の推進 など
---	--

### ●関係課・関連個別計画

関係課	: 環境企画課 <b>①⑤</b> 、観光コンベンション課 <b>⑤</b> 、森林課 <b>①②③④⑤</b>
関連個別計画	: 浜松市バイオマス利活用推進計画 [環境企画課] 浜松市観光ビジョン [観光コンベンション課] 浜松市森林・林業ビジョン [森林課]

## ■主要施策（２） 動植物との共生

本市は多様な自然環境を擁することから、貴重な動植物の生息地が多数存在し、豊かな動植物相を誇っています。生物の多様性は人類の生存基盤にとっても不可欠なものであることから、生物多様性の確保のための取組を進め、人と動植物の共生を実現します。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>①貴重動植物保護事業</b> [4-3-(1)森林・農地の公益的機能の増進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全] [4-3-(3)生物多様性の維持] [4-3-(6)歴史的・文化的遺産の保全と活用]	○国・県・市の天然記念物やレッドデータブックに記載されている貴重種 <sup>(*)</sup> の保護のための調査・研究を進めます。 ○貴重種の保護、生物多様性の確保を目的として、生息地の保護や自然環境の回復に向けた取組を推進します。 ◆ギフチョウ、カモシカ、マンサク群落の保護活動 など
<b>②動物被害対策事業</b> [4-3-(3)生物多様性の維持]	○特別天然記念物のカモシカによる被害については、防護柵の設置や忌避剤処理などにより被害防止対策を行うとともに、特定鳥獣保護管理計画に基づき計画的な個体数調整を行います。その他のニホンジカ、ニホンイノシシ、ニホンザルなどの被害対策も同様の被害防止対策を行うとともに、適正な有害鳥獣捕獲を行います。
<b>③緑の保全対策の推進</b> [4-3-(3)生物多様性の維持] [4-3-(4)水と緑に親しむ空間の創造]	○人と動植物が共生していける環境を保全していくため、丘陵地や傾斜地などの自然植生や、都市の緑地機能を維持する貴重な生産緑地である水田などの農地や里山の保全に取り組みます。 ○保存樹木・樹林 <sup>(*)</sup> や市民の森 <sup>(*)</sup> 、特別緑地保全地区 <sup>(*)</sup> の指定などにより身近な生活圏にある豊かな緑や、川や湧水と一体となった動植物の生息地の保全を進めます。 ○街路樹の植栽や住宅地における緑化を推進します。また、公共広場などの緑化を図るため地域の森づくりや植樹活動、街路樹の愛護活動などを推進します。 ○宅地開発や区画整理において緑地協定 <sup>(*)</sup> を結び緑の創出を図ります。また、工業団地などの開発行為においては、緑の確保に留意し、計画的な土地利用を図ります。 ○事業者が、事業の実施に伴い、環境保全について適切な配慮を行うことを定める環境影響評価条例の制定について検討します。
<b>④環境教育の推進</b> [4-3-(3)生物多様性の維持] [4-3-(4)水と緑に親しむ空間の創造] [4-4-(2)環境教育・環境学習の推進]	○浜名湖や天竜川河口に飛来する野鳥や北部森林地帯に生息する動植物などを対象に、自然観察施設などの整備・充実や、観察会を開催します。 ◆ギフチョウなどの観察会 ○緑にふれあうことのできる施設として、ふれあいの森などの森林レクリエーションの拠点整備を進めます。

### ⑤自然環境マップの充実・運用

[4-3-(3)生物多様性の維持]

[4-4-(1)環境情報の整備と提供]

- 市民参加によって、自然環境情報を調査・記録し、地図情報としてデータベース化している自然環境マップについて、その範囲を全市域に拡大して運用します。
- 自然環境マップを広く市民にPRし、より多くの市民参加を得て自然環境マップの充実と効果的な運用を進めます。

### ●関係課・関連個別計画

関係課	: 生涯学習課（文化財担当） <b>①</b> 、環境企画課 <b>①③④⑤</b> 、農業水産課 <b>②③</b> 、農業整備課 <b>③</b> 、森林課 <b>②④</b> 、都市計画課 <b>③</b> 、土地政策課 <b>③</b> 、都市開発課 <b>③</b> 、緑政課 <b>③</b>
関連個別計画	: 浜松市農業振興基本計画 [農業水産課] 浜松市農業振興地域整備計画 [農業水産課] 浜松市農村環境計画 [農業整備課] 浜松市森林・林業ビジョン [森林課] 浜松市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン） [都市計画課] 国土利用計画浜松市計画 [土地政策課] 浜松市景観形成基本計画 [都市開発課] 浜松市緑の基本計画 [緑政課]

### ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
●森林認証取得面積（累計） 市内の民有林で森林認証を取得した森林面積（再掲）	0 ha	27,000 ha

## ◆天竜川・浜名湖流域環境活性化プロジェクト

～美しい水環境の保全と活気あふれる天竜川・浜名湖流域圏の創造～

## ■背景と目的

## 背景

- 合併により市域は東西 52km、南北 73km と拡大しましたが、市域の多くは天竜川流域、あるいは浜名湖（都田川）流域に属し、それぞれの流域圏内における結びつきが強いという特徴があります。
- 本市は天竜川、浜名湖、佐鳴湖、遠州灘といった優れた自然環境を有し、市の水環境を象徴する存在となっています。
- 美しい水環境は都市の快適環境を高める重要な要素であるとともに、自然の生態系を回復する上で非常に重要な役割を担っていることを十分理解して、活気あふれる流域圏を育てるための取組を展開していくことが望まれます。



## 目的

- 市民との協働のもと、市のシンボルともいえる美しい水環境を保全し、活気あふれる天竜川・浜名湖流域圏を育てる都市づくりを進めます。

## ■主要施策・事業

## ■主要施策（１） 天竜川の環境保全と流域の活性化

天竜川は本市の貴重な水環境であり、合併によって拡大した市域の上流部と下流部をつなぐシンボリック存在です。こうした天竜川の価値を高めるため、清流環境の保全と有効活用を目的とした取組を積極的に展開します。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>①（仮称）浜松市 川や湖を守る条例の運用</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「（仮称）浜松市 川や湖を守る条例」の効果的な運用により、河川流域の自然環境の保全を推進します。</li> <li>○条例の実効性を高めるため、河川パトロールなどを推進します。</li> </ul>
<b>②てんはまエコミュージアム(*) 推進事業（天竜川地域エコミュージアムの形成）</b> [4-1-(1)森林資源の利活用促進] [4-3-(4)水と緑に親しむ空間の創造] [4-3-(5)景観の保全と創造] [4-3-(6)歴史的・文化的遺産の保全と活用] [4-4-(1)環境情報の整備と提供] [4-4-(2)環境教育・環境学習の推進]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○天竜川地域に点在する自然や歴史的遺産、地域の産業や地域住民の生活など有形・無形の地域資源をネットワーク化し、相互の連携の中で効果的に事業の企画や情報の発信、人材の交流・活用が行える体制を整備します。</li> <li>○天竜川地域の自然に関する情報や、自然環境と共生して暮らす歴史のなかで人々が築き上げてきた文化遺産に関する情報、また、自然を活かした各種活動に関する情報を一括して整理し、紹介できるような機能を持つ中核拠点施設を整備します。</li> <li>◆東海自然歩道の魅力創造事業</li> <li>◆スーパービューポイント創出事業</li> <li>◆文化財保護・活用事業</li> <li>◆道案内等メッセージボード設置推進事業 などの推進</li> </ul>
<b>③川や湖をきれいにする運動の推進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○天竜川クリーン作戦、水フォーラムや、広報紙「水輪」の作成などといった「川や湖をきれいにする運動」の活動を推進します。</li> </ul>
<b>④天竜川流域圏環境保全事業</b> [4-4-(2)環境教育・環境学習の推進]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域の自然を活かした地域活性化事業で、森林体験講座や河川清掃活動、自然観察会などを実施します。 [静岡県西部地方拠点都市地域整備推進協議会]</li> </ul>

## ●関係課・関連個別計画

関係課	: 企画課④、生涯学習課（文化財担当）②、環境企画課①②③④、 観光コンベンション課②、河川課③
関連個別計画	: 静岡県西部地方拠点都市地域整備基本計画 [企画課] 天竜川・浜名湖環境共生計画 [環境企画課] 浜松市観光ビジョン [観光コンベンション課]

## ■主要施策（２） 浜名湖の環境保全と流域の活性化

古くは「とおつあはうみ」と称された浜名湖は、かつての国名「遠江」の由来となっていたことから、当地域の人々の暮らし、産業、歴史・文化と深い関わりを持つ湖であり、天竜川と並んで本市のシンボルともいえる水環境です。この浜名湖の価値を高め、次世代に引き継いでいくため、保全と有効活用を目的とした取組を積極的に展開します。



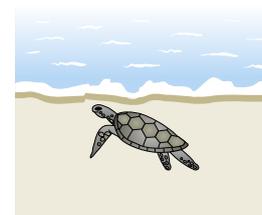
主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>①（仮称）浜松市 川や湖を守る条例の運用</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○浜名湖の水質を改善し、市民共有の財産として、良好な水辺環境を保全していくための「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」を効果的に運用するとともに、生活排水や産業排水、農地や市街地など汚濁源に係る調査、対策を進めます。 ○猪鼻湖、引佐細江湖、庄内湖など、浜名湖内湾でも特に閉鎖性が強い水域の水質改善を図るため、水質調査を実施し、有効な浄化対策を検討するとともに、効果的な対策の推進を図ります。
<b>②てんはまエコミュージアム推進事業（浜名湖地域エコミュージアムの形成）</b> [4-1-(5)省エネルギーの推進] [4-2-(1)大気汚染対策の推進] [4-3-(4)水と緑に親しむ空間の創造] [4-3-(5)景観の保全と創造] [4-3-(6)歴史的・文化的遺産の保全と活用] [4-4-(1)環境情報の整備と提供] [4-4-(2)環境教育・環境学習の推進]	○浜名湖地域に点在する自然や歴史的遺産、地域の産業や地域住民の生活など有形・無形の地域資源をネットワーク化し、相互の連携の中で効果的に事業の企画や情報の発信、人材の交流・活用が行える体制を整備します。 ○浜名湖地域の自然に関する情報や、自然環境と共生して暮らす歴史のなかで人々が築き上げてきた文化遺産に関する情報、また、自然を活かした各種活動に関する情報を一括して整理し、紹介できるような機能をもつ中核拠点施設を整備します。 ◆いにしへの道の魅力創出事業 ◆里山景観創出事業 ◆にぎわいポイント創出事業 ◆自転車利用環境整備事業 などの推進
<b>③浜名湖の水をきれいにする会などの活動推進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○浜名湖クリーン作戦、浜名湖湖上セミナーの開催や、広報紙「浜名湖の水」の作成、啓発イベントの開催などといった「浜名湖の水をきれいにする会」や「川や湖をきれいにする運動」の活動を推進します。
<b>④浜名湖流域生活排水対策推進事業</b> [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点指定地域として、浜名湖流域の自治会や消費者団体などから生活排水対策指導員を養成し、地域に密着した生活排水対策の啓発や実践活動を推進します。

## ●関係課・関連個別計画

関係課	: 生涯学習課（文化財担当）②、環境企画課②③④、環境保全課①、 生活排水対策課④、観光コンベンション課②
関連個別計画	: 天竜川・浜名湖環境共生計画 [環境企画課] 浜松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）[生活排水対策課] 浜松市観光ビジョン [観光コンベンション課]

### ■主要施策（3） 遠州灘海岸の保全

遠州灘海岸は、静岡県御前崎から愛知県伊良湖岬に至る東西117kmに及ぶわが国数少ない美しい砂浜海岸ですが、天竜川からの土砂供給の減少などが原因となって砂浜が急速に後退しています。この海岸侵食を食い止め、美しい海岸を保全することを目的とした取組を県などと協力して積極的に展開します。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>①遠州灘海岸侵食対策の推進</b> [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○国・県などが実施する遠州灘海岸の侵食防止対策のための事業に参画・協力して、事業の推進を図ります。 ○海岸の侵食被害から海浜を保全するための方策について、関係機関、有識者や企業などの協力を得ながら、市としても、長期的な視点からの調査・研究活動を推進します。
<b>②遠州灘海岸の保全の推進</b> [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全] [4-3-(5)景観の保全と創造] [4-4-(3)市民などの自主的な活動の促進]	○遠州灘海浜の健全な利用と自然保全を図るために設立されている「遠州灘海浜の健全な利用と自然保全対策連絡会議」の活動を推進します。 ◆ウエルカメクリーン作戦などの各種清掃活動 ◆馬込川右岸旧埋立地の保全 ◆松くい虫の防除事業による海岸沿いの松林の整備 など

#### ●関係課・関連個別計画

関係課	: 環境企画課②、河川課①
関連個別計画	: -

### ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
<b>●湖沼や河川、海岸、森林などの自然環境に配慮した取組</b> 《市政満足度（市民アンケート）》	15.2%	30%

#### ◆てんはまエコミュージアム推進事業

豊かな自然環境の源である「天竜川」と「浜名湖」は、本市の貴重な財産です。

そこで、本市では、この代表的な自然環境資源を有効に活用しながら、その価値を認識して活発な経済・文化・社会活動を展開し、これによって持続可能なまちづくりを実現することを目的とした「天竜川・浜名湖環境共生計画」を平成18年度に策定しました。

そして、その中でも特に重点的に取り組む事業を「てんはまエコミュージアム推進事業」として位置づけ積極的な運用を図っています。

このプロジェクトは、天竜川と浜名湖を含む地域全体を屋根のない博物館に見立て、地域内にある環境資源を展示物と位置づけることで、多くの人々に向けて、環境資源と地域の価値を知らしめ、その魅力を楽しむ機会を創り出そうというものです。そしてこの推進には、地域の環境資源を、そこに暮らす市民や活動する事業者が、それぞれの共有資源としてその価値を認識し、その価値を高めていくように努めることが重要になります。具体的には**天竜川地域エコミュージアム**（P137）と**浜名湖地域エコミュージアム**（P138）の形成を計画しています。



【奥浜名湖の眺望】

## ◆公害防止計画推進プロジェクト

～快適な生活環境の創造～

## ■背景と目的

## 背景

○本市は、環境基本法第17条に基づき「公害(\*)が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域」として公害防止計画の策定をしなければならない全国31地域の一つとなっています。この計画では、大気汚染、騒音及び水質汚濁の改善を目標に、自動車交通公害による大気汚染・騒音対策、佐鳴湖や河川の水質汚濁対策を主要課題として取り組むことになっています。また、主要課題ではありませんが、地下水汚染も確認されているため、あわせて改善に向けた取組を図る必要があります。



## 目的

○公害防止計画を推進するため、大気汚染・騒音及び水質汚濁などの改善を図ります。

## ■主要施策・事業

## ■主要施策(1) 佐鳴湖の水質改善

佐鳴湖は、全国の湖沼の水質(COD濃度による)ランキングで平成13年度より連続で全国ワースト1となっており、佐鳴湖の水質改善対策は本市にとって緊急の課題です。市の中心部に近い湖として貴重な水資源でもあることから、水環境改善対策に積極的に取り組み、全国ワースト1からの脱却を目指します。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>① (仮称)浜松市 川や湖を守る条例の運用</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○佐鳴湖の水質を改善し、市民共有の財産として、良好な水辺環境を保全していくための「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」を効果的に運用するとともに、生活排水や産業排水、農地や市街地など汚濁源に係る調査、対策を進めます。
<b>② 下水道整備の推進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○下水道区域の整備を推進し、下水道普及率の向上や、下水道への接続促進のための啓発活動を推進します。
<b>③ 高度処理型合併処理浄化槽(*)の設置の促進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○窒素など除去能力の優れた高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。
<b>④ 流入河川改修などの推進</b> [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○湧水の復元や河川浄化能力を期待し、佐鳴湖流域において自然河床などによる多自然な川づくりや、雨水浸透ます(*)の設置を推進します。
<b>⑤ 清流ルネッサンスⅡ行動計画の推進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全] [4-3-(3)生物多様性の維持]	○学識者、市民代表及び行政関係者(県と市)で構成する「清流ルネッサンスⅡ佐鳴湖地域協議会」を中心に、佐鳴湖の水環境改善に向けた取組を総合的に推進します。 なお、市は、事業主体である県と連携を図りながら事業を推進します。

<b>⑥佐鳴湖ネットワーク会議などの活動推進</b> [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全] [4-4-(2)環境教育・環境学習の推進] [4-4-(3)市民などの自主的な活動の促進]	○汚濁負荷の発生源である市民・事業者との協働により、市民活動として佐鳴湖浄化対策を推進していくことが重要になるため、佐鳴湖クリーン作戦、水質調査、ヨシ刈り、出前講座、学校での教育、情報交換といった「佐鳴湖ネットワーク会議」などの活動を推進し、市民による自主的な活動へとつなげていきます。
--	---

### ●関係課・関連個別計画

関係課	：環境保全課 <b>①⑤⑥</b> 、生活排水対策課 <b>③</b> 、河川課 <b>④</b> 、下水道工事課 <b>②</b>
関連個別計画	：浜松地域公害防止計画〔環境保全課〕 浜松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）〔生活排水対策課〕 浜松市下水道ビジョン〔下水道工事課〕

## ■主要施策（2） 自動車交通公害の改善

水質汚濁対策とならんで自動車交通公害対策は、本市の重要課題の一つです。特に総合的な公共交通対策の推進、自動車騒音対策、排出ガスの削減対策などに重点的に取り組み、騒音・大気汚染の改善を図ります。



主要施策・事業名 〔◆第4章との関係〕	施策・事業の内容
<b>①総合的な公共交通対策の推進（公共交通機関などの利用促進）</b> [4-1-(5)省エネルギーの推進] [4-2-(1)大気汚染対策の推進] [4-2-(3)騒音・振動・悪臭対策の推進] [4-5-(1)地球温暖化対策の推進]	○自動車への依存度を軽減するため、バス・鉄道など既存公共交通機関の運行システムやダイヤ編成の見直しなどを求めます。 ○公共交通の利用を支援するため、駅へのアクセス道路の整備やバスレーンの設置などを推進します。 ○時差通勤を奨励して時間的な交通集中の改善を目指します。 ○パークアンドライド(*)の導入や自転車の利用促進による公共交通の活用促進についても検討を加え、総合的な公共交通対策を推進します。
<b>②自動車騒音対策の推進</b> [4-2-(3)騒音・振動・悪臭対策の推進] [4-2-(6)良好な音・かおり・光の環境保全]	○緩衝帯（環境施設帯）の設置や、高機能舗装の実施により自動車騒音・振動の緩和対策を推進します。
<b>③自動車排出ガス削減の推進</b> [4-2-(1)大気汚染対策の推進] [4-5-(1)地球温暖化対策の推進]	○公共交通機関などの利用促進を推進します。 ○渋滞や信号待ちの自動車からの排出ガスの低減を図るため、長期計画に基づいて、交通ターミナルへのアクセス道路の整備、バイパス整備を推進します。 ○渋滞が常態化している交差点の改良などに取り組むほか、自動車排出ガスによる大気汚染濃度を常時監視し、その濃度が高くなるないように渋滞などにおける自動車交通量をコントロールする交通公害低減システムの活用を推進します。

### ●関係課・関連個別計画

関係課	：環境保全課 <b>③</b> 、交通政策課 <b>①③</b> 、道路企画課 <b>①②③</b>
関連個別計画	：浜松地域公害防止計画〔環境保全課〕 浜松市総合交通計画〔交通政策課〕 浜松市のみちづくり計画〔道路企画課〕

## ■主要施策（3） 水質汚濁の改善

河川及び湖沼の水質汚濁対策は本市にとって重要課題の一つとなっています。特に下水道整備、合併処理浄化槽(\*)の設置促進など生活排水対策に重点的に取り組み、水質汚濁の改善を図ります。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>①（仮称）浜松市 川や湖を守る条例の運用</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○「（仮称）浜松市 川や湖を守る条例」の効果的な運用により、河川流域の自然環境の保全を図るとともに、条例の実効性を高めるため、河川パトロールなどを推進します。また、浜名湖や佐鳴湖などの水質を改善し、良好な水辺環境の保全を図るとともに、生活排水や産業排水、農地や市街地などの汚濁源に係る調査、対策を進めます。
<b>②下水道整備の推進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○下水道区域の整備を推進し、下水道普及率の向上や、下水道への接続促進のための啓発活動を推進します。 ○未処理放流水の削減を図るため、合流式下水道（*）の改善を進めます。
<b>③合併処理浄化槽の導入促進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○下水道区域及び農業集落排水処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽の設置に対する補助事業を継続し、その普及促進を図ります。 ○補助金の上乗せなどの対策により、くみ取り便槽や単独処理浄化槽（*）から合併処理浄化槽への設置替えを促進します。 ○上水道水源及び閉鎖性水域へ排出する地域に対しては、窒素などの除去能力の優れた高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。
<b>④生活排水の汚濁負荷削減の推進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○各種の啓発活動を通じて、三角コーナーネット、微細目ストレーナ、廃食用油拭取紙利用の普及、洗面時の節水、風呂水の再利用といった家庭でできる生活排水対策の普及を図ります。 ○「川や湖をきれいにする運動」、「浜名湖の水をきれいにする会」などの取組を通じて、各活動の参加者や参加団体と連携を図りながら、清掃活動や生物の保全活動、勉強会やフォーラムなどの開催を行い、河川、浜名湖の水質改善対策事業を展開していきます。
<b>⑤工場・事業所や非特定汚染源の汚濁負荷削減の推進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○工場・事業所の排水基準の遵守について指導していくとともに、排水対策の強化への協力を求めていきます。また、特定事業場（*）以外の事業者の自主的な対策についての助言・指導を行います。 ○良質な水質を守るため、公共用水域における着色排水対策に取り組めます。 ○道路や農地から流出する汚濁物質の抑制及び除去を目的に、道路や側溝の清掃活動や、雨水浸透ます・透水性舗装の整備、農地で使用する化学肥料・農薬の低減などに取り組めます。
<b>⑥水質環境モニタリング調査の拡充</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○公共用水域の水質の実態を的確に把握する体制を整え、継続的な観測を実施し、環境負荷低減対策の推進に反映させていきます。 ○特に、閉鎖性が強い水域の水質調査を実施し、有効な浄化対策を検討するとともに、効果的な対策の推進を図ります。

### ●関係課・関連個別計画

関係課	：環境企画課 <b>①④</b> 、環境保全課 <b>①⑤⑥</b> 、生活排水対策課 <b>③④</b> 、農業水産課 <b>⑤</b> 、下水道工事課 <b>②</b>
関連個別計画	：浜松地域公害防止計画〔環境保全課〕 浜松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）〔生活排水対策課〕 浜松市農業振興基本計画〔農業水産課〕 浜松市下水道ビジョン〔下水道工事課〕

## ■主要施策（４） 地下水汚染の改善

本市においては、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による地下水汚染が発生しています。地下水汚染の防止対策を進め、汚染された土壌・地下水の浄化対策を推進して、地下水汚染の改善を図ります。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>①地下水の水質調査と浄化対策の推進</b> [4-1-(2)健全な水循環の確保] [4-2-(4)土壌・地下水汚染の防止]	○地下水の汚染状況を把握するため、環境モニタリング調査など、地下水の水質調査を適正に実施します。 ○汚染井戸が発見された場合には、汚染の範囲、程度、汚染原因の究明などの調査を実施するとともに、汚染源に対して、継続的な浄化対策の実施を指導します。また、定点モニタリング調査により、地域の地下水の経年的な変化を監視します。
<b>②地歴情報の整備</b> [4-1-(2)健全な水循環の確保] [4-2-(4)土壌・地下水汚染の防止]	○水質汚濁防止法上の特定施設や有害物質に関する地歴情報の整備に向けた検討を進めます。

### ●関係課・関連個別計画

関係課	: 環境保全課①②
関連個別計画	: 浜松地域公害防止計画 [環境保全課]

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
<b>●環境基準(*)の達成状況</b> 市内の大気や水質などの全環境基準点での測定項目の総数のうち環境基準達成数の割合(環境基準達成数/測定項目総数)	93.8% (813/867)	94.6% (821/867)

### ◆(仮称)浜松市 川や湖を守る条例

浜名湖、佐鳴湖、天竜川などの豊かな水環境は、多くの市民や企業、愛護団体による清掃活動などにより、美しい景観や自然環境が保たれてきました。

その一方で、佐鳴湖や浜名湖などには家庭や工場などからの生活排水や事業排水などが流れ込み、水質の汚濁が懸念されています。また、近年では、天竜川などで一部のレジャー客によるごみの投棄、食器類の洗浄、深夜におよぶ花火やカラオケの騒音などにより、景観や自然環境だけでなく、周辺住民の生活環境にまで影響を及ぼしています。このような背景を踏まえ、排水対策やレジャー客のマナー向上を目的とした「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」の制定を平成20年度に予定しています。

#### ●条例のポイント

次の2つの区域を指定し、指導や立入検査、パトロールなどを行うことで条例を効果的に運用します。

- ◎湖沼保全区域: 特に浜名湖、佐鳴湖などの湖の水質を保全するための区域
- ◎環境共生区域: 特にレジャー客のマナー向上を図るための区域



## ◆地球温暖化対策推進プロジェクト

～温室効果ガス排出量削減を推進する環境共生都市の実現～

## ■背景と目的

## 背景

○平成17年2月に京都議定書が発効し、平成20年から平成24年の5ヶ年の温室効果ガス排出量を国全体で6%削減（対平成2年（1990年）比）することが、わが国に課せられた義務となっています。

○国の第3次環境基本計画においても、地球温暖化対策に対する取組が重点分野政策プログラムの1つに掲げられ、京都議定書の6%削減約束の確実な達成が位置づけられました。この達成を実現し、さらに京都議定書失効後の取組もにらんだ上で、地球や生命に対して、長期的に危険のない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させていくためには、市・市民・事業者が連携して実効性のある取組を進める必要があります。



## 目的

○世界に貢献する政令指定都市として、私たちの義務として課せられた温室効果ガスの排出削減に率先して取り組みます。

## ■主要施策・事業

## ■主要施策（1） 温室効果ガス排出抑制の推進

産業部門の排出量削減とともに、低公害車の導入、公共交通機関の利用促進など運輸・交通部門での取組、そして市民の理解と協力に基づくライフスタイルの転換など民生部門での取組を中心として、地域レベルでの温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組みます。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
①地球温暖化対策地域推進計画の策定と着実な事業の推進 [4-5-(1)地球温暖化対策の推進]	○市民生活や事業活動などによって排出されている温室効果ガスの削減を目指すための計画として「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制のための取組を総合的かつ計画的に推進します。 ○各分野の参加者から構成される「地球温暖化対策地域協議会」の設置などを通じて、市民の力を結集した地球温暖化問題に取り組めるような体制づくりに努めます。
②地球温暖化防止実行計画の推進 [4-4-(5)市の率先行動の推進] [4-5-(1)地球温暖化対策の推進]	○市役所自らの温室効果ガス排出削減に取り組むために「浜松市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、推進します。 ○運用されているISO14001環境マネジメントシステムと相互に連携して、地球温暖化防止に向けた取組を推進します。

## ●関係課・関連個別計画

関係課 : 環境企画課①②

関連個別計画 : -

## ■主要施策（２） 新エネルギーの活用

本市は全国的にトップクラスの日照量を誇っています。また、「遠州の空っ風」に代表される強い風も本市の気象上の大きな特徴です。こうした地域の特徴などを活かした新エネルギーの積極的な導入を促進します。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>①新エネルギーの導入促進</b> [4-1-(6)新エネルギーの活用促進]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設への太陽光発電などの新エネルギーの導入に努めます。</li> <li>○ごみ焼却施設の余熱による熱エネルギーの有効活用に努めます。</li> <li>○住宅用太陽光発電や事業者向けの太陽光発電・風力発電などの導入に対する補助制度の充実や、太陽熱利用に関する情報提供により、新エネルギーの導入促進を図ります。</li> <li>○エネルギーの新しい利用形態として期待されているクリーンエネルギー自動車<sup>(*)</sup>、天然ガスコージェネレーション、燃料電池などの新エネルギーについて、啓発活動やインターネットなどを通じた情報提供を進め、導入促進を図ります。</li> <li>○「浜松市バイオマス利活用推進計画」で優先利活用バイオマスとして位置付けられた木質バイオマス（間伐材、木くず、建設廃木材など）、剪定枝、食品残渣、家畜ふん尿、バイオ燃料（廃油、BDF<sup>(*)</sup>）を対象として、利活用システムの構築に向けた調査・研究、事業化テストを実施し、新規利活用モデルの確立を図ります。</li> </ul>
<b>②風力発電施設の適正導入</b> [4-1-(6)新エネルギーの活用促進]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者が市内各地で建設計画を検討している風力発電施設について、積極的な情報収集を行い、施設建設にあたっては、「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」に基づき市民・有識者の意見を参考に環境影響に対する評価を行うなどして、指導・助言を行います。</li> </ul>

### ●関係課・関連個別計画

関係課	: 環境企画課 <b>①②</b> 、商工課 <b>①②</b>
関連個別計画	: 浜松市地球温暖化対策地域推進計画 [環境企画課] 浜松市バイオマス利活用推進計画 [環境企画課] 浜松市新エネルギービジョン [商工課]

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
●市域からの温室効果ガス排出量 (再掲)	※浜松市地球温暖化対策地域推進計画（平成20年度）の策定にあわせ、現状値・目標値を定めます。	

## 第7章 計画の推進

## 7-1 計画の推進組織

## ■市・市民・事業者の協働による推進体制

環境基本計画に示された施策を着実に推進するため、次のような推進体制を確立します。市、市民、事業者、環境関係団体・機関などそれぞれが、持続可能な社会を構築するという視点に立って、それぞれの立場や地域で主体的に環境活動に取り組めるよう、相互の協力体制の確立を目指します。

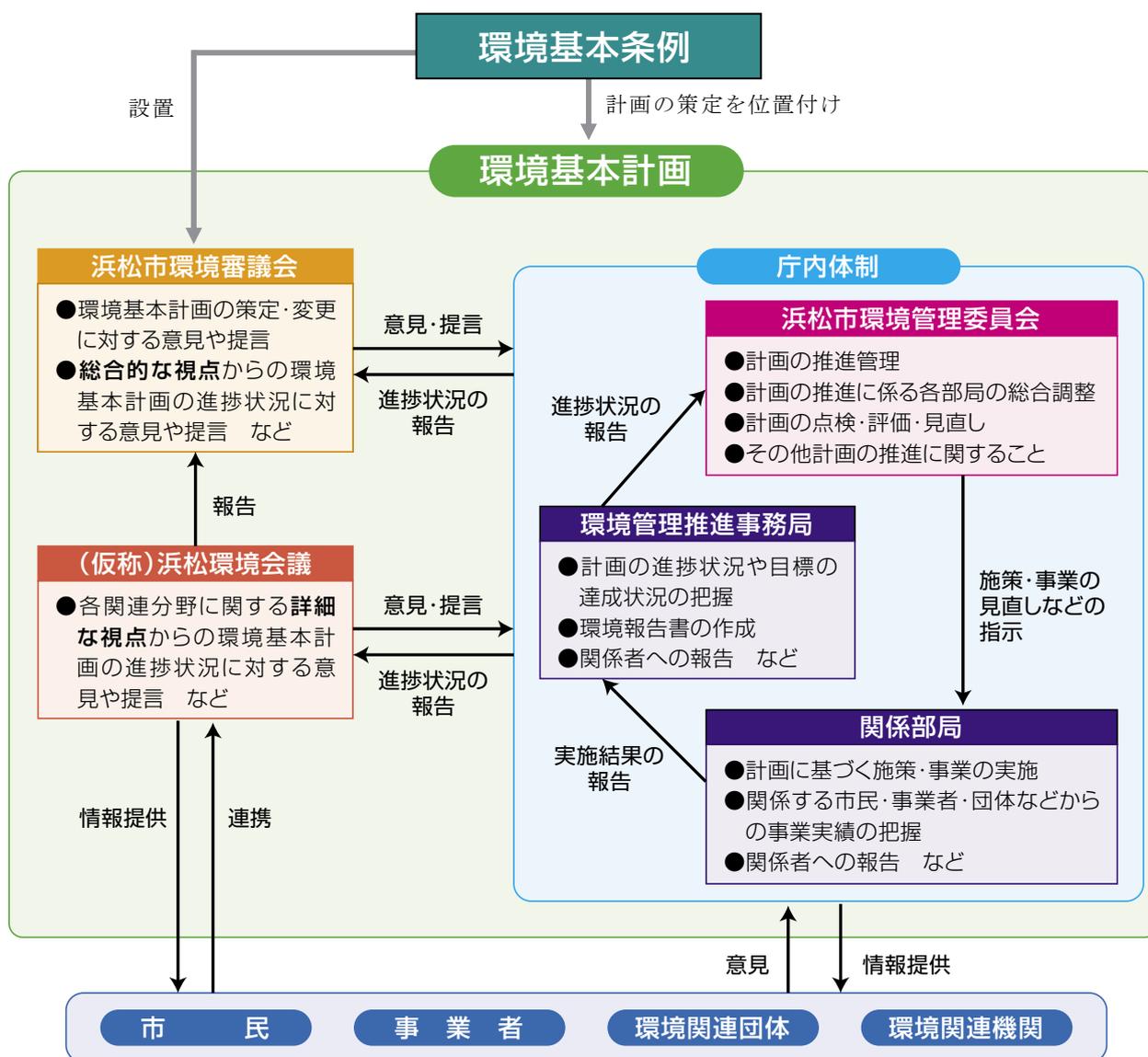


図7-1 環境基本計画の推進体制

## ■ 推進組織

### ① 浜松市環境審議会

浜松市環境審議会は、環境基本条例第23条に規定する機関で、(1)事業者の代表、(2)知識経験者により構成されます。

この審議会は、「本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため」設置されるものです。

そこで本審議会は、施策事業の結果を踏まえた環境基本計画の策定や変更、環境基本計画の進捗状況に対する意見や提言を市に対して行います。

ただし、本審議会は、環境行政に関する全般的な事項について調査審議するため、環境基本計画に絞り込んで各分野別の詳細な検討をするのは困難です。従って、その意見や提言については、総合的な視点から見たものになります。

### ② (仮称) 浜松環境会議

事業者、関係団体・機関などの参加を得て、「(仮称) 浜松環境会議」を設置し、環境基本計画の推進を念頭に、それぞれの関連分野に係る様々な施策事業について協議する場を設けます。

また、本市の環境を取り巻く課題や目標を共有化して、環境基本計画に絞り込み、それぞれの関連分野に関する詳細な視点からの環境基本計画の進捗状況に対する意見や提言を、市に対して行います。

### ③ 浜松市環境管理委員会

環境基本条例第11条に、その体制の確立について規定されている本市の環境の保全及び創造に関する施策について総合的調整を行うための庁内組織です。

この組織は、庁内の関係各部局の施策を横断的につなぐ組織としての役割を担い、各部局の役割分担と連携に関する調整を行うほか、各部局で実施する施策事業が、環境基本計画で示す施策に沿っているか調整するとともに、点検・評価及び見直しを行うなど、環境基本計画の推進管理を図ります。

### ④ 環境管理推進事務局 (環境部 環境企画課)

環境基本計画の進捗状況や、目標の達成状況の把握、環境報告書の作成のほか、環境審議会や(仮称) 浜松環境会議、環境管理委員会に対する必要事項の報告や関係者からの意見の収集など、環境基本計画の推進管理に係る事務局を務めます。

## 7-2 計画の進行管理

### ■環境マネジメントシステム<sup>(\*)</sup>による進行管理

環境基本計画に示された施策を着実に推進していくため、「環境マネジメントシステム」を本計画の進行管理システムとして位置づけ、市、市民、事業者、環境関係団体・機関などの協働による計画の適正かつ効率的な進行管理を行います。

具体的には、環境指標を活用しながら、ISO14001<sup>(\*)</sup>環境マネジメントシステムに基づき、PDCA サイクルによる継続的な改善と推進を図ります。



図7-2 PDCA サイクルによる継続的な改善と推進のイメージ

#### ①計画と実施

環境基本計画に基づく施策事業に関しては、市民・事業者の参加や、市民・事業者との協働を図りながら、関係各課が、「環境共生都市」の実現のために優先的に推進するように努めます。

#### ②点検・評価

環境基本計画の施策事業の進捗状況や関係者の意見などは、関係部局を通じて環境管理推進事務局にて実績などを集約したうえで、浜松市環境管理委員会に報告し、点検・評価を実施します。

また、あわせて環境管理推進事務局は、浜松市環境審議会、(仮称) 浜松環境会議に進捗状況を報告し、総合的又は詳細な視点からの意見や提言を受け点検・評価へ反映させます。さらに、市民、事業者などにも積極的な情報提供を行うことで、意見の聴取を図ります。

#### ③見直し

「②点検・評価」の結果を踏まえて、浜松市環境管理委員会で個別施策事業の見直しを行います。環境マネジメントシステムの運用を通じて、継続的な改善を図るために、毎年度見直しを加えていきます。

なお、環境基本計画については、目標年度を平成26年度(2014年度)としており、これを目途に見直しを予定します。

#### ④点検・評価結果の公表

「②点検・評価」や「③見直し」結果及び協議の経緯を環境報告書やホームページで公表します。公表とあわせて、市民・事業者などから広く意見を聴取します。

### 7-3 計画の円滑な推進に向けて

#### ■関係機関との連携

大気汚染、水質汚濁、廃棄物あるいは地球温暖化、酸性雨の問題など、環境問題は市域・国境を越えた問題が多く、広域的に取り組むことが効果的な施策事業が少なくありません。こうした施策事業については、国、県、関係市町村との十分な連携を図りながら計画を推進します。

なお、施策事業の実施並びに点検・評価などを進める中で、新たな制度の創設や既存の制度の改正を必要とする可能性がある場合には、積極的に国などへ要望していきます。

#### ■調査研究の推進

環境に関わる問題は、広域的であると同時に複層的であり、多分野に関わる課題を抱えています。こうした複雑化・専門化していく環境問題に適切に対応していくためには、様々な分野における調査研究を推進していく必要があります。

そこで、国・県や各種研究機関、民間企業などとの連携を図りながら、環境の保全及び創造に係る調査研究の充実に努めます。

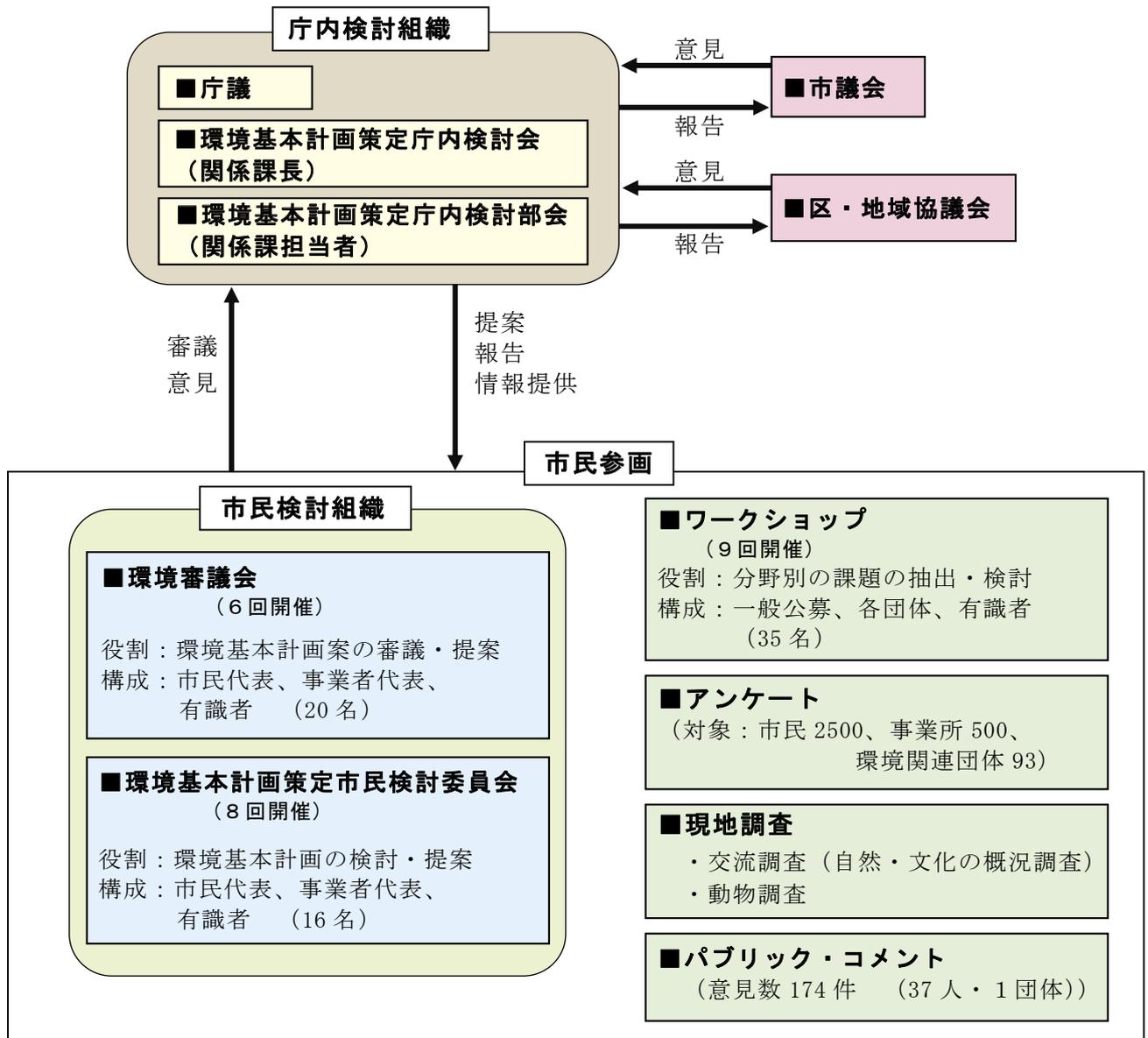
#### [調査研究の分野]

- 環境状況の把握手法に関する調査研究
- 環境変化の解明・予測手法に関する調査研究
- 環境負荷の削減に資する技術に関する調査研究
- 社会システム（市民の参加・協働のシステム開発など）に関する調査研究
- 環境政策手法（条例の制定、規制制度など）に関する調査研究

# 付 属 資 料

# 1 環境基本計画策定の経過

## 1 環境基本計画の策定体制



【環境基本計画策定市民検討委員会】



【環境基本計画策定庁内検討会】

## 2 環境基本計画の策定経過

年月日	会議名など	内容
平成 17 年 9 月 28 日	第 1 回環境審議会	・ 環境基本計画の策定について
平成 17 年 12 月～ 平成 18 年 1 月	市民・事業者・環境関連団体アンケート	対象：市民 2500、事業所 500、 環境関連団体 93
平成 18 年 1 月 17 日	第 1 回庁内検討会	・ 環境基本計画の策定について ・ 関係各課の役割について
平成 18 年 2 月	第 1 回関係各課ヒヤリング	対象：16 課
平成 18 年 2 月～3 月	現地調査	対象：水窪、龍山、細江、旧浜松地域
平成 18 年 3 月 7 日	第 1 回市民検討委員会	・ 環境基本計画の策定について ・ 今後のスケジュールについて
平成 18 年 3 月 27 日	第 2 回環境審議会	・ 環境基本計画の骨子案について
平成 18 年 5 月 17 日	第 2 回市民検討委員会	・ 環境基本計画の基本的な事項について ・ 施策の基本的方向について
平成 18 年 5 月	現地調査	対象：三ヶ日、細江地域
平成 18 年 5 月 21 日	第 1 回ワークショップ	・ 知り合いになろう！みんなで共有したいこと
平成 18 年 6 月 18 日	第 2 回ワークショップ	・ 仲良くなろう！ゲーム感覚でチームづくり
平成 18 年 6 月 27 日	第 1 回庁内検討部会	・ 環境基本計画の基本的な事項について ・ 施策の基本的方向について ・ 環境指標について
平成 18 年 7 月 16 日	第 3 回ワークショップ	・ ここが問題！現状の課題について考えよう
平成 18 年 8 月	第 2 回関係各課ヒヤリング	対象：18 課
平成 18 年 8 月 20 日	第 4 回ワークショップ	・ こんなまちになったらいいな！将来像と方策
平成 18 年 9 月 6 日	第 3 回市民検討委員会	・ 浜松市の環境特性と課題について ・ 施策の基本的方向について
平成 18 年 9 月 17 日	第 5 回ワークショップ	・ まとめてみよう！浜松環境シートづくり
平成 18 年 10 月 4 日	第 2 回庁内検討会	・ 浜松市の環境特性と課題について ・ 施策の基本的方向について
平成 18 年 10 月 15 日	第 6 回ワークショップ	・ 中間発表会～ぐるっと全体を眺めてみよう
平成 18 年 11 月 19 日	第 7 回ワークショップ	・ 私達にできることって…？環境指標
平成 18 年 12 月 8 日	第 4 回市民検討委員会	・ 主要施策 ・ 行動指針 ・ 計画の推進
平成 18 年 12 月 11 日	第 3 回環境審議会	・ 環境基本計画（素案）について
平成 18 年 12 月 17 日	第 8 回ワークショップ	・ これまでを振り返り、これからすべきことを考えましょう
平成 19 年 2 月 1 日	第 2 回庁内検討部会	・ 環境基本計画（素案）について
平成 19 年 2 月 16 日	第 3 回庁内検討会	・ 環境基本計画（素案）について
平成 19 年 3 月 13 日	第 5 回市民検討委員会	・ 環境基本計画（素案）について
平成 19 年 5 月 16 日	第 4 回庁内検討会	・ 環境基本計画（素案）の修正について
平成 19 年 5 月下旬	区・地域協議会	・ 環境基本計画の策定について （中間報告）
平成 19 年 6 月 19 日	第 6 回市民検討委員会	・ 環境基本計画（素案）の修正について
平成 19 年 7 月 26 日	第 4 回環境審議会	・ 環境基本計画（案）の中間報告
平成 19 年 9 月 26 日	第 5 回庁内検討会	・ 環境基本計画（パブリック・コメント案）について

年月日	会議名など	内容
平成 19 年 10 月 12 日	第 7 回市民検討委員会	・ 環境基本計画（パブリック・コメント案）について
平成 19 年 10 月 17 日	第 5 回環境審議会	・ 環境基本計画（パブリック・コメント案）について
平成 19 年 10 月 27 日	第 9 回ワークショップ	・ 環境基本計画（案）とワークショップ
平成 19 年 10 月下旬～ 11 月下旬	区・地域協議会	・ 環境基本計画（パブリック・コメント案）について
平成 19 年 10 月 29 日～ 11 月 29 日	パブリック・コメント	・ 意見数 174 件（37 人・1 団体）
平成 19 年 11 月 8 日	環境経済委員会	・ 環境基本計画（案）のパブリック・コメントの実施について
平成 19 年 12 月 25 日	第 6 回庁内検討会	・ パブリック・コメントの結果について ・ 環境基本計画（案）について
平成 20 年 1 月 16 日	第 8 回市民検討委員会	・ パブリック・コメントの結果について ・ 環境基本計画（案）について
平成 20 年 1 月 18 日	第 6 回環境審議会	・ パブリック・コメントの結果について ・ 環境基本計画（案）について
平成 20 年 2 月 7 日	環境経済委員会	・ パブリック・コメントの結果について ・ 環境基本計画（案）について
平成 20 年 2 月 28 日～	パブリック・コメント 市の考え方の公表	・ 環境基本計画案に対する反映度(174 件) ◆案の修正 : 58 件 ◆今後の参考 : 12 件 ◆盛り込み済 : 84 件 ◆その他 : 20 件

## 3 環境基本計画策定市民検討委員会

計 16 人

区分詳細	選出機関・団体等	委員氏名 (敬称略)	備考
市民の代表	浜松市自治会連合会 理事	鈴木 明甫	
	ごみ減量やらまい会 副会長	山中 恵美子	
	浜松市消費者団体連絡会 副会長	野中 正子	
	市民一般公募	祝田 進	
	市民一般公募	鈴木 卓	
事業者の代表	浜松商工会議所 環境対策特別委員会 副委員長	曾布川 尚民	
	中部電力株式会社 浜松営業所 所長	丹下 雅博	
	浜松一般廃棄物処理協議会 会長	吉川 行男	
	とぴあ浜松農業協同組合 代表理事専務	増谷 幸大	
	天竜川漁業協同組合 代表理事組合長	秋山 雄司	
	浜名漁業協同組合 専務理事	内山 尚夫	
	浜松地域森林組合協議会 副会長	岡本 均	
知識経験者	静岡大学 工学部 准教授	松田 智	委員長
	静岡文化芸術大学 文化政策学部 教授	根本 敏行	副委員長
	常葉環境情報専門学校 環境・情報システム科 科長	小杉山 晃一	
	遠州自然研究会 事務局長	鈴木 満帆	

## 浜松市環境基本計画策定市民検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号）第9条の規定に基づく浜松市環境基本計画（以下「基本計画」という）を策定するために設置する市民検討委員会（以下「検討委員会」という）に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、基本計画の策定に必要な次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 市民・事業者の役割及び市との協働に関すること。
- (2) 環境指針及び環境施策に関すること。
- (3) 基本計画の進行管理の方法に関すること。
- (4) 前号に定めるもののほか、基本計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は18人以内とし、次の各号に定める者をもって構成する。

- (1) 市民の代表
- (2) 事業者の代表
- (3) 知識経験者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、検討委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

(関係人の出席等)

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局を環境部環境企画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、必要の都度協議して定める。

附則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

## 2 ワークショップ(概要)

### 1 目的

ワークショップは、参加者が、浜松市の環境についてテーマ別（みず、みどり、いのち、まち、くらし、まなび）に課題点を抽出し、その対策について、話し合い意見をまとめ、環境基本計画に反映することを目的に9回に渡って実施しました。

### 2 ワークショップ参加者

みず6人 みどり7人 いのち7人 まち4人 くらし6人 まなび5人 計35人

チーム名	参加者氏名（敬称略）
みず	二橋恒夫、白崎守雄、小野博、伊藤信一、高橋淳子、大平展子
みどり	竹谷哲史、小川智広、丸康人、宮津泰、石田明子、古橋照久、鈴木満帆
いのち	城内穂積、瀬下亜希、鈴木卓、笠原佐智子、石津宗子、名倉秀明、祝田進
まち	小池修、吉田和子、西川朝子、塚本恭子
くらし	岩田康昭、山中恵美子、井柳誠、犬塚雅敏、野中正子、加藤承胤
まなび	土橋登巳代、水野静子、近藤要恵、笹田尚利、菫川新一



【事務局の事前説明】



【各班での話し合い】



【各班での話し合い】



【各班の発表】



【各班の発表】



【全体写真】

### 3 ワークショップの開催

ワークショップは、平成18年5月21日から平成19年10月27日まで9回開催しました。その概要を以下に示します。

第1回：全体会① 平成18年5月21日（日）14：00～16：00 場所 保健所

テーマ「知り合いになろう！みんなで共有したいこと」

ワークショップの目的や進め方、ルールなどの説明の後、テーマ（みず、みどり、いのち、まち、くらし、まなび）別に6つの班を編成しました。

第2回：分科会① 平成18年6月18日（日）14：00～16：00 場所 なゆた・浜北

テーマ「仲良くなろう！ゲーム感覚でチームづくり」

班の親睦を深め、メンバーの能力が最大限に発揮できるようなチームづくりのためミニゲームを行いました。その後、班別に「浜松良いところ・悪いところ」というテーマで話し合い、発表しました。

第3回：分科会② 平成18年7月16日（日）14：00～16：00 場所 なゆた・浜北

テーマ「ここが問題！現状の課題について考えよう」

浜松市の環境の現状について説明の後、班別に「ここが問題！現状の課題・問題」について話し合い、課題を抽出しました。

第4回：分科会③ 平成18年8月20日（日）14：00～16：00 場所 なゆた・浜北

テーマ「こんなまちになったらいいな！将来像と方策」

第3回の課題抽出を受け、班別に「なったらいいな！こんなまち」という将来像について話し合いました。さらに、実現するには「どうすればいいのか、どんな方策や計画が必要か」アイデアを出し合いました。

第5回：分科会④ 平成18年9月17日（日）14：00～16：00 場所 なゆた・浜北

テーマ「まとめてみよう！浜松環境シートづくり」

前回、前々回のワークショップの成果について、再度、整理・体系化を行い、「環境シート」にまとめました。

第6回：全体会② 平成18年10月15日（日）14：00～16：00 場所 なゆた・浜北

テーマ「中間発表会～ぐるーっと全体を眺めてみよう」

これまでの検討成果について班別に発表しました。さらに、学識経験者や市の関係課の担当者にも参加していただき意見交換をしました。

第7回：分科会⑤ 平成18年11月19日（日）14：00～16：00 場所 なゆた・浜北

テーマ「私達にできることって…？環境指標」

第6回の発表会を受け、「環境シート」を見直し「自分達自身で取り組むべきこと」について話し合いました。さらに実現のための「市民」、「市役所」、「事業者」の責任と役割分担を検討しました。

第8回：全体会③ 平成18年12月17日（日）14：00～16：00 場所 なゆた・浜北

テーマ「これまでを振り返り、これからすべきことを考えましょう」

これまでの経過や成果を振り返り、話し合ってきた将来像や方策を実現していくための今後の展開について考えました。そして、各班別に最終提案の発表を行いました。

第9回：全体会④ 平成19年10月27日（土）14：00～16：00 場所 保健所

テーマ「環境基本計画（案）とワークショップ」

ワークショップでこれまで話し合ってきた将来像や方策が、環境基本計画にどのように反映されているか説明を受け、意見交換をしました。

#### 4 ワークショップの提案について

ワークショップの成果として、各班で「環境シート」を作成しました。その中で示された将来像やその方策、そして実現のためのプランを示します。

班名	みず
将来像	<p><b>水を通じた交流でふるさとの山・川・海をまもり隊</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水の源は山。皆でまもれ</li> <li>2. ダムと砂丘をまもれ</li> <li>3. よみがえれ佐鳴湖</li> </ol>
方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐鳴湖全国ワースト1からの脱却！</li> <li>・ 仮想的な浜名湖博物館を教育活動に活かす</li> <li>・ おらが山再生プラン</li> </ul>
実現プラン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 佐鳴湖全国ワースト1からの脱却！プラン               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクリルタワシ、ガラ紡などの利用の推進、補助、価値のアピール</li> <li>・ 佐鳴湖にスイレンを植えて水質浄化</li> <li>・ 風力発電・水車・噴水・エアーポンプを設置し、湖に酸素を入れる。</li> </ul> </li> <li>2. 佐鳴湖浄化『スイレンプロジェクト』               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐鳴湖は塩分濃度が高いため、淡水化を目指し「逆流防止可動堰」設置する。</li> <li>・ スイレンを植え、「スイレンの花」が咲き乱れる親水公園として佐鳴湖を整備する。</li> </ul> </li> <li>3. 仮想的な浜名湖博物館を教育活動に活かす               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜名湖博物館は建物が存在するのではなく浜名湖を環境学習等に利用することによって自然博物館として機能をもたせる。</li> </ul> </li> <li>4. おらが山再生プラン               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状を知り（視察）→啓蒙活動（山の博士制度）→山のボランティア養成広葉樹林を増やす→皆で森林を守っていく→外材と地元材の格差是正→飲料水にコストの上乗せし、皆が少しずつ負担する。</li> </ul> </li> </ol>

班名	みどり
将来像	<p><b>自然(動物含む)と人間の共生</b></p>
方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然回復ネットワーク計画</li> <li>・ 啓発活動（対象…大人）</li> <li>・ 自然探索隊</li> <li>・ 環境学習と環境教育（対象…子ども）</li> </ul>
実現プラン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然回復ネットワーク計画               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜松市内で活動している各種環境保全団体の代表者及びリーダーによるワーク会議を開催する。</li> </ul> </li> <li>2. 地域住民が行う身近な山林再生プラン               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の住民が山林の手入れをすることにより、住民のフレッシュの場、ふれあいの場、環境学習の場とする。</li> </ul> </li> <li>3. 自然探索隊               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供から大人までさまざまな年齢層で隊を編成する。浜松市内を探索するコースを複数設け、自然体験と地域交流を同時に行い、深めるものとする。</li> </ul> </li> <li>4. 環境学習と環境教育               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然と直接触れ合うことで、子供たちに自然の中で遊ぶことが楽しいことと実感させる。</li> <li>・ 高校生、中学生を環境リーダーとし小学生を対象とした自然観察会や環境学習を行う。</li> </ul> </li> </ol>

班名	<b>いのち</b>
将来像	<b>自然と共生する都市はままつ 潜在的な復元力を活かす長期計画</b>
方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜松市版レッドデータブックと市自然環境マップ全市版作成</li> <li>・ レッドデータブック記載種の積極的保全対策事業</li> <li>・ 環境教育の充実と活用</li> <li>・ はままつエコロジカルネットワーク事業</li> <li>・ 官民協力の地域生態系への貢献度を高める環境整備</li> <li>・ 自然の遷移を尊重した植生回復事業</li> <li>・ 高齢林の保存、育成</li> <li>・ 生き物を豊かにする森林施業マニュアルの作成</li> <li>・ 落葉広葉樹生態系の保全・育成とシイタケ原木次世代資源確保</li> <li>・ 自然と共生する農業推進事業</li> <li>・ 休耕田や学校田などに湿地性生物を誘致</li> <li>・ 遊水池、調整池、沈砂池、廃養鰻池などに湿地性生物を誘致</li> <li>・ 風力発電など民間の開発にも公共事業なみの環境アセスメントを</li> </ul>
実現プラン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 浜松市版レッドデータブック作成と市自然環境マップ旧市外部補充</li> <li>2. レッドデータブック記載種の積極的保全対策事業の展開</li> <li>3. 環境教育の充実と活用</li> <li>4. はままつエコロジカル・ネットワーク事業</li> <li>5. 官民協力の地域生態系への貢献度を高める環境整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生態系への貢献度を高めるような活動を促進するための動機付けを行う。</li> </ul> </li> <li>6. 自然の遷移を尊重した在来種による植生回復事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在来植生、樹種による植生回復</li> </ul> </li> <li>7. 高齢林の保存・育成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存樹木・樹林の全市域への拡大指定</li> </ul> </li> <li>8. 生きものを豊かにする森林施業マニュアルの検討・作成</li> <li>9. 落葉広葉樹林生態系の保全と積極的育成</li> <li>10. 自然と共生する農業推進事業 -私たちと将来世代の生活基盤を守る-</li> <li>11. 休耕田や採算を問わない学校田などに湿地性生物を積極的に誘致する</li> <li>12. 遊水池、調整池、沈砂池、廃養鰻池などを湿地性生物の誘致施設として整備する</li> <li>13. 風力発電など民間企業の開発行為にも公共事業なみの環境アセスメント基準を適用</li> </ol>

班名	<b>まち</b>
将来像	<b>美しいまち 誇れるまち わたしのまち</b>
方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPOやボランティアなどまちづくりグループをネットワークしようまち意識啓発</li> <li>・ 浜松の歌にダンスやキャラクターを公募するなど、啓発活動しよう歩く文化</li> <li>・ 歩いて楽しいまちづくりマップ作成や道の駅造設でまち文化を創造する。</li> </ul>
実現プラン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「ネットワークづくり」計画             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワークショップのメンバーが中心となって、浜松市内の環境団体のネットワークづくりを行う。</li> </ul> </li> <li>2. 「まち意識啓発」計画             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「すてきなまち浜松キャンペーン」を実施する。(すてきなまち浜松)の歌を広めることで啓発を行う。</li> </ul> </li> <li>3. 「歩く文化」創出計画 I             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「歩く文化」マップを作成する。駅や公共施設で配布し広く活用してもらう。マップをつくることから(浜松のまちづくり)へ発展させる。</li> </ul> </li> <li>4. 「歩く文化」創出計画 II             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ “まちの駅”づくりを行う。浜松市内の使いきれていない公共施設を活用し、市民の交流の場等の活用を行い活性化を目指す。</li> </ul> </li> </ol> <p>※これらのプランをチェック、推進する機関をワークショップのメンバーを中心に発足させる。</p>

班名	<b>くらし</b>
将来像	<b>省エネ・ごみ減量 地産地消で循環するまち 市民の手で実践</b>
方策	<p><b>&lt;タイトル&gt;</b> 省エネ、省資源、ごみ減量</p> <p><b>&lt;キーワード&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみのないまち ・入り口から減らそう！ごみ ・地域主導でごみ問題解決</li> <li>・一家だんらん、集まって省エネ ・じまんできるまち</li> </ul> <p><b>&lt;どうすればいいの&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意識を高める教育グループを作る (学校、企業、行政)</li> <li>・学校教育でごみ減、省エネ授業を必修 (先生を育てる)</li> <li>・手軽に省エネの環境作り・省エネの目玉 ヒートポンプ</li> <li>・ごみの出ない生活を市民に強くアピール ・市内全域にリサイクルステーションを！</li> <li>・生ごみの分別、堆肥化でリサイクル ・国内外の先進地に学ぶ</li> <li>・ごみ減量のスーパー、コンビニの協力 ・ごみ減量の企業の責任分担</li> <li>・業者、生産者、消費者、手を繋いでリサイクル ・地産地消、旬産旬消</li> <li>・ポイ捨て防止パックの持ち歩き ・省資源生活の自慢コンテスト</li> </ul>
実現プラン	<p><b>&lt;テーマ&gt;</b> わたしがやります ごみ対策！(※わたし=市民・行政・企業)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 省エネ (全体1/3省エネ) (めざせ・うちエコ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・一家団らん (指標10~20%減) ・チームマイナス6% (指標5~10%減)</li> <li>・ヒートポンプ活用 (家庭に導入) (指標5~20%減)</li> <li>・自家用車利用の減少 (指標5~10%減)</li> </ul> </li> <li>2. ごみ減量 (めざせ・ごみ減) <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標 (一家で一日100g削減)</li> </ul> </li> <li>3. めざせ1R <ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消 (旬産旬消) ・使い捨てなしの生活</li> <li>・指標 (1R・3Rの認知度を促進)</li> </ul> </li> </ol>

班名	<b>まなび</b>
将来像	<b>自然いっぱい、ふれあい、たっぷり！</b> <b>子どもから年寄りまでがいつでも身近に集うところがたくさんある浜松</b>
方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境体験 — 1学校・1田・1畑— 環境体験の場 「地場野菜を育てる」</li> <li>・ 環境コミュニケーションの場作り=学習プログラムのネットワーク=子どもから年寄りまで</li> </ul>
実現プラン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境体験 — 1学校・1田・1畑— 環境体験の場「地場野菜を育てる」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モデル学校で実施する (たまねぎ、サツマイモ等の栽培に取り組む)</li> <li>・ 地域の農業経験者による指導を受ける。</li> </ul> </li> <li>2. 環境コミュニケーションの場づくり — 学習プログラムのネットワーク— 子供からお年寄りまで <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在ある公共施設・寺・神社等を活用し地域のネットワークによりコミュニケーションの場とする</li> <li>・ 年長者の活用—本人の生きがい、子供達へ経験・体験を引継ぐ</li> </ul> </li> </ol>

### 3 アンケート調査(概要)

#### 市民アンケート調査

#### 1 調査概要

##### 1.1 調査方法

調査対象	浜松市在住の20歳以上の市民
標本数	2,500人
抽出方法	自治区ごとに無作為抽出
調査方法	・無記名、自己記入式 ・郵送による配布・回収
調査期間	平成17年12月1日～平成18年1月31日

##### 1.2 回収結果

配布数	回収数	回収率
2,500人	908人	36.3%

#### 2 調査結果

##### 2.1 回答者の属性(表の上段:回答数、下段:%)

###### (1) 性別

男	女	無回答	合計
404	426	78	908
44.5	46.9	8.6	100

###### (2) 年齢別

20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答	合計
52	121	127	190	218	193	7	908
5.7	13.3	14	20.9	24	21.3	0.8	100

###### (3) 職業別

農業	会社員	公務員	主婦	学生	自営業、自由業	無職	その他	無回答	合計
34	214	71	234	10	88	183	64	10	908
3.7	23.6	7.8	25.8	1.1	9.7	20.2	7	1.1	100

###### (4) 世帯構成別

1人世帯	1世代世帯	2世代世帯	3世代世帯	その他の世帯	その他	無回答	合計
59	209	407	180	8	33	12	908
6.5	23	44.8	19.8	0.9	3.6	1.3	100

###### (5) 居住年数別

3年未満	3～5年	5～10年	10～20年	20年以上	無回答	合計
68	14	37	60	712	17	908
7.5	1.5	4.1	6.6	78.4	1.9	100

(6) 居住地区別

浜松中央	浜松南部	浜松北東部	浜松西部	浜松北部	浜北	天竜	舞阪	雄踏	細江
271	119	121	100	48	97	26	15	17	28
29.8	13.1	13.3	11	5.3	10.7	2.9	1.7	1.9	3.1
引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山	無回答	合計		
15	18	7	5	8	1	12	908		
1.7	2	0.8	0.6	0.9	0.1	1.3	100		

(注) 浜松中央 : 浜松地域自治区の内(中央、東、西、県居、城北、駅南、江西、北、江東、萩丘、曳馬、富塚、花川、佐鳴台地区)

浜松南部 : 浜松地域自治区の内(白脇、新津、五島、河輪、芳川、飯田、可美地区)

浜松北東部 : 浜松地域自治区の内(蒲、笠井、長上、和田、中ノ町、積志地区)

浜松西部 : 浜松地域自治区の内(神久呂、入野、伊佐見、和地、篠原、庄内地区)

浜松北部 : 浜松地域自治区の内(三方原、都田、新都田地区)

(7) 居住地区別・年代別

地区		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答	合計
浜松中央	人	18	30	39	63	67	54	0	271
	%	6.6	11.1	14.4	23.2	24.7	19.9	0	100
浜松南部	人	8	15	13	29	28	26	0	119
	%	6.7	12.6	10.9	24.4	23.5	21.8	0	100
浜松北東部	人	6	25	18	19	30	23	0	121
	%	5	20.7	14.9	15.7	24.8	19	0	100
浜松西部	人	3	16	23	14	24	19	1	100
	%	3	16	23	14	24	19	1	100
浜松北部	人	3	5	6	12	10	12	0	48
	%	6.2	10.4	12.5	25	20.8	25	0	100
浜北	人	8	16	13	15	27	18	0	97
	%	8.2	16.5	13.4	15.5	27.8	18.6	0	100
天竜	人	0	5	4	5	1	11	0	26
	%	0	19.2	15.4	19.2	3.8	42.3	0	100
舞阪	人	2	2	2	4	3	2	0	15
	%	13.3	13.3	13.3	26.7	20	13.3	0	100
雄踏	人	1	0	1	6	4	5	0	17
	%	5.9	0	5.9	35.3	23.5	29.4	0	100
細江	人	0	4	3	9	6	6	0	28
	%	0	14.3	10.7	32.1	21.4	21.4	0	100
引佐	人	0	0	1	4	5	5	0	15
	%	0	0	6.7	26.7	33.3	33.3	0	100
三ヶ日	人	2	1	2	3	6	4	0	18
	%	11.1	5.6	11.1	16.7	33.3	22.2	0	100
春野 佐久間 水窪 龍山	人	0	2	1	5	6	7	0	21
	%	0	9.5	4.8	23.8	28.6	33.3	0	100
無回答	人	1	0	1	2	1	1	6	12
	%	8.3	0	8.3	16.7	8.3	8.3	50	100
合計	人	52	121	127	190	218	193	7	908
	%	5.7	13.3	14	20.9	24	21.3	0.8	100

① 居住地域周辺の環境について

「満足」、「やや満足」の割合が高い項目は、「日当たりのよさ」、「自然の恵み」、「空気のさわやかさ」、「鳥や昆虫とふれあい」などで、逆に「不満」、「やや不満」の割合が高い項目は「近くの川、水路等の水のきれいさ」、「川、湖、海などの水とのふれあい」、「市民が気軽に利用できる公共施設（スポーツ、文化施設）」、「特徴のある建物や施設などのまちのシンボル」などです。

地区別では項目全般について浜松西部、浜松北部、天竜、舞阪、雄踏、細江、引佐、三ヶ日、春野・佐久間・水窪・龍山で満足度が高く、浜松中央、浜松南部、浜松北東部では満足度が低くなりました。

平成9年度に実施した環境基本計画のアンケート調査結果と比較すると満足度の高い項目に大きな変化はありませんが、不満度の高い項目に関しては全般に不満割合は低くなっています。前回は旧浜松市のみが調査対象でしたが、合併に伴い豊かな自然を残す市町が調査対象に加わったことによることが原因と考えられます。

◆居住地域周辺の環境（地区別 単位：％）

	満足	やや満足	どちらとも	やや不満	不満	無回答
自然の恵み	22.2	35.5	20.7	13.0	5.2	3.4
空気のさわやかさ	20.9	31.1	26.4	11.8	6.3	3.5
近くの川、水路等の水のきれいさ	5.4	15.5	30.0	26.5	18.1	4.5
まわりの静けさ	17.4	28.6	23.8	17.1	9.3	3.9
土地の豊かさとふれあい	9.9	26.8	39.8	14.0	4.2	5.4
住まいの周囲の清潔さ（ごみの散乱などがなく清潔）	10.8	36.6	27.8	16.9	4.1	4.0
自動車による空気の汚れやうるささの少なさ	11.7	24.6	29.6	19.3	10.8	4.1
臭い（悪臭）がなく、季節の香りが感じられる	15.0	30.3	31.4	14.6	5.1	3.6
日当たりのよさ	37.7	33.1	11.5	8.6	5.6	3.5
鳥や昆虫とふれあい	18.3	31.1	32.9	9.6	4.1	4.1
自然林や田畑の緑の豊かさ	16.7	24.3	33.0	14.9	6.8	4.2
まちなみの美しさ	6.1	19.4	46.9	16.7	6.6	4.3
まちの緑（公園や街路樹など）の豊かさ	8.7	25.7	35.0	18.0	8.3	4.4
公園や広場などゆとりのある空間の身近さ	9.8	24.6	31.9	18.2	10.5	5.1
川、湖、海などの水とのふれあい	8.7	19.7	34.7	20.9	11.0	5.0
神社やお寺などの歴史的な建物や文化財の豊かさ	7.4	21.0	45.6	14.9	6.7	4.4
特徴のある建物や施設などのまちのシンボル	3.4	13.7	47.0	20.2	10.8	5.0
市民が気軽に利用できる公共施設（スポーツ、文化施設）	5.9	18.8	39.0	20.7	10.6	5.0
身の周りの環境全般について	6.6	29.3	39.1	16.6	5.2	3.2

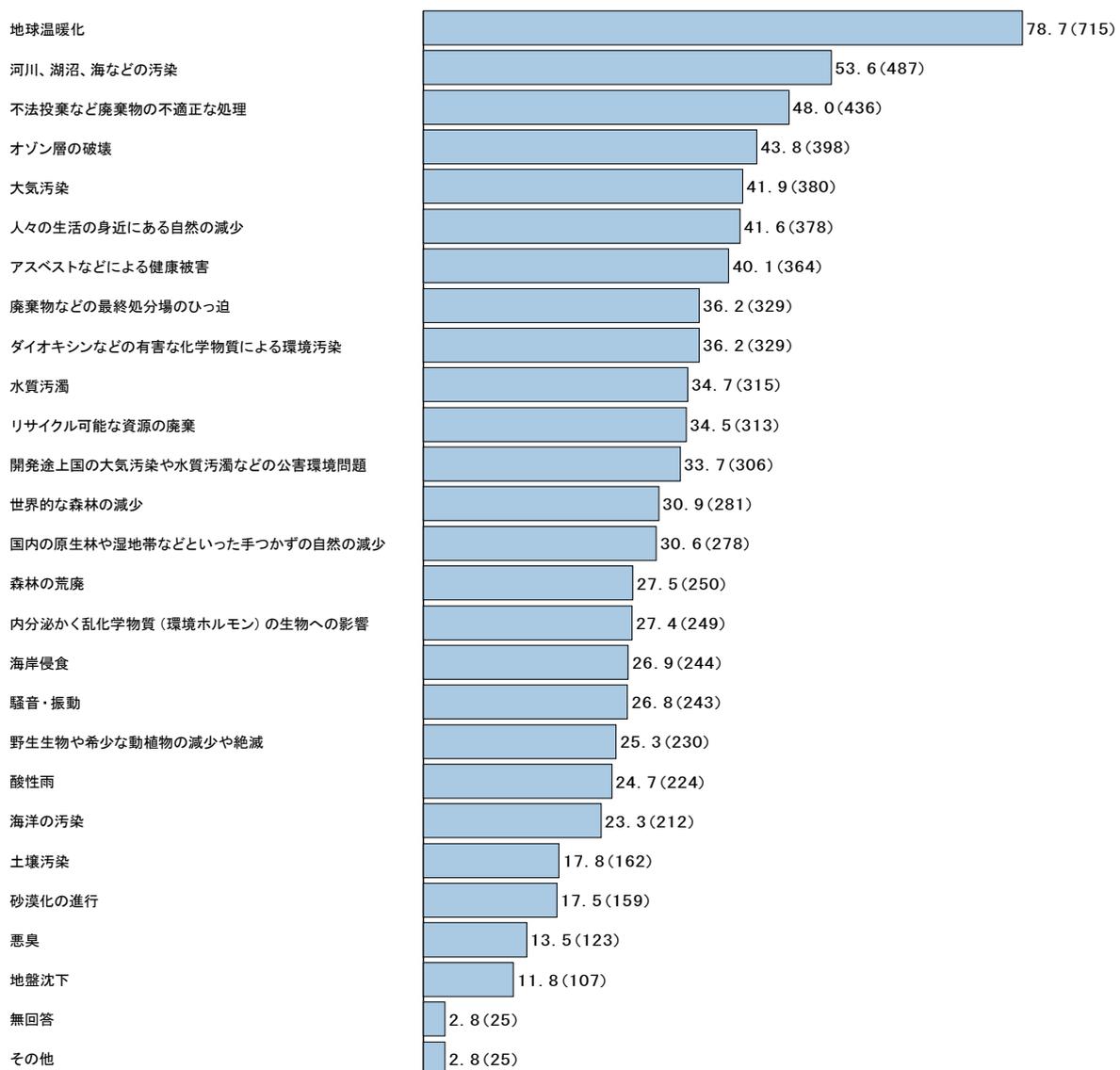
## ② 関心のある環境問題について

関心のある環境問題の上位は、「地球温暖化」、「河川、湖沼、海などの汚染」、「不法投棄など廃棄物の不適正な処理」、「オゾン層の破壊」などで、比較的に関心の少ない環境問題は「砂漠化の進行」、「悪臭」、「地盤沈下」などです。

地区別でも「地球温暖化」、「河川、湖沼、海などの汚染」、「不法投棄など廃棄物の不適正な処理」はどの地区でも関心のある環境問題です。引佐、三ヶ日地区が「水質汚濁」、雄踏、細江、春野・佐久間・水窪・龍山では「廃棄物などの最終処分場のひっ迫」を関心のある環境問題であると回答している市民が比較的に多く、地区の傾向を示しているものと考えられます。

環境省が実施した全国調査(平成 15 年度調査)<sup>1</sup>と比較すると、全国調査においても「地球温暖化」、「不法投棄など廃棄物の不適正な処理」、「オゾン層の破壊」は関心の高い項目にあげられています。

### ◆ 関心のある環境問題 (複数回答 単位：%)



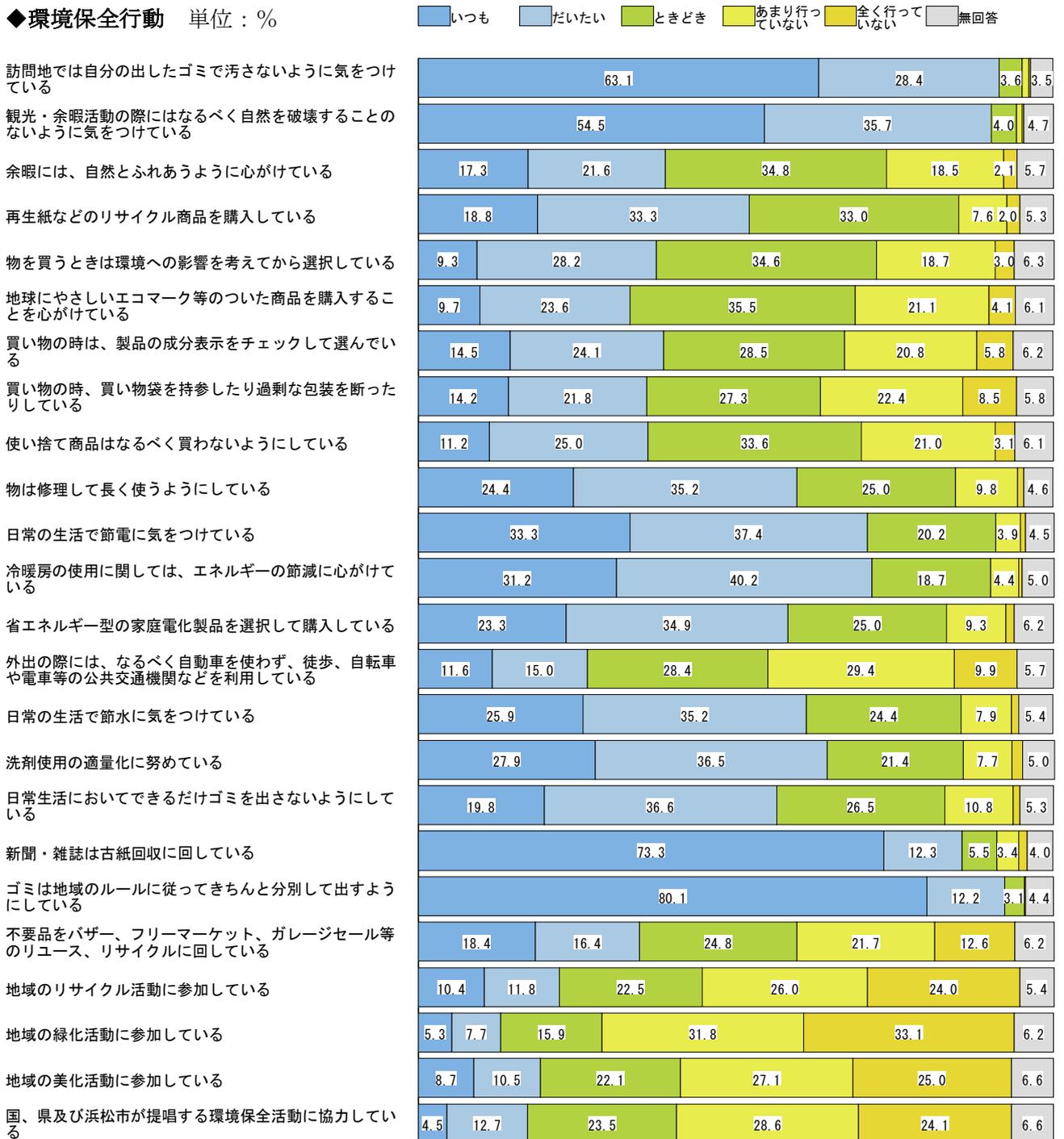
<sup>1</sup> 「環境にやさしいライフスタイル実態調査」、全国の 20 歳以上の男女から無作為抽出した 3,000 人を対象に行ったもので、有効回答数は 1,267 人 ([http://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/lifestyle/h1610\\_01.html](http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/lifestyle/h1610_01.html))。

### ③ 環境保全行動について

「いつも」、「だいたい」行っている環境保全行動のうち、割合の高い行動は「ゴミは地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにしている」、「新聞・雑誌は古紙回収に回している」、「冷暖房の使用に関しては、エネルギーの節減に心がけている」で、これらの意見に対しては回答者の70%以上が日常的に行っています。一方、「あまり」、「全く行っていない」の割合が高い行動は「地域の緑化活動に参加している」、「国、県及び浜松市が提唱する環境保全活動に協力している」、「地域の美化活動に参加している」で、回答者の50%以上がこれに該当しています。なお、環境省が実施した全国調査でも同様の傾向がみられます。

地区別では雄踏、細江、引佐、三ヶ日地区が環境保全行動に積極的に参加している傾向がうかがえます。

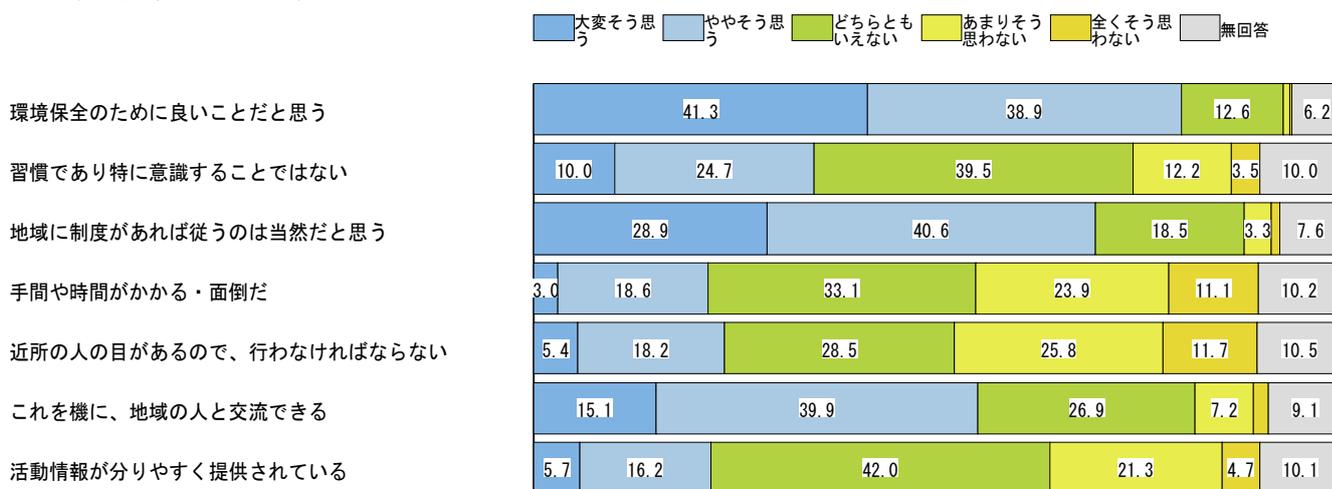
#### ◆環境保全行動 単位：%



#### ④ 地域の美化活動や緑化活動への参加について

地域の美化活動や緑化活動への参加に関して「大変そう思う」、「ややそう思う」の割合が高い考え方は、「環境保全のために良いことだと思う」、「地域に制度があれば従うのは当然だと思う」で、これらの意見に対しては回答者の70%以上が賛成しています。一方、「あまりそう思わない」、「全くそう思わない」の割合が高い考え方は「近所の人の目があるので、行わなければならない」、「手間や時間がかかる・面倒だ」で、20代はこれらの意見に対して「大変そう思う」、「ややそう思う」が40%以上で、年代間で意見の違いがみられます。

#### ◆地域の美化活動や緑化活動への参加 単位：%



#### ⑤ 今後の環境問題について

今後の環境問題に関しては、自分たちの世代のうちに「深刻化する」と回答した市民が81%で、「これ以上深刻化しない」と回答した10%を大きく上回っています。特に、30代、40代の市民ではこの傾向が顕著で、これら世代の90%以上が深刻化すると回答しています。前回（9年度）と比較すると、深刻化すると回答した市民がやや少なくなっています。

#### ◆今後の環境問題（年代別 単位：%）

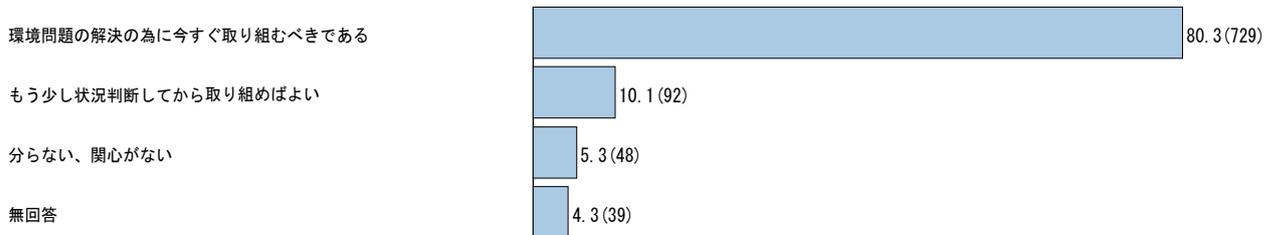
今後の環境問題	全体	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
自分たちの世代のうちにさらに深刻化と思う	80.6	90.4	94.2	90.6	86.8	78.4	59.6
自分の世代にはこれ以上深刻化しないと思う	10	5.8	3.3	5.5	7.9	11.5	19.2
分らない、関心がない	5.1	3.8	2.5	2.4	2.6	5.5	10.9

(注) 赤色表示は全体にくらべ10ポイント以上高い年代

### ⑥ 環境問題の解決について

環境問題の解決に関しても、今後の環境問題と同様、「今すぐ取り組むべき」と回答した市民が80%で、「もう少し状況判断してから」と回答した10%を大きく上回っています。年代間における回答の違いは大きくはありません。前回（9年度）と比較すると、深刻化すると回答した市民がやや少なくなっています。

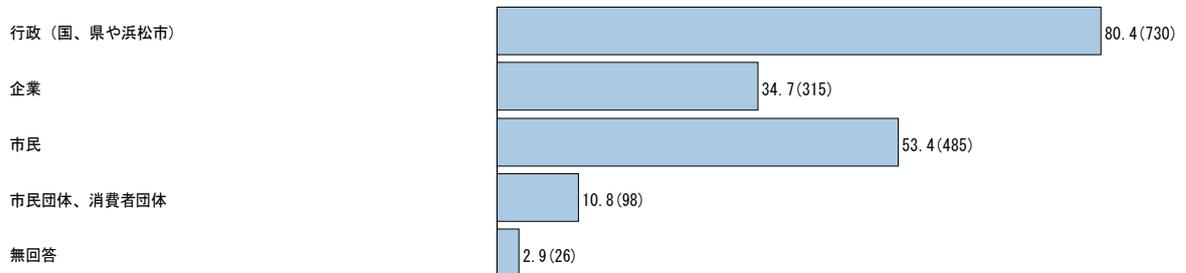
#### ◆環境問題の解決 単位：%



### ⑦ 環境問題の改善にあたっての主体について

環境問題の改善にあたっての主体は、行政、市民、企業、市民団体・消費者団体の順に回答が多くなっています。年代別では20代が企業や市民が主体となるべきだと考えている回答者が、他の年代に比べ多い傾向にあります。前回（9年度）と比較すると、「行政」の回答割合が増加し、「市民」の回答割合が少なくなっています。

#### ◆環境問題の改善にあたっての主体（複数回答 単位：%）



## 事業所アンケート調査

### 1 調査概要

#### 1.1 調査方法

調査対象	浜松市内の事業所
標本数	500 事業所
抽出方法	無作為抽出
調査方法	・記名式 ・郵送による配布・回収
調査期間	平成 17 年 12 月 1 日～平成 18 年 1 月 31 日

#### 1.2 回収結果

配布数	回収数	回収率
500 事業所	171 事業所	34.2%

### 2 調査結果

#### 2.1 回答者の属性（表の上段：事業所数、下段：%）

##### (1) 業種

農林水産業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業	運輸・通信業
2	1	28	61	2	7
1.2	0.6	16.4	35.7	1.2	4.1
卸・小売業	金融・保険業	不動産業	サービス業	無回答	合計
30	4	7	25	4	171
17.5	2.3	4.1	14.6	2.3	100

##### (2) 従業員規模

10人未満	10人～19人	20人～29人	30人～39人	40人～49人	50人～99人	
74	23	7	6	7	17	
43.3	13.5	4.1	3.5	4.1	9.9	
100人～199人	200人～299人	300人～499人	500人～999人	1,000人以上	無回答	合計
6	3	5	11	10	2	171
3.5	1.8	2.9	6.4	5.8	1.2	100

##### (3) 資本金規模

300万円未満	300万円以上1,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	2,000万円以上5,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	無回答	合計
17	41	39	27	8	14	13	12	171
9.9	24	22.8	15.8	4.7	8.2	7.6	7	100

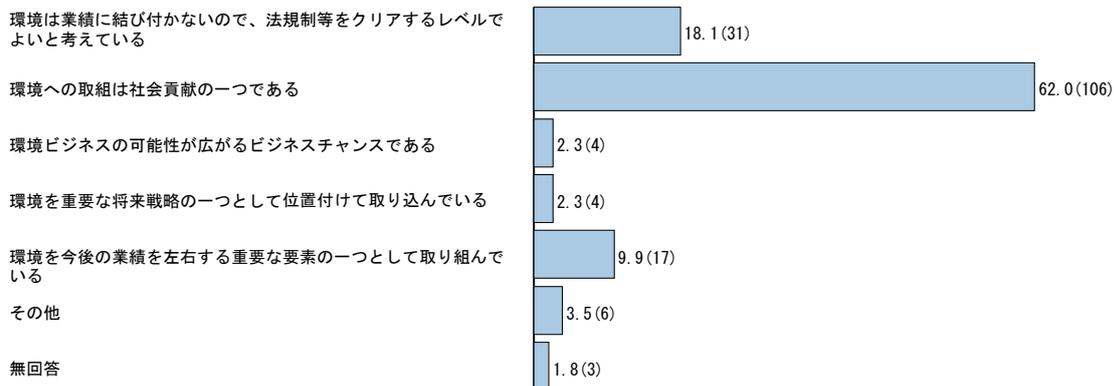
(4) 従業員規模・業種別

業種		10人未満	10～49人	50～99人	100～499人	500人以上	無回答	合計
農林水産業、鉱業、建設業	事業所数	17	10	2	1	1	0	31
	%	54.8	32.3	6.5	3.2	3.2	0	100
製造業	事業所数	15	18	11	6	11	0	61
	%	24.6	29.5	18	9.8	18	0	100
電気・ガス・水道業、運輸・通信業	事業所数	3	3	0	0	3	0	9
	%	33.3	33.3	0	0	33.3	0	100
卸・小売業	事業所数	17	3	1	5	3	1	30
	%	56.7	10	3.3	16.7	10	3.3	100
金融保険業、不動産業	事業所数	8	1	0	0	2	0	11
	%	72.7	9.1	0	0	18.2	0	100
サービス業	事業所数	12	7	3	2	1	0	25
	%	48	28	12	8	4	0	100
無回答	事業所数	2	1	0	0	0	1	4
	%	50	25	0	0	0	25	100
合計	事業所数	74	43	17	14	21	2	171
	%	43.3	25.1	9.9	8.2	12.3	1.2	100

### ① 企業の環境への取組と企業活動のあり方について

企業の環境への取組と企業活動のあり方については「環境への取組は社会貢献の一つである」と回答した事業所が62%ともっとも多くなっています。一方、「環境は業績に結び付かないので、法規制等をクリアするレベルでよいと考えている」と考えている事業所は18%で、従業員規模が10人以下の事業所に多くなっています。

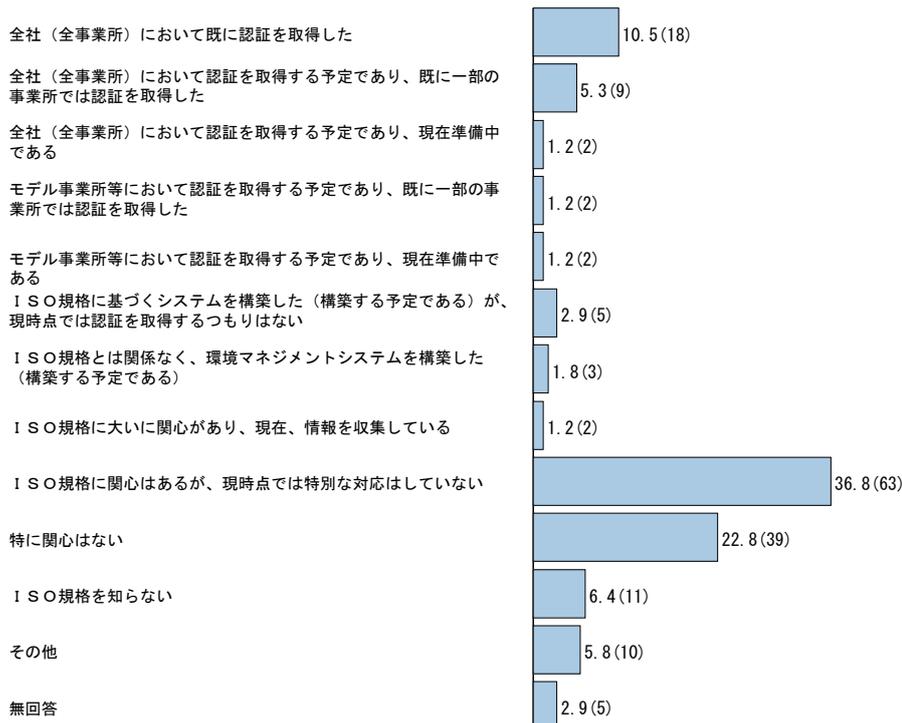
#### ◆企業の環境への取組と企業活動のあり方 単位：%



### ② ISO14001 規格の認証について

ISO14001 規格の認証については、全社（全事業所）または一部の事業所において認証を取得済みの事業所は全体の17%で、従業員規模100人以上の事業所では半数を超えています。一方、「ISO規格に関心はあるが、現時点では特別な対応はしていない」と「特に関心はない」事業所は全体の60%です。

#### ◆ISO14001 規格の認証 単位：%



## 4 現地調査(概要)

### 1 目的

環境基本計画の策定の基礎資料とするために、市町村合併によって新しく浜松市となった地域を対象として、動植物及び歴史文化を中心に現地調査を行いました。

### 2 調査の内容

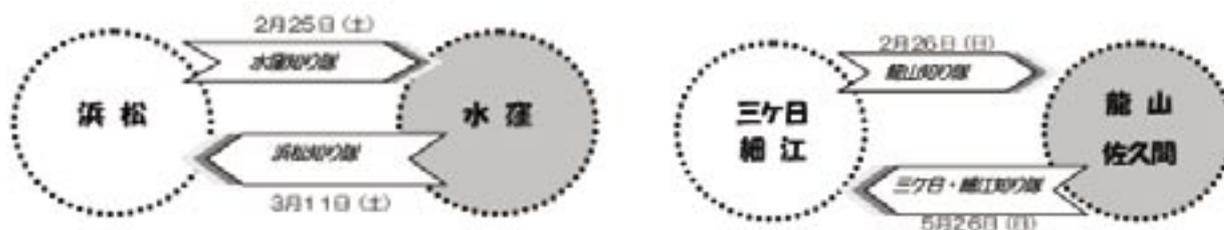
- ・交流調査(市民による地域の自然・文化の概況調査)
- ・動物調査(自然環境マップの補足としての調査)

### 3 調査の実施

#### (1) 交流調査

##### 1) 調査の実施

各地域間の交流調査として下記の2ケースの往復、計4調査を実施し、他の地域の参加者の視点から見た調査を実施しました。



<p><b>①水窪調査 ～水窪知り隊～</b></p> <p>調査日時：平成18年2月25日(土)</p> <p>調査対象：水窪地域(中山間地域)</p> <p>調査員：浜松・浜北地域(市街地地域) 16人参加</p> <p>ガイド：水窪ガイドボランティアの会 14人参加</p>	<p><b>②龍山調査 ～龍山知り隊～</b></p> <p>調査日時：平成18年2月26日(日)</p> <p>調査対象：龍山地域(中山間地域)</p> <p>調査員：細江地区(浜名湖沿岸地域) 10人参加</p> <p>ガイド：龍山ふるさと村 1人参加</p>
<p><b>③浜松調査 ～浜松知り隊～</b></p> <p>調査日時：平成18年3月11日(土)</p> <p>調査対象：浜松地域(市街地地域)</p> <p>調査員：水窪地域(中山間地域) 11人参加</p> <p>ガイド：浜松市自然環境マップスタッフ まつり会館ボランティアガイド 浜松ボランティアガイド さいが崖資料館学芸員 7人参加</p>	<p><b>④三ヶ日・細江調査 ～三ヶ日・細江知り隊～</b></p> <p>調査日時：平成18年5月26日(日)</p> <p>調査対象：三ヶ日・細江地域 (浜名湖沿岸地域)</p> <p>調査員：龍山地域(中山間地域) 15人参加</p> <p>ガイド：細江サンレディース 細江ガイドボランティア 6人参加</p>

## 2) 調査員の主な意見・感想

調査名	①水窪調査 ～水窪知り隊～
主な意見・感想概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年ヤマビルが急増しています。</li> <li>・家老平の「カモシカと森の体験館」は、家老平一帯を自然系ミュージアムとして考え、自然環境教育の拠点施設として活用したら良いと思います。</li> <li>・「森林の荒廃」は問題です。山間地の人たちだけでなく都市の人たちも、ともに美しい自然を守っていけるようにすることが重要と思います。</li> <li>・国道 152 号が狭いためアクセスが悪く通勤しにくいことが、若者が地域を離れる原因のひとつになっています。道路の整備で都市との時間短縮を図ることが急務だと感じました。 など</li> </ul>



【カモシカと森の体験館（天竜区水窪町）】



【大津峠（天竜区水窪町）】

調査名	②龍山調査 ～龍山知り隊～
主な意見・感想概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋葉ダム建設によって得たものは（一時の）村の賑わいと財政的余裕、下流の洪水に対する安心、ダム湖畔の桜並木などです。一方、秋葉ダム建設によって失ったものは、集落や農地、文化財、人口減少などです。どっちが良かったのでしょうか。</li> <li>・峰之澤鉱山の全盛期の賑わいは注目されます。浜松にないものが龍山にはあったのですね。</li> <li>・過疎化の進行も粛々と受け入れ、自然と共に生きる生活を感じました。</li> <li>・良く手入れされた山林や、水良し、緑良しの自然環境を感じました。</li> <li>・便利さを追及することが、豊かさの喪失に繋がるということが理解できました。自然に立ち向かうのではなく自然と共生することが大切だと思いました。 など</li> </ul>



【峰之澤鉱山の坑口（天竜区龍山町）】



【秋葉湖（天竜区龍山町）】

調査名	③浜松調査 ～浜松知り隊～
<p>主な意見・感想概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染や河川の汚れが目につきました。</li> <li>・ 大気汚染対策のため、車の通行量の規制または排気ガス減を図る方策が必要ではないかと思えます。</li> <li>・ 芳川の水質は心配ないと言われていますが、褐色の色は見た目が良くないと思えます。</li> <li>・ 天竜川河口では捨てられた家電などのゴミが目立ちます。</li> <li>・ 砂浜に乗り入れてくるオフロード車が多いです。砂浜を守るために乗入れ禁止が必要ではないでしょうか。</li> <li>・ 中田島砂丘では、防風林に松食い虫の被害が目につきました。</li> <li>・ 砂浜の大幅な後退に対して、緊急な対策が必要だと思えます。</li> <li>・ 佐鳴湖は全国ワースト1の水質だと聞いていますが、市民の憩いの場として親しまれている様子がうかがえます。水質浄化の対策を推進すべきだと思えます。 など</li> </ul>



【中田島砂丘（南区）】



【天竜川河口（南区）】

調査名	④三ヶ日・細江調査 ～三ヶ日・細江知り隊～
<p>主な意見・感想概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広々とした風景が龍山とまるで違って新鮮でした。</li> <li>・ 緑のリサイクルは大変興味深い活動だと思えます。</li> <li>・ 旧細江町はゴミの分別が27分別もあり実行されていたとのことでした。これは、地域の人々のリサイクルについての考えがしっかりしているから出来たことだと思えます。</li> <li>・ 地元の人が昔の猪鼻湖に戻そうと頑張っている話を聞き、水質の悪化の原因は私達の身近なところにあることに気づきました。この意識が重要だと思えます。</li> <li>・ 森林の中を走る道が多いので、森林の整備（間伐や枝落とし）などを行い、歩きながら奥浜名湖を見ることができると、もっと楽しくなると感じました。 など</li> </ul>



【猪鼻湖（北区三ヶ日町）】



【姫街道（北区三ヶ日町）】

(2) 動物調査

1) 調査の実施

①魚類調査

新たに市域に加わった河川のうち、特徴的な環境を持つ河川において現地調査を実施しました。

②鳥類調査

特に山地や浜名湖沿岸の鳥類相、ワシタカ類の渡りの状況について現地調査を行いました。

2) 調査の結果

①魚類調査

魚類調査は以下の河川で現地調査を実施しました。現地調査は「浜松水辺を愛する会」および水窪川漁協・都田川漁協の協力によって実施し、6目11科37種が確認されました。

実施日：水窪川（天竜区水窪町） （平成19年9月10日）  
 神宮寺川（北区引佐町） （平成19年9月16日）  
 日比沢川（北区三ヶ日町） （平成19年8月25日）

現地調査および漁協提供資料で確認された特筆すべき種は以下のとおりでした。

科名	種名	確認河川	現地/資料	基準
サケ	アマゴ	水窪川	現地	環境省RDB
アカザ	アカザ	水窪川	現地	静岡県RDB
カジカ	アユカケ (カマキリ)	神宮寺川 日比沢川	現地・資料	静岡県RDB
	カジカ	水窪川	資料	静岡県RDB
コイ	カワムツ	神宮寺川 日比沢川	現地	静岡県RDB 環境省RDB
	タモロコ	神宮寺川	現地	環境省RDB
ハゼ	カワヨシノボリ	水窪川 神宮寺川 日比沢川	現地・資料	静岡県RDB 環境省RDB
	ビリンゴ	日比沢川	現地	静岡県RDB

注：○環境省RDB：改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー

○静岡県RDB：まもりたい静岡県の野生生物ー県版レッドデータブックー



【水窪川調査（天竜区水窪町）】



【神宮寺川調査（北区引佐町）】

## ②鳥類調査

### a) タカ類の渡りの調査

浜松市はワシタカ類の渡りのルートに位置しているため、渡りの時期に合わせて10月に現地調査を実施しました。

調査日：平成18年10月4日、7日

調査場所：三岳山（北区引佐町）

調査結果：ハチクマ、ハイタカ、ノスリをはじめとして22種類の鳥類が確認されました。

### b) 山地性の野鳥調査

山地の鳥類相は平地とは異なっていると考えられるため、標高が高い北遠の山地において、冬の鳥類調査を実施しました。

調査日：平成18年12月16日

調査場所：水窪野鳥の森周辺（天竜区水窪町）

調査結果：ヤマドリ、アオゲラ、コゲラをはじめとして20種の鳥類が確認されました。

### c) 浜名湖（引佐細江湖）冬鳥調査

引佐細江湖に大量に飛来するガンカモ類は当地の冬を代表する光景でもありますが、調査実績が少ないため現地調査を行いました。

調査日：平成19年1月13日

調査場所：浜名湖：引佐細江湖（北区細江町）

調査結果：マガモ、コガモ、ヒドリガモをはじめとして、49種の鳥類が確認されました。

これらの現地調査で確認された特筆すべき種は以下のとおりです。

科名	種名	観察地	基準
カモ	ミコアイサ	引佐細江湖	静岡県RDB
タカ	ミサゴ	引佐細江湖	静岡県RDB 環境省RDB
	ハチクマ	三岳山	環境省RDB
	ハイタカ	三岳山	環境省RDB
	サシバ	三岳山	環境省RDB

注：○環境省RDB：改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－

○静岡県RDB：まもりたい静岡県の野生生物－県版レッドデータブック－



【コゲラ（水窪野鳥の森）】



【ヒドリガモ（引佐細江湖）】

## 5 パブリック・コメント (概要)

### 1 目的

浜松市パブリック・コメント制度に基づき、環境基本計画を案の段階で市民に公表し、寄せられた意見や要望を考慮しながら、環境基本計画の最終案を作り上げることを目的とします。

### 2 実施期間

平成 19 年 10 月 29 日 (月) ～平成 19 年 11 月 29 日 (木)

### 3 環境基本計画案の公表先

- ・各区振興課及び公民館など 60 ヶ所に約 330 冊配布
- ・浜松市ホームページに掲載
- ・広報はままつ (10 月 5 日号) や新聞への情報掲載

### 4 意見提出者数

38 人 (37 人・1 団体)

### 5 意見提出方法

持参 (3 件)                      郵送 (1 件)              F A X (5 件)  
電子メール (28 件)          地域協議会 (1 件)

### 6 意見数内訳

174 件 (提案 148 件、要望 20 件、質問 6 件)



**【パブリック・コメントの案内】**

### 7 章別の意見数

章	1 章	2 章	3 章	4 章	5 章	6 章	7 章	用語	全体に関する内容
意見数	1 件	27 件	0 件	117 件	5 件	17 件	0 件	2 件	5 件

### 8 環境基本計画案に対する意見の反映度

案の修正 (58 件)    盛り込み済 (84 件)    今後の参考 (12 件)    その他 (20 件)

### 9 主な意見

- ・ 自然の保全・再生 (森林の保全・活用や緑化など)
- ・ 廃棄物の削減 (処理の有料化やレジ袋の有料化など)
- ・ 佐鳴湖の水質改善
- ・ 環境教育・環境学習の推進 (環境情報の提供も含む)
- ・ 動植物の保護・保全
- ・ 公害対策
- ・ 公共交通機関の利用促進
- ・ 迷惑行為の防止 (市民マナー条例)
- ・ 温暖化対策
- ・ 河川の水質改善
- ・ 農地の荒廃対策
- ・ 新エネルギーの導入                      など

## 6 関連計画一覧

計画名称	期間	概要	主管課
<b>【環境分野の各種個別計画】</b>			
<b>【資源循環】</b>			
浜松市バイオマス利活用推進計画	H19～	環境との共生をめざす都市として、バイオマスの利活用を計画的に推進していくために、現状及び課題を整理するとともに、利活用推進に向けた道筋を整理するための計画	環境企画課
浜松市資源循環促進基本計画	H16～22	資源の循環的・効率的な有効利用、ごみの減量化等の更なる推進を図り、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を形成するための計画（一般廃棄物、産業廃棄物を対象とする）	資源循環推進課
浜松市循環型社会形成推進地域計画	H17～22	資源の循環的・効率的な有効利用、ごみの減量化等の更なる推進を図り、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を形成するための計画（一般廃棄物を対象とする）	資源循環推進課
浜松市一般廃棄物処理基本計画	H12～ ※H20改訂	一般廃棄物と生活排水の処理にかかる基本方針や将来的な処理方法と処理施設の整備について具体的な政策を示し、廃棄物の適正な処理の実現を目指す計画 また、水質汚濁防止法により県から生活排水重点地域に指定されたため、同法に基づき策定する計画	（ごみ処理編） 資源循環推進課 （生活排水編） 生活排水対策課
第3次浜松市産業廃棄物処理基本計画	H19～26	産業廃棄物の3R、リデュース（減量化）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）等資源循環の促進を目指した施策を展開するための基本方針を明確にするための計画	産業廃棄物対策課
<b>【自然環境】</b>			
天竜川・浜名湖環境共生計画	H19～26	天竜川、浜名湖の豊かな自然環境を次代へ継承していくために、その保全を図るとともに、賢明に利用していくことにより資源の価値を見いだして持続可能な発展をめざすための計画	環境企画課
<b>【地球環境】</b>			
浜松市地球温暖化対策地域推進計画	H21～	京都議定書目標達成計画に則して、本市域の自然的社会的条件に応じた、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画	環境企画課
浜松市役所地球温暖化防止実行計画	H15～ ※H20改訂	浜松市役所が、自らの事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減を図るために、具体的な取組事項や推進体制を定めた計画	環境企画課
<b>【生活環境】</b>			
浜松市における音・かおり・光に関する生活環境創造計画	H15～	「五感で自然や文化を感じる感性豊かな市民を育むまち・浜松」を基本目標に、騒音、悪臭及び光害を防止し、快適な生活環境を保全・創造していくための指針	環境保全課
浜松地域公害防止計画 （※計画策定は県が行う）	H15～ ※H20改訂	浜松地域における公害問題の解決を目標に、当地域で展開されている公害防止施策について、その効果を分析し、効果的な諸施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	市担当課 環境保全課

計画名称	期間	概要	主管課
<b>【各分野・各種個別計画】</b>			
<b>【産業経済】</b>			
浜松市創業都市構想	H19～	起業家やベンチャー企業の育成、既存企業の経営革新・新事業展開、新産業の創出などを総合的に支援し、アクションプランとしてより戦略的・重点的施策を実施するため、ものづくり産業に焦点を絞り、「浜松モデル」と呼ばれるような具体的かつ斬新な産業支援の仕組みや推進体制を構築するとともに、これらを実践する拠点（プラットフォーム）を整備する構想	商工課
浜松市新エネルギービジョン	H9～22	環境共生型まちづくりの推進、災害に強い都市づくりの推進、新エネルギー導入による地域振興、地球環境にやさしい産業経済活動への取り組みを促進させるための指針	商工課
浜松市観光ビジョン	H19～28	基本的考え方、観光の現状と課題、基本コンセプト、具体的方策から構成され、浜松市の新しい観光のあり方や、方向性を示す、今後10年間の観光政策の基本となる計画	観光コンベンション課
浜松市農業振興基本計画	H14～ ※H21改訂	本市農業行政におけるマスタープランと位置付け、本市のあるべき姿を示すとともに、体系的な施策の展開を図り、総合的、計画的に推進するための指針となる基本計画	農業水産課
浜松市農業振興地域整備計画	(地区により期間が異なる)	農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業振興地域内の農用地利用に関する計画	農業水産課
浜松市農村環境計画	H17～ ※H21改訂	農業地域の美しい景観や、そこに棲む生き物たちを取り巻く自然環境を守り育てていくために、地域の環境に総合的に配慮した農村整備事業の進め方を示す指針	農業整備課
浜松市森林・林業ビジョン	H19～26	森林の多面的な機能を高め、森林資源を有効活用するため、中長期的な視点に立脚した森林・林業のあるべき姿(将来像)や森林経営・管理の方向性などを明らかにしたビジョン	森林課
<b>【教育・文化】</b>			
浜松市文化振興ビジョン	H13～ ※H20改訂	平成12年度に策定されたビジョンの理念を継承し、その後の社会環境の変化への対応を踏まえて、政令指定都市としての方向性を示す浜松市の文化政策の指針となるビジョン	文化政策課
浜松市生涯学習推進大綱	H2～ ※H21改訂	教育基本法における生涯学習の理念である、「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」を目指し、浜松市としての生涯学習を推進するための方向性を示すもの	生涯学習課
浜松市教育総合計画	H19～22	基本構想と基本計画から構成され、教育の現状と課題、目指す市民の姿、施策の方向性、具体的な事業などを示す、本市の教育施策の基本となる計画	教育総務課
<b>【都市・生活基盤】</b>			
浜松市都市計画基本方針(都市計画マスタープラン)	H13～ ※H21改訂	住民に最も近い立場にある市が、創意工夫のもと住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定める計画	都市計画課
国土利用計画浜松市計画	H2～ ※H22改訂	国土利用計画法第2条の基本理念に即し、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することで、安心して暮らせる地域社会の形成を目的とした計画	土地政策課
浜松市総合交通計画	H22～31	合併し広大な市域となった浜松市において、全市域を有機的に結ぶ総合的な交通体系を構築するための交通計画	交通政策課

計画名称	期間	概要	主管課
浜松市景観形成基本計画	H20～	良好な景観を保全・育成・創出するための理念や目標、方針などを示す基本計画	都市開発課
浜松市緑の基本計画	H12～ ※H22 改訂	都市緑地法に基づく法定計画で、緑の現状や多様なニーズをふまえ、公共施設の緑や民有地の緑について基本理念や将来像を示し、その実現に向けて取り組むべき施策を示した緑の政策の基本となる総合的な計画	緑政課
浜松市のみちづくり計画	H19～28	政令指定都市移行により、新たに国道及び県道を管理することになり、限られた財源の中で、より効果的・効率的な道路整備を進めるための計画	道路企画課
浜松市上水道事業基本計画	H18～36	上水道事業区域とその周辺地域も含めた新たな事業区域を設定し、上水道事業が抱えている課題に対する基本方針や、将来像の実現に向けた施策の方向性、具体施策などを示す、地域水道ビジョンとなる計画	水道工事課
浜松市下水道ビジョン	H20～29	市町村合併により公共下水道区域として 11 処理区が事業化されているが、将来にわたって効率的な整備が行われるよう公共下水道の整備区域の決定と、処理区の再編や汚泥集約処理などに関する検討方針を設定するための計画	下水道工事課
<b>【都市経営】</b>			
静岡県西部地方拠点都市地域整備基本計画	H17～ ※H21 改訂	地方拠点法に基づき、静岡県西部地方拠点都市地域内の 6 市町村（浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、森町、新居町）が連携して各種事業に取り組み、地域内の幹線道路や各種公共施設等の整備を推進することにより、拠点地域としての都市機能向上を図るための計画	企画課
浜松市シティプロモーション戦略	H18～	国内外から認められる「浜松」という都市ブランドを確立し、交流人口、定住人口の拡大を目的とした、都市の振興・発展を図る計画	企画課
浜松市世界都市化ビジョン	H19～22	「技術と文化の世界都市・浜松」を実現するために、日本人市民と外国人市民との共生社会づくりや市民を主役とした国際交流や国際協力、世界に向けた発信などに関する施策の方向性を定めた計画	国際課

## 7 目標値一覧

全 59 件

### 〔基本方針 1〕循環型社会を創造する

区分	環境指標	現状値		目標値 (平成 26 年度)	主な担当課
(1) 森林資源の利活用促進	①木材生産量	12.5万m <sup>3</sup>	(17年度)	15.7万m <sup>3</sup>	森林課
	②間伐実施面積	1,894ha	(17年度)	2,000ha	森林課
	③森林認証取得面積(累計)	0ha	(18年度)	27,000ha	森林課
(2) 健全な水循環の確保	①雨水浸透ます設置箇所数(累計)	126ヶ所	(18年度)	156ヶ所	河川課
	②地下水位の上昇	78%(14/18)	(18年度)	83%(15/18)	環境保全課
(3) 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進	①一般廃棄物排出量 (1人1日当たりのごみ排出量)	322,032 t (1,075.5g/人・日)	(18年度)	305,000 t (996g/人・日)	資源循環推進課
	②一般廃棄物再生利用量 (一般廃棄物リサイクル率)	62,437 t (19.4%)	(18年度)	89,000 t (29%)	資源循環推進課
	③一般廃棄物最終処分量 (一般廃棄物最終処分率)	45,720 t (14.2%)	(18年度)	16,000 t (5%)	資源循環推進課
(4) 産業廃棄物対策の推進	①産業廃棄物排出量	155.9万 t	(16年度)	166.7万 t	産業廃棄物対策課
	②産業廃棄物再生利用量 (産業廃棄物再生利用率)	72.5万 t (46.4%)	(16年度)	80万 t (48%)	産業廃棄物対策課
	③産業廃棄物最終処分量 (産業廃棄物最終処分率)	13.4万 t (8.5%)	(16年度)	8.3万 t (5%)	産業廃棄物対策課
	④産業廃棄物不法投棄件数	5件	(18年度)	0件	産業廃棄物対策課
(5) 省エネルギーの推進	①公共交通機関利用者数	5,802万人	(17年度)	5,802万人	交通政策課
(6) 新エネルギーの活用促進	①バイオマス新規活用モデルの創出件数(累計)	0件	(18年度)	3件	環境企画課

### 〔基本方針 2〕健全で豊かな生活環境を保全する

区分	環境指標	現状値		目標値 (平成 26 年度)	主な担当課	
(1) 大気汚染対策の推進	①大気汚染に係る環境基準の達成状況 (SO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> 、CO、浮遊粒子状物質)	100%(12/12)	(18年度)	100%(12/12)	環境保全課	
	②有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)	100%(2/2)	(18年度)	100%(2/2)	環境保全課	
(2) 水質汚濁対策の推進	①水質汚濁に係る環境基準の達成状況 (河川) (湖沼) (佐久間ダム・佐鳴湖) (海域)	85.7%(6/7) 0%(0/2) 100%(6/6)	(18年度)	100%(7/7) 50%(1/2) 100%(6/6)	環境保全課	
	②污水衛生処理率	73.5%	(18年度)	84%	生活排水対策課	
	③合流式下水道改善達成率	14.7%	(18年度)	32%	上下水道総務課	
(3) 騒音・振動・悪臭対策の推進	①騒音に係る環境基準の達成状況 (自動車騒音) (航空機騒音)	82.2% 50%(2/4)	(18年度)	95% 100%(4/4)	環境保全課	
	(4) 土壌・地下水汚染の防止	①地下水汚染地区数(累計)	10	(18年度)	10	環境保全課
(5) 有害化学物質などの対策の推進	①ダイオキシン類に係る環境基準の達成状況 (大気) (公共用水域 水質) (公共用水域 底質) (地下水)	100%(4/4) 100%(6/6) 100%(7/7) 100%(6/6)	(18年度)	100%(4/4) 100%(6/6) 100%(7/7) 100%(6/6)	環境保全課	
	②市内のPCB廃棄物の処理率(累計)	0%	(18年度)	80%	産業廃棄物対策課	
	(6) 良好な音・かおり・光の環境保全	①浜松市音・かおり・光環境創造条例の認知度	12.4%	(18年度)	60%	環境保全課

**[基本方針3] 自然と共生する都市を築く**

区分	環境指標	現状値		目標値 (平成26年度)	主な担当課
(1) 森林・農地の公益的機能の増進	①森林ボランティア活動者数	7,000人	(17年度)	8,000人	森林課
	②エコファーマー認定数(累計)	534人	(18年度)	800人	農業水産課
	③市民農園数(累計)	38農園	(18年度)	66農園	農業水産課
(2) 河川・湖沼・海岸の環境保全	①佐鳴湖のCOD年間平均値	11mg/ℓ	(18年度)	[平成23年度目標値] 8mg/ℓ	環境保全課
	②佐鳴湖の透明度	0.5m	(18年度)	[平成23年度目標値] 0.6m	環境保全課
	③(仮称)浜松市川や湖を守る条例(平成20年度制定)の認知度	平成21年度に実施予定のアンケート調査の結果より、現状値・目標値を定めます。			環境企画課
(3) 生物多様性の維持	①アカウミガメのふ化率	74.0%	昭和62年～平成18年度までの平均値	70%程度の維持	生涯学習課
	②鳥獣保護区面積(累計)	56,329ha	(18年度)	56,329ha	森林課
(4) 水と緑に親しむ空間の創造	①水辺の交流拠点整備箇所数(累計)	7ヶ所	(18年度)	9ヶ所	公園課
	②市民の森指定面積率(累計) (候補面積52.5haに対する割合)	62.4%	(18年度)	65%	緑政課
	③保存樹木・樹林指定数(累計)	保存樹木 66ヶ所 樹林指定数 71ヶ所	(18年度)	保存樹木 73ヶ所 樹林指定数 74ヶ所	緑政課
	④街路樹の本数(累計)	高木 45,000本	(18年度)	高木 47,000本	緑政課
	⑤市民1人当たりの公園面積(累計)	7.82㎡	(18年度)	8.58㎡	公園課
	⑥浜名湖地域における観光交流客数	514万人	(17年度)	670万人	観光コンベンション課
(5) 景観の保全と創造	①景観に関する啓発事業の進捗率 (市内にある主な集会施設数に対する出前講座開催数の割合)(累計)	0%	(18年度)	100%	都市開発課
(6) 歴史的・文化的遺産の保全と活用	①文化財指定・登録・選定件数(累計)	425件	(18年度)	445件	生涯学習課
	②文化財に関する学習会・交流会参加者数	1,423人	(18年度)	1,700人	生涯学習課

**[基本方針4] 市民とともに実践する**

区分	環境指標	現状値		目標値 (平成26年度)	主な担当課
(1) 環境情報の整備と提供	①市ホームページ環境部局のアクセス数(月平均値)	2,516件	(18年度)	3,000件	環境企画課
(2) 環境教育・環境学習の推進	①浜松市環境学習指導員登録人数(累計)	96人	(18年度)	130人	環境企画課
	②体験型環境学習講座参加者数	184人	(18年度)	250人	環境企画課
	③こどもエコクラブ参加者数	468人	(18年度)	550人	環境企画課
(3) 市民などの自主的な活動の促進	①クリーン作戦などへの市民の参加人数	25,139人 :浜名湖クリーン作戦 18,526人 :ウエルカメクリーン作戦 6,613人	(18年度)	30,000人	環境企画課
	②道路・河川愛護制度の協定締結団体数(累計)	道路:15団体 河川:16団体	(18年度)	道路:39団体 河川:40団体	河川課
	③浜松市環境学習指導員の移動環境教室などへの派遣回数	79回	(18年度)	140回	環境企画課
	④市民マナー条例の認知度	52.3%	(18年度)	75%	環境企画課
(4) 事業者の自主的な活動の促進	①ISO14001又は、エコアクション21取得事業者数(累計)	総数 219件 :ISO14001 165件 :エコアクション 54件	(18年度)	総数 500件	環境企画課
(5) 市の率先行動の推進	①環境管理実施計画の策定数	260件	(18年度)	400件	環境企画課
	②市の施設から排出される温室効果ガスの量 (二酸化炭素換算量)	172,824 t	(18年度)	[平成22年度目標] 162,375t	環境企画課
	③市における環境配慮型商品購入率	97.1%	(18年度)	100%	環境企画課
	④公用車における低公害車の普及台数(累計)	99台	(18年度)	300台	環境企画課

**【基本方針5】 地球環境の保全に向け行動する**

区分	環境指標	現状値		目標値 (平成26年度)	主な担当課
(1)地球温暖化対策の推進	①市域からの温室効果ガス排出量	※浜松市地球温暖化対策地域推進計画（平成20年度）の策定にあわせ、現状値・目標値を定めます。			環境企画課
(2)オゾン層保護対策の推進	①フロン類の回収量	21.4 t	(18年度)	39t	環境企画課

**【主要施策】**

区分	環境指標	現状値		目標値 (平成26年度)	主な担当課
◆やらまいか、学習・実践プロジェクト	環境教育、環境学習などの取組 《市政満足度（市民アンケート）》	11.7%	(18年度)	25%	環境企画課
◆森の復権プロジェクト	森林認証取得面積（累計） 【基本方針1(1)③再掲】	0ha	(18年度)	27,000ha	森林課
◆天竜川・浜名湖流域環境活性化プロジェクト	湖沼や河川、海岸、森林などの自然環境に配慮した取組 《市政満足度（市民アンケート）》	15.2%	(18年度)	30%	環境企画課
◆公害防止計画推進プロジェクト	環境基準の達成状況	93.8% (813/867)	(18年度)	94.6% (821/867)	環境保全課
◆地球温暖化対策推進プロジェクト	市域からの温室効果ガス排出量 【基本方針5(1)①再掲】	※浜松市地球温暖化対策地域推進計画（平成20年度）の策定にあわせ、現状値・目標値を定めます。			環境企画課

## 8 用語解説

### 【アルファベット表記】

#### BDF (Bio-Diesel Fuel) (バイオディーゼル燃料)

植物油脂や動物油脂などの再生可能な資源からつくられる軽油代替燃料のことです。その主な特徴は、二酸化炭素濃度を増加させない（カーボンニュートラル）、生分解性、再生可能なバイオマス燃料であること、さらに軽油との混合によりディーゼルエンジンの排ガス規制値をクリアできることなどがあげられます。

#### BEMS (Building and Energy Management System)

建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、これを省エネルギーに役立てていくためのシステムです。

#### BOD (Biochemical Oxygen Demand) (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるのに要した酸素の量で、水質を表す指標です。単位は ppm または mg/l。水質が悪い（有機物が多い）ほど BOD は高くなります。

BOD は水質汚濁に係る環境基準項目となっています。これは生活環境の保全に係る項目として、河川における基準が、その河川の利用形態等を考慮した類型（自然環境の保全を要する水域に適用される最も厳しい AA 類型から大都市の河口付近の E 類型まで）ごとに定められています。なお、BOD 指標は海域と湖沼では用いられません。

#### COD (Chemical Oxygen Demand) (化学的酸素要求量)

水中の被酸化性物質を酸化するために要した酸素の量で、水質を表す指標です。単位は ppm または mg/l。水質が悪い（有機物が多い）ほど COD は高くなります。COD は生物化学的酸素要求量(BOD)と併せて排水規準に用いられ、海域と湖沼の環境基準に用いられています。

#### ESCO(Energy Service Company) (エスコ)

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービス（技術・設備・人材・資金など）を提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業で、1970 年代に米国で始まり、日本には、1990 年代後半に導入されました。ESCO 事業者は、事業の遂行にあたり、顧客との間において、エネルギーサービス契約を締結し、一定の省エネルギー効果を保証します。

#### ISO14001 (アイエスオー14001)

環境マネジメントシステムに関する規格で、事業者などは、環境管理を実施する際にこの規格を標準的な手法として用いることができます。また、事業者は、この規格に基づいて環境管理を行っていることについて、第三者（審査登録機関）の認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができます。

浜松市は、平成 11 年 12 月に認証を受けています。

#### PCB(ポリ塩化ビフェニル)

電気機器の絶縁油などに使われる油状の物質で、毒性が強いことから現在は製造・輸入が禁止されています。

#### PRTR 制度 (Pollutant Release and Transfer Register) (環境汚染物質排出・移動登録制度)

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたり、廃棄物として運び出されたか、というデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。行政・事業者・市民が情報を共有しつつ化学物質のリスク管理に役立てようとする環境保全のための新しい手法です。

#### PRTR 法 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律)

有害性が判明している化学物質について、人体等への悪影響との因果関係の判明していないものも含め、環境への排出量の把握に関する措置（PRTR）並びに化学物質の性状及び取り扱いに関する情報の提供に関する措置（MSDS）を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。

■PRTR : Pollutant Release and Transfer Register (環境汚染物質排出移動登録) の略です。

■MSDS : Material Safety Data Sheet (化学物質安全性データシート) の略です。

## 【あ～お】

### アスベスト

石綿のことです。天然の繊維状鉱物で耐熱性があるために、補強材や断熱材としての用途で多用されていましたが、肺に吸入されると表面がギザギザであるために排出され難く、肺ガンの原因になることが判明し、使用が制限されています。

### 雨水浸透ます

道路の側溝や、家庭内の雨水ますの底に碎石などを詰め、雨水を地中に浸透させるますのことです。このますを設置することによって、流末の水路や河川の負担を軽減し、浸水被害や地盤沈下の防止と地下水のかん養を図ります。

### エコツーリズム

自然の生態系や歴史的文化的な遺産の保護と保全という活動を基本にして、観光という余暇活動に加え、その環境を維持している地域への還元を伴う活動と定義されます。自然の生態系や歴史的、文化的な背景を持つ地域、環境に出かけ、それを楽しむとともに、それを保全、維持してきた人たちから生態系や、背景を学び、自然への理解を深めることを目的としています。

### エコアクション21

環境省が策定した中小事業者などでも容易に取り組める環境マネジメントシステムのことです。ISO14001をベースとしつつ、取り組みやすいシステムであるため簡易版 ISO とも言われています。審査登録費用もISO14001より低く設定され、二酸化炭素、廃棄物、水使用量の削減や環境活動レポートの作成・公表が必要事項となります。この取組を行なった事業者が、外部の審査を受け、認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っている事業者として登録されます。

### エコファーマー制度

農業者がたい肥などによる土づくり・有機肥料の使用（化学肥料の削減）・農薬使用の削減に関する環境にやさしい農業の「導入計画」を作成し、認定を受ける制度のことです。この認定を受けた農業者をエコファーマーと呼びます。導入計画の認定期間は、認定書の交付日から5年間となっています。この制度は、国の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（通称：持続農業法）に基づいています。

### エコミュージアム

エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）とをつなぎ合わせた造語です。ある一定の地域において、住民参加によって、その地域に受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた環境資源を対象として、永続的な（持続可能な）方法で研究・保存・展示・活用していくという考え方です。展示資料は現地保存を原則とし、運営は住民主体で行われ、その活動によって、地域を見直し活動を発展させることを目的としています。

### オゾン層保護法（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）

国際的に協力してオゾン層を保護するため、特定フロン等の生産規制や排出抑制などの措置などが規定されている法律です。

### 温室効果ガス

大気圏にあって地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより地球温暖化の原因となる温室効果をもたらし気体の総称です。京都議定書にて対象とされた温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、6フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6種です。

このうち、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>は、すでに生産が全廃された特定フロンの代替品として開発されたフロン類似品で、代替フロンとも呼ばれています。

## 【か～こ】

### 外来生物

もともとその地域に生息していなかったのに、他地域から人為的に持ち込まれた生物のことです。本来の生態系を脅かし、農業、林業などにも影響を与えます。国際化の進展により海外との交流が活発化し、近年、外来生物の被害が数多く発生しています。

### 外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とした法律です。

そのために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制し、特定外来生物の防除などを行うこととしています。

### 学校 ISO

ISO14001 の規格に基づいて、小中学校などにおいて環境に配慮した取組を進めることです。

### 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のことです。し尿だけを処理できる単独処理浄化槽に比べると、河川に与える影響をおよそ 1/8 に削減できます。

### 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

メーカーに使用済みの家電 4 品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）の回収・再生利用を義務づけ、その費用を、消費者が負担することで、廃棄物の減量及び再生資源の有効利用の確保を目的とした法律です。

### 環境基準

環境基本法に基づいて、国が定める環境保全上の目標のことです。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、地下水の汚染、騒音及びダイオキシン類について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準が設定されています。

### 環境保全活動・環境教育推進法（環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律）

国民各界各層の環境保全に関する理解を深めるために、環境教育・環境学習の推進、環境保全活動に取り組み意欲を高めていくための体験機会や情報の提供などを定めた法律です。

### 環境マネジメントシステム

事業者が自らの環境保全の取組の効果と成果を自主的に評価し、その結果に基づいて新しい目標に取り組んでいこうという自立的なシステムのことです。環境方針の策定とそれに基づく目標の設定、目標設定のための計画策定および達成度の評価を一連のものとして行います。代表的な環境マネジメントシステムとしては、国際規格である ISO14001 や環境省が策定したエコアクション 21 が挙げられます。

### 企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）

企業は社会的存在として、最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、市民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考え方のことです。

### 貴重種

一般には、固有性、希少性、脆弱性や学術上の重要性からみて貴重と考えられる生物種を指します。本書では、環境省「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—」、「まもりたい静岡県の野生生物—県版レッドデータブック—動物編、植物編」に掲載されている種、および国、静岡県、浜松市指定の天然記念物を貴重種としています。

### クリーンエネルギー自動車

クリーンエネルギー自動車には、電池に蓄えられた電気によりモーターを回転させて走行する電気自動車、エンジンとモーターといったように複数の原動機を組み合わせるハイブリッド自動車、水の電気分解の逆の反応を利用し、水素と酸素を反応させて電気エネルギーを直接取り出し、モーターを作動させる燃料電池自動車、天然ガスを燃料とする天然ガス自動車、天然ガスや石炭から製造される液体燃料を使用するメタノール自動車があります。

### グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を行う余暇活動のひとつです。その基本は農山村に住む人々と都市に住む人々のふれあい、交流です。その交流は、農業体験、農産物、生活、文化などの農村の生活がベースになって行われます。

### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ない環境配慮型の商品を優先して購入することです。

## 景観法

都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国などの責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける良好な景観の形成のための規制などを講じた、わが国で初めての景観についての総合的な法律です。

## 光化学オキシダント

工場や自動車から排出される炭化水素や窒素酸化物が太陽等の紫外線を受けて、光化学反応で生成された酸化性物質のことです。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響の他、農作物など植物へも影響を与えます。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグと呼びます。

## 公害

企業などが自然環境を汚すことによって、地域住民の健康や生活環境を妨げることをいいます。大気汚染、水質汚染、土壌汚染、地盤沈下、騒音、悪臭、振動を典型七公害といますが、近年では光害や日照に係る被害を含めて公害とすることが多いです。

## 公害防止計画策定地域

環境基本法第 17 条に基づき、現に公害が著しい、または著しくなる恐れがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが困難になると認められる地域について、公害防止計画の策定を指示された地域のことです。浜松地域は平成 15 年度に指定を受け「浜松地域公害防止計画」を策定しました。

## 交通需要マネジメント (TDM : Transportation Demand Management)

自動車利用者の行動を変えることにより、道路渋滞をはじめとする交通問題を解決する方法です。

## 高度処理型合併処理浄化槽

窒素・リン・BOD 除去が高度に処理できる浄化槽のことです。この浄化槽は、水道水源、湖沼や閉鎖性海域での富栄養化防止の目的で用いられています。

## 合流式下水道

下水道において、汚水と雨水を同じ管内に集めて排除する方式のことです。この方式は、降雨時に雨水が増加することで下水から公共用水域にあふれ水質悪化の原因となっているため、容量の増大や雨水貯留池の設置などによる改善を図る必要があります。

## 国際協力機構 (JICA)

独立行政法人国際協力機構法に基づいて 2003 年 (平成 15 年) に設立された外務省所管の独立行政法人です。日本政府の発展途上国に対する技術協力、無償資金協力等の実施を担当し、国際協力の促進に資することを目的としています。

## コンパクトシティ

主にヨーロッパで発生した都市づくりの考え方やコンセプトのことです。行政機関や文化施設などの生活機能を集積させ、都市の拡大を抑制し、道路、下水道などを整備するための行政コストの削減やエネルギー消費量を抑制することができます。

## 【さ～そ】

---

## 里山

集落、人里に接した山、あるいはそのような地形で、人間の影響を受けた生態系が存在している場所です。近年、自然とのふれあいを求める場や生物多様性の確保の場として注目され、各地で保全活動が行われています。

## しずおか優良木材

しずおか優良木材センターが、静岡県産の木材利用を促進するために定めた、品質・寸法・乾燥・強度の品質規格基準に適合し認証を受けた木材です。しずおか優良木材供給センター会員の認定工場が製品を供給しています。

## 自動車リサイクル法

使用済みの自動車 (廃車) から出る有用資源をリサイクルして、環境問題に対応する法律です。新車購入の際に、所有者にリサイクル料金の負担を求め、メーカーや輸入業者が、自らリサイクルの責任を果たすものです。

## 市民の森

「浜松市都市景観条例」に基づき、浜松市内の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる樹林地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地で、一定の基準に該当する区域が「市民の森」として指定されます。指定されると建築物の建築や木竹の伐採などの制限により、緑地を現状凍結的に保全し、これにより豊かな緑を将来に継承します。

## 臭気指数規制

悪臭防止法に基づき工場・事業所から発生する悪臭について、アンモニア、硫化水素など 22 物質の濃度を、機器を用いて測定し規制してきましたが、最近は様々な物質が混在した複合臭や、指定された悪臭物質でない物質が原因であることが多くなってきたため、その対策として、新しく導入された人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を判定する方法です。

## 循環型社会形成推進基本法（循環型社会基本法）

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが求められています。これらを背景に、循環型社会の形成を推進する法律です。

## 省エネラベル

2000 年 8 月に JIS 規格として導入された表示制度で、エネルギー消費機器の省エネ性能を示すものです。省エネラベルは、家電製品やガス石油機器などが国の定める目標値(トップランナー基準=省エネ基準)をどの程度達成しているか、その達成度合い(%)を表示しています。

## 省エネルギー診断

エネルギー管理士などの所定の技能を有する専門家(又は企業)が、空気調査施設や照明器具などの稼働状況やエネルギー使用量について調査・分析を行い、この結果に基づき、さらなるエネルギーの使用の合理化を図るため必要な設備・機器の導入やその他の必要な診断(評価・提案)をすることです。

## 人口集中地区(DID: Densely Inhabited District)

国勢調査に基づき、人口密度の高い(4000人/km<sup>2</sup>以上)地域及び人口5,000人以上を数える地域の二つを満たしている市街地を指します。

## 森林認証

特定の基準や指標を基に森林が持続可能な方法で育成・管理されているかどうかを第三者が客観的に評価し認証する制度です。ドイツのボンに国際本部を置く森林管理協議会(FSC)が、代表的な認証機関です。

## 森林療法

森林の地形や自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングなどを指します。森林浴、森林レクリエーションを通じた健康回復・維持・増進活動も含んでいます。

## 水域類型

生活環境の保全に関して、公共用水域を水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを考慮して水域類型の指定が行われています。

水域類型は、河川が 6 類型、湖沼が 4 類型、海域が 3 類型に分けられています。水域類型の指定は、政令で定める特定の水域については環境省大臣が行い、そのほかは都道府県知事が行うことになっています。

※参考 水域類型と環境基準値

参考	類型	75%基準値 (BOD/COD)		備考	
河川	河川類型 AA	BOD	1 mg/l以下	基準値としては、生物化学的酸素要求量 (BOD) のほかに、水素イオン濃度 (pH)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数が定められています。	
	河川類型 A	BOD	2 mg/l以下		
	河川類型 B	BOD	3 mg/l以下		
	河川類型 C	BOD	5 mg/l以下		
	河川類型 D	BOD	8 mg/l以下		
	河川類型 E	BOD	10 mg/l以下		
湖沼	湖沼類型 AA	COD	1 mg/l以下	基準値としては、化学的酸素要求量 (COD) のほかに、水素イオン濃度 (pH)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数が定められています。	
	湖沼類型 A	COD	3 mg/l以下		
	湖沼類型 B	COD	5 mg/l以下		
	湖沼類型 C	COD	8 mg/l以下		
海域	海域類型 A	COD	2 mg/l以下		
	海域類型 B	COD	3 mg/l以下		
	海域類型 C	COD	8 mg/l以下		
参考	類型	基準値 (全窒素)	基準値 (全リン)		備考
湖沼	湖沼類型 I	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下		
	湖沼類型 II	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下		
	湖沼類型 III	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下		
	湖沼類型 IV	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下		
	湖沼類型 V	1.0mg/l以下	0.1mg/l以下		
海域	海域類型 I	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下		
	海域類型 II	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下		
	海域類型 III	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下		
	海域類型 IV	1.0mg/l以下	0.09mg/l以下		

資料：水質汚濁に係る環境基準

[生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目)] 河川・湖沼・海域 (環境省)

**水源かん養**

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の水量を安定させる機能のことで、また、貯留された降水が森林の土壌を通過する際、水質が浄化される機能も含まれます。

**生産緑地地区**

生産緑地地区制度に沿って自治体より指定された市街化区域内の一定規模以上の農地のことで、都市の中の貴重な緑地や災害時の避難場所などとして、良好な都市環境の形成に寄与します。また、税制面の優遇を受けませんが、農地などとして管理する義務が生じ、建築などの行為に制限がかかります。

**清流ルネッサンスⅡ事業**

水質汚濁の著しい河川や湖沼のうち、良好な水環境の創出や生活環境を改善するために、地元市町村や地元住民が中心となって様々な取組が展開されている河川を対象に行われる国庫補助事業です。佐鳴湖を対象に推進しています。

**絶滅危惧種**

地域の急速な環境変化、移入生物、乱獲などが原因で、絶滅の危機にある生物種のことで、環境省では、そのような動植物をリストアップし「レッドリスト」を作成、それにもとづいて「レッドデータブック」を編集して、絶滅危惧種の保護を推進しています。

**ゼロエミッション**

日常生活から産業活動までの諸活動に伴う、廃棄物などの環境負荷を限りなくゼロに近づけようとする取組のことで、

**総合評価落札制度**

従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価する落札方式のことで、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する方式です。

**【た～と】****ダイオキシン類**

塩素を含む有毒な有機化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称です。

人間の体内には、食物や呼吸を通じて入り、肝臓や脳細胞などに蓄積しやすく、発ガン性、催奇形性などの毒性があります。発生源は、ごみ焼却施設、農薬などです。

**単独処理浄化槽**

生活排水の処理において、し尿のみを処理する浄化槽のことです。2001年4月からは、浄化槽法に基づき新設のものは設置できなくなりました。今後は、すでに設置されている多くの単独式浄化槽を合併式に改造することが課題となっています。

**地区計画**

都市計画法に基づく、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための地区のルールのことです。地区独自に、建築物の用途や形態・意匠の制限、容積率の最高限度・最低限度、建ぺい率制限、敷地面積の最低限度、建物高さの最高限度・最低限度などを規定することが出来ます。

**中山間地域等直接支払制度**

中山間地域で農業生産を営む農業者に対し、平地との生産費格差の一部を、国・県・市町村が共同で支払って「適切な農地管理」「集落の共同活動」などに活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えるための制度です。

**低公害車**

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことです。天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車の4種類が一般的に低公害車と呼ばれていますが、ガソリン車のうち一定の基準を満たした「低燃費かつ低排出ガス認定車」も低公害車と呼ぶこともあります。

**道路・河川愛護制度**

浜松市が実施している事業で、5人以上で構成された市民活動団体が、道路（市道）や河川の里親となって、ボランティアで定期的に清掃活動や景観保全活動を実施するものです。

**特定事業場**

水質汚濁防止法や大気汚染防止法などに定められている著しく環境に負荷を与える施設を持つ工場・事業所のことです。

**特別緑地保全地区**

都市緑地法に基づき、都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、地域住民の生活環境として必要なもので、風致・景観が優れているものか、もしくは動植物の生息地で保全する必要があるもののいずれかに該当するものが対象となり、10ha以上は都道府県、10ha未満は市町村によって指定されます。地区内では、一定規模以上の木竹の伐採や、宅地の造成などの行為に厳しい制限がかかります。

**都市景観形成地区**

浜松市都市景観条例に基づき、住民、利害関係者と浜松市都市景観審議会の意見を聴いて、都市景観の形成を図る必要があると認められた地区です。指定を受けると建築物の建築や木竹の伐採などの制限を受けます。

**都市・自治体連合（UCLG）**

地方自治体の国際的な連合組織です。会員都市同士の情報交換や相互協力、各種研修プログラムの実施を通して、地方自治の強化や地方分権の推進、地方自治体の能力向上を図っています。浜松市は、日本で唯一の正会員です。

**【な～の】****内分泌かく乱化学物質**

内分泌系（ホルモン）と類似の働きをし、微量で生物機能に大きな影響を与える人工的な化学物質です。環境ホルモンとも呼ばれています。

**75%値**

「75%水質値」を略して「75%値」と称することが多く、これは、河川における有機物による水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）、または海域における有機物による水質汚濁の指標である化学的酸素要求量（COD）の年間測定結果が、環境基準に適合しているどうかを評価する際に用いられる年間統計値のことです。

一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値のことをいいます。

**農地転用許可制度**

農地を他の用途に転用しようとする場合、農地法の許可が必要となる制度のことです。この農地転用許可制度では、農地をその立地条件などにより区分し、農地の転用を、農業上の利用に支障の少ない農地に誘導しています。

**農地・水・環境保全向上対策**

農業生産の基礎となる農地や農業用水をはじめ、農村の環境や美しい景観を、地域ぐるみで守り支えていく活動を支援する制度で、平成19年度から始まりました。活動地域は農振農用地内が原則で、活動組織に対して助成金が交付されます。

**野焼き**

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことで、原則として禁止されています。地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴・法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭でのごみの焼却行為はほとんど「野焼き」に該当するものと考えられます。ただし、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない事として行われる廃棄物の焼却などについては、例外的に認められています。

**【は～ほ】****パークアンドライド**

自宅から最寄りの駅までは自家用車で行き、駅近くの駐車場に車を置き、鉄道等の公共交通機関を利用して通勤、通学する交通手段の組み合わせをいいます。

**バイオマス**

もともと生物（bio）の量（mass）のことですが、今日では再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源（化石燃料は除く）のことをいいます。基本的には、草食動物の排泄物も含め、一年から数十年で再生産できる植物体を起源とするもののことです。

**浜松サポーターズクラブ**

浜松市民や出身者、ゆかりのある個人や団体などが会員になって、市内外の人に向けた浜松のPR活動などを行うことで、浜松市を応援していく組織です。

**浜松市環境学習指導員登録制度**

浜松市環境学習指導員養成講座を受講された方を、浜松市環境学習指導員として登録する制度です。登録された方は、環境学習指導員として、小学校や地域から環境に関する講座の依頼があったときに、講師として派遣されます。さらに市と協働して環境教育・学習事業を推進したり、指導者同士のネットワークで自主的な環境教育・学習事業の運営企画などを行います。

**浜松市市民協働推進条例**

市民活動との協働の基本的な考え方を示した「浜松市市民活動基本指針」（平成14年2月策定）をもとに、市民協働によるまちづくりを推進し、姿勢や施策をより明瞭にするために制定された条例です。

**浜松市やらまいか大使**

浜松市の魅力を国内外に広く発信することを使命とした親善大使のことです。浜松市にゆかりのある著名人が就任しています。

**ビオトープ**

最近では、人工的につくられた植物や魚、昆虫が共存する空間を呼ぶことが多くなっていますが、本来は、その土地に昔からいたさまざまな野生生物が自立して生息・生育し、自然の生態系が機能する空間のことです。

**非特定汚染源**

排出を特定しにくい汚染発生源のことです。具体的には、屋根・道路・グランドなどに堆積した汚濁物質、農地・山林・市街地などにおける落ち葉・肥料・農薬などを含み、汚染源が面的に分布し、風雨などによって拡散・流出して負荷の原因となる場合もあります。非点汚染源、面汚染源、面源などとも呼ばれます。

**風致地区**

都市における風致（自然の景観）を維持するために定められた、都市計画法に規定される地区です。都市の自然美を維持することを目的として、建築物の建築や木竹の伐採などの制限を受けます。

**富栄養化現象**

生活排水などが湖沼・河川などへ流れ込むことによって窒素、リンなどの栄養塩類の濃度が高まることです。これにより植物プランクトンが異常繁殖したり、酸素が不足して魚や貝類が死んだりすることもあります。極端な場合は、赤潮などを引き起こします。

**浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）**

大気中に浮遊する粒径が $10\mu$ （ミクロン）以下の粒子状物質で、発生源としては、風による土壌粒子の舞い上がり等の自然現象によるものと、石油系、石炭系燃料の燃焼、物の破砕などによるもの、さらに、大気中で二次的に反応して生成されるものなどがあります。呼吸により体内に入ると、粒子の小さい物質は肺胞にとどまり、呼吸器疾患の一因となります。

**フロン回収破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）**

オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、機器の廃棄時における適正な回収及び破壊処理の実施等を義務づけた法律です。

本法律の対象は、業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されているクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の3種類のフロン類です。

**保安林**

公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加えた森林のことです。保安林は目的に合わせて17種類があり、農林水産大臣または都道府県知事が森林法に基づき指定します。

**保存樹木・樹林**

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市計画区域内において、一定の要件を満たす樹木や樹林のうち、自治体が都市の美観風致を維持するために、保存の必要があると認めて指定した樹木、樹林です。

**【や～よ】****有機塩素化合物**

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称です。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成されます。

付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があり、溶媒、農薬として使用されます。しかし、化合物により差はありますが、その難分解性、蓄積性、毒性のために、近年、地下水汚染、食物連鎖による生物体内濃縮、オゾン層の破壊など環境破壊、生体影響が表面化しました。

このため、PCB やトリクロロエチレンなどについては、人の健康の保護に関する環境基準が設定され、その製造や排出が規制されています。

**ユニバーサルデザイン**

すべての人のデザインという意味で、障害や年齢・国籍・性別などの違いをこえ、ある特定の人のためではなく、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりなどを行っていくという考え方のことです。

**【ら～ろ】****ライフサイクルアセスメント（LCA：Life Cycle Assessment）**

製品の一生（製造、輸送、販売、使用、廃棄、再利用まですべての段階）における環境負荷を評価する手法のことです。具体的には、使用されるエネルギーや天然資源、環境へ排出される大気汚染物質、水質汚濁物質、廃棄物などを定量的、客観的かつ科学的に分析し、環境影響への評価を行います。

**リサイクルステーション**

家庭から排出される資源物（新聞紙・雑誌・その他の紙類・ダンボール・古布類・ビン類）を地域に限らず誰でも持ち込めることができる資源物回収の拠点のことです。

本市では平成19年4月時点で南部清掃工場など10ヶ所に設置されています。

**緑地協定**

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者の全員の合意により、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度であり、それにより、地域の人々の協力で街を緑豊かな環境にすることができる制度です。自治体の許可を受けて締結される協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められます。

**緑地保全地域**

都市緑地法に基づき、都市部近郊の里地・里山などの広範囲の緑地を守るための制度です。地区内では、一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成などの行為に制限がかかりますが、特別緑地保全地区と比較して、その規制は緩やかです。



浜松市では、浜松ブランドの代名詞と言える「うなぎ」をモチーフとした、赤塚不二夫氏原作の人気マンガ「天才バカボン」に登場する『ウナギイヌ』を、浜松市マスコットキャラクターに決定しました。

マスコットキャラクターは、浜松に『幸せ』を呼び込み、市民の皆さんに『幸せ』を運び、浜松から全国に『幸せ』を届けるための“浜松のシンボル”として、「はままつ福市長」の肩書きを持っています。



市の花  
【ミカン】



市の木  
【マツ】



市の鳥  
【ウグイス】

## 浜松市環境基本計画

発行：浜松市 平成 20 年 3 月

編集：浜松市環境部環境企画課

〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目 11-2

電話：053-453-6146 FAX：053-450-7013

E-mail：kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp